

# Resona Group リそなグループ

ディスクロージャー誌

2009

 リそなホールディングス

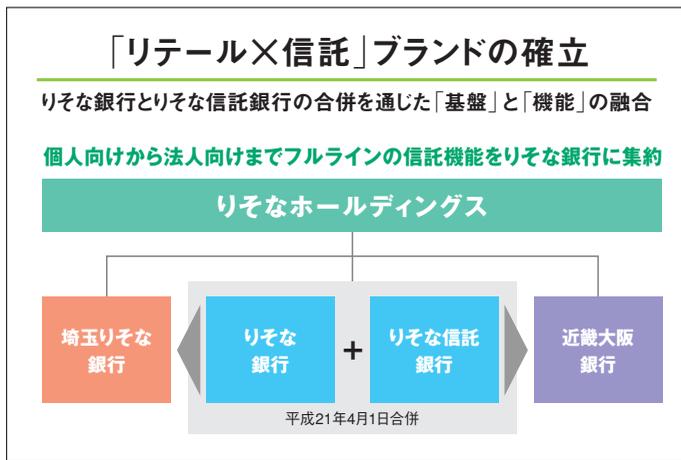
リそな銀行 埼玉リそな銀行 近畿大阪銀行

# りそなグループ経営理念

りそなグループは、  
創造性に富んだ金融サービス企業を目指し、

- お客さまの信頼に応えます。
- 変革に挑戦します。
- 透明な経営に努めます。
- 地域社会とともに発展します。

りそなグループは、金融持株会社りそなホールディングスの傘下に3つの銀行（りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行）を有する金融グループです。グループ各銀行がそれぞれの地域特性に応じた地域密着の営業を行うとともに、りそな銀行とりそな信託銀行の合併により、「顧客基盤」と「信託機能」の融合による『リテール×信託』ブランドを確立させ、「真のリテールバンクの確立」を目指します。



## ● 国内ネットワーク

	りそな	埼玉りそな	近畿大阪	合計	関東圏	関西圏
有人店舗数	321	128	136	585	286	276
無人店舗数	518	323	26	867	542	305
店舗数合計	839	451	162	1,452	828	581

- \*有人店舗は、払込専門支店、共同利用ATM管理専門支店、住宅ローン支店、証券信託業務支店、年金管理サービス支店、外国為替業務室、東京外国事務センター、信託サポートオフィスを除き、ローン債権管理支店を含む
- \*無人店舗は、共同出張所を除く
- \*りそな銀行の無人店舗は、バンクタイムATM948ヶ店を除く
- \*関東圏：東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県
- \*関西圏：大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県

## ● 格付情報

	Moody's		S&P		R&I		JCR	
	長期	短期	長期	短期	長期	短期	長期	短期
りそなホールディングス	—	—	—	—	A-	—	—	—
りそな銀行	A1	P-1	A-	A-2	A	a-1	A	J-1
埼玉りそな銀行	A1	P-1	—	—	A	—	A	J-1
近畿大阪銀行	A1	P-1	—	—	—	—	—	—



## りそなグループ

りそなグループのネットワーク、目次	1
りそなグループの概要	3
りそなホールディングスの会長メッセージ	5
りそなホールディングスの社長メッセージ	6
グループ銀行社長メッセージ	7
りそなグループの概況	9
持続的成長に向けた、経営課題への取り組み	11
公的資金返済の状況と今後の資本政策について	14
業績ハイライト	16
コーポレート・ガバナンス体制について	22
コンプライアンス体制について	26
リスク管理体制について	31
自己資本管理体制について	54
内部監査体制について	56
平成21年3月期のトピックス	57
CSR(企業の社会的責任)について	60
グループ会社のご紹介	63
決算公告・開示項目等	382

りそなグループ

## りそなホールディングス

財務・コーポレートデータセクション	64
自己資本の充実の状況・バーゼルⅡ関連データセクション	100

りそなホールディングス

## りそな銀行

財務・コーポレートデータセクション	138
自己資本の充実の状況・バーゼルⅡ関連データセクション	194
旧りそな信託銀行	
財務・コーポレートデータセクション	242
自己資本の充実の状況・バーゼルⅡ関連データセクション	254

りそな銀行

## 埼玉りそな銀行

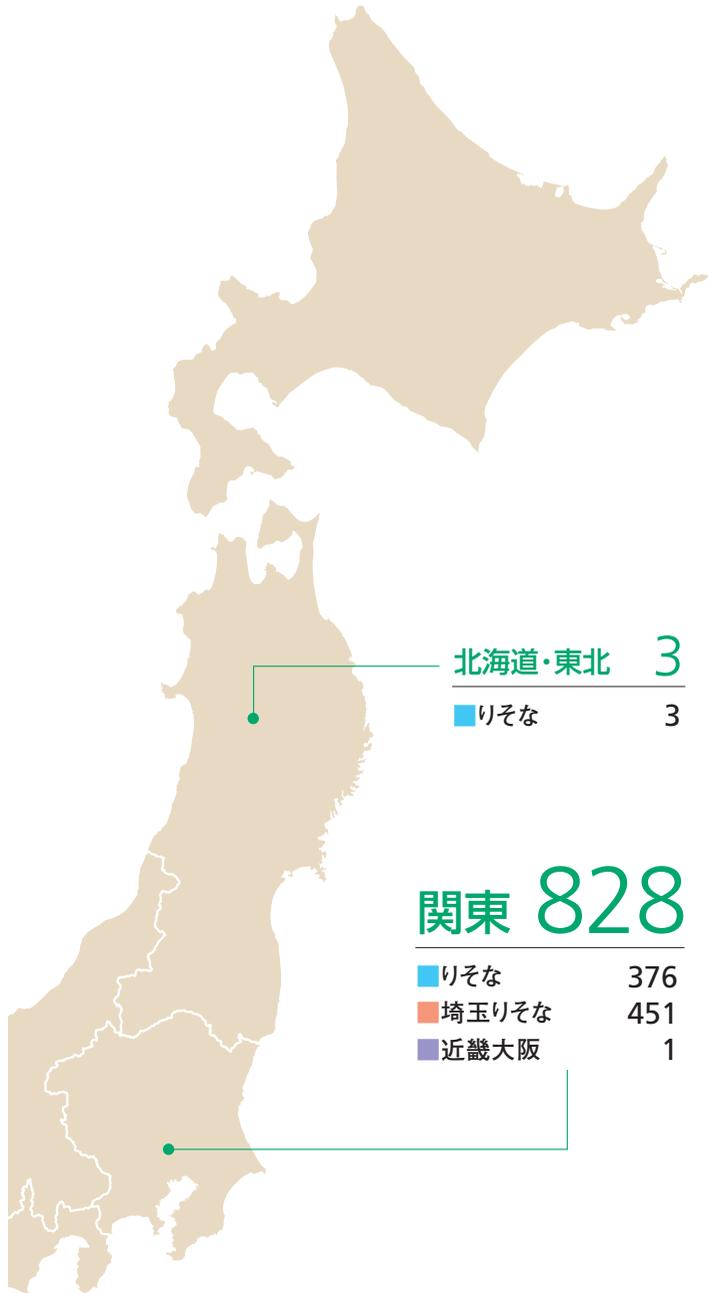
財務・コーポレートデータセクション	264
自己資本の充実の状況・バーゼルⅡ関連データセクション	296

埼玉りそな銀行

## 近畿大阪銀行

財務・コーポレートデータセクション	316
自己資本の充実の状況・バーゼルⅡ関連データセクション	356

近畿大阪銀行



## 海外ネットワーク 4

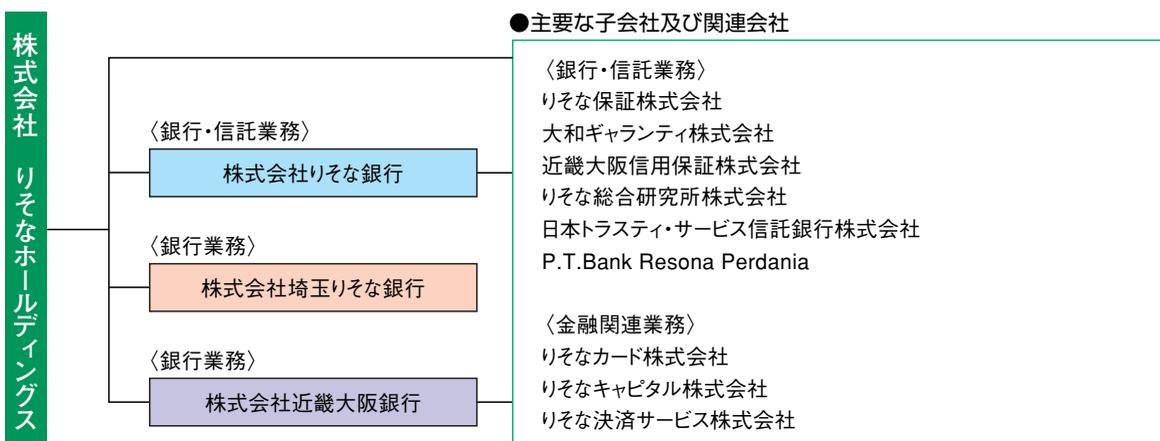
りそな 4



平成21年4月1日現在

# りそなグループの概要

## りそなグループの事業系統図



## りそなホールディングスのあゆみ

- 平成13年12月 株式会社大和銀行、株式会社近畿大阪銀行及び株式会社奈良銀行の3行が、株式移転により持株会社「株式会社大和銀ホールディングス」を設立。
- 12月 当社普通株式を株式会社大阪証券取引所並びに株式会社東京証券取引所の各市場第一部に上場。
- 平成14年 2月 株式会社大和銀行より大和銀信託銀行株式会社の株式を取得し、同行が当社の完全子会社となる。
- 3月 株式会社あさひ銀行が、株式交換により当社の完全子会社となる。
- 3月 大和銀信託銀行株式会社が、会社分割により株式会社大和銀行の年金・法人信託部門の信託財産を引継ぎ、営業を開始。
- 3月 当社保有の大和銀信託銀行株式会社の株式の一部を国内金融機関12社及びクレディ・アグリコルS.A (フランス)の子会社で本社グループのアセットマネジメント部門を統括するセジェスパーに譲渡。
- 4月 新しいグループ名を「りそなグループ」とする。
- 9月 あさひ信託銀行株式会社が、営業の一部（投資信託受託業務等）を大和銀信託銀行株式会社へ営業譲渡。
- 10月 株式会社大和銀行が、あさひ信託銀行株式会社を吸収合併。
- 10月 当社の商号を株式会社りそなホールディングスに変更。
- 11月 当社所有のりそな信託銀行株式会社（旧 大和銀信託銀行株式会社）の株式の一部を国内金融機関12社に譲渡することを取締役会において決定。
- 平成15年 1月 香港大手金融機関の東亜銀行と、アジア地域の金融サービスに関する業務提携につき合意。
- 3月 株式会社大和銀行と株式会社あさひ銀行が、分割・合併により株式会社りそな銀行と株式会社埼玉りそな銀行に再編。
- 7月 株式会社りそな銀行が、預金保険機構に対して総額1兆9,600億円の普通株式及び議決権付優先株式を発行。
- 8月 当社と株式会社りそな銀行との株式交換により預金保険機構が当社普通株式及び議決権付優先株式を取得。
- 平成17年 1月 外部株主が保有するりそな信託銀行株式会社の株式の一部について買取を実施。
- 3月 りそな信託銀行株式会社が、株式交換により当社の完全子会社となる。
- 平成18年 1月 株式会社りそな銀行と株式会社奈良銀行が合併。
- 平成21年 4月 株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が合併。

## りそなWAY（りそなグループ行動宣言）

### お客さまと「りそな」 「りそな」はお客さまとの信頼関係を大切にします。

- ・お客さまからの信頼を全てに優先し、お客さまの喜ぶ顔や幸せのために、誠実で心のこもったサービスを提供します。
- ・お客さまのニーズに応え、質の高いサービスを提供します。
- ・常に感謝の気持ちで接します。

### 株主と「りそな」 「りそな」は株主との関係を大切にします。

- ・長期的な視点に立った健全な経営を行ない、企業価値の向上に努めます。
- ・健全な利益の適正な還元を目指します。
- ・何事も先送りせず、透明な経営に徹し、企業情報を公正かつ積極的に伝えます。

### 社会と「りそな」 「りそな」は社会とのつながりを大切にします。

- ・「りそな」が存在する意義を多くの人々に認めていただけるよう努力します。
- ・広く社会のルールを遵守します。
- ・良き企業市民として地域社会に貢献します。

### 従業員と「りそな」 「りそな」は従業員の人間性を大切にします。

- ・「りそな」の一員であることに誇りを持って働ける職場を創ります。
- ・創造性や変革に挑戦する姿勢を重んじます。
- ・従業員一人ひとりの人間性を尊重し、能力や成果を公正に評価します。

## りそなブランド宣言 『りそなブランド宣言』は、みなさまへの「約束」です。

### Vision

#### 私たち「りそな」が目指すもの

りそなグループは、ヒューマンコミュニケーションを大切にし、お客さまひとりひとりの“満足を超える感動”を創造する金融サービスグループを目指します。

### Promise

#### そのために実行すること

私たちは、お客さまの期待と信頼にお応えするために、自ら気付き、考え、行動します。  
きめ細やかなリレーションシップと最適なソリューション、そしてスピード感あるサービスで、お客さまの夢の実現に貢献します。

### Slogan

【ビジョン】【プロミス】の思いを込めた「りそな」のスローガン

新しいクオリティへ、新しいスピードで。『りそな』  
HUMAN COMMUNICATION

## りそなホールディングス 会長メッセージ



皆さまには平素より、りそなグループをお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

昨年度におきましては、金融機関を取り巻く経営環境は期初の想定を大きく超えて大変厳しいものとなりました。特に昨年9月の所謂「リーマンショック」以降は、世界の金融市場が一斉に機能不全に陥り、GDPも一時的に大幅なマイナス成長となるなど、歴史的な深度・スピードでの落ち込みとなりました。

こうした環境下、グループ連結の最終損益で1,239億円の黒字を計上することができました。前期比では大幅な減益となりましたが、これは、不動産や建設セクターのお取引先の一部で業績や信用の悪化が顕在化するケースがありましたので、将来的なダウンサイドリスクへの対応も含め償却・引当の対応を強化したこと等によるものです。

また、株安が進行する中、政策保有株式等の残高が相対的に少なく、株式の減損等の影響は比較的小さなもので済みました。これは、平成15年の公的資金注入以降、1兆円以上の保有株式を売却し、リテールバンキング業

務への経営資源の集中を進めてきた成果であります。

なお、昨年度を通じ、公的資金について、注入額ベースで計2,523億円の返済を実現しています。

新年度のスタートと時を同じくして、りそな銀行とりそな信託銀行が合併しました。信託を活用した様々なソリューションを提供していくことで、個人のお客さまには「生活設計サポート型ビジネス」を、法人のお客さまには「経営課題解決型ビジネス」を強化していく方針です。明確なリテールバンキング業務へのフォーカスと信託機能を活用した質の高いソリューションを融合させることで、「リテール×信託」というワンランク上の金融グループを創り上げていく所存であります。何卒、今後とも皆さま方の一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年7月  
株式会社りそなホールディングス  
取締役兼代表執行役会長

細谷英二

## りそなホールディングス 社長メッセージ



皆さまには平素より、りそなグループをお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

平成20年度は、米国サブプライムローンに端を発した世界的な金融マーケットの混乱が实体经济へ波及し、国内外の景気が低迷する中、銀行経営にとっては非常に厳しい1年となりました。こうした環境下で、持続的な黒字体質をお示しできたことは、お客さまに軸足を置いたこれまでの様々な改革の成果と考えております。

平成21年度は、昨年秋に発表いたしました新たな「経営の健全化のための計画」の初年度となります。本計画期間においては、『りそな』の差別化戦略を徹底し、更なる事業領域の選択と集中を進めると共に、新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No.1への挑戦といった「りそなスタイルの確立」に取り組むことで、「真のりそなスタイル『りそな』」の姿をお示ししてまいります。

今年4月に、りそな銀行とりそな信託銀行を合併させましたが、りそな銀行では商業銀行としての店舗網・人員を活かし、「リテール×信託」という新たなビジネスモデルで、個人・法人のお客さまのニーズにお応えしてまいります。埼玉りそな銀行は、地域密着の運営体制の下、

地元埼玉と共に更なる発展を目指してまいります。近畿大阪銀行は、昨年システム統合を完了致しました。大阪最大規模の営業基盤を持つ地方銀行として、お客さまにより利便性の高い商品・サービスをご提供し、独自の地域密着型運営で地域に貢献してまいります。

『りそな』は、こうしたグループの総合力により、金融サービス企業として他の追随を許さないリテールバンクのフロントランナーを目指してまいります。

今後とも、皆さま方の一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年7月  
株式会社りそなホールディングス  
取締役兼代表執行役社長

檜垣 誠司

## りそな銀行

皆さまには平素より、りそな銀行をお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

平成20年度は世界的な金融マーケットの混乱が実体経済へと波及し、これまで日本経済を下支えしてきた輸出産業までもが在庫調整、生産調整を強いられるなど、前例のないスピードで日本の景気は後退局面に入りました。こうした厳しい環境下ではありましたが、りそな銀行は公的資金注入後に断行した経営改革などにより安定度の高いビジネス構造へと転換したことで、黒字計上を継続することができました。平成21年度につきまし

ても厳しい経済環境が続くと予想されます。リテールビジネスに軸足を置き、皆さまのご期待にお応えしてまいります。

本年4月1日、りそな銀行とりそな信託銀行が合併いたしました。個人の信託業務に強みを持つりそな銀行と年金・証券信託業務を専門とするりそな信託銀行が合併したことで、あらゆるお客さまに多様なソリューションと質の高いサービスをワンストップでご提供できる信託併営銀行に生まれ変わりました。リテールビジネスと信託が融合した独自の「りそなスタイル」を構築し、さらなる企業価

## 埼玉りそな銀行

皆さまには、平素より埼玉りそな銀行をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

昨年秋以降の世界的な経済危機とも言われる中において、わが国の景気は急速な悪化が続いており、埼玉県経済にもその影響が及んできています。

こうした厳しい経済環境の中で、弊社といたしましては、従来にも増して「お客さま第一主義」を徹底し、お客さまの立場にたって考え行動することで、法人のお客さまの経営課題をしっかりと解決し、個人のお客さまにはライフサイクルに応じた質の高いサービスをご提供し

てまいりたいと考えております。そのためにも、お客さまのご相談にお応えできる高い知識やスキル、コミュニケーション力を備えた人材を育成し、地域との確かなリレーションを築いてまいりたいと思います。

今年度は、弊社にとって、昨年11月に策定いたしました新しい経営健全化計画の実質的なスタートの年であります。埼玉県に根ざした地域金融機関として、お客さまや埼玉県内各地域からの信頼をより確かなものとし、引き続き同計画で掲げた健全性の維持・向上と持続的な成長に努めてまいります。そして、開業以来の経営ビ

## 近畿大阪銀行

皆さまには、平素より近畿大阪銀行をお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

昨年は所謂リーマンショック等に端を発した世界的な景気後退により、弊社の営業基盤の中心である関西においても、家計や事業活動は非常に厳しいものとなり、経済全体にも深刻な影響を及ぼしました。また、金融界では銀行の再編が進むなど激動・激変の1年でありました。

このように平成20年度の経営環境は非常に厳しいものでしたが、弊社では昨年7月にお客さまに対するサービスの更なる向上等を目的に弊社システムをりそなグル

ープ共通システムへ移行を行い、また、低迷する景気の中でも地元で頑張っておられるお客さまの事業活動を応援するため、今年1月には「地元企業応援部」を設置するなど、地域に密着し、地域やお客さまのお役に立つことを第一に営業を行った結果、平成20年度決算では黒字を確保することができました。

平成21年度は、経済産業省の委託事業である『地域力連携拠点』実施機関に関西地銀で始めて採択される等、りそなグループがめざす「真のリテールバンク」を弊社独自のスタイルで実現し、地域やお客さまに信頼され、

値の向上を実現するとともに、お客さまから最も支持される「真のリテールバンク」をめざしてまいります。

引き続き、皆さまの一層のご愛顧、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年7月

株式会社 りそな銀行  
代表取締役社長

岩田 直樹



ジョンである「埼玉県の皆さまに信頼され、地元埼玉とともに発展する銀行」の実現を目指してまいります。

皆さまにおかれましては、今後とも一層のご愛顧、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年7月

株式会社 埼玉りそな銀行  
代表取締役社長

上條 正仁



必要とされる金融機関となるよう努めてまいります。

皆さまにおかれましては、これからも引き続き一層のご愛顧、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年7月

株式会社 近畿大阪銀行  
代表取締役社長

桔梗 芳人



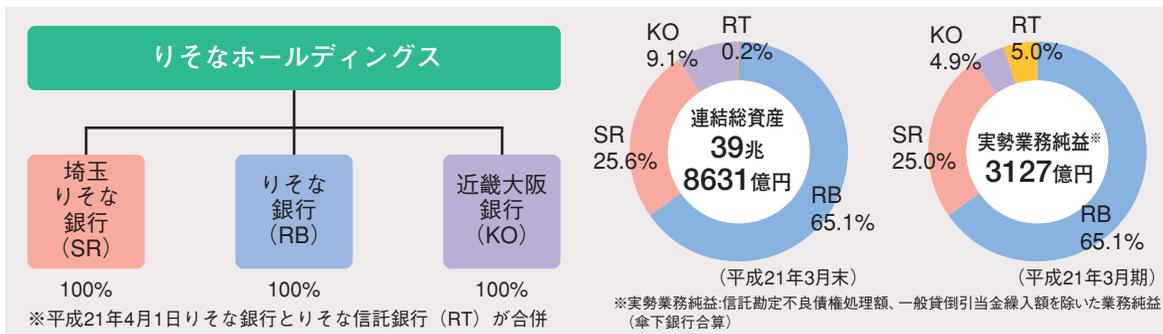
# りそなグループの概況

## りそなグループについて

りそなグループは、金融持株会社であるりそなホールディングスの傘下に3つの商業銀行を持つ総資産約40兆円を有する日本で第4位の金融グループです。

なお、平成21年4月1日にりそな銀行とりそな信託銀行が合併し、りそな銀行に信託機能が集約されました。

### <グループの事業系統図>



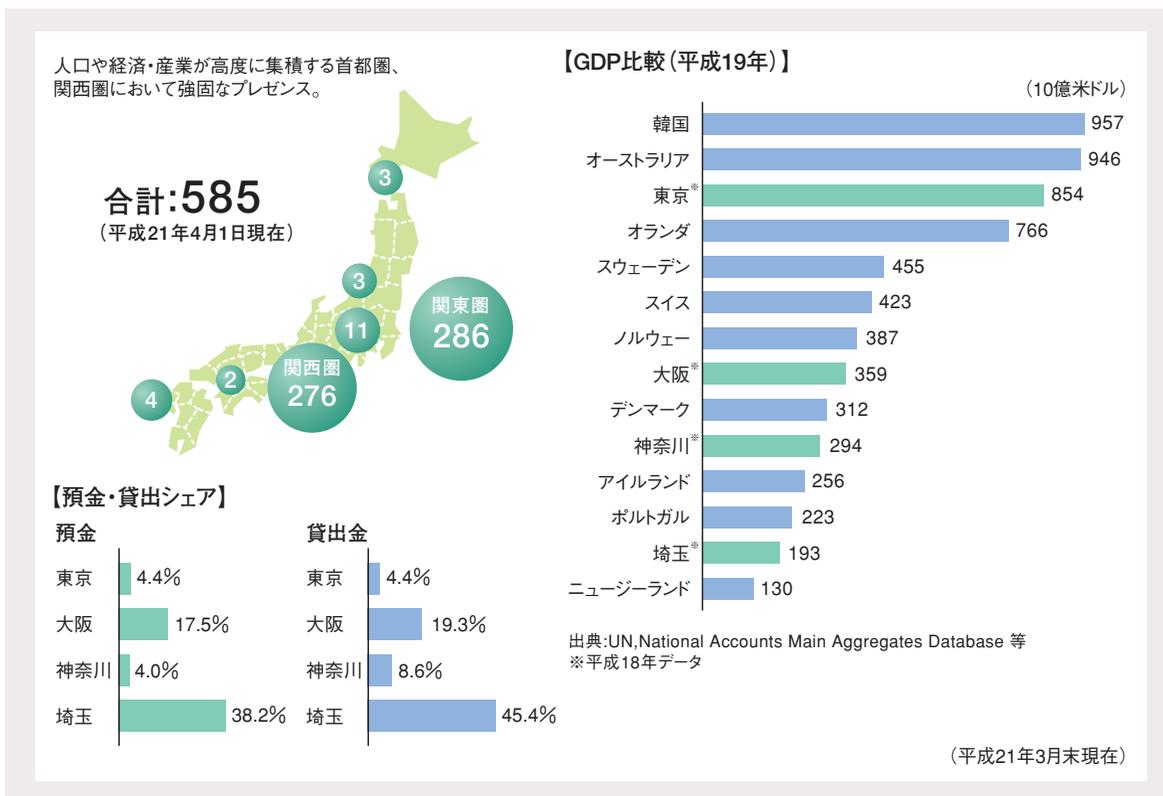
## りそなグループの比較優位性

### (1) 強固なフランチャイズバリュー

りそなグループは、人口や経済・産業が高度に集積する首都圏、関西圏においてメガバンクに匹敵する店舗網を構築し、強固なプレゼンスを確立しています。これらのエリアで、「真のリテールバンクの確立」に向

け、地域に根ざしたきめ細やかな営業活動に取り組んでいます。特に埼玉県における預金・貸出金の市場シェアは40%程度、大阪府でも20%近いシェアを獲得しています。

### <フランチャイズバリュー>

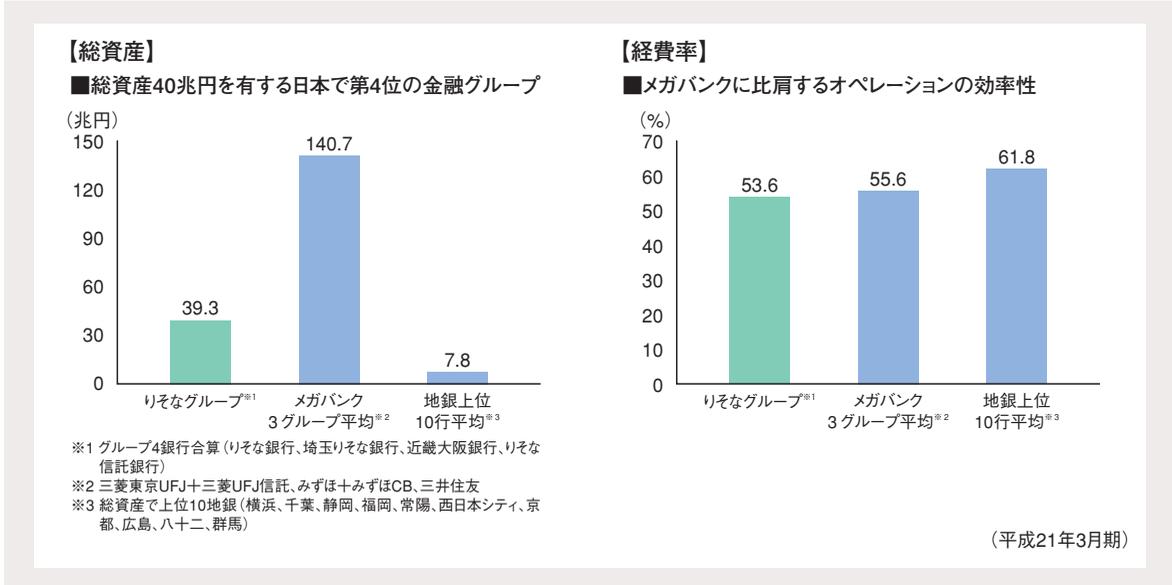


(2) スケールメリットによる高い効率性

りそなグループの総資産は約40兆円で、主要な地方銀行と比べ、規模の利益を追求可能なスケールを

有しています。また、りそなグループはリテール業務に特化した銀行でありながら、メガバンクと比較しても遜色のない経費率の水準を実現しています。

<スケールメリットによる高い効率性>

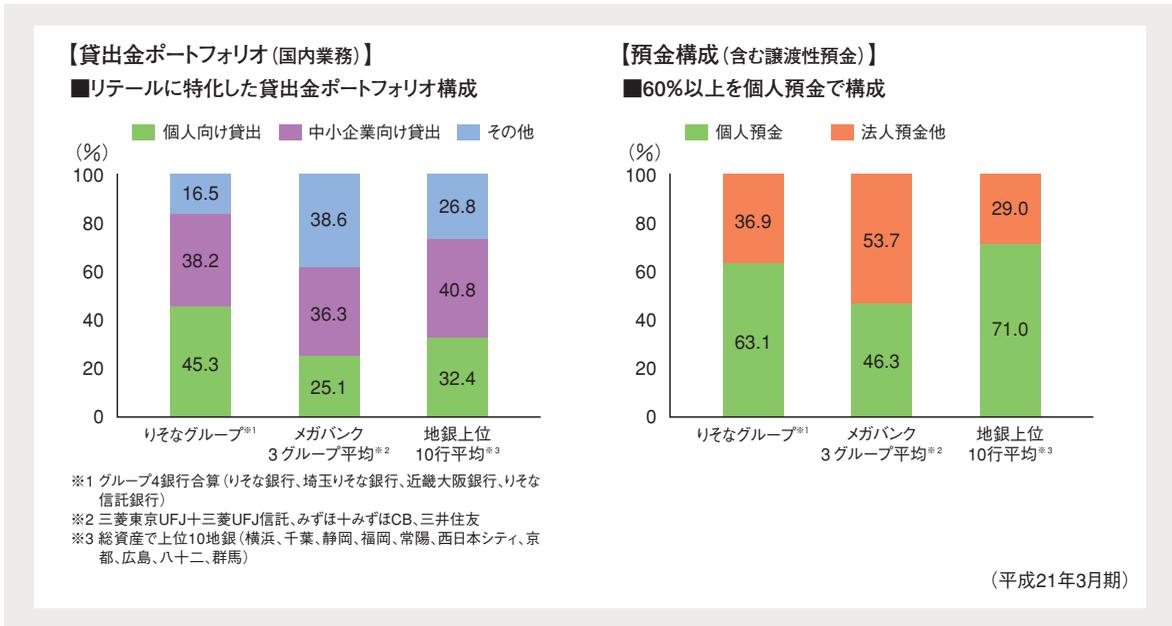


(3) リテールバンキング業務への集中

貸出金は、中小企業及び個人のお客さま向けで全体の80%以上、預金は、60%以上が個人預金で占め

られており、リテール業務に軸足を置いた預金・貸出金構成となっています。

<リテールバンキング業務への集中>



## 持続的成長に向けた、経営課題への取り組み

### ～「真のリテールバンクの確立」を目指して～

平成21年4月1日、りそな銀行とりそな信託銀行は合併をいたしました。これにより、りそな銀行は個人向けから法人向けまでフルラインの信託機能を持った商業銀行として、新たなスタートを切りました。

現在、りそなグループは「真のリテールバンクの確立」に向け、地域に根付いたきめ細かな営業活動に取り組んでおります。今回の合併を機にこれらの動きを更に加速させ、「顧客基盤」と「信託機能」の融合による『リテール×信託』ブランドの確立に挑戦するとともに、リテールバンクのフロントランナーとしての地位を確固たるものとしてまいります。

これまで企業年金や証券信託の業務は、りそな信託銀行が機能を提供し、グループの商業銀行が信託代理店契約を通じて営業していました。今回の合併に

よって、個人向け(遺言信託、資産承継等の個人向け)から法人向け(不動産、企業年金、証券信託等の法人向け)まで、すべての信託機能がりそな銀行に集約され、りそな銀行は今まで以上の差別化を図れるようになりました。

メガバンクに対しては、銀行本体での信託機能の提供、地域密着、金融サービス業としての取り組みなど、リテールと信託を融合した独自のスタイルが優位に働きます。一方、専門の信託銀行に対しては、顧客基盤、全国585の有人店舗のネットワーク、営業力などが大きな強みとなります。高度な専門性を持った「21世紀型の信託併営銀行」を目指し、持続的な成長を推進していきます。

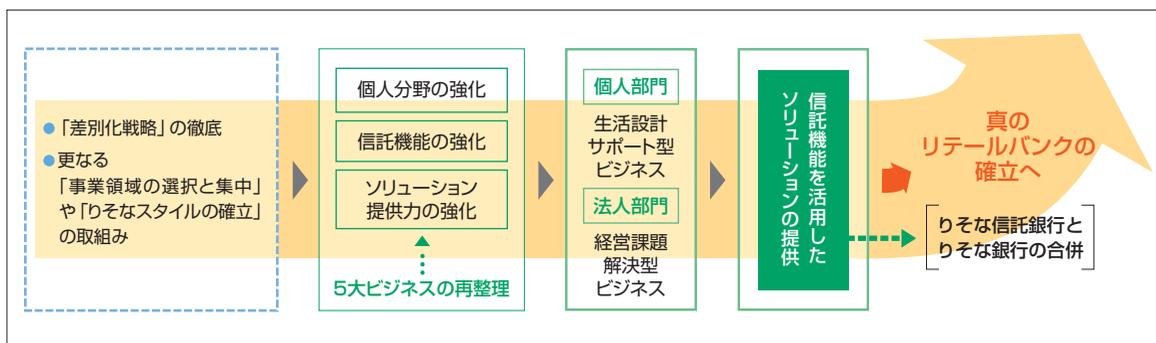
### 信託機能を活用した差別化戦略

りそなグループでは、従来からの差別化戦略を徹底するとともに、更なる「事業領域の選択と集中」や「りそなスタイルの確立」に取り組んでいます。このため、りそなの強みである5大ビジネス(中小企業取引、個人ローン、金融商品販売、不動産、企業年金)を「個人分野の強化」「信託機能の強化」「ソリューション提供力の強化」という3つのテーマを切り口としてマーケットインの発想で再整理し、「お客さまのニーズに合っ

た商品・サービスを提供する生活設計サポート型ビジネス」「企業の成長をサポートする経営課題解決型ビジネス」を目指してまいります。今般、その取り組みを更に加速させるべく、りそな銀行とりそな信託銀行は合併いたしました。

りそなグループは、信託という高度な専門性と優れたソリューション力で「真のリテールバンクの確立」を目指してまいります。

#### <「真のリテールバンクの確立」の実現に向けて>



## 部門別のミッション再定義と信託シナジーの創出

お客さまへのサービスレベルの向上を目指し、「個人部門」と「法人部門」の位置付けと今後の施策を明確化しました。更に営業体制の強化・人員の拡充を図り、信託機能の活用を積極的に推進してまいります。

### 個人部門

個人のお客さまには、人生の様々な場面で活用いただける最適な商品・サービスをご提供することにより、豊かな生活設計をサポートしてまいります。特にりそなが得意とする個人ローン、資産運用、資産承継等のコンサルティングや提案を的確にさせていただき、生涯にわたりお取引していただくことを目指してまいります。

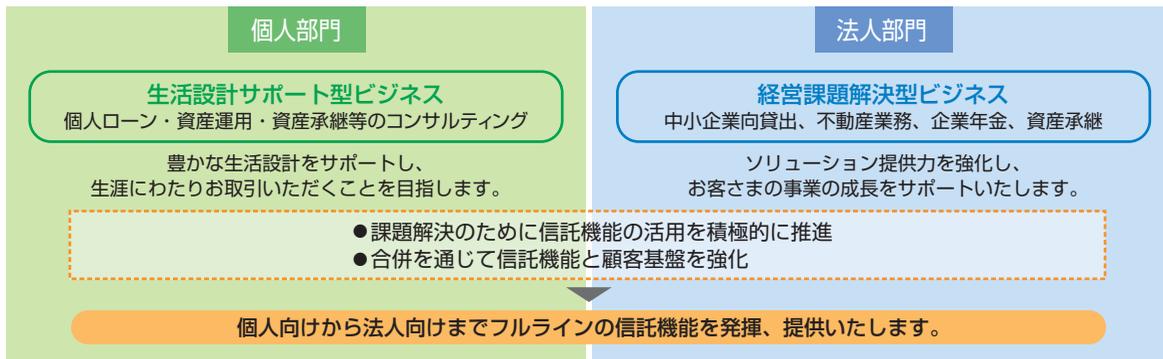
具体的には、遺言信託の受託を1つの契機として、取引機会を金融商品の販売、不動産の仲介、アパート・マンションローン組成などへと拡大していきます。また、資産運用ニーズの高い個人のお客さまに対するビジネスへの取組みも本格化し、信託機能を活かした新商品の開発にも注力してまいります。

### 法人部門

法人のお客さまの抱える経営課題が複雑化・多様化する中、りそなの持つ知恵やスキルを結集させることによる経営課題解決型ビジネスを展開いたします。中小企業向貸出や不動産業務に加え、企業年金や資産承継などの経営課題のソリューションを提供することにより、法人のお客さまの事業の成長をサポートしてまいります。

具体的には、営業力の強化により年金信託業務の拡大に注力するほか、法人向け特定金銭信託やファンドトラスト等の新たな信託商品、知的財産権信託等のオーダーメイド型の信託商品を提供してまいります。このように、様々な信託ソリューションの提供を契機に、法人のお客さまならびに経営者との信頼関係を深め、長期的に安定した取引関係を構築してまいります。

### <個人・法人部門の再定義と信託シナジーの創出>



## 合併の効果

今回の合併により、りそな銀行は、個人向けから法人向けまでフルラインの信託機能を持った商業銀行として新たなスタートを切りました。商業銀行の持つ顧客基盤・有人店舗・ネットワークと、信託機能を融合することにより、より多くのお客さまに信託機能をご活用いただくことで、『リテール×信託』という新たなブランドを確立してまいります。

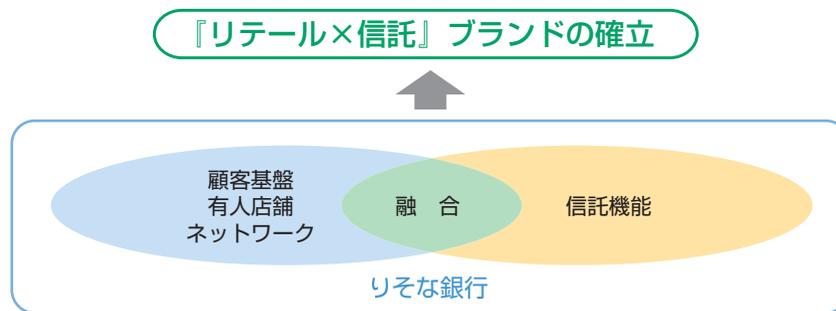
期待される合併効果は「信託機能の強化に基づく営業力及びサービス組成力の強化」「経営の効率化」

の2つに大きく分けられます。(下図参照)

個人・法人それぞれの部門において『リテール×信託』ブランドを確立することにより、お客さまとの信頼関係を深め、長期的に安定した取引関係を構築することが可能となり、信託業務からの“直接収益”の拡大のみならず、預貸金収益や信託業務以外のフィー収益など、“間接収益”の拡大(シナジー効果)を目指してまいります。

### <期待される合併効果>

信託機能の強化に基づく営業力 及びサービス組成力の強化	営業力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●りそな銀行営業店の年金推進マインド強化</li> <li>●バランスシート情報を活用した退職給付ソリューションの提供</li> <li>●投信販売部門との連携強化による投信受託営業力の強化、等</li> </ul>
	顧客リレーション構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業年金等の信託ソリューション提供を契機とする企業ならびに経営層との関係強化と取引深耕</li> </ul>
	資産運用機能の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●グループが販売する公募投信への投資助言機会の拡大</li> <li>●資金運用ニーズの高い顧客に対する資金運用機能の提供、等</li> </ul>
経営の効率化	重複する間接部門の合理化	
	りそなグループ内の法人格減少による運営の効率化	



# 公的資金返済の状況と今後の資本政策について

## 公的資金返済に向けた基本方針

りそなグループは、平成18年5月に右記を内容とする「公的資金返済に向けた基本方針について」を公表しております。

1. 返済原資を可能な限り早期に確保すること
2. 適切な自己資本比率を維持すること
3. 普通株式の希薄化を可能な限り回避すること

## 公的資金早期返済に向けた平成20年度における取組み

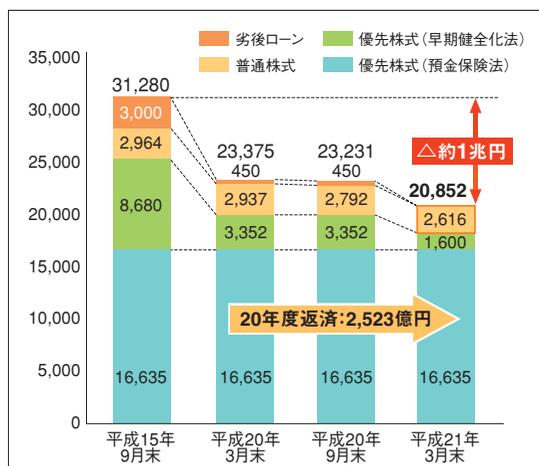
### 1. 公的資金2,523億円の返済

平成20年度におきましては、平成20年6月に第一生命保険相互会社による買受けを目的として、また、12月にクレディ・アグリコル・エス・エーによる買受けを目的として、預金保険機構が公的資金普通株式の一部を売却することで、それぞれ144億円、175億円(各注入額ベース)の公的資金が返済されました。更に、平成21年3月には、優先株式1,752億円(注入額ベース、早期健全化法分)を買入売却するとともに、永久劣後ローン450億円(早期健全化法分)を返済いたしました。

この結果、平成20年度累計では、2,523億円(注入額ベース)の公的資金を返済し、劣後ローンによる公的資金は完済いたしました(当初借入金額3,000億円、金融機能安定化法および早期健全化法分)。また、平成15年以降の公的資金返済額の累計は1兆円(注入額ベース)を超えました。平成21年3月末現在の公的資金残高は、下記「公的資金残高一覧表(注入額残高)」の通りとなっております。

#### <公的資金の返済実績(注入額ベース)>

(単位:億円)



#### <公的資金残高一覧表(注入額残高)>

(単位:億円)

	金額		返済額 (2)-(1)
	15年9月末 (1)	21年3月末 (2)	
公的資金合計	31,280	20,852	▲10,427
優先株式	25,315	18,235	▲7,080
早期健全化法	8,680	1,600	▲7,080
乙種	4,080	—	▲4,080
丙種	600	600	—
戊種	3,000	—	▲3,000
己種	1,000	1,000	—
預金保険法	16,635	16,635	—
第1種	5,500	5,500	—
第2種	5,635	5,635	—
第3種	5,500	5,500	—
劣後ローン	3,000	—	▲3,000
金融安定化法	2,000	—	▲2,000
早期健全化法	1,000	—	▲1,000
普通株式	2,964	2,616	▲347

### 2. 公的資金優先株式にかかる潜在株式への対応

一斉転換期限のある早期健全化法優先株式については、市場環境の変化を踏まえた潜在株式への対応として、平成20年9月から平成21年3月までの間、市場を通じて当社普通株式を取得いたしました。取得した

自己株式の累計は約6,350万株(取得価額の総額852億円)となり、残存する早期健全化法優先株式の一斉転換期限が到来して普通株式が交付されることになっても、希薄化を回避することができます。

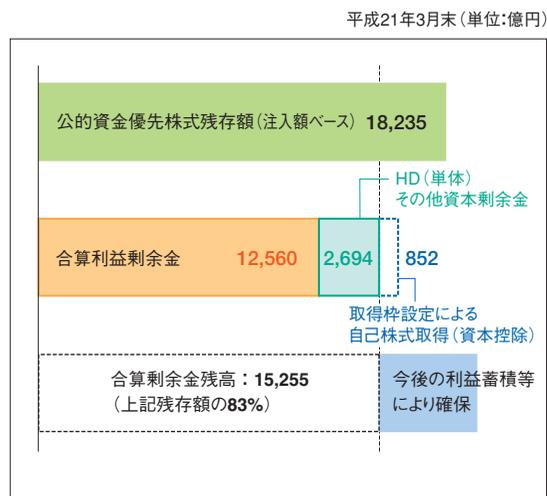
## 今後の公的資金の返済アプローチについて

## 1 残存する公的資金優先株式（注入額残高 18,235億円）

利益剰余金および市場で発行する優先株式（その他資本剰余金）を原資として買入消却していくことを基本方針としています。平成21年3月末時点で公的資金優先株式の残存額（注入額ベース）は1兆8,235億円となっておりますが、返済原資の方は持株会社および傘下銀行で確保している「合算利益剰余金」が1兆2,560億円、市場で発行した優先株式の資金により確保している「その他資本剰余金」が2,695億円あり、これらの合計で公的資金優先株式の残額（注入額ベース）に対し83%に相当する返済原資を確保しております。

なお、健全性の観点から、適切な自己資本比率を維持しながら、公的資金の返済を進めていく方針であります。

## &lt;返済原資の蓄積状況&gt;



## 2 残存する公的資金普通株式（注入額残高 2,616億円）

市場環境を見極めつつ、できるだけ早期に売却を実施するよう、関係当局との協議を進めてまいります。

# 業績ハイライト

平成21年3月期の損益概要等

(単位：億円)

	りそなホールディングス		連単差 (A)-(B)	傘下銀行単体合算 うち					
	〈連結〉 (A)	平成20年 3月期比		(B)	平成20年 3月期比	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行	りそな信託銀行
粗利益 [連結/業務]	7,395	△297	+642	6,753	△247	4,345	1,530	602	274
資金利益	5,470	△82	+146	5,324	△47	3,337	1,430	555	1
うち預貸金利益	/	/	/	4,716	△23	3,024	1,197	494	△0
信託報酬	354	△59	-	354	△59	71	-	-	282
役務取引等利益	1,178	△292	+488	689	△281	499	130	69	△9
その他業務粗利益	392	+138	+7	385	+141	436	△29	△21	-
うち債券関係損益	102	+29	-	102	+29	184	△52	△30	-
実勢業務純益	/	/	/	3,127	△251	2,037	782	152	155
“営業”経費(△)	3,844	△14	+283	3,561	+7	2,214	765	462	119
株式関係損益	△422	+16	△45	△376	+82	△339	△46	9	-
うち減損	△302	△20	△45	△257	+9	△218	△35	△2	-
与信費用総額(△)	1,814	+1,229	+174	1,639	+1,252	1,307	244	87	-
その他損益等	1,027	+611	+10	1,017	+596	1,073	△12	△42	△0
税引“前”当期純利益	2,341	△884	+148	2,193	△828	1,557	461	19	154
税金費用ほか(△)	1,102	+904	+117	985	+564	736	171	13	63
税引後当期純利益	1,239	△1,789	+31	1,207	△1,393	820	290	5	91

## 損益の状況

HD連結粗利益は、前期比297億円減少(3.8%減)の7,395億円、傘下銀行単体合算の粗利益は、前期比247億円減少(3.5%減)の6,753億円、同実勢業務純益は251億円減少(7.4%減)の3,127億円となりました。単体合算ベースで内訳を見ますと、預貸金利益は4,716億円と23億円の減少(0.4%減)にとどまりましたが、信託報酬が354億円、役務取引等利益が689億円と前期比それぞれ59億円(14.4%減)、281億円の減少(28.9%減)となりました。これは、預貸金業務が前期水準を堅持した一方で、マーケット環境の悪化を背景として年金・証券信託業務、金融商品販売業務、不動産業務等が低調に推移したことが主な要因です。

HD連結営業経費は、期初に売却しました東京本社ビルのリースバック費用が増加要因となりましたが、ベース経費の抑制により前期を14億円下回る3,844億円となりました。

株式関係損益は、リーマンショック以降の株式市況

の急落を主因に302億円の減損損失が発生したことから△422億円(HD連結ベース)となりました。

与信費用は、一部の業種・お取引先を中心に償却・引当金が増加したこと等から前期比1,229億円増加し、1,814億円(HD連結ベース)となりました。

連結のその他損益は前期比611億円増加して1,027億円となりましたが、これは東京本社ビルの売却益として特別損益に1,044億円計上していることが主な要因です。

なお、東京本社ビルの売却に伴い前期に計上した繰延税金資産を取り崩したこと等により、税金費用ほか前期比904億円増加し、1,102億円(連結ベース)となりました。

上記の結果、税引後当期純利益は、HD連結ベースで前期比1,789億円減少の1,239億円、傘下銀行単体合算ベースで前期比1,393億円減少の1,207億円となりました。

りそなグループの事業概況

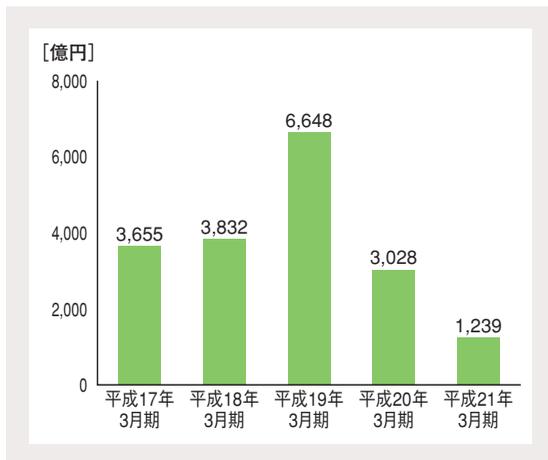
<連結粗利益>



<連結営業経費>



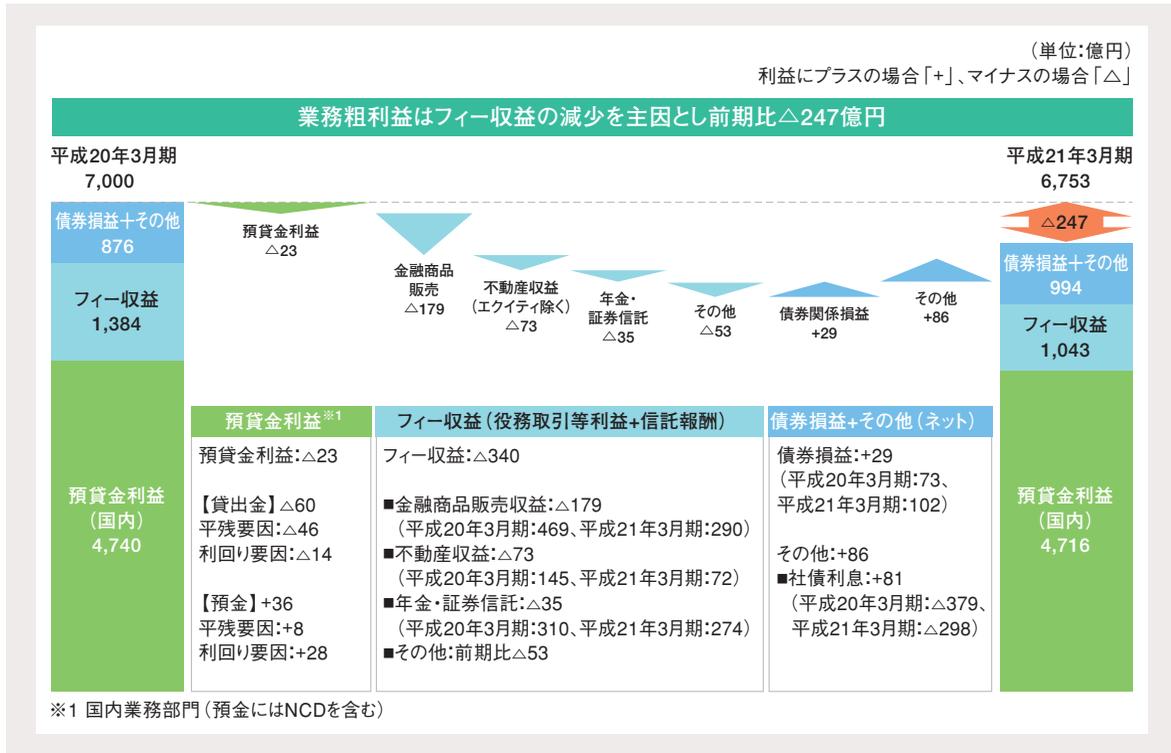
<連結当期純利益>



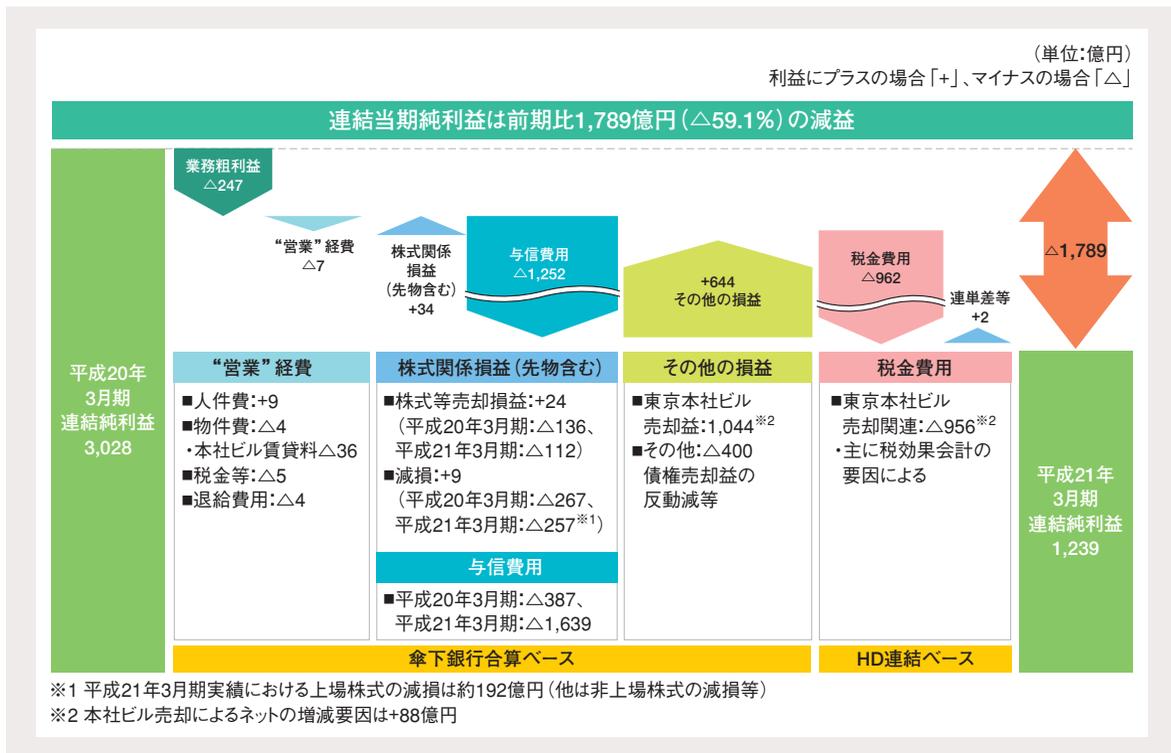
<連結1株当たり当期純利益>



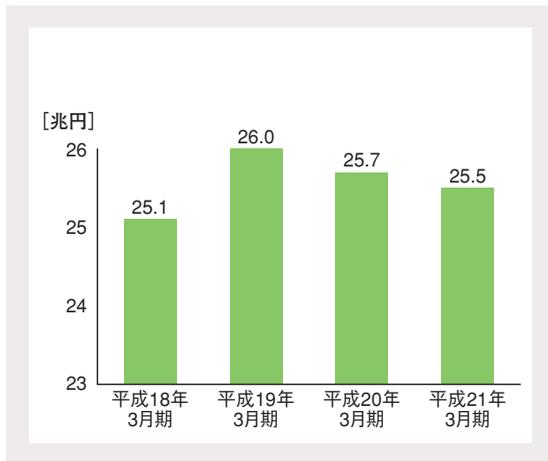
<業務粗利益の増減分析> (傘下銀行合算)



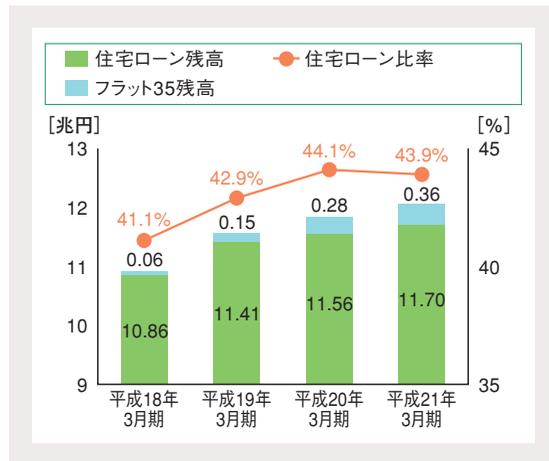
<当期純利益の増減分析>



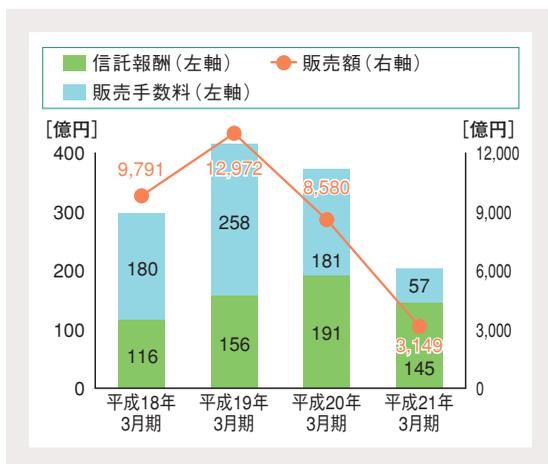
<貸出金残高のトレンド(平残)> (傘下銀行合算)



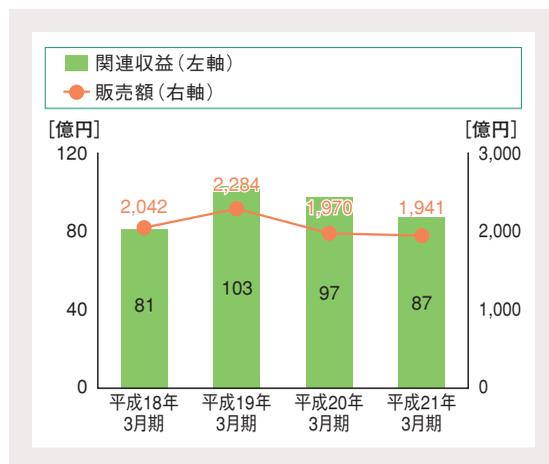
<住宅ローン> (傘下銀行合算)



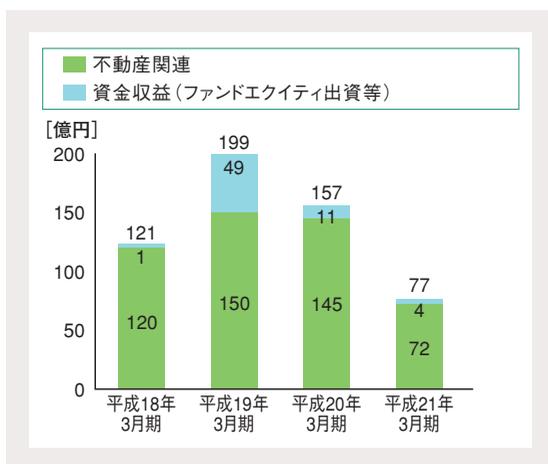
<投資信託> (傘下銀行合算)



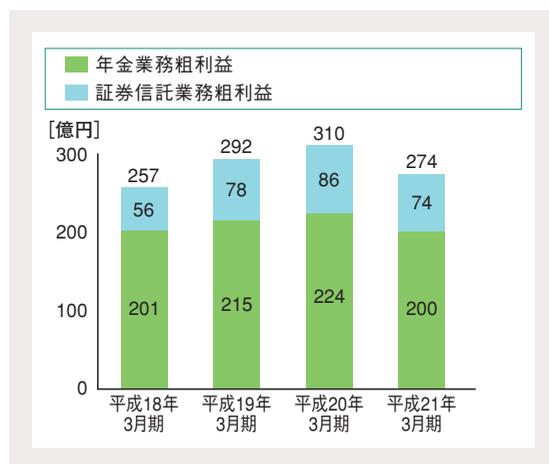
<個人年金保険> (傘下銀行合算)



<不動産業務> (りそな銀行)

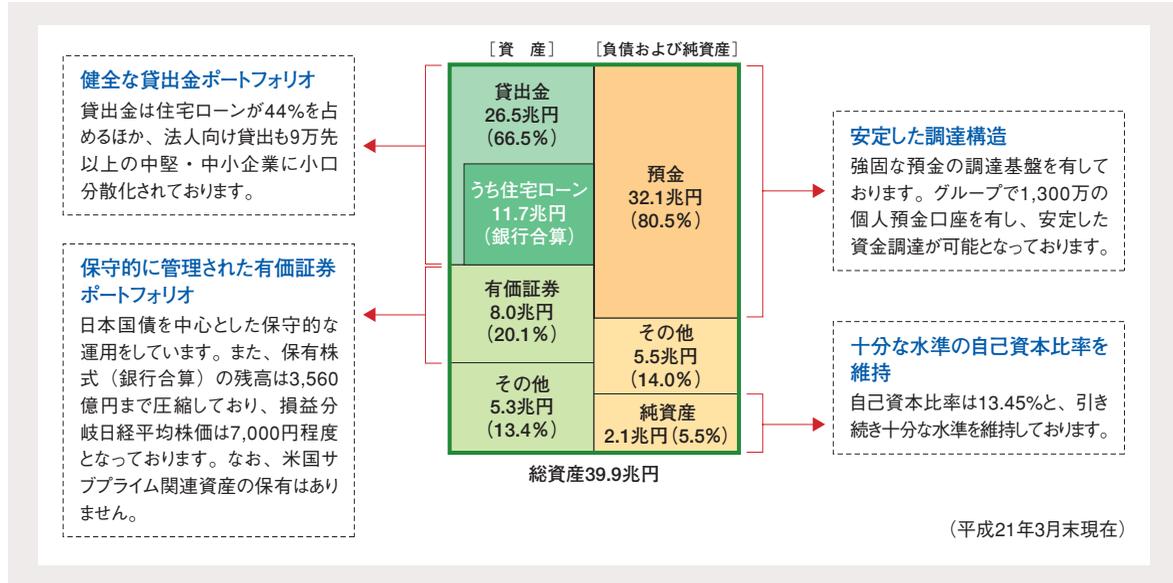


<年金・証券信託業務> (旧りそな信託銀行)

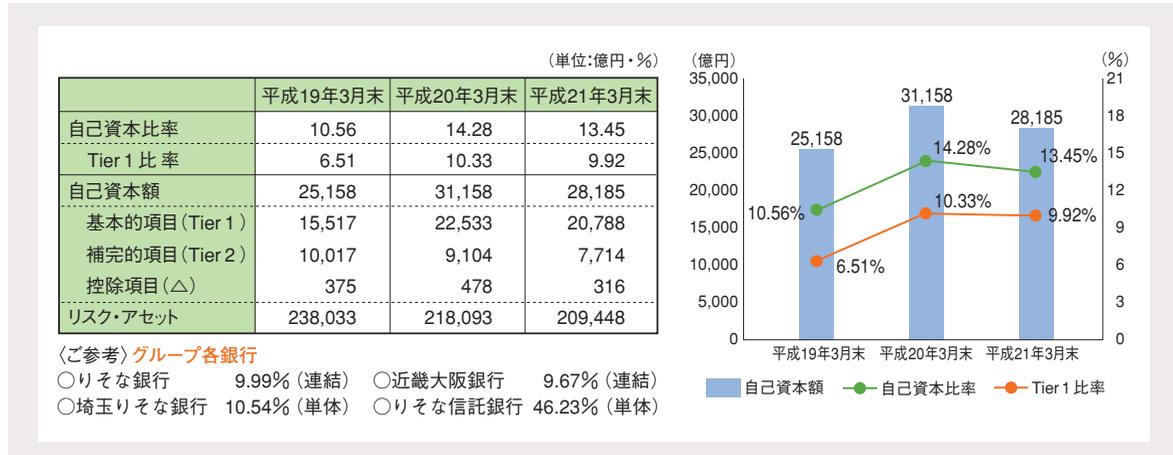


## 財務健全性の向上に向けた取組み

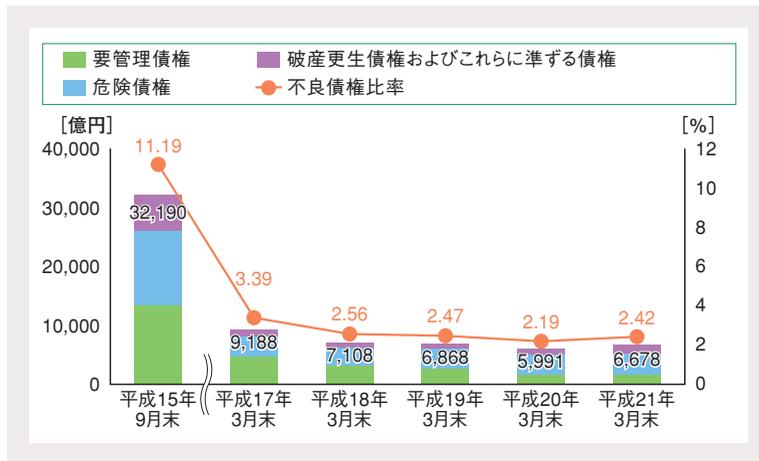
## &lt;連結バランスシート&gt;



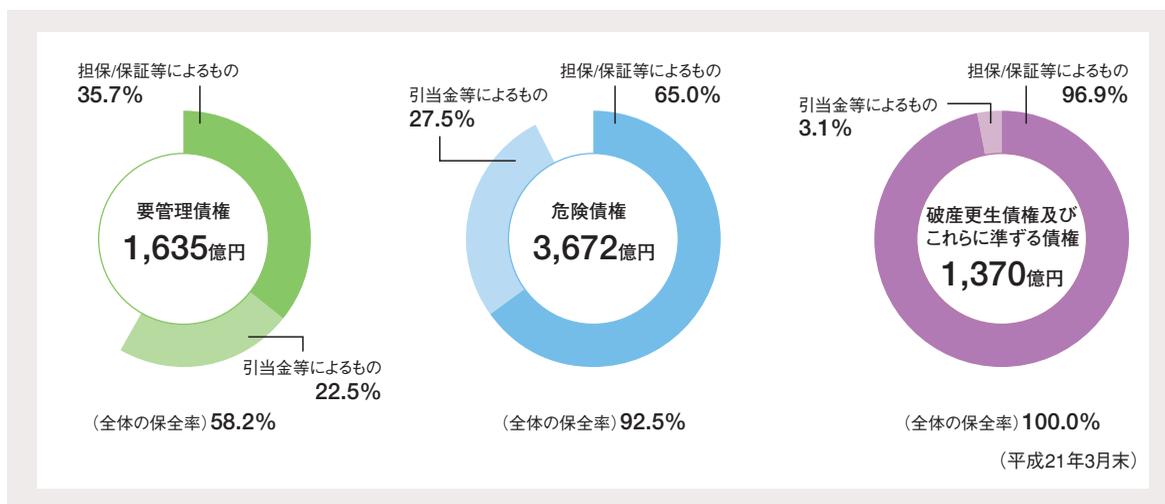
## &lt;連結自己資本比率・自己資本額&gt;



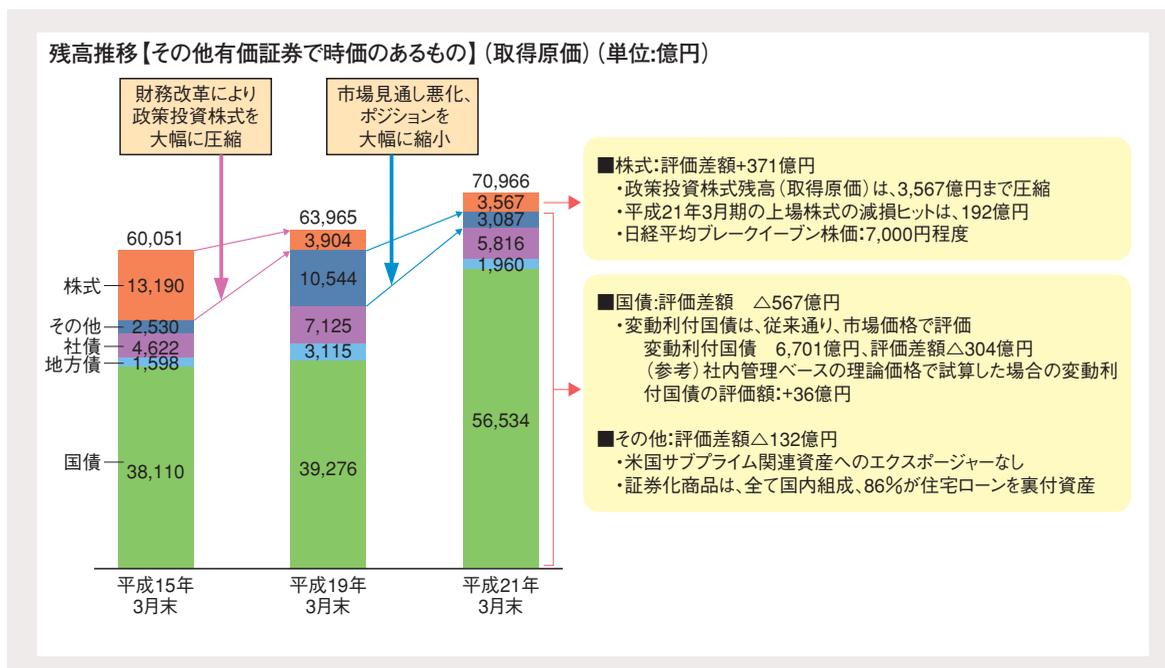
<NPL残高・NPL比率の推移> (傘下銀行合算)



<金融再生法に基づく保全状況> (傘下銀行合算)



<ダウンサイドリスクの少ない有価証券ポートフォリオ> (HD連結)



# コーポレート・ガバナンス体制について

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

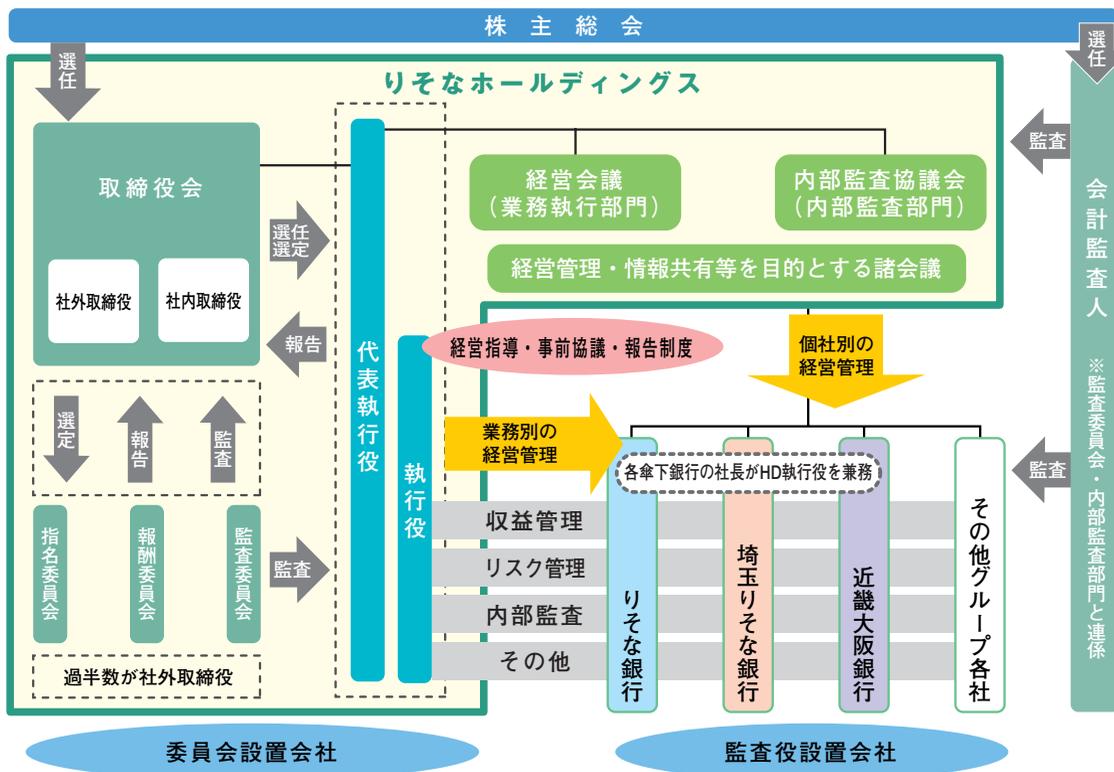
当グループは、責任ある経営体制の確立及び経営に対する監視・監督機能の強化、並びに経営の透明性向上に努めることで、ガバナンス強化を図る方針です。

りそなホールディングスは、平成15年6月のりそな銀行への公的資金の注入を踏まえ、透明性の高い、健全で効率的な経営を実践すべく邦銀初となる「委員会設置会社」としました。指名・報酬・監査の各委員会のみならず、取締役会も社外取締役が過半数の構成となる運営を行うことにより、

経営の透明性と客観性を高めております。経営の監督と執行の機能を分離し、迅速な意思決定のため執行役への権限委譲を行う一方、取締役会による監督機能の強化を図り、りそなグループ経営理念を踏まえた経営に努めてまいります。

りそなホールディングスの100%子会社である傘下銀行については、監査役設置会社形態に統一することで、グループ全体のガバナンス強化と傘下銀行のガバナンス形態の整合性をとり、各傘下銀行による自律的な経営を行う体制としております。

## <グループのコーポレート・ガバナンス体制>



## りそなホールディングスにおける 取り組み状況等

### 取締役会

取締役会は、取締役10名（うち社外取締役6名）により構成され、グループの経営上の重要事項に係る意思決定と、執行役及び取締役の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っております。委員会設置会社の特色を活かし、経営上の重要事項の意思決定と業務執行の監督は取締役会が、業務執行は執行役が行うという役割分担を明確化することにより、取締役会の監督機能の強化及び業務執行の迅速性向上に努めております。なお、平成17年6月より、各傘下銀行の社長が当社の執行役を兼務することによって定期的な報告を行う体制としており、各傘下銀行に対する監督機能の充実を図っております。平成20年度には19回開催しております。

### 指名委員会

指名委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名、委員長は社外取締役）により構成され、当委員会にて定めた当グループ役員に求められる具体的人材像や「社外取締役候補者選任基準」等に基づき、株主総会に上程する取締役の選解任議案の内容等を決定しております。平成20年度には6回開催しております。なお、グループの経営改革を加速し、持続的な企業価値向上を実現するために、最適な人材に経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして、平成19年6月にサクセッション・プランを導入しております。

### 報酬委員会

報酬委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名、委員長は社外取締役）により構成され、執行役及び取締役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針や、個人別の報酬を決定しております。また、当グループの企業価値向上に資する役員報酬制度のあり方の検討等を行っております。平成20年度には4回開催しております。なお、平成16年度には役員退職慰労金制度を廃止し、業績連動報酬制度を導入しております。

### 監査委員会

監査委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名）により構成され、執行役及び取締役の職務の執行の監査のほか、株主総会に上程する会計監査人の選解任議案の内容の決定等を行っております。また、内部監査部等の内部統制部門と連携し、内部統制システムを監視、検証し、必要に応じて、執行役等に改善を要請しております。平成20年度には13回開催しております。

### 経営会議

業務執行における意思決定プロセスとして、経営に関する全般的な重要事項及び重要な業務執行案件を協議・報告する機関として経営会議を設置しております。経営会議は、代表執行役及び各執行役により構成され、積極的な議論を行うことで、経営上の重要事項に係る決定の透明性を確保しております。平成20年度には50回開催され、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行っております。

### 内部監査協議会

内部監査に関する重要事項の協議・報告機関として、業務執行のための機関である経営会議から独立した内部監査協議会を設置しております。内部監査協議会は、代表執行役全員、内部監査部担当執行役及び内部監査部長により構成されており、その協議・報告内容等は、監査委員会や取締役会へも報告されております。

平成20年度には16回開催され、内部監査基本計画等の協議を行ったほか、内部監査結果等の報告を行っております。

### グループ各社に対する経営管理

当グループでは、持株会社であるりそなホールディングスが、グループとしての企業価値向上のため、傘下銀行をはじめとするグループ各社の経営管理を行っております。これらグループ各社での意思決定及び業務執行に関して、りそなホールディングスへの事前の協議が必要な事項と、報告が必要な事項を明確に定め、りそなホールディングスによる管理及び統制を実施する体制を構築しております。

## 各傘下銀行のコーポレート・ガバナンス体制

各傘下銀行は、グループの一員として、りそなホールディングスの経営管理を受けることにより、グループ一体となって企業価値向上に努めております。

取締役会については、社外取締役を招聘し、業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っております。

また、監査役で構成される監査役会を設置し、

経営に対する強固な監査機能を確保しております。

そのほかに、経営に関する全般的な重要事項及び重要な業務執行案件を決議・協議・報告する機関である経営会議(\*)、与信業務に関する重要事項を決議・協議・報告する機関である融資会議(\*)、内部監査に関する重要事項を決議・協議・報告する機関である監査会議(\*)等を設置しております。

(\*)りそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行に設置。りそな銀行は協議・報告機関として設置。

## 内部統制に関する事項

### 基本的な考え方

当グループは、『りそな』の差別化戦略を徹底し、更なる「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネスの再整理）や「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No.1への挑戦）に取り組むことで、真のリテールバンクの確立を目指しております。

この事業目的の達成に向けて、業務の有効性・効率性の確保や事業活動における法令等遵守等に係るプロセスを明確化し、グループ内の全ての者が理解し遂行するための体制整備に努め、当グループに相応しい内部統制を構築することを目指しております。

### 基本方針

りそなホールディングス及びグループ各社は、グループ企業価値の向上に向け、当グループに相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しております。

### 整備状況

当グループは、「グループ内部統制に係る基本方針」の定めに従い、内部統制システムを適切に整備・運用し、その有効性の確保に努めております。

## その他コーポレート・ガバナンス体制に関する事項

りそなホールディングスは、グループの経営改革を加速し、持続的な企業価値の向上を実現するため、最適な人材に、経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして、サクセッション・プランを導入しております。

また、役員報酬について、当グループの持続的

な成長への更なる貢献を狙いとした中長期的な業績連動報酬としての株式取得報酬（当社株式を購入することを目的として、当社株価を指標に支給額が決定される報酬）を導入する方針を報酬委員会で決議しており、具体的な導入時期等について検討を進めております。

## ＜りそなホールディングスの「グループ内部統制に係る基本方針」の概要＞

I. はじめに	<p>当社及びグループ各社は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針をここに定める。</p> <p>本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。</p>
II. 内部統制の目的 (基本原則)	<p>当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 業務の有効性及び効率性の向上</li> <li>2. 財務報告の信頼性の確保</li> <li>3. 法令等の遵守</li> <li>4. 資産の保全</li> </ol>
III. 内部統制システムの構築 (基本条項)	<p>内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT（Information Technology）への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定め、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項</li> <li>2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項</li> <li>3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項</li> <li>4. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項</li> <li>5. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項</li> <li>6. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項</li> <li>7. 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項</li> <li>8. 執行役及び使用人の監査委員会への報告体制その他の監査委員会への報告体制に関する事項</li> <li>9. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項</li> </ol>

# コンプライアンス体制について

りそなグループでは、コンプライアンスを「法令、ルールはもとより社会規範を遵守すること」と定義し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、銀行の“社会的責任と公

共的使命”を強く認識し、お客さまや社会からの信頼をより強固なものにするため、コンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

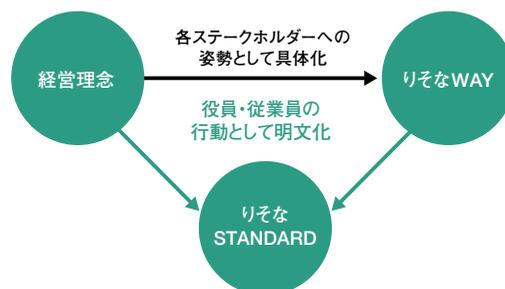
## 基本的な取り組み

りそなグループでは、役員・従業員の判断や行動の基準となる「りそなグループ経営理念」、経営理念を当グループが関係する人々に対する基本姿勢の形で具体化したものとして「りそなWAY（りそなグループ行動宣言）」、これら経営理念とりそなWAYを役員・従業員の具体的な行動レベルで明文化したのものとして「りそなSTANDARD（りそなグループ行動指針）」を各社共通に定めています。

私たちは、りそなグループが満足を超える感動を創造し、お客さまに選ばれる金融サービス業になるためには、「りそなグループ経営理念」「りそなWAY」「りそなSTANDARD」を判断や行動の基準と位置づけ、守り続けることが重要と考えています。社内への周知徹底のため、これらを記載した冊子、およびチェックポイント形式に簡略化した携帯用小冊子を作成し、全役員・従業員に配付して、各職場で繰り返し研修を実施するほか、eラーニング研修の導入を進めるなど、徹底に努めています。また、従業員における「経営理念」「りそなWAY」「りそなSTANDARD」の認知度・浸透度を測ることなどを目的として、グループに勤務している従業員等を対象とした意識調査を毎年実施しています。

「りそなSTANDARD」の冒頭には、りそなホールディングス会長からのメッセージ「良き企業を目指して」を掲載し、経営トップが自らの言葉で、企業が社会の一員として「社会に何をもたらすために存在するのか」という基本命題を正面に見据えていかねばならないこと、コンプライアンスのできた企業であり続けることを最も重要な課題として、企業倫理の向上に取り組まなければならないことなどを謳い、りそなグループとしてのコンプライアンスへの取り組み姿勢を明確にしています。

また、りそなホールディングスおよびグループ各社では、経営理念等をコンプライアンスの観点から具体化し、役員・従業員の役割や組織体制など基本的な枠組みを明確化した「コンプライアンス基本方針」を制定するとともに、コンプライアンス実現のための手引きとして「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、従業員に配付しています。



## <りそなSTANDARDの概要>

### STANDARD－Ⅰ お客さまのために

最適なサービスのご提供、誠意ある態度、守秘義務の遵守 など

### STANDARD－Ⅱ 変革への挑戦

収益へのこだわり、銀行員意識の払拭、勝ちへのこだわり など

### STANDARD－Ⅲ 誠実で透明な行動

法令・ルール・社会規範の遵守、公私のけじめ、人権の尊重 など

### STANDARD－Ⅳ 責任ある仕事

正確な事務、何事も先送りしない、適切な報告・連絡・相談 など

### STANDARD－Ⅴ 社会からの信頼

地域社会から信頼される企業、適切な情報開示、フェアな取引 など

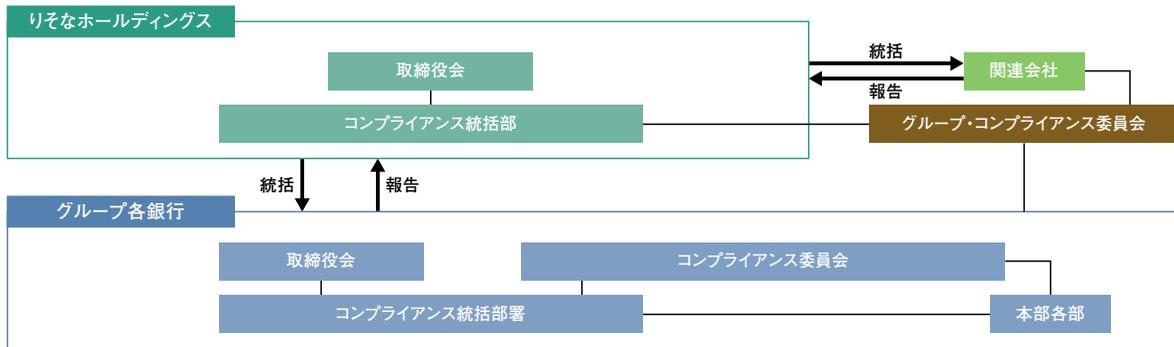


## グループの運営体制

### グループのコンプライアンス運営体制

りそなホールディングスにグループのコンプライアンスを統括するコンプライアンス統括部を設け、同部がグループ各社のコンプライアンス統括部署と連携し、グループ一体でコンプライアンス

体制の強化を図っています。また、りそなホールディングス、グループ各銀行および関連会社をメンバーとする「グループ・コンプライアンス委員会」を設置し、グループのコンプライアンスに関する諸問題を検討・評価する体制としています。

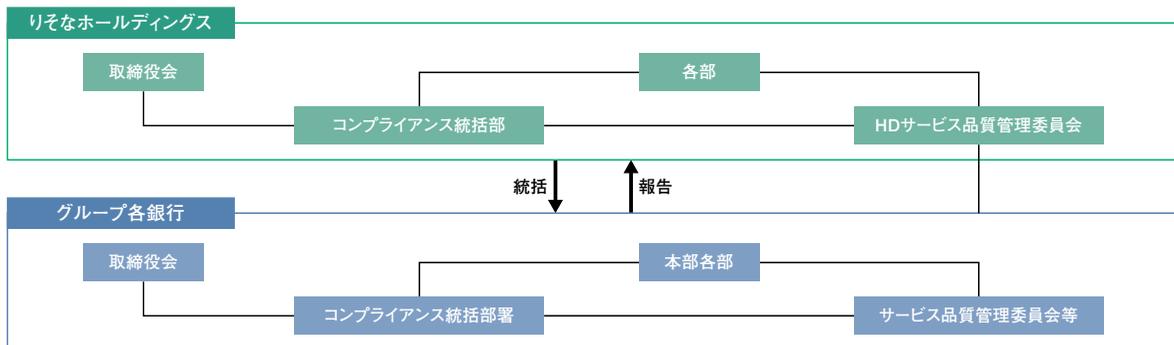


### グループの顧客保護等管理体制

お客さまの投資ニーズの高まりや、企業に求められる情報管理の高度化、個人情報保護法・金融商品取引法等の法整備など金融機関を取り巻く環境が大きく変わる中、金融機関はこれまで以上に、お客さまに安心してご利用いただくため、お客さまへの適切な対応や利便性の向上に取り組んでいく必要があります。りそなホールディングス及びグループ各銀行においては、お客さまへの説明、お客さまからの相談や苦情等への対応、お客さま情報の管理、業務を外部に委託する場合の委託先

に対する管理、各銀行とお客さまとの取引等において発生する利益相反の管理など、お客さまへの適切な対応や利便性の向上に関する体制の整備に積極的に取り組んでいます。

具体的には、お客さまへの適切な対応と利便性向上に関する各事項について、管理責任部署や責任者を明確に定め、これらの管理部署等をメンバーとする「サービス品質管理委員会」等を設置し、お客さまからの信頼や利便性の向上に向けた対応に関する協議を行い、対応策の検討を行っています。



### コンプライアンス・プログラム

りそなグループ各社では、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアン

ス・プログラム」を策定し、進捗状況について定期的に取り締役に報告することにより、計画的にコンプライアンス体制の強化策を実践しています。

## コンプライアンスに関する相談窓口

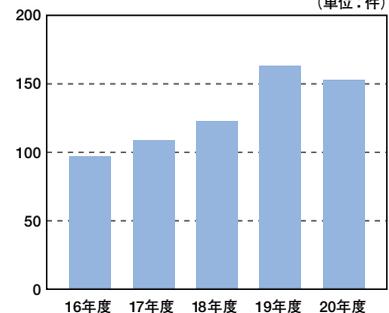
### 「りそな弁護士ホットライン」「りそなコンプライアンス・ホットライン」

コンプライアンスの浸透には、従業員一人ひとりの問題意識と透明なコミュニケーションが重要であるとの認識のもと、グループのコンプライアンスに関する相談・報告制度として、「りそな弁護士ホットライン」および「りそなコンプライアンス・ホットライン」を設置しています。

この2つのホットラインは下図のような制度内容とするとともに、正当な通報を行った従業員に対する不利益処分や嫌がらせを行ってはならないことを社内規程に明記して、グループの従業員が利用しやすいよう配慮をしています。

りそな弁護士ホットライン	りそなコンプライアンス・ホットライン
社外の契約弁護士が受付	コンプライアンス統括部署が受付
コンプライアンスにかかわる疑問・問題点・悩みなどについて幅広く相談・報告が可能	
専用電話を設置	専用フリーダイヤルを開設
Eメールでの相談可能	
匿名での相談も可能	

＜ホットライン利用件数の推移＞ (単位：件)



### りそな会計監査ホットライン

りそなホールディングスでは、会計、会計に係る内部統制及び会計監査に係る不正処理や不適切

な処理についての通報窓口として、りそな会計監査ホットラインを設置しています。

#### りそな会計監査ホットライン

- 通報対象事項
  - 当グループ会社における会計、会計に係る内部統制、会計監査に係る不正・不適切な事項
- 通報先
  - 当ホットラインは社外の法律事務所に設置しています
  - 通報は手紙、E-mailでお願いします  
〈弁護士法人 御堂筋法律事務所〉  
住所：大阪 〒542-0081 大阪市中央区南船場4丁目3番11号 大阪豊田ビル2階208号  
東京 〒100-6026 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル26階2618号  
E-mail：resona-kaikeihotline@midosujilaw.gr.jp
- 注意事項
  - 当該事案の詳細な事実を記入ください
  - 匿名の通報でもかまいません
  - 詳細な事実の提供がない場合、匿名の場合等は事実調査が制約される可能性があります
  - 通報者に関する情報は、法令等に基づく場合等、正当な理由がなければ第三者に開示されることはありません
  - 受付けた通報が通報対象事項に該当すると判断される場合、ご要望に応じ事実調査の結果を回答するよう努めますが、対応できない場合はご了承ください

## お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために

りそなグループでは、お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために、グループ共通の勧誘方針を定め、お客さまの知識や投資のご経験、ご資産の状況、投資の目的等を踏まえた最適な商品やサービスのご提供、わかりやすく適切な説明

や広告に努めています。前記「サービス品質管理委員会」での活動などを通じ、不適切な勧誘・販売を行うことのないよう、グループ勧誘方針に沿って、内部管理体制の充実や各種マニュアルの整備、社員教育等に継続的に取り組んでいます。

### グループ勧誘方針

#### お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために

私たちは、お客さまからの信頼を全てに優先し、広く社会のルールを遵守するとともに、お客さまの喜ばれる顔や幸せのために、誠実で心のこもった商品・サービスを提供します。

1. お客さまからお伺いした知識、金融取引のご経験、保有されているご資産やご購入の目的などに照らして、適切な情報の提供と商品・サービスの説明を行い、お客さまのご判断のお役に立てるよう努めます。
2. 商品・サービスの利点だけでなく、リスクや手数料その他の費用などについても、充分ご理解いただけるよう適切な説明をいたします。
3. 事実と異なる説明はもとより、不確実な事項について断定的な説明を行うなど、お客さまの誤解を招くおそれのある情報を提供することはいたしません。
4. 誠意ある態度で行動し、電話や訪問等により商品・サービスの説明をさせていただく時間帯・場所等についても、お客さまのご迷惑とならないよう努めます。
5. 内部管理体制と従業員研修を充実させるとともに、一人ひとりが商品知識の向上と質の高いサービスの提供に努めます。

### お客さまの情報の管理

「お客さまの情報の保護」は、りそなグループを安心してご利用いただくための最も重要な事項の一つであると考えています。グループ各社での

「個人情報保護宣言」の公表や、情報漏えい・紛失を防止するための体制整備、徹底した社員教育への継続的な取組などにより、個人情報保護法等の法令に則った適切な管理に努めています。

#### 個人情報保護宣言

私たちは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指すりそなグループの一員として、皆さまのご要望にお応えしお役に立つことによって、皆さまとの確かな信頼関係を築いてまいりたいと考えております。

そのためにも、皆さまからお預かりしている情報について適切な保護を図り、安心してお取引いただけますよう努めてまいります。

1. 私たちは、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとした関連する法令ならびに社会規範の遵守を徹底します。
2. 私たちは、適法かつ公正な手段により情報を収集するとともに、個人情報の利用目的を明確にし、収集した個人情報を利用目的の範囲内で適切に取扱います。
3. 私たちは、皆さまが私たちを信頼してお取引くださっていることを強く認識し、お預かりしている情報の漏えい・紛失等の防止に努めます。
4. 私たちは、皆さまからのお問い合わせ、ご意見、あるいは苦情などに対して、真摯にかつ適切に取組みます。
5. 私たちは、情報の取扱いに関する方針・組織体制・ルール、および情報の保護に向けた各種の取組みについて、継続的に見直しを行い、改善と向上に努めます。

### 反社会的勢力の排除

反社会的勢力との取引を遮断し根絶することは、金融機関の社会的責任と公共的使命という観点から極めて重要であり、反社会的勢力に対してグループ各社が企業活動を通じて反社会的活動の支援を行うことのないよう、取引や取引への介入を排除することを、当グループの基本的な考え方としています。

このために当グループでは、社内規則を整備するとともに、役員・従業員等への研修・啓発に取り組むほか、各社のコンプライアンス統括部署を

反社会的勢力の管理統括部署と定め、警察等関係行政機関、弁護士等とも連携して、反社会的勢力との取引防止・関係遮断を図っています。

また取引開始に際し、当該お取引先が現在及び将来にわたって反社会的勢力ではないことを表明・確約いただき、これに違反した場合に融資取引を解消する法的根拠としての条項（いわゆる「暴力団排除条項」）を、平成21年4月以降、グループ各銀行において導入しています。

# リスク管理体制について

## リスク管理体制

### リスク管理の基本的考え方

りそなグループは、平成15年5月の公的資金による資本増強に伴い、国民の皆さま、お客さまならびにその他関係者の方々に対し、多大なご負担、ご迷惑をおかけしたことを踏まえ、リスク管理に関する以下の原則を定めて、管理体制・管理手法の高度化を図るとともにリスクのコントロールを行い、経営の健全性を確保しつつ収益力を向上できるように、リスク管理に取り組んでいます。

- ① 経営体力を超えたリスクテイクを行わない
- ② 顕在化した損失もしくは顕在化が予見される損失は、先送りせずに早期処理を行う
- ③ 収益に見合ったリスクテイクを行う

### リスク管理の方針とリスク管理体制の整備

りそなホールディングスでは、グループにおけるリスク管理の基本的な方針として「グループリスク管理方針」を制定しています。

グループ各銀行は、「グループリスク管理方針」に則り、各々の業務・特性・リスクの状況等を踏まえてリスク管理の方針を制定しています。

りそなホールディングスおよび各銀行のリスク管理の方針には、管理すべき各種リスクの定義、リスク管理を行うための組織・体制、リスクを管

理するための基本的枠組み等を定めています。

りそなホールディングスおよび各銀行では、リスクカテゴリ毎にリスク管理部署を設けるとともに、各種リスクを統括管理し統合的に管理する統合的リスク管理部署（リスク統括部署）を設けています。リスクカテゴリについては、主として下記の通りに分類し、各リスクの特性に適った手法によって管理しています。

その他のグループ主要会社においても、各々の業務・特性・リスクの状況等を踏まえ、リスク管理の方針を制定しています。そこには、リスク管理体制、リスク管理の枠組みのほか、本来業務以外で極力リスクをとらない旨等の方針を定めています。また、リスクカテゴリ毎の管理部署、およびリスクを統括管理する部署を設けています。

このほか、りそなホールディングスおよびグループ各社は、災害・システム障害等により顕在化したリスクがリスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に備え、迅速な対応により業務の早期回復（業務継続・復旧）が図れるよう、危機管理の基本方針を定める等、危機管理に関する体制を整備しています。

リスクカテゴリー	管理手法
	統合的リスク管理（リスク限度設定、リスクの評価、ならびに資本との比較 等）
信用リスク	信用格付、自己査定、クレジットシーリング制度、リスク限度設定 等
市場リスク	リスク限度設定、損失限度設定、ポジション限度設定 等
流動性リスク	緊急時フェーズ認定、緊急時対応体制の整備、流動性リスク管理指標ガイドライン 等
オペレーショナルリスク	オペレーショナルリスク評価（CSA）、損失データ分析、リスク指標（KRI） 等
事務リスク	業務プロセスの改善、研修・教育、事務指導 等
システムリスク	システムリスク管理基準による統制、コンティンジェンシープラン整備 等
法務・コンプライアンスリスク	コンプライアンス・チェック、コンプライアンス・プログラムによる改善 等
信託財産の運用リスク	業務プロセスの改善、研修・教育、事務指導 等
その他のオペレーショナルリスク	災害・外部犯罪に備えた設備の改善、手続面の強化 等
レピュテーションリスク	適時・適切な情報発信、モニタリング、危機管理体制整備

## りそなホールディングスによるグループ管理

りそなホールディングスは、グループ共通事項としての各種方針・基準・制度等をグループ各社に提示・指示します。

一方で、グループ各社は、りそなホールディングスより示された方針等に則ったリスク管理に関する重要事項を決定する場合は、りそなホールディングスと事前協議を行い、その協議結果を踏まえて各社で決定します。

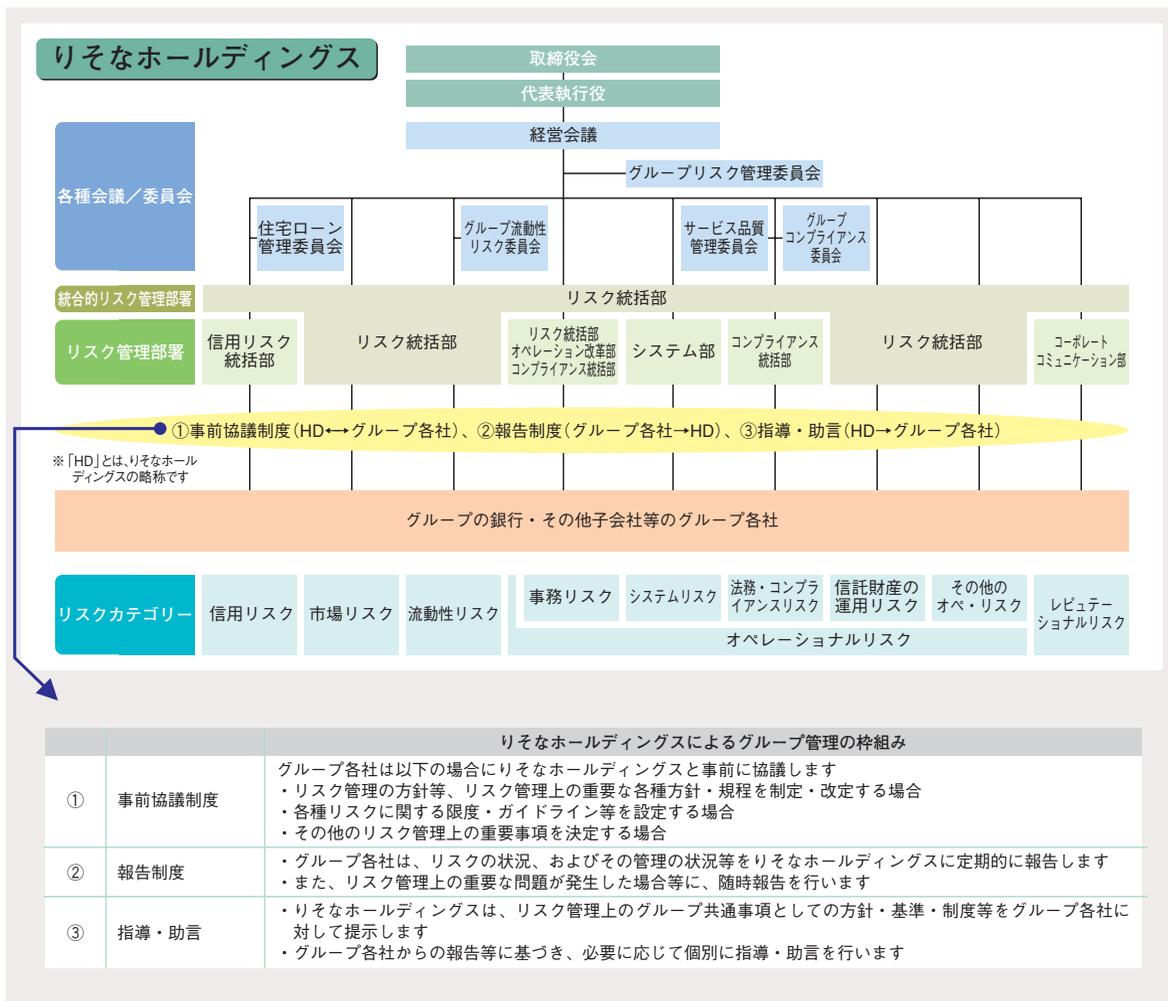
こうした枠組みに基づきりそなホールディングスは、グループ各社のリスク管理に関する方針および規程・基準・制度等を提示・指示あるいは事前協議にて検証することによって、グループ各社のリスク管理の枠組みをコントロールしています。

また、りそなホールディングスは、グループ各社のリスクに関する各種限度・ガイドライン等を事前に協議して、グループ各社のリスクテイクの方針をコントロールしています。

その他、りそなホールディングスは、グループ各社からリスクの状況およびその管理状況に関する定期的報告および随時報告を受け、必要に応じて指導・助言を行っています。

なお、りそなホールディングスにおけるリスク管理体制は、以下の図の通りであり、各リスク管理部署が担当するリスクカテゴリー別にグループ全体のリスクを統括する体制としています。

### <グループのリスク管理体制図>

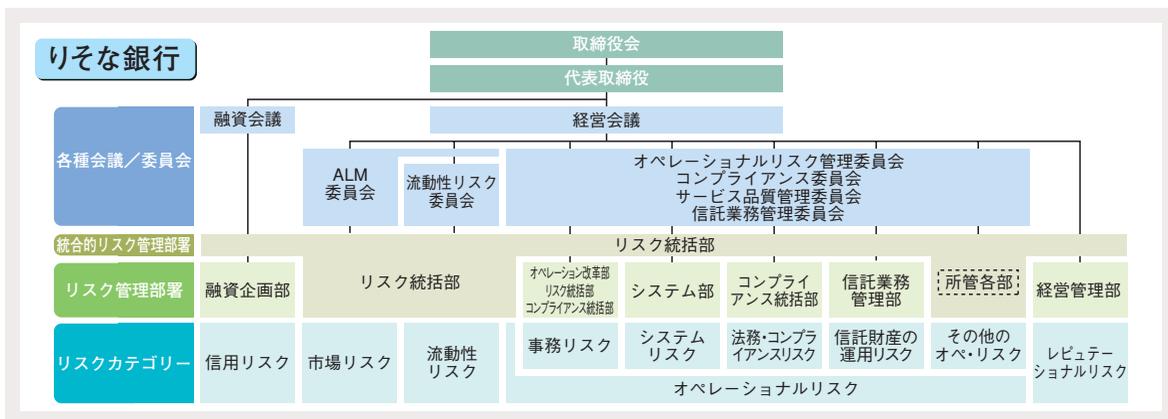


## りそな銀行のリスク管理体制

りそな銀行は、「質」を重視した成長戦略により、更なる収益力の向上とお客さまとの取引拡大に努めています。そのためには、強固なリスク管理体制の構築が必要です。

りそな銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」および自社の特性を踏まえ、「リスク管理の基本方針」を定めています。これら方針に従い、リスクの種類に

応じたリスク管理部署を設置するとともに、それら管理部署を統括するためリスク統括部を設置し、銀行全体のリスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理する体制としています。この体制のもと、経営の健全性を確保しつつ収益性の向上や適正な経営資源の配分を目指す統合的リスク管理を実施しています。

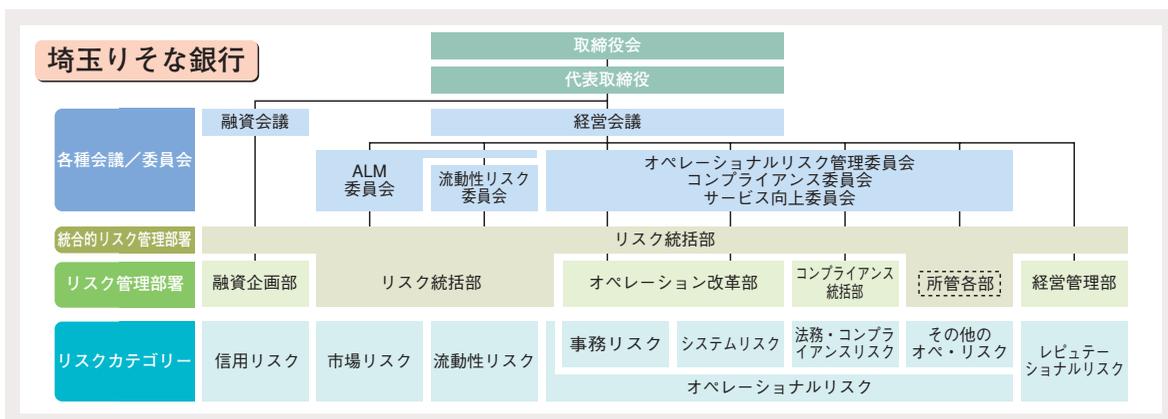


## 埼玉りそな銀行のリスク管理体制

埼玉りそな銀行が、地元根ざした真の地域金融機関として『埼玉県の皆さまに信頼され、地元埼玉とともに発展する銀行』を目指すには、強固なリスク管理体制の構築が欠かせません。

埼玉りそな銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」および自社の特性を踏まえ、「リスク管理の基本方針」を定めています。これら方針に従い、リスクの種

類に応じたリスク管理部署を設置するとともに、それら管理部署を統括するためリスク統括部を設置し、銀行全体のリスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理する体制としています。この体制のもと、経営の健全性を確保しつつ収益性の向上や適正な経営資源の配分を目指す統合的リスク管理を実施しています。



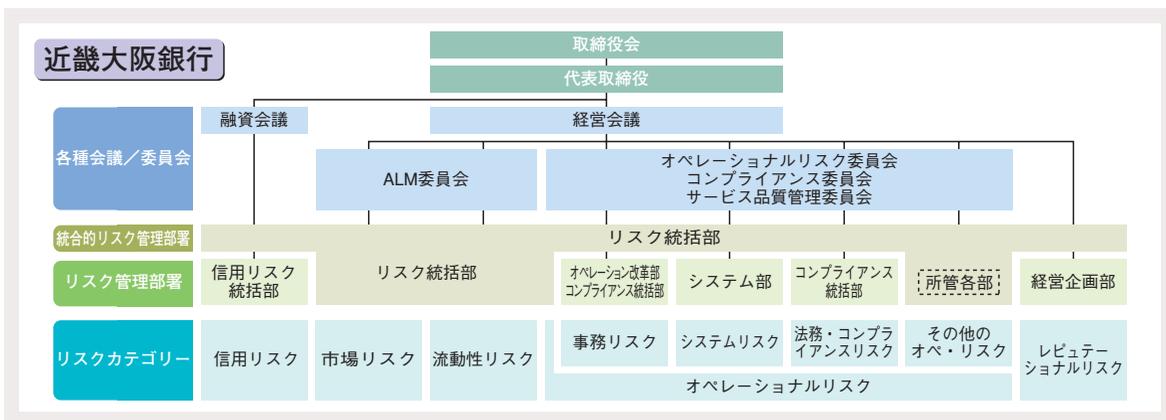
## 近畿大阪銀行のリスク管理体制

近畿大阪銀行が、地域金融機関の使命である地元経済との共存共栄を果たしてお客さまから信頼され「地域に存在感のある金融サービス企業」を目指すためには、強固なリスク管理体制の構築が欠かせません。

近畿大阪銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」および自社の特性を踏まえ、「リスク管理基本方針」を定めています。これら方針に従い、リスクカテゴリー毎のリスク管理部署、および統括部署である

リスク統括部を設置しています。

近畿大阪銀行では、信用リスク管理により個別審査の厳格化や大口与信集中・業種偏重の回避を図るとともに、市場リスクについては包括的な管理体制（ALM）を構築しています。なお、信用リスク・市場リスク等、計量化可能なリスクを統合的に把握し、経営体力の範囲内にリスク量を抑制して、経営の健全性を確保することを目的に、統合的リスク管理を導入しています。



## 統合的リスク管理

各種のリスクを統一的尺度により計測する手法として、VaR（バリュー・アット・リスク）があります。これは、一定の期間、一定の信頼水準（確率）において被る可能性のある最大損失額を統計的に算出したリスク管理指標です。

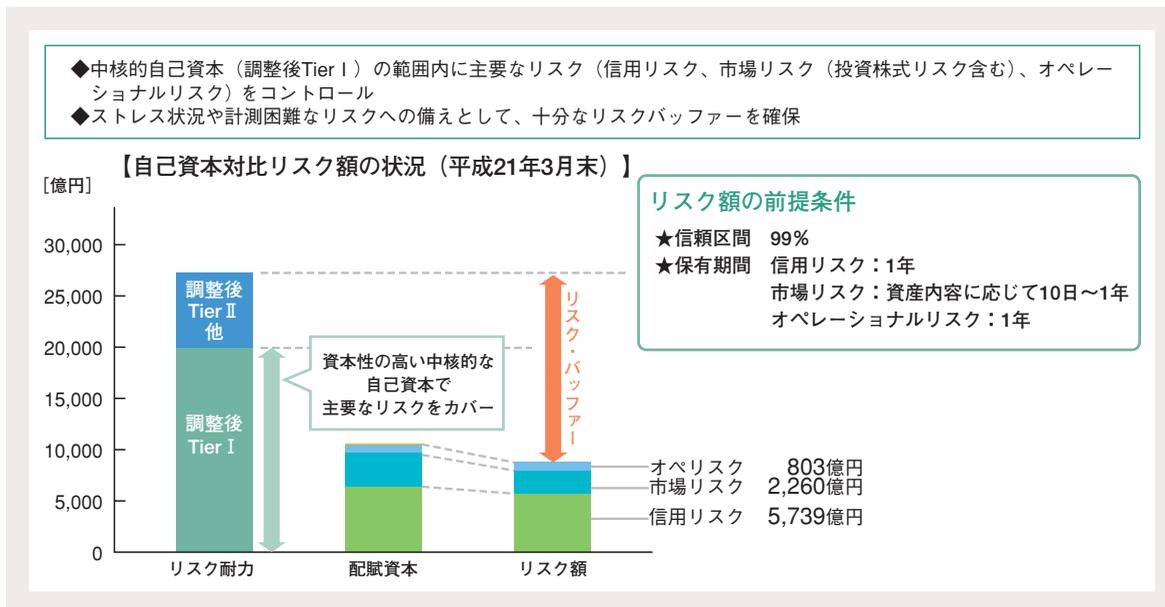
りそなグループ各銀行は、信用リスク、市場リスク（投資株式に係る価格変動リスクを含む）、オペレーショナルリスク（事務リスク、システムリスク等）をVaRによって定量的に把握し、それに対してリスク限度設定（リスク資本配賦）を行い、リスクを許容できる範囲内に抑制しています。

具体的には、リスク限度を中核的な自己資本の範囲内に設定することで、経営体力を超えたリスクテイクを行わない仕組みとし、各銀行は健全性の維持を図っています。

りそなホールディングスは、各銀行に対する経営管理の一環として、リスク限度の設定に際して事前協議を受け、リスク限度が経営体力の範囲内で健全性に問題がないことを検証しています。またグループ全体のリスク限度がグループの経営体力の範囲内となっていることを確認しています。

当グループではVaR等によるリスク計量化の高度化に努めていますが、統計的なリスク量では必ずしも捉えられないリスクもあります。グループ各銀行およびりそなホールディングスでは、VaRによる管理の限界や弱点を調査・把握し、それらによる影響度を評価・認識しています。VaRで捕捉できていないリスクについては、各種ストレステストの実施、リスク評価マップによる定性評価等を行い、統合的リスク管理の向上に努めています。

### <リスク資本配賦（リスク限度設定）の状況>



## 信用リスク管理

### 信用リスク管理の概要

信用リスクとは、「与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被るリスク」をいいます。

りそなグループにおける信用リスク管理は、適切な審査・与信管理により健全かつ収益性の高い資産を積み上げ、信用コスト（平均貸倒損失額）に見合った適正な収益を確保すると同時に、的確なポートフォリオ管理によりリスク分散の徹底を図り、信用リスク量を適正な範囲に制御することにより経営の健全性を確保することを目的としています。りそなホールディングスでは、信用リスク管理を経営の最重要課題のひとつと位置付け「グループリスク管理方針」を定め、当グループはこれに基づいて信用リスク管理に係わる体制面の整備ならびに手続の制定を行っています。

#### 信用リスク管理に関する組織・体制

りそなホールディングスでは、信用リスク管理部署である信用リスク統括部において、グループ各銀行から信用リスク関連その他の情報を収集し、当グループの信用リスク管理に関する統括およびそれらに関する企画立案を行っています。信用リスク管理上の問題が認められる場合は、必要に応じて統合的リスク管理部署であるリスク統括部と連携し、グループ各銀行あるいは関連部署に対応を求める等、適切な対応を講じています。また、グループ全体の信用リスクの状況、グループ各銀行の管理状況を定期的、または必要に応じて随時モニタリングし、各種委員会や経営会議等を通じて経営陣に報告しています。

グループ各銀行では、信用リスク管理のための組織・体制として、信用リスク管理固有の特性を踏まえ、融資会議および信用リスク管理関連部署（信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しています。

融資会議は、信用リスク管理にかかる執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行います。

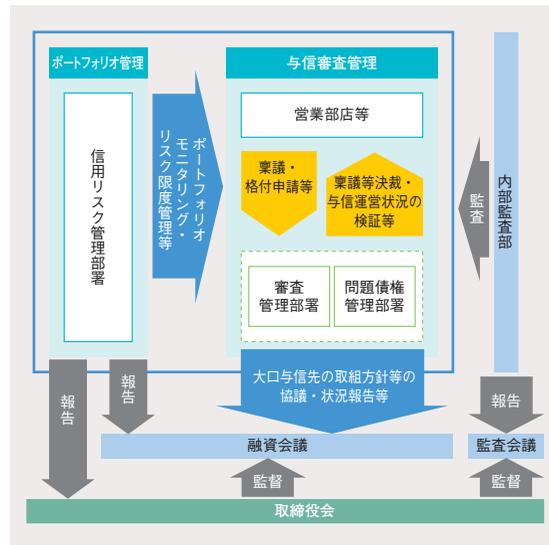
信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、および審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行います。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行います。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を的確に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めた上で事業再生、整理・回収を行います。

なお、信用リスク管理関連部署は、営業推進関連部署からの独立性を確保し、牽制機能を確保しています。

#### りそなグループ各銀行の信用リスク管理体制>



## クレジット・ポリシー

りそなグループは、公的資金による資本増強に至った反省を踏まえ、信用リスク管理における基本原則として、グループで統一した「クレジット・ポリシー」を制定しています。「クレジット・ポリシー」には中小企業・個人に対する健全な融資を積み上げ、リスク分散された収益性の高いポートフォリオを構築することを目的とした、与信業務の原理・原則が詳述されており、日常の業務運営や社内研修等を通じて、周知徹底を図っています。

## 信用リスク管理の枠組み

### ●信用リスクの評価

信用リスクを的確に評価・計測するため、りそなグループ各銀行においては、与信先毎に原則信用格付を付与し、少なくとも年1回以上定期的に見直しを実施しています。また、延滞の発生や業績の悪化等、信用状況に変調が認められた場合には、適時適切に見直しを実施しています。さらに、与信ポートフォリオの信用リスクを的確に評価・計測するため、エクスポージャーや信用コスト（平均貸倒損失額）のほか、信用VaR（バリュー・アット・リスク）等の統計的手法も活用しています。

### ●信用リスクのモニタリング

与信先の信用リスクの状況については、約定返

済の履行状況や業績・財務状況、定性面等により適切にモニタリングを行い、特に大口与信先の信用リスクの状況については、当社の経営に対して大きな影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、より厳格かつ継続的にモニタリングを行っています。与信ポートフォリオの信用リスクの状況については、格付別・業種別・地域別等の区分を設定した上で、区分別のエクスポージャー・信用コスト・信用VaR等により、信用リスクの増減や与信集中リスクおよびリスク・リターンの状況等を分析・把握しています。

### ●信用リスクのコントロールおよび削減

与信案件の取上げにあたっては、与信先の財務状況、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行っています。特定先（グループ）に対する与信集中リスクについては、当社の経営に対して重大な影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、クレジット・リミット（クレジット・シーリング）を設定するなどの方法により厳格な管理を行っています。信用状況が悪化するなど問題債権として管理が必要と認められる与信先については、必要な財務上の手当を行うとともに、損失の発生を最小限にとどめるためにすみやかに事業再生や回収などに取組んでいます。

## 内部格付制度

### 内部格付制度の概要

りそなグループでは、与信先毎の信用リスクを財務内容等に基づいて客観的に評価し、一定のルールに基づいて12区分にランク分けされた信用格付を付与しています。

信用格付は債務者の信用リスクの程度を表していることから、個別与信案件の審査における判断基準のひとつとして重要な役割を果たしています。また、債務者区分の判定は信用格付に基づいて行われ、償却・引当は自己査定結果に基づき見積も

られることから、信用格付は自己査定および償却・引当の基礎的な指標として極めて重要な位置付けにあります。また、格付ランク毎の倒産確率に基づき信用コストを算出し、個別別収益管理に反映させることで、信用リスクに見合った収益の確保を図っています。

内部格付制度における各モデルについては、信用リスク管理部署が年1回以上検証を実施し、その結果を経営陣へ報告するとともに、必要に応じて見直しを行っています。

### <信用格付の体系>

債務者格付	意味（債務者区分）	格付の定義
SA	正常先	超優良 債務履行の確実性は極めて高く、かつ安定している。
A		優良 債務履行の確実性は高く、かつ安定している。
B		良好 債務履行の確実性は十分にあるが、景気動向、事業環境等が大きく悪化した場合、その影響を受ける可能性がある。
C		水準以上 債務履行の確実性に問題はないが、景気動向、事業環境等が大きく悪化した場合、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある。
D		水準 債務履行の確実性に当面問題はないが、景気動向、事業環境等が大きく悪化した場合、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある。
E		水準比低位 債務履行は現在のところ問題ないが、業況、財務内容に不安定な要素があり、景気動向、事業環境の変化等により、将来債務履行に問題が発生する懸念がある。
F	要注意先	要注意先Ⅰ 業況が低調ないし不安定、財務内容に問題がある等、今後の管理に注意を要する。
G		要注意先Ⅱ 業況が低調ないし不安定、財務内容に問題がある等、今後の管理に十分注意を要する。
H		要管理先 業況が低調ないし不安定、財務内容に問題がある等の債務者で、貸出条件、履行状況等に問題がある。
I	破綻懸念先	現状、経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が高いと認められる。
J	実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている。
K	破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。

### 格付付与手順の概要

#### ●事業法人等向けエクスポージャー

一般事業法人、事業性個人、金融機関等については、与信先の財務情報を利用して格付モデルによるスコアリングを実施し、さらに定性面や外部格付、関連先の信用状況等、入手可能かつ重要な最新の情報を活用して信用格付を決定しています。国・地方公共団体等、格付モデルによるスコアリングに適さない与信先は、特殊性を加味した信用力に従い格付を付与しています。

#### ●特定貸付債権

公共インフラや船舶・航空機等の有形資産ならびに事業用不動産等を責任財産とするノンリコースローンを、「プロジェクト・ファイナンス」「オブジェクト・ファイナンス」「事業用不動産向け貸付」「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付」の4種別に区分し、種別毎にスコアリングモデルを制定しています。いずれもLTV（物件評価額に対する借入金の比率）やDSCR（年間の元利金支払額に対する純収益の割合）等の指標をベースにしてスコアリングを実施し、さらに事業性や責任財産の定性面等の情報を考慮の上、信用格付を決定しています。

●リテール向けエクスポージャー

りそな銀行と埼玉りそな銀行において、事業法人等向け以外のエクスポージャーを、「居住用不動産向けエクスポージャー」「適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー」「その他リテール向けエクスポージャー」の3種別に区分し、各種別においてさらに同様のリスク特性を有するプールを組成して、プール毎にリスク管理を行っています。

●株式等エクスポージャー

りそな銀行と埼玉りそな銀行における政策投資株式は、リスク・アセット計算上PD/LGD方式【※】を適用（別途、計算方法が定められている銘柄を除く）しており、事業法人向けエクスポージャーと同様の手法により、信用格付を付与しています。

【※】 PD/LGD方式とは債務者に対して信用格付を付与し、信用格付区分毎のPD（1年間にデフォルトする確率）、LGD（デフォルト時損失率）を考慮し、信用リスク・アセットを算出する方式

●ファンド等（みなし計算）

当グループでは、株式投信、債券投信、オルタナティブ等の各種ファンドへの投資を行っていますが、ファンド等の信用リスク・アセットについては、ルック・スルー(ファンド等の裏付となっている個々の資産内容の把握)を行って、個々の裏付資産の信用リスク・アセットの額の総額を用いることを原則としています。ルック・スルーによる裏付資産の信用リスク・アセット算出にPD/LGD方式を適用する場合は、事業法人等向けエクスポ

ージャーに準ずる手法により、信用格付を付与しています。

●LGDレーティング

りそな銀行・埼玉りそな銀行においては、案件格付として「LGDレーティング制度」を制定しています。

LGDレーティングは、信用格付と合わせ、個別与信案件の審査における判断基準の他、取引先別の収益管理やポートフォリオ管理への活用を目的としており、LGD（デフォルト時損失率）により回収確実性をランク付けするものです。高ランクの案件ほどLGDは低く（デフォルトした場合の回収確実性は高く）、格付ランクが下がるにつれてLGDは高く（デフォルトした場合の回収確実性は低く）なります。

●パラメータ推計

りそな銀行と埼玉りそな銀行では、上記手続きに基づき付与した信用格付区分別のPD（1年間に取引先がデフォルトする確率）を、自己資本比率告示の定義に従い、両社合算のデフォルト実績より推計および検証し、自己資本比率算出に利用しています（リテール向けエクスポージャーについては、両社が各々設けたプール区分毎のデフォルト実績に基づきPDを推計）。なお、これらのパラメータは社内の資本配賦、部門別のリスク・アセット管理等に活用しています。またその他内部管理用には、格付I以下をデフォルトとしたPDを別途推計し利用しています。

<ポートフォリオの分類と内部格付制度>

資産区分等		対象先の概要	制度・規程	
事業法人等	事業法人	法人	与信額100百万円以上の法人	「信用格付制度」「LGDレーティング制度」
		事業性個人	与信額100百万円以上の事業性個人	「信用格付制度」「LGDレーティング制度」
		特定貸付債権	プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、事業用不動産向け貸付、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付	「信用格付制度」
	ソブリン	中央政府、中央銀行、政府関係機関、地方公共団体、地方三公社、信用保証協会、国際機関等（本邦・外国）	「信用格付制度」「LGDレーティング制度」	
	金融機関等	銀行・証券会社等（本邦・外国）	「信用格付制度」「LGDレーティング制度」	
リテール	居住用不動産	不動産を所有し、当該不動産に居住する個人向け貸付でプール管理されるもの		
	適格リボルビング型	個人向け無担保で極度額10百万円以下のカードローン	「リテールプール管理規程」	
	その他リテール	個人向け（除く事業性）かつ「居住用不動産」、「適格リボルビング型」に該当しないもの 上記に該当せずかつ与信額100百万円未満のもの	※「その他リテール」に該当する法人は「信用格付制度」に基づく格付を付与	
株式等エクスポージャー		政策投資株式	「信用格付制度」	

## ポートフォリオ管理

### 集中リスク排除とモニタリングの枠組み

貸出資産等を全体としてマクロ的に管理を行う「ポートフォリオ管理」は、「与信審査管理」と並び、信用リスク管理の柱のひとつとして位置付けられるものです。

特定の取引先への与信集中が多額の損失に繋がり、公的資金による資本増強に至った反省を踏まえ、りそなグループは、統一したクレジット・シーリング制度を定め、与信集中の防止を図っています。同制度では、各社がその体力に応じて金額上限を設定し、原則として、一取引先への与信額がこれを超過しない仕組みとしており、定期的に運用状況をモニタリングしています。

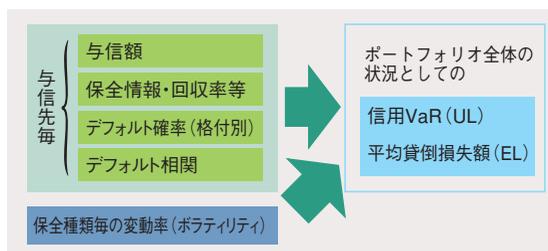
また、与信ポートフォリオについては、信用格付別・業種別・地域別等の区分を設定した上で、与信額、信用コスト等の増減やリスク・リターンの状況を定期的にモニタリングしています。

特に、ポートフォリオに占める比重が高まりつつある住宅ローンについては、りそなホールディングスに専門管理部署を設置するとともに、グループ横断の会議体として「住宅ローン管理委員会」を定期的に開催し、信用リスク管理の高度化を進めています。

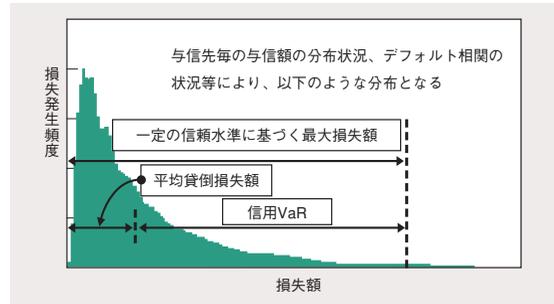
### 信用リスクの計量化と限度設定

りそなグループでは、グループ内で開発した信用リスク計測モデルを用いて、与信ポートフォリオ全体の信用リスクを計測しています。与信額、保全情報・回収率等、信用格付毎のデフォルト確率、デフォルト相関を用いて平均貸倒損失額（期待損失額：EL=Expected Loss）および信用VaR（非期待損失額：UL=Unexpected Loss）を算出するとともに、信用VaRに対して限度を設定し、計量化した信用リスクを一定の範囲内に抑制しています。

#### <信用リスク量の算出>



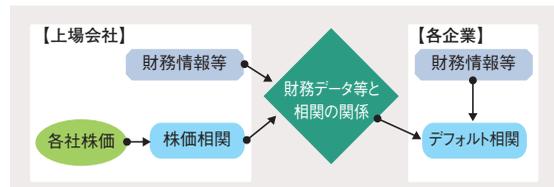
#### <信用リスク計量化時の損失の分布のイメージ>



### デフォルト相関

ポートフォリオの信用リスクを計量化する際には、デフォルト相関の見積り方法が重要なポイントとなります。りそなグループでは、上場会社の株価および財務情報・業種等から、財務情報・業種等とデフォルト相関の関係を導出し、株式を公開していない会社についてもこの関係を適用する等によりデフォルト相関を算出しています。

#### <デフォルト相関の算出イメージ>



### 信用リスク額のセグメント別配分方法

与信ポートフォリオの分析等、リスク管理の高度化を図っていくためには、与信先単位や部門別といったセグメントの信用VaRを随時計測していく必要があります。

当グループでは、リスク・コントリビューション (Risk Contribution) を使用し、与信先別の信用VaRを算出しています。リスク・コントリビューションとは、限界信用VaR [※] の手法を利用して、与信ポートフォリオ全体で計測している信用VaRを個別の与信先単位の配分するものです。

[※] 限界信用VaRとは、ある与信先が与信ポートフォリオの信用VaRに与える影響のことです。具体的には、与信ポートフォリオから該当与信を減少(増加)させた場合における与信ポートフォリオ全体の信用VaR減少額(増加額)が相当します。

## 与信審査管理

### 案件審査

「与信審査管理」とは、案件一件毎の与信判断、あるいは与信先一先毎の与信管理を行うものです。

与信の取上げにあたっては、各営業部店が、「クレジット・ポリシー」をはじめとする信用リスク管理に係る諸規程・細則・手続等の定めにより、財務諸表等の定量的な情報と、事業環境や経営者の資質等の定性的な情報を総合的に評価した上で、資金使途、返済原資、貸出条件等の妥当性の検討を加え、厳正な審査を行っています。

与信額、信用リスクの度合いが一定レベル以上の与信先の案件については、本部の審査管理部署もしくは問題債権管理部署が審査・決裁を行っており、与信先の規模、業種、および信用リスクの度合いに応じた審査体制をとっています。

### 与信先管理

与信実行後は、資金使途、貸出条件の履行状況の確認を行うほか、与信先の業況・事業計画遂行状況を適時把握し、状況に応じた適切な対応策を講じています。

審査管理部署は、与信先の信用リスクの状況を踏まえ、必要に応じて対応方針および具体的方策を検討の上、営業部店等に指示するとともに、指示が適切に実行されているかを検証しています。特に大口与信先については、経営に大きな影響を及ぼすことを踏まえて、より厳格かつ継続的にモニタリングを行い、管理状況や対応方針等を融資会議へ協議・報告しています。

問題債権については、原則として信用リスクの度合い、具体的には格付・債務者区分等により分別管理する体制としています。一定の格付・債務者区分以下の与信先については問題債権管理部署が経営状況等を的確に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めた上で事業再生、整理・回収を行います。再生可能な先については、必要に応じて再建計画の策定を指導する等、極力再生の方針で取組むとともに、特に中小零細企業の場合にはきめ細かな経営相談、経営指導等を通じて積極的に事業再生に取り組んでいます。

## 自己査定および償却・引当

### 自己査定

自己査定は、保有する資産を自らが個別にその内容を検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することにより、資産の実態を把握し、健全性を高めることを目的とするものです。また、自己査定は信用リスクを管理するための手段であるとともに、査定結果に基づき適正な償却・引当を実施し、資産内容の実態を客観的に反映した財務諸表を作成するための準備作業として位置付けられるものです。

### 償却・引当の基準

りそなグループ各銀行では、「償却・引当基準」を定め、自己査定結果に基づいて、原則以下の通り償却・引当を実施しています。

・正常先に対する債権に係る貸倒引当金は、過去の一定期間における貸倒実績により算定された予想損失率に基づき、今後1年分の予想損失額を一般貸倒引当金として計上しています。

・要注意先に対する債権に係る貸倒引当金については、過去の一定期間における貸倒実績により算定された予想損失率に基づき、今後1年分（要

格付	債務者区分	分類	償却・引当
SA A B C D E	正常先	I (非分類)	予想損失率に基づき 引当を実施【※】
F G H	要注意先 要管理先	II	
I J K	破綻懸念先 実質破綻先 破綻先	III IV	保全不足部分について 償却・引当を実施【※】

【※】要注意先、要管理先、破綻懸念先のうち一部の大口先については、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)法による引当を実施しています

管理先は3年分)の予想損失額を一般貸倒引当金として計上しています。

- ・破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権額から担保の処分可能額および保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、過去の一定期間における貸倒実績により算定された予想損失率に基づき、今後3年分の予想

損失額を見積もり、個別貸倒引当金として計上しています。

- ・実質破綻先および破綻先に対する債権については、債権金額から担保および保証による回収見込額を控除した残額を個別債権毎に償却するか、個別貸倒引当金を計上しています。

## 証券化取引

証券化取引とは、自己資本比率告示において、「原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。ただし、特定貸付債権に該当するものを除く。」と定められています。

### 投資家として関与する証券化取引

グループ各銀行が、住宅ローン債権等を原資産として発行・流通している証券化商品、商業用不動産等を原資産とした投資商品等を投資目的で保有している場合がありますが、これらの中に証券化エクスポージャーとして分類されるものがあります。こうした証券化商品・投資商品に関しては、適格格付機関による信用格付に基づいた取得基準の設定、リスクを抑制し分散するための保有限度の設定等によりリスク管理を行っています。

### オリジネーターとして関与する証券化取引

バランスシート上の資産に関する信用リスクや金利リスクをコントロールする目的として住宅ローンや不良債権の流動化等を行った際に、自社で流動化債権の一部を保有する場合がありますが、これについても証券化エクスポージャーとして分

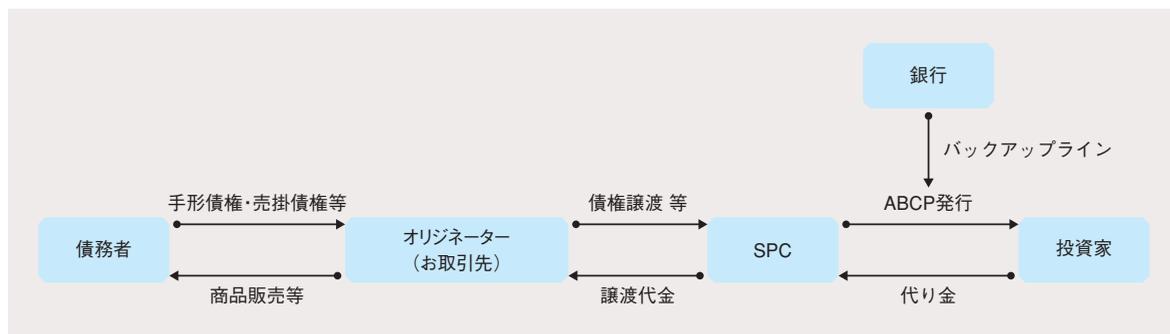
類されるものがあります。グループ各銀行が保有する資産の流動化を行う場合、各種関係法令・規制を確認し、リスク移転の効果、取引スキームの妥当性等を判断します。

### スポンサーとして関与する証券化取引

グループ各銀行では、お客さまが保有する売掛債権や手形債権を流動化して資金調達を行うためのABCプログラム(図をご参照)やABLプログラムを用意していますが、ABCバックアップラインやABLには証券化エクスポージャーとして分類されるものがあります。こうした業務を行うに際しては、流動化の対象債権や対象銘柄の条件、オリジネーターの基準を定めるとともに、第三者対抗要件の具備、債権自体が存在しない等の不正取引リスク、商品返品等による希薄化リスク、反対債権との相殺による相殺リスクなどを確認しています。

上記の通り、グループ各銀行では、証券化取引に、信用リスク、金利リスク、オペレーショナルリスクなど多岐に跨るリスクが内在することを認識し、適切なリスク管理に努めています。

### <ABCプログラムのスキームの例>



## 信用リスク削減手法

信用リスクについては、担保・保証等の保全強化によって、信用力を補完し、債権の質の向上を図り削減することが可能です。

保全となる担保としては、自行預金、国債等の債券や上場会社株式等の有価証券、商業手形、不動産等があり、グループ各銀行では担保物の厳格な保管や評価額の定期的見直し等により適切に担保の管理を行っています。その他、各種の保証、

貸出金と非担保自行預金が相殺可能な銀行取引約定書等の契約、派生商品取引・レポ取引における相対ネットリング契約によっても保全を図っています。

ただし、与信の回収は与信先の利益やキャッシュフローによることが大原則であり、担保・保証等へ過度に依存しないよう努めています。

## 派生商品取引および長期決済期間取引

りそなグループでは、派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手順の概要について、以下の通りとしています。

### 信用供与枠およびリスク資本の割当方法に関する方針

派生商品取引の取引相手の信用リスクについては、貸出金等の与信取引と合算して審査管理を行うこととしており、信用リスク管理にかかる原理・原則や行動規範等を定めた「クレジット・ポリシー」に則り適切な与信判断を行い、信用供与枠を設定しています。

貸出金等と異なり、リスク管理上の与信額が市場動向により変動するため、実行後の与信額は、時価と将来リスクを考慮した方法（カレントエクスポージャー方式）により定期的に管理しています。

なお、金融機関等との市場性取引においては、当該金融機関の信用格付と自己資本額等をもとに、クレジットラインを設定しています。

また、派生商品に係るリスク資本については、

信用リスクおよび市場リスクに対するリスク資本割当の中に含めて管理しています。

### 担保による保全および引当金の算定に関する方針

貸出金等の与信取引と合わせて信用供与枠や保全状況等の管理を行っており、また「自己査定基準」「償却・引当基準」に基づき引当金の算定を行っています。

### 自社の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度に関する説明

デリバティブ担保契約に基づく市場関連取引について、グループ各銀行では、相手先毎にクレジットラインを設けるなど、管理する体制を整備しています。グループ各銀行の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合や市場環境・取引の状況等により限度枠を超過したり、超過することが予想されたりする場合には、相手先との取引見直しや、当該商品への取組方針見直しを行うこととしています。

## 市場リスク管理

### 市場リスク管理

#### 市場リスクの管理体制

りそなグループにおける市場業務運営は、りそなホールディングスによる指導・助言のもと、各銀行においてそれぞれの規模や特性等に応じた運営を行っています。

市場リスク管理においては相互牽制が必要であることから、グループ各銀行では、市場業務の規模・特性を勘案した上で、取引実施部署(フロント・オフィス)、リスク管理部署(ミドル・オフィス)および事務管理部署(バック・オフィス)を分離する等の対応を行っています。

#### 市場リスクの管理手法

グループ各銀行では、市場性取引の時価評価を適

切に行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等のセンシティブリティ【※1】限度額等を設定しています。

これらの状況を日次でモニタリングし、限度等の遵守状況、損益の状況等を管理しています。また、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出し、活用しています。

りそなホールディングスは、グループ全体のリスクの状況を管理し、必要に応じ各銀行への指導・助言を実施しています。

【※1】 ある市場相場等の指標が変化した時の市場取引等の時価の変化額のこと。BPV(ベース・ポイント・バリュアーズ：金利0.01%変化時の時価変化額)もその一つである。

### りそな銀行

りそな銀行における市場取引については、自己ポジション取引を行うトレーディングについては限定的なリスク配分とし、また、バンキング取引においては、債券のみならず、投資信託等への投資により運用の多様化を図っていますが、政策保

有株式はリスク抑制を原則としています。

りそな銀行における市場リスクに関するVaRは以下の通りです。

#### 【VaR実績値（平成20年4月1日～平成21年3月31日）】

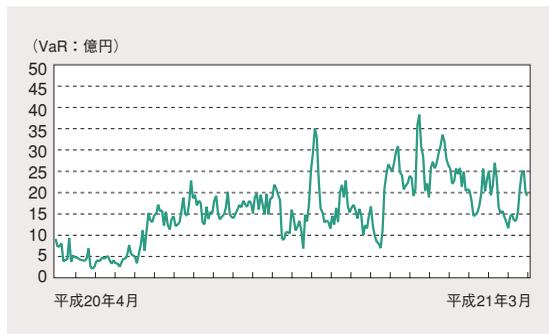
単位：億円	期末値	最大値	最小値	平均値
トレーディング取引	19.3	38.3	2.1	15.7
バンキング取引	472	854	398	554

※政策保有株式を除く

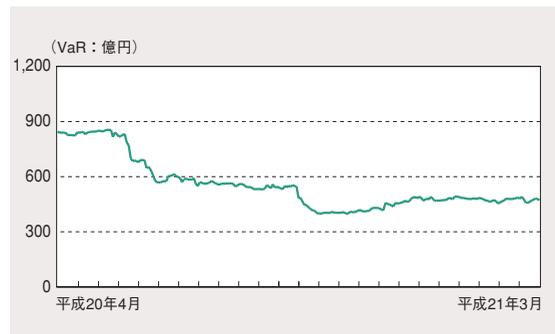
単位：億円	トレーディング取引	バンキング取引
①信頼区間	片側99%	片側99%
②保有期間	10営業日	20営業日※
③データの観測期間	1年	5年
④リスク計測手法	ヒストリカル・シミュレーション法	ヒストリカル・シミュレーション法

※オルタナティブ投資、政策目的で保有する投資信託は125営業日

#### 【トレーディングVaR(平成20年4月1日～平成21年3月31日)】



#### 【バンキングVaR（平成20年4月1日～平成21年3月31日）】



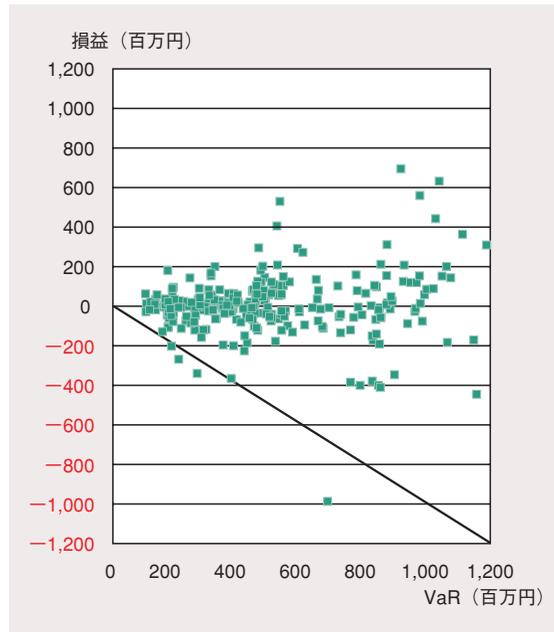
リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証するため、当該モデルで計算したVaRと損益を比較・検証するバックテストを実施しています。りそな銀行におけるトレーディング取引のバックテストの結果としてVaRと損益をプロットしたグラフを掲載しています。VaRの範囲内に収まらない損失が発生した回数等は、特に問題のない水準であると判断しています。

なお、りそな銀行が使用するリスク計測モデルについて、外部監査においても有効性が確認されています。

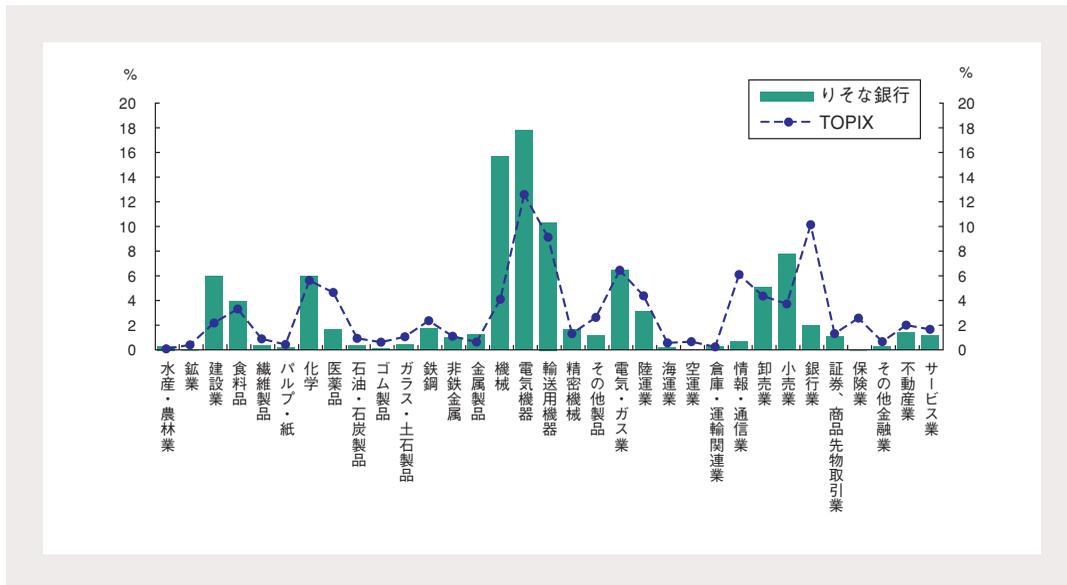
また、りそな銀行におけるトレーディング取引に係る平成21年3月末基準のストレスシナリオ [※2] に基づく損失額は、43億円となっています。

[※2] 保有ポートフォリオにとっての過去10年間の最悪シナリオ

【トレーディング取引に係るバックテストの状況】



〔参考：政策保有株式 業種別ポートフォリオ（平成21年3月末りそな銀行単体）〕



## 埼玉りそな銀行

埼玉りそな銀行における市場取引については、トレーディングは限定的なリスク配分とし、バンキング取引も国債中心の運用であり、政策保有株式はリスク抑制を原則としています。埼玉りそな銀行における市場リスクに関するVaRは右記の通りです。

埼玉りそな銀行が使用するリスク計測モデルについては、社内におけるバックテストで検証を行っているほか、外部監査においても有効性が確認されています。

なお、埼玉りそな銀行におけるトレーディング取引に係る平成21年3月末基準のストレスシナリオ【※3】に基づく損失額は、0.9億円となっています。

【※3】保有ポートフォリオにとっての過去10年間の最悪シナリオ

### 【VaR実績値（平成20年4月1日～平成21年3月31日）】

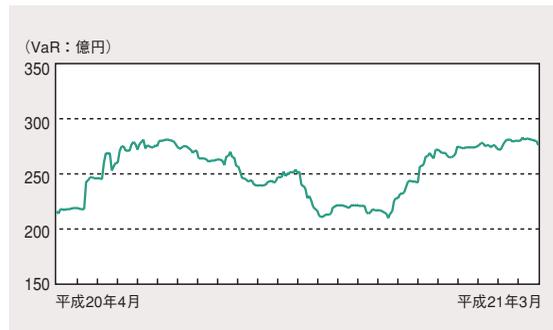
単位：億円	期末値	最大値	最小値	平均値
トレーディング取引	0.7	1.4	0.0	0.3
バンキング取引	275	282	209	252

※政策保有株式を除く

単位：億円	トレーディング取引	バンキング取引
①信頼区間	片側99%	片側99%
②保有期間	10営業日	20営業日※
③データの観測期間	1年	5年
④リスク計測手法	ヒストリカル・シミュレーション法	ヒストリカル・シミュレーション法

※オルタナティブ投資は125営業日

### 【バンキングVaR（平成20年4月1日～平成21年3月31日）】



## 近畿大阪銀行

近畿大阪銀行における市場取引については、債券等を中心とした運用とし、政策保有株式は限定的な保有としています。

### 【VaR実績値（平成20年4月1日～平成21年3月31日）】

単位：億円	期末値	最大値	最小値	平均値
バンキング取引	68	70	30	46

※政策保有株式を除く

単位：億円	バンキング取引
①信頼区間	片側99%
②保有期間	125営業日
③データの観測期間	5年
④リスク計測手法	ヒストリカル・シミュレーション法

## 銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー

### 出資・株式等に関するリスク管理

りそなグループ各銀行では、銀行勘定における純投資目的または政策投資目的で保有するファンド等への出資あるいは政策投資目的で保有する株式等については、各種社内ルールに則り、事前の個別案件毎の審査等を通じた銘柄の厳選に努めています。また、過度なリスクテイクを抑制するため、あらかじめ一定水準のポジション枠を設定するとともに、リスクを計量化してその状況を定期的に経営陣に報告しています。

時価評価が可能な上場株式等については、フロ

ントオフィスから独立したミドルオフィスがポートフォリオベースの価格変動リスクの計測等を実施しています。なお、株式等の価格変動リスクの計測については、信頼区間99%、保有期間125営業日のVaR（バリュー・アット・リスク）により行っています。

グループ各銀行が保有するその他の市場価格のない未上場株式等については、その他有価証券、子会社株式、関連会社株式に係らず、信用リスクとしてリスクを計量化しています。

## 銀行勘定における金利リスク

### リスク管理の方針および手続の概要

りそなグループ各銀行では、銀行勘定における金利リスクに関し、金利動向、経済環境を踏まえ、収益の安定化・極大化を図るべく、リスク配分を行うとともに、デリバティブ取引についてはリスクヘッジを主体に行うことを基本とし、適切な管理を行っています。具体的には、トレーディング取引リスクや投資株式価格変動リスク等と同様に、グループ各銀行において、過度なリスクテイクを抑制するため、リスク限度を設定するとともに、損失額についても損失限度を設定し、フロントオフィスから独立したミドルオフィスが、金利リスク等を原則日次でモニタリングし、リスク限度等の遵守状況、損益の状況等を管理しています。その結果については、定期的に経営陣に報告を実施しており、適切なリスク管理を行っています。

また、通常のリスク計測に加え、市場急変時の影響額を計るため、定期的にストレステストを実施し、その影響額について、モニタリングを実施するとともに統合的なリスク管理への活用を行っています。

### りそなグループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手段の概要

当グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要は以下の通りです。

- ・保有期間：りそな銀行および埼玉りそな銀行20営業日、近畿大阪銀行125営業日
- ・信頼区間：片側99%
- ・観測期間：5年
- ・リスク計測手法：ヒストリカル・シミュレーション法
- ・上記以外の主要な前提条件：満期のない流動性預金のうち、長期間滞留している部分（所謂、コア預金）については、最長5年、平均2.5年のものとして金利リスクを計測しています。また、りそな銀行および埼玉りそな銀行では、期限前返済のある住宅ローン等につき、ローン実行からの経過期間等と過去の繰上げ返済実績との関係进行分析し、将来のキャッシュフローを予測した上で、金利リスクを計測しています。

## 流動性リスク管理

### 流動性リスク管理に関する考え方

資金繰り不安が風評に波及すると負の連鎖を引き起こし、その解消に相当期間を要することになります。経営に重大な影響を与える流動性リスクの顕在化を回避するため、資金化が容易な資産（流動性資産）を潤沢に保有し、安定的な資金繰り運営を行うとともに、万一リスクが顕在化した場合には早期対応によりリスクの拡大を防止しその状況を解消することを流動性リスク管理の基本としています。

りそなグループ各銀行においては、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署の相互牽制を図るとともに、適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施する等の流動性リスク管理体制を整備しています。経営管理を行うりそなホールディングスにも流動性リスク管理部署を設置し、グループとしての流動性リスク管理体制を整備しています。

### 流動性リスクの評価

りそなグループおよび各銀行は、資金繰り運営の状況について、「平常時」、ならびに流動性緊急時フェーズ「第一フェーズ（警戒時）」、同「第二フェーズ（懸念時）」および同「第三フェーズ（危機時）」の4段階に設定した区分につき、自らがどの段階に該当するか認定したうえで、認定したフェーズに応じ、あらかじめ定めた具体的対応策を適時適切に実施する体制としています。

また、流動性緊急時フェーズの認定は、流動性リスクの状況を、グループ共通の外的要因（りそなホールディングス株価、格付、風評、経済情勢、金融政策等）、および内的要因（グループ銀行の資金繰り状況を示す預金、市場性調達状況等）の両面から分析することで、総合的に行っています。

### 流動性リスク管理指標

グループ各銀行は、各々の規模・特性および流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しています。更に、必要に応じて、りそなホールディングスと事前協議をした上で、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し、管理しています。特に潤沢な流動性資産を確保することが安定的な資金繰り運営上重要であるとの認識のもと、グループの各銀行は各々の規模、特性に応じた流動性資産保有額に係る適切な保有額の下限額をガイドラインとして設定し、当該ガイドラインを日々遵守しつつ安定的な資金繰り運営を実施しています。

また、りそなホールディングスにおいても、グループ各銀行の主要な流動性リスク指標の報告を日次で受けてモニタリングしています。

### 流動性緊急時対応体制

流動性の緊急時には、りそなホールディングスにてグループ流動性リスク委員会を開催します。グループ各銀行においても、同様に流動性リスク委員会等を招集し対応します。

更に、流動性危機の程度が重大、またはその可能性が高い場合、各社において危機対応を統括する組織として社長を本部長とする危機対策本部を設置して対応します。

## オペレーショナルリスク管理

### オペレーショナルリスクの管理

#### オペレーショナルリスク管理の方針および手続の概要

オペレーショナルリスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外部要因により損失が発生するリスクのことであり、事務、システム、法務・コンプライアンスリスク等を含む全ての業務・商品・サービスに係るリスクなどの幅広いリスクを含んでいます。

りそなグループでは、オペレーショナルリスクを管理するにあたり、リスクカテゴリー毎に顕在化したリスクおよび内在するリスクの特定・評価、

把握を行い、経営に重大な影響を与える事故の発生回避やお客さまへの不利益を排除する観点から再発防止や未然防止などを適切に遂行し、オペレーショナルリスクの管理・削減に努めています。委託業務についても管理対象として、管理体制の整備を図っています。

また、オペレーショナルリスクが顕在化した場合における経営への影響度について、統計的手法を用いて計測し、統合的リスク管理に活用する等、適切なリスク管理を行っています。

#### <りそなグループにおけるオペレーショナルリスクの分類>

バーゼルⅡの損失分類 (国内告示より損失の例示抜粋)	具体的事例 (内外の事例より想定)	当グループのリスク分類
<b>内部不正</b> 役員による詐欺、財産の横領、 規制・法令・内規の回避を意図した行為による損失	顧客預金の横領、会社資産の着服、 意図的な権限外取引、改ざん 等	事務 リスク 不正 事務過誤 ・事務事故 ・事務委託先の事故
<b>注文等の執行送達及びプロセス管理</b> 取引相手や仕入先との関係から生じる損失、 取引処理・プロセス管理失敗による損失	事務ミス、報告書の誤り、書類の紛失、 期日管理の看過	
<b>顧客、商品及び取引慣行</b> 顧客に対する過失による義務違反(受託者責任、適合性等)、 商品の性質・設計から生ずる損失	説明義務違反、強要的販売、 未許可商品販売、不適切な業界慣行	法務・コンプライアンスリスク
<b>事業活動の中断及びシステム障害</b> 事業活動の中断又はシステム障害による損失	信託義務違反、財産管理上の不正行為 運用ガイドライン違反、事務ミス	信託財産の運用リスク
	システムの障害、 ハッキング・ウイルス感染 等	システムリスク ・システム障害・不備、セキュリティ侵害
<b>外部からの不正</b> 第三者による詐欺、横領、脱法を意図した行為による損失	災害・停電による業務中断	その 他の オペ レー シ ョ ナ ル リ ス ク 災害 外部犯罪 ・商品・サービスを悪用した犯罪 ・強盗・窃盗・暴力行為 ・顧客等への当社を騙る詐欺
	盗難通帳・偽造カード 等	
	強盗・盗難 顧客への詐欺	
<b>有形資産に対する損傷</b> 自然災害その他の事象による有形資産の損傷による損失	自然災害、テロによる資産の損失、 設備故障等による補償 等	設備等の瑕疵
<b>労務慣行及び職場の安全</b> 雇用・健康関係の法令・協定に違反した行為、労働災害又は 差別行為による損失	残業未払いによる訴訟、 労災認定後の補償、セクハラ等の和解金 等	人事・労務管理

オペレーショナルリスク管理体制

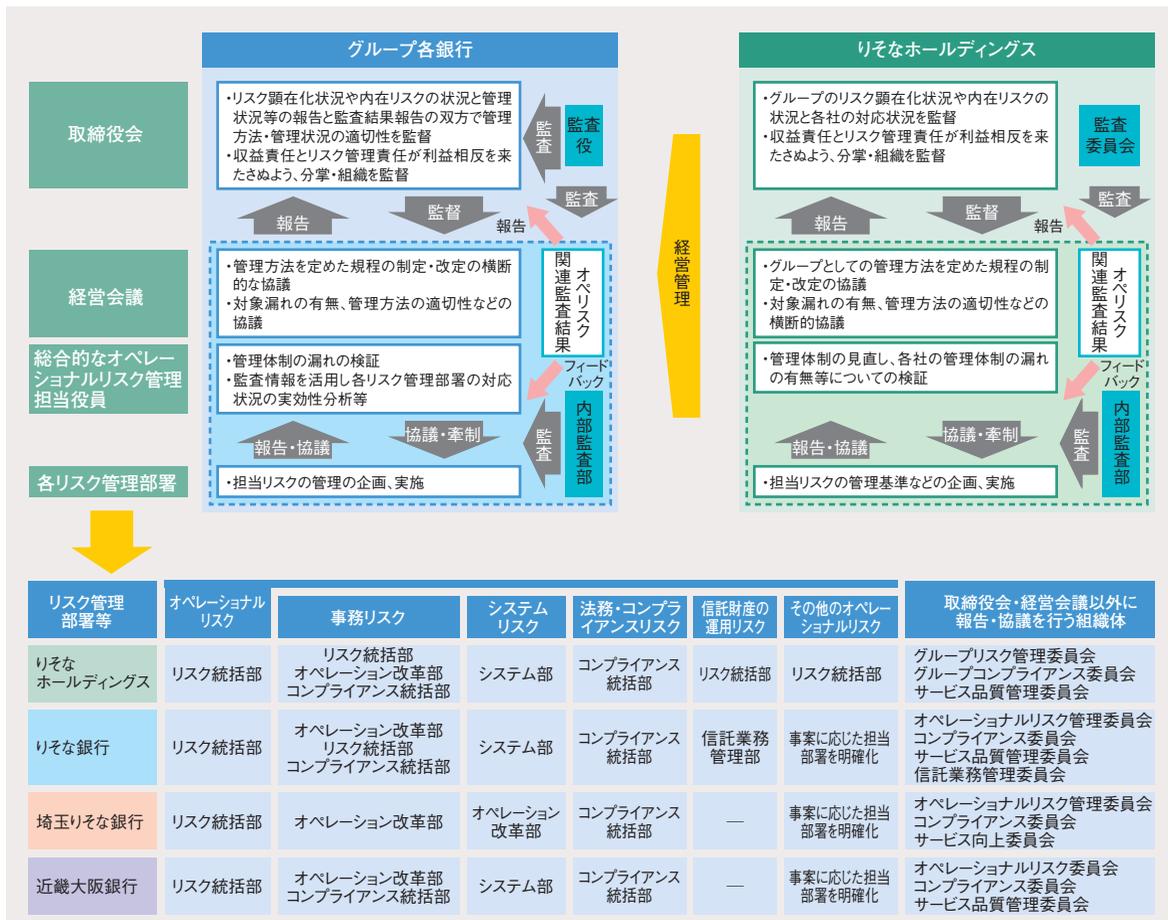
りそなホールディングスでは、グループ各銀行のリスク管理に関する方針・各種規程、管理上の重要な施策等に関する事前協議を通じて、各銀行のリスク管理体制について指導・助言を行うとともに、グループ各銀行のオペレーショナルリスクの状況をモニタリングし、経営陣に報告しています。

また、りそなホールディングスおよびグループ各銀行では、オペレーショナルリスク管理における取締役会、経営会議、総合的なオペレーショナルリスク管理部署、各リスク管理部署、ならびに内部監査部門等の役割を定め相互の連携および牽制が適切に機能する体制を整備しています。

損失データの収集と活用

りそなグループ各銀行は、グループ統一の基準に従い、オペレーショナルリスク関連の損失データを収集しています。このデータに基づき、各銀行およびりそなホールディングスではオペレーショナルリスク顕在化事象の分析を行っています。また、オペレーショナルリスクが顕在化した際の経営への影響度を把握するため、当該データを利用してオペレーショナルリスクを計量化し、統合的リスク管理に活用しています。

＜オペレーショナルリスク管理体制の概要＞



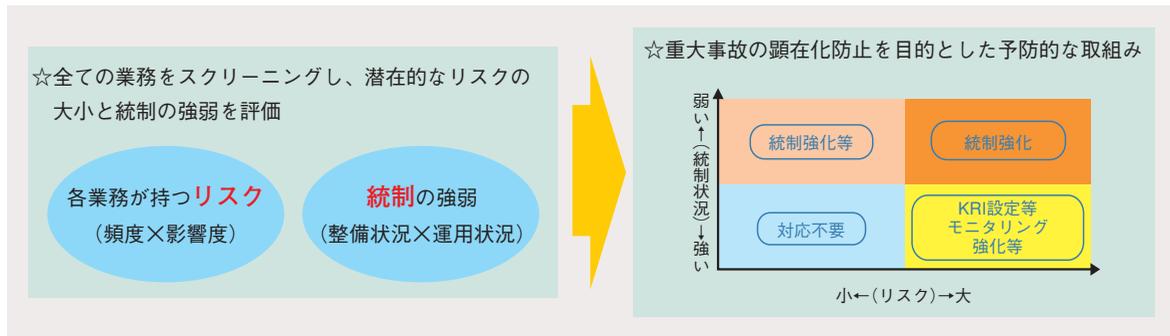
オペレーショナルリスク評価

内在するリスクについては、オペレーショナルリスク評価(OP R-C S A : Operational Risk-Control Self Assessment)を行い、業務毎のリスク(リスク顕在化の頻度と影響度)および統制(整備状況と運用状況)を評価してリスクの洗い出し

を行っています。

オペレーショナルリスク評価に基づく重大事故の予防的な取組みとして、統制強化策(アクションプラン)に基づく統制状況の改善、あるいはリスク指標(K R I : Key Risk Indicator)の設定・モニタリングによる早期の問題検出を実施しています。

＜オペレーショナルリスク自己評価＞



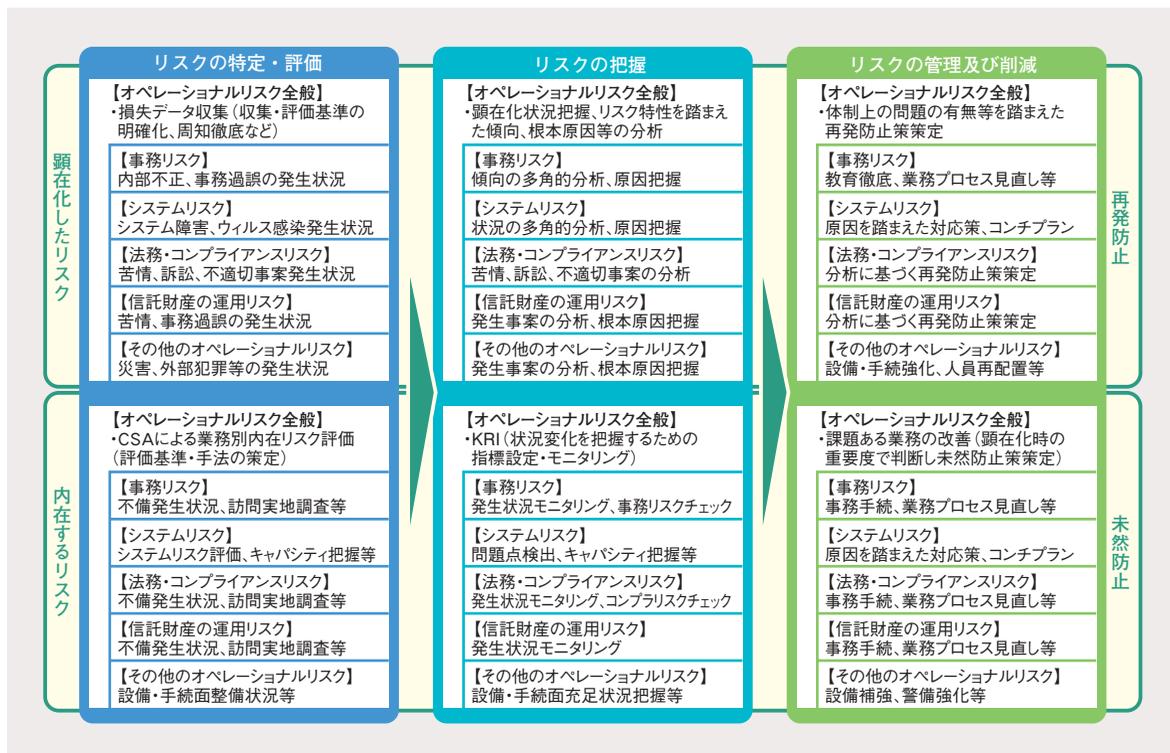
リスク顕在化時の対応

りそなグループ各銀行において一定レベル以上のオペレーショナルリスクの顕在化事案が発生した場合は、当該銀行およびりそなホールディングスの経営陣および関係者へ直ちに第一報を行う制度を整備しています。この制度により、オペレーショナル

リスク顕在化事案について、経営陣へ迅速に報告するとともに関係者が情報共有を図っています。

顕在化したリスクのうち経営に重大な影響を与える事象等が発生した場合には、こうした体制の下で迅速かつ適切な初動対応を行い、影響の拡大防止に努めています。

＜りそなグループにおけるオペレーショナルリスクの特定・評価、モニタリング、管理・削減の枠組み＞



## 事務リスク管理

正確かつ迅速に事務処理を行うことは、銀行がお客様から信頼を得るための必要条件です。銀行の多種多様な業務から生じる大量かつ時限性の高い事務を正確・迅速に処理するためには、事務リスクの抑制・極小化に向けた取組みは欠かすことができません。

### 事務リスクへの対応

りそなグループ各銀行では、事務過誤等の防止のため、事務手続の整備や社員等に対する教育・研修等に努めています。

また、事務過誤等を削減する取組みとして、業務プロセスや事務処理を継続的に見直し、簡素化、センター等での集中処理化、システム化等の対応を進めています。

営業店等における事務処理については、事務検証等を行うことで内部牽制機能を働かせ、事務過誤・不正防止を図っています。また、本部の管理セクションの担当者が営業店を訪問し、助言等を行っています。

顕在化したリスクについては、事務過誤・事務ミス等に係るデータを収集し、発生状況と影響度を特定・評価し、多角的に分析した上で原因等を把握して、発生要因に応じて、業務プロセス見直し、教育の徹底等の対応を行っています。

一方、内在するリスクについては、検出された不備発生状況、実地調査による事務実態等から特定・評価を行い、重要度に応じて対応策を講じています。

## システムリスク管理

システム障害等のシステムリスクの顕在化は、単に技術的な問題ではなく、お客様にご不便をお掛けし、社会的に影響を与え、経営を揺るがしかねない事態に繋がる可能性があります。

りそなグループ各銀行は、システムリスク管理に関する基準等の管理体制を整備しています。この管理体制のもと、システム障害防止のための品質向上、障害時の影響拡大防止策、お客様の情報の毀損・漏洩を防止する情報セキュリティの向

上等に努めています。また、システム障害や災害といった緊急時に備えたコンティンジェンシープラン等を整備しています。

システム障害等として顕在化したリスクについては、その発生状況と影響度を特定するとともに、発生原因等を分析しています。内在するリスクについては、定期的に全てのシステムのリスクを評価し、各システムの重要度に応じた問題の検出および対応策の実施を行っています。

## 法務・コンプライアンスリスク管理

りそなグループ各銀行は、法務・コンプライアンスリスク管理部署等によるコンプライアンス・チェックおよび指導・助言を通じて、法務・コンプライアンスリスクの顕在化回避、事故の未然防止を図っています。また、コンプライアンスに関する計画的な研修を通じて役員・従業員の遵法意識および法務・コンプライアンスリスクに対する認識の向上を図っています。

顕在化したリスクについては、発生状況と影響度を特定・評価し、分析した上で再発防止策を策

定しています。一方で、内在するリスクについては、コンプライアンス・チェックやコンプライアンス・プログラム等を通じて特定・評価し、統制状況を検証した上で、業務への反映、コンプライアンス・プログラムへの対策の組み込みによりリスクの削減を図っています。

加えて、法務・コンプライアンスリスク管理部署が訴訟等の情報を統括管理することにより、訴訟等に係るリスクの状況を的確に把握できる管理体制を整備しています。

## 金融犯罪への取組み

近年、金融犯罪が高度化していますが、りそなグループでは、本人確認強化等により、盗難通帳での支払防止、マネー・ローンダリング防止、不正利用口座開設防止に取り組んできました。また、偽造・盗難カード対策として、ATMご利用限度額の個別設定サービス、カードロックサービス、生体認証付ICカード等を導入し、お客さまの大切な財産をお守りするよう努めています。振り込み詐欺等の被害に関するお問合せ窓口として、各銀

行ごとにフリーダイヤルを設置し、振り込み詐欺被害者救済法に基づき、被害者の方への滞留資金の返還について、ご照会をお受けしています。

また、お客さまとのお取引開始に際し、現在及び将来にわたって反社会的勢力ではないことを表明・確約いただき、これに違反した場合に融資取引を解消する法的根拠としての条項（いわゆる「暴力団排除条項」）を、グループ各銀行にて順次導入していきます。

## 信託財産の運用リスク管理

信託財産の運用・管理において、受託者には忠実義務、善管注意義務などの受託者責任が課せられています。

りそな銀行では、主要業務として年金資金をはじめとするお客さまの大切な財産を運用・管理しており、受託者責任の履行が特に重要な使命であると認識しています。かかる受託者責任を怠ったことに起因して発生するリスクは事務、システム、法務・コンプライアンスのいずれかのリスクカテゴリーに含まれますが、信託財産の運用・管理にかかるこれらのリスクを「信託財産の運用リスク」として認識した管理体制により受託者責任の履行を図っています。

### 外部監査導入

りそな信託銀行は、平成10年11月、信託財産の運用部門、資産管理部門において、邦銀初の外部監査を導入しました。平成10年、平成11年度は米国監査基準SAS70 [※1] により、平成12年度以降平成17年度までは日本版SAS70 [※2] により、平成18年1月以降は再び米国監査基準SAS70により、適正運営の評価を得ています。

- [※1] 米国のカストディ部門や顧客資産運用部門で導入されている内部管理体制に関する監査基準  
 [※2] 日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第18号「委託業務に係る内部統制の有効性の評価」（平成15年1月に改正され「委託業務に係る統制リスクの評価」に名称変更されました）

## レピュテーションリスク管理

### レピュテーションリスクの特徴

レピュテーションリスクは、各種リスクとの連鎖性を有しており、顕在化した場合には、信用の失墜、株価の下落、取引先の減少、ブランドの毀損等、予想を越えた不利益を被る可能性があることから、レピュテーションリスクを経営上の重要なリスクの一つと位置付けています。

### レピュテーションリスクの管理

りそなグループでは、適時適切な情報開示等により信頼の維持向上を図り、リスクの顕在化の未然防止に努めています。

レピュテーションリスクは、マスコミ報道、評判・風評、風説などを契機に顕在化するため、インターネット上の風説やマスコミによる憶測記

事など、各種媒体等の確認を通じてリスク顕在化事象の早期把握に努めています。

レピュテーションリスクが顕在化した際には、迅速かつ適切な対応により当グループのステークホルダー（株主、お客さま、社員等）の利益を守り、影響の拡大防止に努めることとしています。当グループの経営に影響を及ぼす可能性があり、危機の程度が高い場合には、速やかに危機管理体制へ移行します。

なお、対外的なお問合せおよび公表窓口については、情報を集約するため、りそなホールディングスに一元化した体制としています。

# 自己資本管理体制について

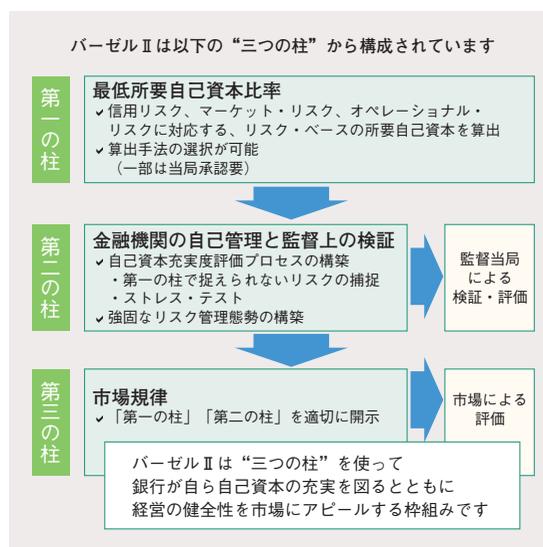
## りそなグループにおけるバーゼルⅡへの対応

本邦において2007年3月より導入されたバーゼルⅡは、自己資本の充実を通じて金融機関の健全性確保を図る枠組みです。

りそなグループでは、バーゼルⅡの枠組みに沿って十分な自己資本を確保していくために、りそなホールディングスにおいて「グループ自己資本管理の基本方針」を、グループ各銀行においては「自己資本管理の基本方針」を制定し、①自己資本充実に関する施策の実施、②適切な自己資本充実度の評価、③正確な自己資本比率の算出等に取り組むとともに、リスク管理の更なる高度化を進めています。

なお、2009年3月期の自己資本比率の算出では下表にある手法を採用しています [注1]。

### <(参考)バーゼルⅡの枠組み>



会社名	リスク・カテゴリー	算出方法
りそなホールディングス りそな銀行 埼玉りそな銀行	信用リスク・アセットの額	基礎的内部格付手法
	オペレーショナル・リスク相当額	粗利益配分手法 [注3]
近畿大阪銀行 [注2] りそな信託銀行	信用リスク・アセットの額	標準的手法
	オペレーショナル・リスク相当額	粗利益配分手法 [注3]

※マーケット・リスク相当額については、各社とも「不算入の特例」を適用し算入しておりません

[注1] りそなホールディングスの自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第20号)に定められた算式に基づき、連結ベース、第二基準にて算出しています。また、各銀行の自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結・単体ベース、国内基準にて算出しています。なお、平成20年12月末日～平成24年3月末日を基準日とする自己資本比率については、平成20年金融庁告示第79号(銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例)に沿った算出を行います。

[注2] 近畿大阪銀行は、信用リスク・アセットの額の算出について、基礎的内部格付手法に移行すべく準備をすすめています(内部格付手法の段階的適用)。

[注3] 粗利益配分手法とは、直近3年間の「粗利益」をベースにオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法ですが、この「粗利益」は自己資本比率告示上定義されているものであり、決算上の業務粗利益とは異なります。

## りそなグループの自己資本管理態勢

りそなホールディングスおよびグループ各銀行では、健全かつ安定的な業務運営を継続していく上で、「リスクに見合った十分な自己資本を確保することが極めて重要である」との考えから、適切な自己資本比率の水準を維持するよう自己資本管理を行っています。

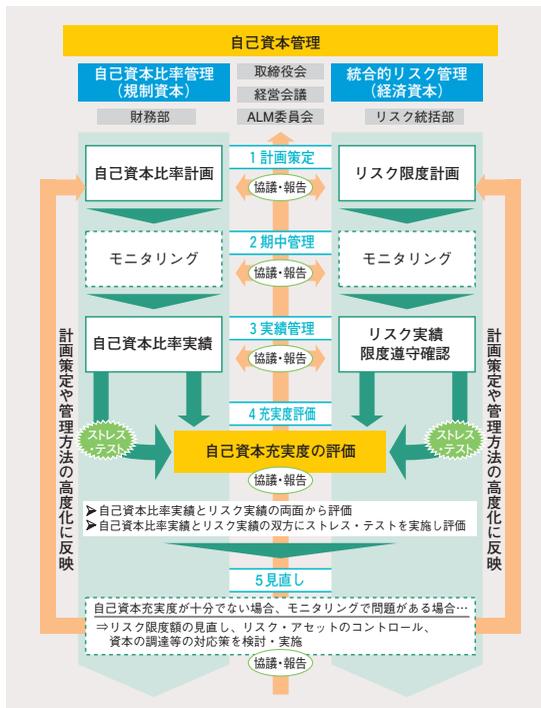
具体的には、自己資本比率を管理する部署と統合的リスクを管理する部署が各々の役割を担い、かつ有機的に連携を図る組織体制を構築し、各担当部署が、自己資本比率計画およびリスク限度計画の策定、計画の遵守状況のモニタリング、実績値の分析・評価、自己資本充実度評価、必要に応じた対応策の実施などの「動的」プロセスによる能動的な管理を行い、また経営陣へのタイムリーな報告を実施しています。

りそなホールディングスおよびグループ各銀行では、「自己資本充実度」について、バーゼルⅡ規制上の自己資本比率管理、および統合的リスク管理の二つの側面から評価しています。

また、通常では想定されない状況下におけるリスクへの備えとして複数のストレス・テストを実施し、またバーゼルⅡにおける第一の柱で捉えられないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）を考慮することにより、総合的に自己資本充実度の評価を実施しています。

なお、りそなホールディングスおよびグループ各銀行において、2009年3月期については、健全かつ安定的な業務運営を維持しうる十分な自己資本の水準が確保されています。

### ＜りそなホールディングスの自己資本充実度評価＞



※ グループ各銀行についても、自己資本管理部署と統合的リスク管理部署を両軸に、同様の管理態勢が構築されています。

# 内部監査体制について

## グループ内部監査

りそなグループにおける「内部監査」は、りそなホールディングスおよびグループ各社が経営管理体制を確立し、業務の健全性・適切性や社会的信頼を確保するために、経営諸活動において、その遂行状況等を検証・評価し、改善を促進することにより、企業価値の向上を支援することを目的とする重要な機能です。

内部監査の目的を達成するため、その機能が適切に

発揮されるよう、りそなホールディングスおよびグループ各社に、組織的に独立した内部監査部署を設置し、内部監査の実施権限、情報入手権限、守秘義務等の内部監査の権限および責任を明確にする等により、内部監査体制を整備するとともに、内部監査の実効性を確保しています。

## 組織体制

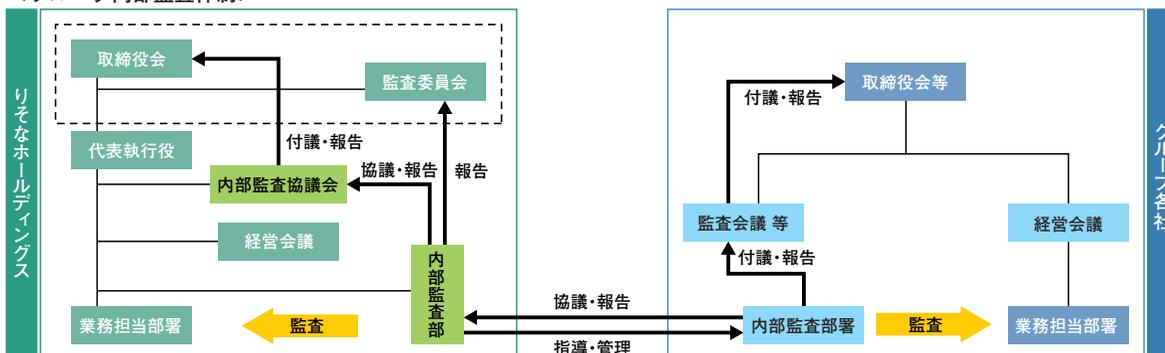
りそなグループの経営理念に掲げた、「お客さまの信頼に応え」「透明な経営に努め」するために、内部監査の果たすべき役割は非常に重要であるとの認識に立ち、以下のような体制で内部監査を実施しています。

りそなホールディングスには、代表執行役ならびに内部監査を専担する執行役のもとに、「内部監査部」を設置しています。さらに、内部監査に関する事項を協議する等のための機関として「経営会議」とは別に、代表執行

役全員、内部監査部担当執行役ならびに内部監査部長で構成される「内部監査協議会」を設置しています。

グループ各社には、各取締役会等のもとに、組織的に独立した内部監査部署を設置しています。また、グループ各社はその業務や規模に応じて、内部監査に関する基本的な重要事項を協議する等のための機関として、取締役会等に直属する「監査会議」等を設置しています。

<グループ内部監査体制>



## 機能、役割

具体的な監査の計画策定にあたっては、りそなホールディングス内部監査部が、グループの内部監査の方針、対象、重点項目等を盛り込んだりそなホールディングスおよびグループ各社の「内部監査基本計画」を作成し、りそなホールディングス取締役会の承認を得ます。

グループ各社の内部監査部署は、りそなホールディングスの内部監査部と事前に協議を行い、各社の「内部監査基本計画」を策定し、それぞれの取締役会の承認を得ます。

このように作成された「内部監査基本計画」に基づいて、りそなホールディングスおよびグループ各社の内部監査部署は内部監査を実施しています。また、実施した内部監査の結果等については、りそなホールディングスにおいては、取締役会および監査委員会へ報告されます。グループ各社が実施した内部監査の結果等については、各社の取締役会および監査役等に報告されるとともに、りそなホールディングスにも報告されます。

## 平成21年3月期のトピックス

### りそな銀行

お客さまの身近な信託パートナーとして、信託サービスを提供する体制を強化します。

平成21年4月1日、りそな銀行とりそな信託銀行は合併しました。リテールビジネスと信託の融合によりお客さまの身近な存在として、信託機能を活用してお客さまのお悩みに対しワンストップでスピーディーに対応してまいります。

りそな銀行では321拠点(平成21年4月1日現在)の豊富な店舗網で、中堅・中小企業や幅広い個人のお客さまにも、信託サービスを便利にご利用頂けます。またサービスの内容も遺言信託、自社株承継信託、資産承継信託といった相続・資産承継ビジネスや、不動産業務等、多岐にわたっております。

更に信託サービスの担い手の数も平成21年度中に増員します。その結果、個人のお客さまを担当させて頂く営業部長とあわせまして、約300名のプライベートバンカーがお客さまへきめ細かな信託サービスのご提供をしております。



### りそな銀行

中堅・中小企業の商品開発を支援することを目的に『りそなDEモニター会』を開催しました。

りそな銀行は、平成21年3月、財団法人大阪市都市型産業振興センターと共同で、取引先商品の品評会を開催しました。

これは、商品の感想やパッケージデザインに関する意見などを直接聞く事で、商品開発に役立てていただくイベントで、取引先25社と大阪の女性モニター約200名を招きました。

会場では、モニター会員から「こんな高すぎるわ!」などの厳しい意見もありましたが、取引先からは「消費者の生の声が聞け、今後の商品リニューアルに大変参考になった」と好評でした。

りそな銀行としては、地域運営という取組みの中で、金融取引だけではなく、企業と企業、あるいは企業と地域をコーディネートする事で地域企業を応援しています。



## ■ 埼玉りそな銀行

## 提携7大学とともに大規模な「産学連携セミナー」を開催しました。

埼玉りそな銀行は、平成20年10月7日、産学連携協力の覚書を締結している、埼玉大学など7大学とともに「提携7大学 産学連携セミナー」を開催いたしました。複数の大学が参加した産学連携セミナーは埼玉県内では初めての取組みであり、大学と企業との産学連携の橋渡しに加え、大学同士の学学連携による新たな可能性を展望した取組みとなりました。当日は、実際に産学連携を活用し、成功された企業2社による事例発表の他、7大学の強みや特色などが各々の大学より紹介され、総勢126社149名のお客さまにご参加いただきました。

埼玉りそな銀行では、引き続き埼玉県に根ざした地域金融機関として、企業ニーズと大学のシーズ(種)を結びつけることで、地域経済の持続的な発展に貢献したいと考えております。



## ■ 埼玉りそな銀行

## 埼玉県と共催で「農と食の展示・商談会2009」を開催しました。

埼玉りそな銀行は、農業関連ビジネスへの取組みの一環として、平成21年2月10日に「農と食の展示・商談会2009」を埼玉県が主催する「埼玉県農商工連携フェア」と同時開催いたしました。

当日は、埼玉県内で農業や食品加工業を営むお客さまと県内外の有力バイヤーの皆さまにお集まりいただき、実際に商品を見て、試食しながらご商談いただく機会をご提供し、来場者数は総勢2,672名と大変盛況でした。

埼玉りそな銀行では、今後とも、埼玉県が実施する地産地消の推進や、農商工連携の支援に向けた取組みに協力するとともに、農業関連ビジネスへの取組みを強化することで地域経済の活性化に貢献してまいります。



### 近畿大阪銀行

平成21年3月、経済産業省の委託事業である「地域力連携拠点事業」の実施機関に採択されました。

地域力連携拠点事業とは、地域内の公的支援機関や専門家と連携し、中小企業を総合的に支援する事業です。

近畿大阪銀行では、情報リレーション部に事務局を設置のうえ、各機関と連携を図り、中小企業診断士等の専門家の派遣も活用し、課題をお持ちの中小企業に対してワンストップできめ細かな支援活動を行っていきます。

特に、経営革新、地域資源活用、販路開拓支援、創業支援、事業再生支援、事業承継支援に重点を置いて取り組んでいきます。

地域力連携拠点事業により、従来の情報リレーション活動がさらにバージョンアップされることになります。



### 近畿大阪銀行

厳しい経営環境が続く中、頑張っている中小企業を応援する「地元企業応援部」を設置しました。

近畿大阪銀行では、平成21年1月、急激な景気悪化に対応し、取引先の中小企業や個人事業主の財務面や資金繰り面のサポートを専門的に行う「地元企業応援部」を設置しました。

「地元企業応援部」は、日頃の親密な取引先とのコミュニケーションを通じて、できるだけ早い段階で取引先の変化に気づき、初期の段階から経営者の方と話し合い、解決策を見出します。

「地元企業応援部」設置以降、融資相談受付件数は、日を追うごとに増加してきており、きめ細かな応援活動を全社的に展開することで、地元の取引先の様々なご要請・ご相談にお応えしていきます。



## CSR(企業の社会的責任)について

りそなグループのCSR経営の原点は、「りそなグループ経営理念」と、この経営理念をりそなグループが関係する人々に対する基本姿勢の形として具体化した「りそなWAY(りそなグループ行動宣言)」にあります。すなわち、りそなグループが社会から受け入れられ、持続的に成長していくためには、「りそなグループ経営理念」「りそなWAY」に基づいて「お客さまとの信頼関係」「株主との関係」「社会とのつながり」「従業員の人間性」を大切に、すべてのステークホルダーからの

支持を受けることが不可欠であると考えております。

このような考えに基づいたCSR経営を実践していくために、りそなグループでは、りそなホールディングス会長を委員長とし、りそなホールディングスの社長および副社長ならびにグループ各銀行の社長を委員としたグループCSR委員会を設置し、りそなグループの持つ経営資源を活かした様々なCSR活動に積極的に取り組んでおります。

### 環境問題の取組みを強化

りそなグループでは、2008年4月、環境への取組姿勢を明確化し、企業の社会的責任として、環境に配慮した企業活動を適切に実施するため、グループ環境方針を制定しました。これまでもチーム・マイナス6%運動への参加、クールビズ&ウォームビズの実施といっ

た環境負荷低減活動に加え、お客さま向けに環境セミナーを開催するなど、環境コミュニケーションにも積極的に取り組んできました。今後も、高まる環境保護意識に積極的に対応するため、環境問題への取組みを強化していきます。

## りそなグループ環境方針

### 1 環境関連法規等の遵守

環境保全に関する法規制および私たちが同意するその他の要求事項を遵守します。

### 2 本業を通じた環境保全

環境に配慮した商品・サービスの開発・提供などを通じて環境保全活動を支援します。

### 3 オフィスにおける環境負荷低減

省資源・省エネルギー活動により、環境負荷の低減に努めます。

### 4 環境コミュニケーション

環境に関する情報を社内外に積極的に発信し、環境教育や啓発活動を推進します。

### 5 グループ内啓発と全員参加

本方針を全役職員に周知徹底し、役職員一人ひとりが環境保全に配慮して行動します。

### 6 環境方針の公開

本方針は、内外に公表します。

地域の活性化こそ、銀行本来の役目と考え、地域密着でお客さまの問題解決をサポートします。

100年に一度の金融危機に対し、地域企業を支えることこそ銀行本来の使命との認識から、環境商談会、りそなDEモニター会(りそな銀行)、農と食の展示・商談会(埼玉りそな銀行)など、グループ各社で地域に根ざした様々な取組みを行いました。近畿大阪銀行では地元企業応援部、りそな銀行では地域企業支援室を設け、地域企業への支援姿勢も明確化しました。また埼玉りそな銀行では昨年に引き続き、近畿大阪銀行は平成21年度から、中小企業庁が推進する地域

力連携拠点にも選定され、様々な団体と協力し、地域の活性化を図っていく予定です。



女性が活躍する企業は「元気な企業」の証。積極的な取組姿勢が評価され、各種表彰を継続受賞しました。

りそなグループは、女性に支持される銀行NO.1を目指し、女性が長く働き続けられる職場環境整備や女性が活躍できる企業風土づくりに積極的に取り組んでいます。こうした取組みが評価され、りそな銀行ではNPO法人J-Winより、平成21年2月“女性の意識向上に寄与している企業”として継続努力賞を受賞。埼玉りそな銀行と近畿大阪銀行では、平成20年10月“男女の性別によることなく、その能力を十分に発揮できる職場づくりに取り組む企業”として、『均等・両立推進企業表彰』を受賞しました。

埼玉りそな銀行:ファミリー・フレンドリー企業部門 埼玉労働局長優良賞  
近畿大阪銀行:均等推進企業部門 大阪労働局長優良賞



グループ環境方針の具現化に向け、地球環境保全に積極的に取り組んでいます。

りそなグループでは、平成20年4月にグループ環境方針を制定、環境保全に積極的に取り組んでいます。環境マネジメントシステムに関する国際認証規格ISO14001を近畿大阪銀行(平成20年10月)、埼玉りそな銀行(平成20年12月)で取得。りそな銀行でも平成21年度中の認証取得に向けて準備を進めています。また、平成20年10月には環境省が推進するエコ・アクション・ポイント事業に参加。紙資源の削減に繋がる、通帳を発行しない普通預金口座『TIMO』を対象商品として、お客さまにも環境保全を意識した取組みを呼びかけています。



## 東京・大阪で企業トップが語るIRセミナーを開催しました。

りそなホールディングスでは、平成21年3月東京・大阪で企業トップが語る投資家向けIRセミナーを開催しました。大阪では、りそな本店ビルにて、CSRと投資をテーマに、会長の細谷とSRI(社会責任投資)のプロフェッショナルであるインテグレックス社長秋山をね氏との対談を実施、併せて各界の有識者をゲストにCSRに関するパネルディスカッションも実施しました。東京では、東京証券取引所主催の個人投資家向けIRイベント「東証IRフェスタ2009」に参加し、社長の楡垣より、りそなグループの経営状況について投資家の皆さまに直接ご説明させていただきました。



## 次世代を担う子どもたちを積極的に支援するため、子ども向け金融教育やTABLE FOR TWOを継続実施しています。

りそなグループでは、地域貢献・社会貢献活動の一環として地域の子どもたちへの金融経済教育を行っています。夢の実現のために知っておきたいお金の役割や、働くことの大切さなどを、子どもたちに楽しく学んでもらおうと、クイズやゲームを盛り込んだ社員手作りのプログラムを開発、運営も社員のボランティアで行っています。このほか、グループ各銀行の本社社員食堂では、低カロリーメニューを注文すると1食につき20円が途上国の子どもたちの学校給食費として寄付されるTABLE FOR TWO運動にも参加。海外の子どもたちの教育環境支援にも貢献しています。



# グループ会社のご紹介

## グループ会社

主なグループ会社についてご紹介します。

### 【カード】

#### りそなカード株式会社

りそなカード株式会社は、株式会社クレディセゾンとの業務提携により、りそなブランドのクレジットカード『りそなカード《セゾン》』『りそなゴールド《セゾン》』を発行しているほか、JCB・UC・VISAブランドのカードを取り扱っています。りそなグループのクレジットカード会社として、りそなカードならではの生活密着型のサービスを提供し、会員の皆さまに十分にご満足いただけるよう取り組んでいます。また、法人カードや加盟店業務においても、さまざまなお客さまのニーズにお応えしています。

(東京本社) 東京都江東区東陽2-2-20  
電話 03-5665-0601(代表)

(大阪本社) 大阪府大阪市中央区備後町2-1-8  
電話 06-6203-9321(代表)

(ホームページ <http://www.resonacard.co.jp>)

### 【ビジネスコンサルティング】

#### りそな総合研究所株式会社

りそな総合研究所株式会社は、「強い会社づくり」のスペシャリストとして、企業経営者の皆さまをサポートしています。経営・財務・人事制度・マネジメントシステム構築(各種認証取得支援)等の経営コンサルティングのほか、マネジメントスクール(事業後継者育成)・企業内研修・公開セミナー、会員向け経営相談サービスなどを通じて、「強い会社づくり」と「人づくり」に役立つソリューションをご提供しています。

(東京本社) 東京都江東区東陽4-11-38  
電話 03-5653-3701

(大阪本社) 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1  
電話 06-6203-3021

(埼玉本社) 埼玉県さいたま市浦和区仲町1-4-10  
電話 048-824-5411

(名古屋支店) 愛知県名古屋市中区錦2-15-22  
電話 052-221-6781

(ホームページ <http://www.rri.co.jp>)

### 【ベンチャーキャピタル】

#### りそなキャピタル株式会社

りそなキャピタル株式会社は、りそなグループのベンチャーキャピタルとしてグループ各社と連携し、株式公開を展望する中堅・中小企業の成長支援、企業価値向上策のご提案を積極的に推進しています。

(東京本社) 東京都中央区京橋1-5-8  
電話 03-3270-3311  
※平成21年8月3日付東京本社移転予定  
東京都中央区日本橋茅場町1-10-5

(大阪支社) 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1  
電話 06-6232-0052

(ホームページ <http://www.resonacapital.co.jp>)

### 【ファクタリング・代金回収代行】

#### りそな決済サービス株式会社

りそな決済サービス株式会社は、りそなグループの代金回収代行、ファクタリング会社として、資金決済にかかる事業を通じ、お客さまの様々なニーズにお応えしています。

(本社) 東京都中央区日本橋茅場町1-10-5  
電話 03-5640-8181(代表)

(大阪支店) 大阪府大阪市中央区備後町2-1-8  
電話 06-6222-7722

(さいたま支店) 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-6-5  
電話 048-823-8371

(ホームページ <http://www.resona-ks.co.jp>)

# りそなホールディングス

## CONTENTS

### 財務・コーポレートデータセクション

主要な経営指標等の推移	65
連結財務諸表	68
有価証券及び金銭の信託の時価等情報	78
デリバティブ取引情報	80
セグメント情報	81
主要な業務の状況を示す指標	81
預金・貸出金に関する指標	84
不良債権処理について	85
有価証券に関する指標	87
信託業務に関する指標	87
主要な経営指標等の推移（単体）	89
単体財務諸表	90
組織	95
子会社等の状況	97

## 主要な経営指標等の推移

### 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

連結会計年度	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
連結経常収益	1,076,571	1,047,056	1,153,316	1,114,441	979,276
うち連結信託報酬	35,186	36,684	40,438	41,380	35,414
連結経常利益	396,467	368,341	409,855	233,712	114,402
連結当期純利益	365,592	383,288	664,899	302,818	123,910
連結純資産額	1,186,463	1,657,084	1,970,139	2,524,656	2,178,084
連結総資産額	39,563,362	40,399,547	39,985,678	39,916,171	39,863,143
1株当たり純資産額(円)	△120.56	△78,499.52	△23,676.18	△13,711.01	△303.63
1株当たり当期純利益金額(円)	30.40	31,943.14	53,933.18	23,690.06	76.27
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(円)	14.03	17,053.00	34,237.60	16,401.22	53.83
自己資本比率(%)	—	—	4.5	6.0	5.1
連結自己資本比率(第二基準)(%)	9.74	9.97	10.56	14.28	13.45
連結自己資本利益率(%)	—	—	38.3	14.4	5.6
連結株価収益率(倍)	7.07	12.67	5.87	7.00	17.17
営業活動によるキャッシュ・フロー	△555,407	△484,649	21,119	△1,153,782	1,469,230
投資活動によるキャッシュ・フロー	544,800	△541,071	363,230	589,524	△1,155,104
財務活動によるキャッシュ・フロー	71,263	△242,934	△538,537	396,337	△356,430
現金及び現金同等物の期末残高	2,744,227	1,475,689	1,321,557	1,153,744	1,111,291
従業員数(人)	16,260	16,123	16,245	16,344	16,498
(外、平均臨時従業員数)	(13,844)	(15,489)	(15,476)	(15,532)	(15,701)
合算信託財産額	27,435,424	30,041,312	34,203,001	36,733,534	34,420,340

- (注) 1.当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
 2.連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。  
 3.「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成19年3月期から繰延ヘッジ損益を含めて算出してしております。また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、連結財務諸表注記の「1株当たり情報」に記載しております。  
 4.自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出してしております。  
 5.連結自己資本比率は、平成19年3月期末から銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出してしております。当社は第二基準を採用しております。なお平成18年3月期以前は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成10年大蔵省告示第62号に定められた算式に基づき算出してしております。  
 6.連結自己資本利益率は、連結当期純利益金額を期中平均連結純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額で除して算出してしております。  
 7.合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき、信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算し、記載しております。  
 8.従業員数は、就業人員数を表示しております。  
 9.当社は、平成17年8月2日に発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てについて1,000株を1株に併合し、平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割しております。

(参考)

期間比較可能性の観点から平成17年3月期につきましては、1株当たり情報の数値に10を乗じ、平成18年3月期から平成20年3月期につきましては、1株当たり情報の各数値を100で除した場合には以下のとおりとなります。

(単位：円)

連結会計年度	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
1株当たり純資産額	△1,205.62	△784.99	△236.76	△137.11
1株当たり当期純利益金額	304.03	319.43	539.33	236.90
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	140.36	170.53	342.37	164.01

## ■連結損益の状況

(単位：百万円)

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成20年3月期比
経常収益	1,114,441	979,276	△135,165
連結粗利益	769,303	739,582	△29,721
資金利益	555,350	547,075	△8,274
信託報酬(償却後)	41,380	35,414	△5,966
(信託勘定不良債権処理額)(△)(A)	△104	△385	△281
役務取引等利益	147,098	117,807	△29,290
特定取引利益	67,845	21,026	△46,819
その他業務利益	△42,371	18,258	60,630
一般貸倒引当金繰入額(△)(B)	△14,615	△29,557	△14,941
営業経費(△)	385,919	384,465	△1,454
臨時収支	△164,286	△270,272	△105,985
うち株式関係損益	△43,830	△42,209	1,620
うち不良債権処理額(△)(C)	112,113	233,785	121,672
貸出金償却(△)	76,579	191,598	115,019
個別貸倒引当金繰入額(△)	30,224	38,205	7,980
特定海外債権引当勘定繰入額(△)	34	67	33
その他不良債権処理額(△)	5,275	3,914	△1,360
うち持分法による投資損益	409	201	△207
経常利益	233,712	114,402	△119,310
特別利益	94,111	127,579	33,467
うち与信費用戻入(D)	38,914	22,395	△16,518
特別損失(△)	5,131	7,784	2,653
税金等調整前当期純利益	322,692	234,196	△88,495
法人税、住民税及び事業税(△)	15,232	9,563	△5,668
法人税等調整額(△)	△4,488	97,471	101,959
少数株主利益(△)	9,129	3,250	△5,879
当期純利益	302,818	123,910	△178,907
与信費用(△)(A)+(B)+(C)-(D)	58,478	181,446	122,968

(ご参考)

連結対象会社数

(単位：社)

	平成20年3月末	平成21年3月末	平成20年3月末比
連結子会社数	19	19	—
持分法適用会社数	2	2	—
合計	21	21	—

**■平成21年3月期の業績について**

当連結会計年度における財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

総資産は前連結会計年度末比530億円減少して39兆8,631億円となりました。

資産では有価証券が前連結会計年度末比1兆2,930億円増加して8兆117億円の、貸出金は前連結会計年度末比4,567億円増加して26兆5,092億円となりましたものの、コールローン及び買入手形が前連結会計年度末比9,856億円減少して6,586億円の、現金預け金が前連結会計年度末比6,412億円減少して1兆4,043億円になりました。

負債につきましては、売現先勘定が前連結会計年度末比7,734億円増加して7,904億円の、預金が前連結会計年度末比4,723億円増加して32兆1,077億円となりましたものの、譲渡性預金は前連結会計年度末比7,800億円減少して5,820億円となっております。なお、定期預金は前連結会計年度末比1,217億円増加し、12兆4,153億円となっております。

純資産の部につきましては、乙種及び戊種優先株式の取得・消却などにより、株主資本合計が前連結会計年度末比1,690億円減少して2兆211億円になりました他、その他有価証券評価差額金の減少などにより評価・換算差額等合計が前連結会計年度末比1,712億円減少して269億円の、少数株主持分が前連結会計年度末比62億円減少して1,299億円となっております。以上の結果、純資産の部全体では前連結会計年度末比3,465億円減少して2兆1,780億円となりました。なお、優先株式に係る株主資本を控除して計算した1株当たり純資産額は、△303円63銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益が前連結会計年度比1,351億円減少し、9,792億円となりました。内訳を見ますと、米国におけるサブプライムローン問題や大手証券会社の経営破綻などに端を発する金融市況の悪化に伴い、特定取引収益が前連結会計年度比466億円減少して212億円となったほか、金融市況の悪化に伴う投資信託販売の不調、不動産関連手数料の減少により役員取引等収益が前連結会計年度比321億円減少して1,666億円、さらに資金運用収益についても金融市況の悪化に伴う預け金利息の減少などにより前連結会計年度比255億円減少して6,775億円となりました。

経常費用は、前連結会計年度比158億円減少し、8,648億円となりました。内訳では、一部業種、大口先を中心とした償却・引当が増加したことなどにより、その他経常費用が前連結会計年度比744億円増加して2,766億円となった一方で、預金・譲渡性預金利息の減少などにより、資金調達費用が前連結会計年度比172億円減少して1,304億円の、外国為替売買損や金融派生商品費用が当連結会計年度では利益に転じたことなどにより、その他業務費用が前連結会計年度比688億円減少して242億円にそれぞれなりました。なお、役員取引等費用は前連結会計年度比28億円減少して488億円となっております。

特別利益は、当社の連結子会社である株式会社りそな銀行が東京本社ビルを売却した際の売却益計上などにより前連結会計年度比334億円増加して1,275億円となりました。一方、特別損失につきましては、前連結会計年度比26億円増加して77億円となっております。なお、法人税等調整額は、上記売却に伴い、前連結会計年度に計上した繰延税金資産を取崩した影響を含め、前連結会計年度比1,019億円増加して974億円となりました。

以上の結果、連結経常利益は前連結会計年度比1,193億円減少して1,144億円の、連結当期純利益は前連結会計年度比1,789億円減少して1,239億円となりました。また、1株当たり当期純利益は76円27銭となっております。なお、当社グループの業績中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めています。

当社(単体)の経営成績につきましては、営業収益は傘下銀行からの受取配当金の減少などに伴い、前事業年度比4,148億円減少して1,855億円の、経常利益は前事業年度比4,109億円減少して1,793億円となりました。また、税金費用などを加味した後の当期純利益は、前事業年度比4,505億円減少して1,741億円となっております。

なお、連結自己資本比率(第二基準)は、13.45%となりました。営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比2兆6,230億円収入が増加し1兆4,692億円の収入となりました。これは主として、金融市況の悪化に伴いコールローンや預け金などの市場性運用資金が減少したことによるものであります。投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比1兆7,446億円支出が増加し1兆1,551億円の支出となりました。これは有価証券の取得が主な要因となっております。財務活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度比7,527億円支出が増加して、3,564億円の支出となりました。これは主として、自己株式の取得によるものであります。これらの結果、現金及び現金同等物は、当連結会計年度期首に比べ424億円減少して1兆1,112億円となりました。

## 連結財務諸表

当社は、平成20年3月期及び平成21年3月期の連結財務諸表すなわち連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

また、銀行法第52条の28の規定により作成した書面については、会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けております。

### ■連結貸借対照表

(単位：百万円)

	平成20年3月期 (平成20年3月31日)	平成21年3月期 (平成21年3月31日)
<b>&lt;資産の部&gt;</b>		
現金預け金 <sup>※8</sup>	2,045,603	1,404,333
コールローン及び買入手形	1,644,268	658,619
債券貸借取引支払保証金	101,250	245,111
買入金銭債権	509,277	403,411
特定取引資産 <sup>※8</sup>	445,962	519,567
有価証券 <sup>※1,2,8,15</sup>	6,718,651	8,011,712
貸出金 <sup>※3,4,5,6,7,8,9</sup>	26,052,461	26,509,254
外国為替 <sup>※7</sup>	71,854	78,588
その他資産 <sup>※8</sup>	1,051,340	906,688
有形固定資産 <sup>※11,12</sup>	391,423	326,503
建物	109,084	105,082
土地 <sup>※10</sup>	262,945	198,579
リース資産		436
建設仮勘定	1,389	2,281
その他の有形固定資産	18,003	20,123
無形固定資産	33,664	61,107
ソフトウェア	13,602	17,797
のれん	14,484	7,242
リース資産		30,609
その他の無形固定資産	5,577	5,458
繰延税金資産	371,871	308,893
支払承諾見返	969,346	870,318
貸倒引当金	△490,803	△440,967
資産の部合計	39,916,171	39,863,143

(単位：百万円)

	平成20年3月期 (平成20年3月31日)	平成21年3月期 (平成21年3月31日)
<b>&lt;負債の部&gt;</b>		
預金 <sup>※8</sup>	31,635,428	32,107,797
譲渡性預金	1,362,130	582,040
コールマネー及び売渡手形	428,328	336,790
売現先勘定 <sup>※8</sup>	16,976	790,455
債券貸借取引受入担保金 <sup>※8</sup>	40,638	79,613
特定取引負債	139,328	122,205
借入金 <sup>※8,13</sup>	684,186	647,508
外国為替	2,896	2,548
社債 <sup>※14</sup>	892,130	825,258
信託勘定借	367,996	345,877
その他負債 <sup>※8</sup>	767,862	898,915
賞与引当金	16,965	12,403
退職給付引当金	4,349	6,707
その他の引当金	20,454	25,901
特別法上の引当金	0	—
繰延税金負債	0	22
再評価に係る繰延税金負債 <sup>※10</sup>	42,494	30,695
支払承諾	969,346	870,318
負債の部合計	37,391,514	37,685,059
<b>&lt;純資産の部&gt;</b>		
資本金	327,201	327,201
資本剰余金	673,764	493,309
利益剰余金	1,190,557	1,287,467
自己株式	△1,280	△86,795
株主資本合計	2,190,242	2,021,182
その他有価証券評価差額金	123,207	△32,345
繰延ヘッジ損益	18,308	21,976
土地再評価差額金 <sup>※10</sup>	58,961	41,712
為替換算調整勘定	△2,252	△4,363
評価・換算差額等合計	198,225	26,980
少数株主持分	136,188	129,921
純資産の部合計	2,524,656	2,178,084
負債及び純資産の部合計	39,916,171	39,863,143

## ■連結損益計算書

(単位：百万円)

	平成20年3月期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成21年3月期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
経常収益	1,114,441	979,276
資金運用収益	703,122	677,567
貸出金利息	571,529	565,879
有価証券利息配当金	61,523	63,564
コールローン利息及び 買入手形利息	16,442	10,222
債券貸借取引受入利息	683	632
預け金利息	15,649	10,290
その他の受入利息	37,293	26,977
信託報酬	41,380	35,414
役務取引等収益	198,765	166,611
特定取引収益	67,953	21,277
その他業務収益	50,719	42,467
その他経常収益*1	52,501	35,936
経常費用	880,728	864,873
資金調達費用	147,772	130,492
預金利息	88,856	80,347
譲渡性預金利息	10,353	7,480
コールマネー利息及び 売渡手形利息	1,909	2,271
売現先利息	874	1,360
債券貸借取引支払利息	1,319	601
借用金利息	6,689	5,351
社債利息	31,396	28,518
その他の支払利息	6,373	4,559
役務取引等費用	51,666	48,804
特定取引費用	107	251
その他業務費用	93,090	24,209
営業経費	385,919	384,465
その他経常費用	202,172	276,651
貸倒引当金繰入額	15,643	8,715
その他の経常費用*2	186,529	267,936
経常利益	233,712	114,402
特別利益	94,111	127,579
固定資産処分益	416	105,183
償却債権取立益	38,914	22,395
その他の特別利益	54,780	0
特別損失	5,131	7,784
固定資産処分損	1,992	1,869
減損損失	3,054	3,370
その他の特別損失*3	84	2,545
税金等調整前当期純利益	322,692	234,196
法人税、住民税及び事業税	15,232	9,563
法人税等調整額	△4,488	97,471
法人税等合計		107,035
少数株主利益	9,129	3,250
当期純利益	302,818	123,910

## ■連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成20年3月期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成21年3月期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
<b>株主資本</b>		
資本金		
前期末残高	327,201	327,201
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	327,201	327,201
資本剰余金		
前期末残高	223,810	673,764
当期変動額		
新株の発行	450,000	—
自己株式の処分	△46	△19
自己株式の消却	△0	△180,435
当期変動額合計	449,953	△180,455
当期末残高	673,764	493,309
利益剰余金		
前期末残高	917,277	1,190,557
当期変動額		
剰余金の配当	△31,062	△44,249
当期純利益	302,818	123,910
土地再評価差額金の取崩	1,523	17,249
当期変動額合計	273,279	96,910
当期末残高	1,190,557	1,287,467
自己株式		
前期末残高	△898	△1,280
当期変動額		
自己株式の取得	△586	△266,256
自己株式の処分	203	306
自己株式の消却	0	180,435
当期変動額合計	△382	△85,514
当期末残高	△1,280	△86,795
株主資本合計		
前期末残高	1,467,391	2,190,242
当期変動額		
新株の発行	450,000	—
剰余金の配当	△31,062	△44,249
当期純利益	302,818	123,910
自己株式の取得	△586	△266,256
自己株式の処分	157	287
土地再評価差額金の取崩	1,523	17,249
当期変動額合計	722,850	△169,059
当期末残高	2,190,242	2,021,182

(単位：百万円)

	平成20年3月期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成21年3月期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	301,013	123,207
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△177,805	△155,553
当期変動額合計	△177,805	△155,553
当期末残高	123,207	△32,345
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△15,675	18,308
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	33,984	3,668
当期変動額合計	33,984	3,668
当期末残高	18,308	21,976
土地再評価差額金		
前期末残高	60,484	58,961
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,523	△17,249
当期変動額合計	△1,523	△17,249
当期末残高	58,961	41,712
為替換算調整勘定		
前期末残高	△1,400	△2,252
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△851	△2,111
当期変動額合計	△851	△2,111
当期末残高	△2,252	△4,363
評価・換算差額等合計		
前期末残高	344,421	198,225
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△146,195	△171,245
当期変動額合計	△146,195	△171,245
当期末残高	198,225	26,980
少数株主持分		
前期末残高	158,327	136,188
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△22,138	△6,267
当期変動額合計	△22,138	△6,267
当期末残高	136,188	129,921
純資産合計		
前期末残高	1,970,139	2,524,656
当期変動額		
新株の発行	450,000	—
剰余金の配当	△31,062	△44,249
当期純利益	302,818	123,910
自己株式の取得	△586	△266,256
自己株式の処分	157	287
土地再評価差額金の取崩	1,523	17,249
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△168,333	△177,512
当期変動額合計	554,517	△346,571
当期末残高	2,524,656	2,178,084

■連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成20年3月期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成21年3月期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	322,692	234,196
減価償却費	15,945	20,920
減損損失	3,054	3,370
のれん償却額	7,270	7,242
持分法による投資損益(△は益)	△409	△201
貸倒引当金の増減(△)	△52,334	△49,835
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	△14,819	—
賞与引当金の増減額(△は減少)	16,965	△4,562
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	582	2,357
資金運用収益	△703,122	△677,567
資金調達費用	147,772	130,492
有価証券関係損益(△)	△11,639	456
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△248	△73
為替差損益(△は益)	△58,341	△61,305
固定資産処分損益(△は益)	1,575	△103,314
特定取引資産の純増(△)減	△45,322	△73,605
特定取引負債の純増減(△)	46,424	△39,087
貸出金の純増(△)減	200,400	△456,793
預金の純増減(△)	△95,653	472,368
譲渡性預金の純増減(△)	△438,090	△780,090
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減(△)	△237,609	9,321
預け金(日銀預け金を除く)の 純増(△)減	△604,131	598,816
コールローン等の純増(△)減	△382,301	1,091,515
債券貸借取引支払保証金の 純増(△)減	13,200	△143,861
コールマネー等の純増減(△)	307,494	681,941
債券貸借取引受入担保金の 純増減(△)	△14,937	38,975
外国為替(資産)の純増(△)減	11,767	△6,734
外国為替(負債)の純増減(△)	△302	△348
普通社債発行及び償還による 増減(△)	1,599	10,326
信託勘定借の純増減(△)	△49,718	△22,119
資金運用による収入	711,900	681,558
資金調達による支出	△151,875	△137,854
その他	△90,212	△21,564
小計	△1,142,424	1,404,942
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△11,357	64,287
営業活動による キャッシュ・フロー	△1,153,782	1,469,230

(単位：百万円)

	平成20年3月期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成21年3月期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	△33,119,422	△35,881,690
有価証券の売却による収入	29,687,455	28,338,559
有価証券の償還による収入	4,023,801	6,243,375
金銭の信託の増加による支出	—	△232,557
金銭の信託の減少による収入	10,269	232,557
有形固定資産の 取得による支出	△9,201	△10,883
有形固定資産の 売却による収入	2,362	165,099
無形固定資産の 取得による支出	△5,755	△9,567
無形固定資産の 売却による収入	14	2
投資活動による キャッシュ・フロー	589,524	△1,155,104
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
劣後特約付借入れによる収入	27,000	—
劣後特約付借入金 の返済による支出	△106,000	△46,000
劣後特約付社債の 発行による収入	68,678	—
劣後特約付社債の 償還による支出	△10,000	—
株式の発行による収入	448,367	—
配当金の支払額	△31,062	△44,249
少数株主への配当金の支払額	△218	△211
自己株式の取得による支出	△586	△266,256
自己株式の売却による収入	157	287
財務活動による キャッシュ・フロー	396,337	△356,430
現金及び現金同等物に 係る換算差額	107	△148
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△167,813	△42,453
現金及び現金同等物の 期首残高	1,321,557	1,153,744
現金及び現金同等物の 期末残高	1,153,744	1,111,291

■連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (平成21年3月期)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 19社  
 主要な連結子会社名は、「子会社等の状況」に記載しているため省略しました。
- (2) 非連結子会社  
 主要な会社名  
 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.  
 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社はありません。
- (2) 持分法適用の関連会社 2社  
 主要な会社名  
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- (3) 持分法非適用の非連結子会社  
 主要な会社名  
 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.
- (4) 持分法非適用の関連会社  
 主要な会社名  
 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社  
 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
- (5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等  
 会社等名  
 ミニター株式会社  
 連結子会社であるベンチャーキャピタルが営業取引として投資育成目的で株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないため、当社の関連会社としておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

- (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。  
 12月末日 4社  
 3月末日 15社
- (2) 上記の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。  
 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行では、住宅ローン債権に係る信用リスクの軽減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、株式会社りそな銀行は、住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として同社に引渡しております。

当連結会計年度末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は4,960百万円、負債総額は4,979百万円です。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度末残高
譲渡資産(住宅ローン債権)	3,460
譲渡資産に係る劣後債権	2,251

(注) 信託報酬、分配益及び事務委託手数料などの損益取引は、重要性が乏しいため記載していません。

5. 会計処理基準に関する事項

- (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準  
 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定

取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式のうち株式については主として連結決算日前1か月の市場価格の平均に基いて算定された額に基づく時価法、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
 建物：2年～50年  
 その他：2年～20年

②無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当金として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は494,193百万円です。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(追加情報)

主要な連結子会社の貸倒引当金については、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権について、従来、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上してはいたしましたが、当連結会計年

度において当該債権に対する引当額と貸倒実績の乖離が判明し、その要因分析等の結果、貸倒実績率に基づく貸倒引当金の計上がより合理的と判断されたため、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ24,890百万円増加しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

- ・ 過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理
- ・ 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理

(8) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。主な内訳は次のとおりです。

信託取引損失引当金	10,906百万円	一部の銀行業を営む国内連結子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、計上しております。
預金払戻損失引当金	6,928百万円	負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。
信用保証協会負担引当金	4,749百万円	信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。
ポイント引当金	2,665百万円	「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。
利息返還損失引当金	550百万円	将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。

(9) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(11) リース取引の処理方法

当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用

又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は399百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は1,051百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(13) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(14) 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

6. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

7. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

原則5年間の定額法により償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。

8. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

■連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(平成21年3月期)

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当の取扱い)

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当の取扱い」（実務対応報告第18号平成18年5月17日）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から実務対応報告を適用しております。なお、これによる影響はありません。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる影響は軽微であります。

■注記事項

(平成21年3月期)

(連結貸借対照表関係)

- ※ 1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,121百万円及び出資金6,260百万円が含まれております。
- ※ 2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は245,077百万円で、すべて（再）担保に差し入れております。
- ※ 3. 貸出金のうち、破綻先債権額は84,558百万円、延滞債権額は418,639百万円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続してい

ることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※ 4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は27,373百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※ 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は159,454百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は690,025百万円であります。  
なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※ 7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は230,260百万円あります。
- ※ 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
特定取引資産 170,791百万円  
有価証券 5,203,489百万円  
貸出金 238,036百万円  
その他資産 3,978百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 173,982百万円  
売現先勘定 790,455百万円  
債券貸借取引受入担保金 79,613百万円  
借入金 569,800百万円  
その他負債 39百万円  
上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券964,143百万円、その他資産122,682百万円を差し入れております。  
また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,486百万円、敷金保証金は23,337百万円あります。
- ※ 9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,182,364百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,943,019百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。  
また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- ※ 10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
・再評価を行った年月日  
平成10年3月31日  
・同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。  
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 25,131百万円
- ※ 11. 有形固定資産の減価償却累計額 206,129百万円  
※ 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 54,815百万円  
(当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)  
※ 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金52,000百万円が含まれております。  
※ 14. 社債には、劣後特約付社債603,332百万円が含まれております。

- ※ 15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は361,585百万円であります。  
16. 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託410,635百万円あります。

(連結損益計算書関係)

- ※ 1. 「その他経常収益」には、株式等売却益13,630百万円を含んでおります。  
※ 2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却191,598百万円、株式等償却30,272百万円、株式等売却損25,566百万円を含んでおります。  
※ 3. 「その他の特別損失」は、一部の銀行業を営む国内連結子会社における事務システム更改に伴う損失であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項  
(単位：千株)

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度		当連結会計年度末株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	1,139,957	—	—	1,139,957	
種類株式					
乙種第一回優先株式	27,220	—	27,220	—	注2
丙種第一回優先株式	12,000	—	—	12,000	
戊種第一回優先株式	957	—	957	—	注2
己種第一回優先株式	8,000	—	—	8,000	
第1種第一回優先株式	275,000	—	—	275,000	
第2種第一回優先株式	281,780	—	0	281,780	注3
第3種第一回優先株式	275,000	—	—	275,000	
第4種優先株式	2,520	—	—	2,520	
第5種優先株式	4,000	—	—	4,000	
第9種優先株式	10,000	—	—	10,000	
合計	2,036,436	—	28,177	2,008,258	
自己株式					
普通株式	438	63,920	226	64,133	注4
種類株式					
乙種第一回優先株式	—	27,220	27,220	—	注2
戊種第一回優先株式	—	957	957	—	注2
第2種第一回優先株式	—	0	0	—	注3
合計	438	92,098	28,404	64,133	

- (注) 1. 当社は平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び優先株式の各1株を100株に分割しております。  
株式数は前連結会計年度末に当該株式分割が行われたものと仮定して記載しております。  
2. 乙種第一回優先株式及び戊種第一回優先株式の自己株式の増加は、自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加であり、乙種第一回優先株式及び戊種第一回優先株式の発行済株式並びに自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。  
3. 第2種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得権行使による増加であり、第2種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の処分による減少であります。  
4. 自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加並びに、端株・単元未満株式の買取及び処分による増減であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株 当たりの 金額(円)	基準日	効力 発生日
平成20年 5月16日 取締役会	普通株式	11,395	1,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月10日
	種類株式				
	乙種第一回優先株式	1,731	6,360		
	丙種第一回優先株式	816	6,800		
	戊種第一回優先株式	137	14,380		
	己種第一回優先株式	1,480	18,500		
	第1種第一回優先株式	7,051	2,564		
	第2種第一回優先株式	7,224	2,564		
	第3種第一回優先株式	7,051	2,564		
	第4種優先株式	2,501	99,250		
第5種優先株式	2,184	54,622			
第9種優先株式	2,676	26,769			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株 当たりの 金額(円)	配当の 原資	基準日	効力 発生日
平成21年 5月15日 取締役会	普通株式	10,758	10.00	利益 剰余金	平成 21年 3月 31日	平成 21年 6月 9日
	種類株式					
	丙種第一回優先株式	816	68.00			
	己種第一回優先株式	1,480	185.00			
	第1種第一回優先株式	8,772	31.90			
	第2種第一回優先株式	8,988	31.90			
	第3種第一回優先株式	8,772	31.90			
	第4種優先株式	2,501	992.50			
	第5種優先株式	3,675	918.75			
	第9種優先株式	3,255	325.50			

なお、当社は平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式および優先株式の各1株を100株に分割しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

平成21年3月31日現在	
現金預け金勘定	1,404,333百万円
日本銀行以外への預け金	△293,042百万円
現金及び現金同等物	1,111,291百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア) 有形固定資産  
主として、現金自動機であります。

(イ) 無形固定資産  
ソフトウェアであります。なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役員提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、19,359百万円であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5.会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外のファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額	
取得価額相当額	
有形固定資産	9,105百万円
無形固定資産	498百万円
合計	9,604百万円
減価償却累計額相当額	
有形固定資産	5,945百万円
無形固定資産	197百万円
合計	6,143百万円

年度末残高相当額

有形固定資産	3,160百万円
無形固定資産	300百万円
合計	3,460百万円
・未経過リース料年度末残高相当額	
1年内	1,742百万円
1年超	2,155百万円
合計	3,898百万円
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	2,509百万円
減価償却費相当額	2,399百万円
支払利息相当額	136百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	3,775百万円
1年超	4,466百万円
合計	8,241百万円

(貸手側)

1. オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	51百万円
1年超	822百万円
合計	874百万円

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、退職一時金制度及び確定給付型の企業年金制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して、退職給付に係る会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない退職金を支給する場合があります。また、上記の連結子会社のうち2社において、退職給付信託を設定しております。

また、適格退職年金制度を有している連結子会社は1社であります。

なお、当社につきましては、退職給付制度を設けておりません。

2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務 (A)	△351,043百万円
年金資産 (B)	449,914百万円
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	98,871百万円
未認識数理計算上の差異 (D)	41,414百万円
連結貸借対照表計上額純額 (E) = (C) + (D)	140,286百万円
前払年金費用 (F)	146,993百万円
退職給付引当金 (E) - (F)	△6,707百万円

(注) 1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	9,511百万円
利息費用	6,978百万円
期待運用収益	△5,717百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△7,358百万円
その他(退職給付債務の対象外の退職金等)	1,298百万円
退職給付費用	4,712百万円

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	2.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	発生年度に一括して費用処理することとしている。
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。)

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,087,369百万円
有価証券償却否認額	940,033百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額及び貸出金償却否認額	263,854百万円
退職給付引当金	45,447百万円
その他有価証券評価差額金	15,061百万円
その他	110,236百万円
繰延税金資産小計	2,462,002百万円
評価性引当額	△2,098,458百万円
繰延税金資産合計	363,544百万円
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	△19,126百万円
繰延ヘッジ利益	△15,370百万円
国債評価減損金算入額	△10,081百万円
その他有価証券評価差額金	△81百万円
その他	△10,012百万円
繰延税金負債合計	△54,672百万円
繰延税金資産の純額	308,871百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.63%
(調整)	
評価性引当額等	6.35%
のれん償却額	1.25%
受取配当金益金不算入	△2.46%
親会社と子会社の実効税率差	△1.57%
その他	1.50%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.70%

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- ① 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
記載すべき重要なものではありません。
- ② 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等  
記載すべき重要なものではありません。
- ③ 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主の子会社	株式会社 整理回収機構	東京都 中野区	212,000	債権の管理・ 回収等	-	金銭貸借関係	資金の返済	45,000	借入金	-
							借入金利息	935	その他負債	-
							自己株式の取得	180,435	-	-

(注) 1.借入金は、劣後特約付借入金であり、利率は市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

2.自己株式の取得金額は、当事者間の合意によるものであります。

- ④ 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
記載すべき重要なものではありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

- ① 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
記載すべき重要なものではありません。
- ② 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等  
記載すべき重要なものではありません。
- ③ 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
記載すべき重要なものではありません。
- ④ 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	備考
役員	中村 重治	-	-	当社執行役 株式会社りそな 銀行代表取締役	-	当社執行役 株式会社りそな 銀行代表取締役	賃貸マンション ローンに係る 被保証	-	-	16	注1
役員 の近親者	中村 美奈子 中村 隆	-	-	-	-	当社執行役 中村 重治の母 当社執行役 中村 重治の弟	資金の貸付	-	貸出金	16	注2
役員 の近親者	内川 通洋	-	-	-	-	当社執行役 野口 正敏の義兄	資金の貸付	-	貸出金	13	注3
重要な 子会社の 役員 の近親者	保持 啓太郎	-	-	-	-	株式会社りそな 銀行取締役 廣富 靖以の義兄	資金の貸付	-	貸出金	22	注4
重要な 子会社の 役員	荒井 隆男	-	-	株式会社 埼玉りそな銀行 監査役	-	株式会社 埼玉りそな銀行 監査役	預金取引	-	預金	15	注5
重要な 子会社の 役員 の近親者	荒井 克治	-	-	-	-	株式会社 埼玉りそな銀行 監査役 荒井 隆男の父	預金取引	-	預金	81	注5
重要な 子会社の 役員 の近親者	荒井 克治	-	-	-	-	株式会社 埼玉りそな銀行 監査役 荒井 隆男の父	資金の貸付	-	貸出金	472	注6

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	備考
重要な子会社の役員 の近親者	荒井 邦夫 荒井 綾子	-	-	-	-	株式会社 埼玉りそな銀行 監査役 荒井 隆男の兄 株式会社 埼玉りそな銀行 監査役 荒井 隆男の義姉	賃貸マンション ローンに係る 被保証	-	-	472	注7
重要な子会社の役員 の近親者	寺井 誠一	-	-	-	-	株式会社 埼玉りそな銀行 監査役 梶田 邦治の兄	資金の貸付	-	貸出金	83	注8
重要な子会社の役員 の近親者	寺井 眞理子	-	-	-	-	株式会社 埼玉りそな銀行 監査役 梶田 邦治の義姉	資金の貸付	-	貸出金	29	注8
重要な子会社の役員	本山 博久	-	-	株式会社 近畿大阪銀行 執行役員	-	株式会社 近畿大阪銀行 執行役員	資金の貸付	-	貸出金	10	注9

- (注) 1.当社役員  
の近親者へのりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行賃貸マンションローンに係る保証であり、不動産担保の提供も受けております。  
2.市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間30年、1ヶ月毎元利均等返済のりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行賃貸マンションローンであります。  
3.市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間14年、1ヶ月毎元利均等返済の大和ギャランティ株式会社保証付の株式会社りそな銀行住宅ローンであります。  
4.市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間18年、1ヶ月毎元利均等返済のりそな保証株式会社保証付の株式会社りそな銀行住宅ローンであります。  
5.株式会社埼玉りそな銀行の自由金利型定期預金であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。  
6.市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間26年、1ヶ月毎元利均等返済の株式会社埼玉りそな銀行賃貸マンションローンであり、不動産担保の提供も受けております。  
7.株式会社埼玉りそな銀行の役員  
の近親者への株式会社埼玉りそな銀行賃貸マンションローンに係る保証であり、不動産担保の提供も受けております。  
8.市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間20年、1ヶ月毎元金均等返済の株式会社りそな銀行の証書貸付であり、不動産担保の提供も受けております。  
9.市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間15年、1ヶ月毎元利均等返済の大和ギャランティ株式会社保証付の株式会社りそな銀行住宅ローンであります。  
10.寺井誠一および寺井眞理子は、当連結会計年度中に関連当事者でなくなっており、上記残高は関連当事者でなくなった時点の残高であります。  
11.本山博久は平成21年5月31日に退任しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

- (1) 親会社情報  
該当ありません。  
(2) 重要な関連会社の要約財務情報  
記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額	△303.63円
1株当たり当期純利益金額	76.27円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	53.83円

(注) 1.1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	2,178,084百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	2,504,743百万円
うち少数株主持分	129,921百万円
うち優先株式	2,336,561百万円
うち優先配当額	38,260百万円
普通株式に係る期末の純資産額	△326,659百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	1,075,824千株
2.1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。	
1株当たり当期純利益金額	
当期純利益	123,910百万円
普通株主に帰属しない金額	38,260百万円
うち優先配当額	38,260百万円
普通株式に係る当期純利益	85,649百万円
普通株式の期中平均株式数	1,122,938千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額	32,084百万円
うち優先配当額	32,084百万円
普通株式増加数	1,064,003千株
うち優先株式	1,064,003千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後	
1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった	
潜在株式の概要	該当ありません。

- 3.当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割いたしました。当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、当期首に当該分割が行われたものとして計算しております。

(重要な後発事象)

子会社の企業結合に関する重要な後発事象等  
平成20年12月19日に当社、及び当社の子会社である株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が締結した合併契約に基づき、株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で合併いたしました。  
1. 合併の目的  
両社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。  
2. 合併の方法、合併後の会社の名称  
株式会社りそな銀行を吸収合併存続会社、りそな信託銀行株式会社を吸収合併消滅会社とし、合併後の会社の名称は株式会社りそな銀行であります。  
3. 実施した会計処理の概要  
「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)に定める共通支配下の取引として会計処理いたします。

## 有価証券及び金銭の信託の時価等情報

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。

「子会社及び関連会社株式の時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

### ■売買目的有価証券

(単位：百万円)

	平成20年3月末		平成21年3月末	
	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	292,348	721	369,606	339

### ■満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成20年3月末					平成21年3月末				
	連結貸借対照表計上額	時価	差額		うち損	連結貸借対照表計上額	時価	差額		うち損
			うち益	うち損				うち益	うち損	
国債	—	—	—	—	—	375,290	377,848	2,557	3,346	789
地方債	188,989	194,814	5,824	5,825	0	223,811	228,595	4,784	4,842	58
合計	188,989	194,814	5,824	5,825	0	599,101	606,443	7,342	8,189	847

(注) 1. 時価は、各連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

### ■その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成20年3月末					平成21年3月末				
	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額		うち損	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額		うち損
			うち益	うち損				うち益	うち損	
株式	385,586	589,979	204,392	216,106	11,713	356,788	393,976	37,188	68,445	31,256
債券	5,104,401	5,074,447	△29,953	7,666	37,619	6,431,166	6,374,615	△56,551	4,217	60,769
国債	4,184,455	4,151,666	△32,788	3,273	36,062	5,653,432	5,596,702	△56,730	2,102	58,832
地方債	250,751	253,274	2,522	3,046	523	196,053	196,843	790	1,310	520
社債	669,194	669,506	312	1,346	1,034	581,680	581,069	△611	804	1,416
その他	451,885	449,103	△2,782	8,089	10,872	308,732	295,500	△13,232	2,489	15,721
合計	5,941,874	6,113,531	171,656	231,862	60,205	7,096,686	7,064,091	△32,594	75,153	107,747

(注) 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

### ■当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

平成20年3月期、平成21年3月期とも該当ありません。

### ■当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	平成20年3月期			平成21年3月期		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	29,664,971	75,556	63,489	28,224,898	48,374	44,272

## ■時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

		平成20年3月末	平成21年3月末
満期保有目的の債券	非上場内国債券	30,590	26,360
その他有価証券	非上場株式	82,705	69,145
	非上場内国債券	464,038	367,967

## ■保有目的を変更した有価証券

平成20年3月末、平成21年3月末とも該当ありません。

## ■その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(単位：百万円)

	平成20年3月末				平成21年3月末			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	3,274,881	1,074,209	810,601	598,369	3,146,533	2,715,207	1,003,001	503,301
国債	2,739,498	320,309	518,381	573,473	2,809,850	1,955,215	745,277	461,649
地方債	52,857	135,084	254,322	—	12,938	168,252	239,464	—
社債	482,525	618,816	37,897	24,896	323,744	591,739	18,259	41,652
その他	15,212	62,902	90,446	214,070	20,277	69,083	30,911	179,478
合計	3,290,093	1,137,111	901,048	812,439	3,166,810	2,784,291	1,033,912	682,779

## ■金銭の信託の時価等情報

## 運用目的の金銭の信託

平成20年3月末、平成21年3月末とも該当ありません。

## 満期保有目的の金銭の信託

平成20年3月末、平成21年3月末とも該当ありません。

## その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

平成20年3月末、平成21年3月末とも該当ありません。

## ■その他有価証券評価差額金

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
評価差額	159,767	△44,484
その他有価証券	159,767	△44,484
その他の金銭の信託	—	—
(+)繰延税金資産	—	12,166
(△)繰延税金負債	36,722	—
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	123,045	△32,318
(△)少数株主持分相当額	△176	36
(+)持分法適用会社が所有する その他有価証券に係る評価 差額金のうち親会社持分相 当額	△13	9
その他有価証券評価差額金	123,207	△32,345

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額を、平成20年3月末については11,889百万円、平成21年3月末については11,889百万円、それぞれ除いております。

## デリバティブ取引情報

### 金利関連取引

(単位：百万円)

			平成20年3月末			平成21年3月末				
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超			
金融商品	金利先物	売建	183,880	—	△110	△110	438,541	—	1	1
取引所		買建	47,366	—	△9	△9	50,536	3,187	32	32
店頭	金利スワップ	受取固定・支払変動	9,204,457	6,172,329	117,422	116,573	7,965,117	4,929,830	130,344	130,115
		受取変動・支払固定	8,602,480	6,168,827	△84,910	△84,516	7,007,871	4,814,606	△99,954	△99,942
		受取変動・支払変動	2,400,500	1,823,000	△3,050	△3,050	2,683,000	1,603,000	323	323
	キャップ	売建	86,694	31,389	274	563	32,079	18,308	58	351
		買建	69,260	4,060	186	△73	3,730	3,130	△6	△6
	フロアー	売建	6,300	6,300	221	△66	9,300	9,100	400	△154
		買建	17,008	16,897	258	236	50,486	49,612	1,021	898
	スワップション	売建	—	—	—	—	220,000	—	324	△44
		買建	2,600	2,500	87	60	114,100	4,100	239	55
合計			/	/	29,377	29,607	/	/	31,218	31,630

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

### 通貨関連取引

(単位：百万円)

			平成20年3月末			平成21年3月末				
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超			
店頭	通貨スワップ		3,341,157	3,009,776	△5,684	37,760	3,140,591	2,955,939	△7,530	25,142
	為替予約	売建	283,084	65,130	9,187	9,187	604,832	196,665	△1,980	△1,980
		買建	1,046,645	637,277	△17,277	△17,277	1,204,566	672,236	△1,175	△1,175
	通貨オプション	売建	1,307,289	981,962	69,810	9,157	1,500,204	1,173,501	83,763	5,699
		買建	1,366,821	960,007	120,449	56,112	1,492,452	1,194,590	136,656	56,721
合計			/	/	36,865	94,939	/	/	42,206	84,406

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

### 株式関連取引

平成20年3月末、平成21年3月末とも該当ありません。

### 債券関連取引

(単位：百万円)

			平成20年3月末			平成21年3月末				
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超			
金融商品	債券先物	売建	105,041	—	△457	△457	19,903	—	9	9
取引所		買建	5,789	—	3	3	8,128	—	119	119
	債券先物オプション	売建	—	—	—	—	2,740	—	5	—
		買建	—	—	—	—	—	—	—	—
合計			/	/	△454	△454	/	/	124	129

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

■商品関連取引

平成20年3月末、平成21年3月末とも該当ありません。

■クレジットデリバティブ取引

平成20年3月末、平成21年3月末とも該当ありません。

■セグメント情報

■事業の種類別セグメント情報

平成20年3月期、平成21年3月期

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

■所在地別セグメント情報

平成20年3月期、平成21年3月期

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

■海外経常収益

平成20年3月期、平成21年3月期

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

■主要な業務の状況を示す指標

■国内・海外別収支の内訳

(単位：百万円)

	平成20年3月期				平成21年3月期			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
資金運用収支	543,977	10,700	△684	555,362	540,653	10,147	3,725	547,075
資金運用収益	699,053	13,895	9,826	703,122	674,292	12,430	9,154	677,567
資金調達費用	155,076	3,194	10,511	147,759	133,638	2,282	5,428	130,492
信託報酬	41,380	—	—	41,380	35,414	—	—	35,414
役務取引等収支	146,715	382	—	147,098	117,502	305	—	117,807
役務取引等収益	198,342	422	—	198,765	166,269	342	—	166,611
役務取引等費用	51,627	39	—	51,666	48,767	37	—	48,804
特定取引収支	67,845	—	—	67,845	21,026	—	—	21,026
特定取引収益	67,953	—	—	67,953	21,277	—	—	21,277
特定取引費用	107	—	—	107	251	—	—	251
その他業務収支	△42,919	557	9	△42,371	17,974	286	3	18,258
その他業務収益	50,578	140	—	50,719	42,183	286	3	42,467
その他業務費用	93,497	△416	△9	93,090	24,209	—	—	24,209

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

3. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

## ■国内・海外別資金運用／調達状況

(単位：百万円、%)

	平成20年3月期				平成21年3月期				
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	
資金運用勘定	平均残高	35,740,620	208,518	177,580	35,771,557	35,695,369	194,866	159,952	35,730,283
	利息	699,053	13,895	9,826	703,122	674,292	12,430	9,154	677,567
	利回り	1.95	6.66	/	1.96	1.88	6.37	/	1.89
うち貸出金	平均残高	25,675,284	66,172	26,745	25,714,712	25,568,233	62,655	20,173	25,610,716
	利息	568,109	4,736	1,317	571,529	563,016	3,654	791	565,879
	利回り	2.21	7.15	/	2.22	2.20	5.83	/	2.20
有価証券	平均残高	6,875,267	134,250	150,032	6,859,486	7,448,241	124,716	137,311	7,435,646
	利息	61,111	8,890	8,477	61,523	63,414	8,500	8,350	63,564
	利回り	0.88	6.62	/	0.89	0.85	6.81	/	0.85
コールローン 及び買入手形	平均残高	1,767,442	6,141	132	1,773,451	1,387,853	4,281	1,198	1,390,936
	利息	16,259	210	26	16,442	9,999	227	3	10,222
	利回り	0.91	3.42	/	0.92	0.72	5.31	/	0.73
買現先勘定	平均残高	—	—	—	—	—	—	—	—
	利息	—	—	—	—	—	—	—	—
	利回り	—	—	/	—	—	—	/	—
債券貸借取引 支払保証金	平均残高	132,284	—	—	132,284	142,936	—	—	142,936
	利息	683	—	—	683	632	—	—	632
	利回り	0.51	—	/	0.51	0.44	—	/	0.44
預け金	平均残高	609,712	224	397	609,538	607,657	235	259	607,633
	利息	15,634	19	4	15,649	10,290	8	9	10,290
	利回り	2.56	8.83	/	2.56	1.69	3.50	/	1.69
資金調達勘定	平均残高	35,319,569	66,989	159,669	35,226,889	35,018,487	65,276	141,688	34,942,075
	利息	155,076	3,194	10,511	147,759	133,638	2,282	5,428	130,492
	利回り	0.43	4.76	/	0.41	0.38	3.49	/	0.37
うち預金	平均残高	30,728,924	37,048	131	30,765,841	30,609,221	38,143	1,227	30,646,136
	利息	87,122	1,761	28	88,856	79,165	1,187	5	80,347
	利回り	0.28	4.75	/	0.28	0.25	3.11	/	0.26
譲渡性預金	平均残高	1,737,581	—	—	1,737,581	1,316,553	—	—	1,316,553
	利息	10,353	—	—	10,353	7,480	—	—	7,480
	利回り	0.59	—	/	0.59	0.56	—	/	0.56
コールマネー 及び売渡手形	平均残高	466,186	701	417	466,470	626,009	318	273	626,055
	利息	1,884	42	17	1,909	2,260	20	8	2,271
	利回り	0.40	6.07	/	0.40	0.36	6.47	/	0.36
売現先勘定	平均残高	147,758	—	—	147,758	340,514	—	—	340,514
	利息	874	—	—	874	1,360	—	—	1,360
	利回り	0.59	—	/	0.59	0.39	—	/	0.39
債券貸借取引 受入担保金	平均残高	148,984	—	—	148,984	107,191	—	—	107,191
	利息	1,319	—	—	1,319	601	—	—	601
	利回り	0.88	—	/	0.88	0.56	—	/	0.56
コマーシャル・ ペーパー	平均残高	—	—	—	—	—	—	—	—
	利息	—	—	—	—	—	—	—	—
	利回り	—	—	/	—	—	—	/	—
借入金	平均残高	669,348	11,333	27,376	653,305	653,720	14,496	20,498	647,719
	利息	7,372	624	1,307	6,689	5,653	455	757	5,351
	利回り	1.10	5.51	/	1.02	0.86	3.13	/	0.82

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

4. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

## ■国内・海外別役務取引等の内訳

(単位：百万円)

	平成20年3月期				平成21年3月期			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
役務取引等収益	198,342	422	—	198,765	166,269	342	—	166,611
うち預金・貸出業務	29,316	127	—	29,443	29,515	98	—	29,614
為替業務	39,462	287	—	39,749	37,608	237	—	37,845
信託関連業務	21,999	—	—	21,999	15,212	—	—	15,212
証券関連業務	40,355	—	—	40,355	23,289	—	—	23,289
代理業務	12,797	—	—	12,797	11,331	—	—	11,331
保護預り・貸金庫業務	3,667	0	—	3,667	3,586	0	—	3,587
保証業務	15,889	—	—	15,889	14,698	—	—	14,698
役務取引等費用	51,627	39	—	51,666	48,767	37	—	48,804
うち為替業務	9,064	—	—	9,064	8,449	—	—	8,449

(注) 1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

## ■特定取引の内訳

特定取引収益・費用の内訳

(単位：百万円)

	平成20年3月期				平成21年3月期			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
特定取引収益	67,953	—	—	67,953	21,277	—	—	21,277
うち商品有価証券収益	—	—	—	—	1,215	—	—	1,215
特定取引有価証券収益	195	—	—	195	—	—	—	—
特定金融派生商品収益	64,835	—	—	64,835	16,155	—	—	16,155
その他の特定取引収益	2,922	—	—	2,922	3,906	—	—	3,906
特定取引費用	107	—	—	107	251	—	—	251
うち商品有価証券費用	107	—	—	107	—	—	—	—
特定取引有価証券費用	—	—	—	—	251	—	—	251
特定金融派生商品費用	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の特定取引費用	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

特定取引資産・負債の内訳

(単位：百万円)

	平成20年3月末				平成21年3月末			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
特定取引資産	445,962	—	—	445,962	519,567	—	—	519,567
うち商品有価証券	34,858	—	—	34,858	23,548	—	—	23,548
商品有価証券派生商品	—	—	—	—	4	—	—	4
特定取引有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
特定取引有価証券派生商品	—	—	—	—	119	—	—	119
特定金融派生商品	153,613	—	—	153,613	149,837	—	—	149,837
その他の特定取引資産	257,490	—	—	257,490	346,058	—	—	346,058
特定取引負債	139,328	—	—	139,328	122,205	—	—	122,205
うち売付商品債券	14,660	—	—	14,660	—	—	—	—
商品有価証券派生商品	101	—	—	101	5	—	—	5
特定取引売付債券	—	—	—	—	—	—	—	—
特定取引有価証券派生商品	46	—	—	46	—	—	—	—
特定金融派生商品	124,520	—	—	124,520	122,199	—	—	122,199
その他の特定取引負債	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1.「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2.「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

## 預金・貸出金に関する指標

### 国内・海外別預金の種類別残高

(単位：百万円)

	平成20年3月末				平成21年3月末			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
<b>預金</b>								
流動性預金	18,341,528	17,806	—	18,359,334	18,808,603	20,943	—	18,829,547
定期性預金	12,280,319	13,322	—	12,293,642	12,403,445	11,910	—	12,415,356
その他	982,451	—	—	982,451	867,804	—	4,911	862,893
小計	31,604,299	31,128	—	31,635,428	32,079,854	32,854	4,911	32,107,797
譲渡性預金	1,362,130	—	—	1,362,130	582,040	—	—	582,040
合計	32,966,429	31,128	—	32,997,558	32,661,894	32,854	4,911	32,689,837

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金  
 定期性預金＝定期預金＋定期積金  
 2. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。  
 3. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

### 貸出金の業種別内訳

(単位：百万円、%)

	平成20年3月末		平成21年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
<b>国内(除く特別国際金融取引勘定分)</b>	26,001,937	(100.00)	26,464,125	(100.00)
製造業	2,624,661	(10.09)	3,029,293	(11.45)
農業	18,871	(0.07)	14,903	(0.06)
林業	3,865	(0.01)	2,612	(0.01)
漁業	6,183	(0.02)	6,560	(0.02)
鉱業	20,337	(0.08)	19,655	(0.07)
建設業	813,298	(3.13)	850,849	(3.21)
電気・ガス・熱供給・水道業	69,544	(0.27)	72,391	(0.27)
情報通信業	261,916	(1.01)	308,503	(1.17)
運輸業	605,434	(2.33)	605,820	(2.29)
卸売・小売業	2,629,828	(10.11)	2,677,079	(10.12)
金融・保険業	609,787	(2.35)	675,855	(2.55)
不動産業	2,730,067	(10.50)	2,482,250	(9.38)
各種サービス業	2,247,831	(8.65)	2,175,596	(8.22)
地方公共団体	816,319	(3.14)	895,904	(3.39)
その他	12,543,989	(48.24)	12,646,848	(47.79)
<b>海外及び特別国際金融取引勘定分</b>	50,523	(100.00)	45,129	(100.00)
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	50,523	(100.00)	45,129	(100.00)
合計	26,052,461	—	26,509,254	—

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。  
 2. 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には、住宅ローンが含まれております。

### 外国政府等向け債権残高(国別)

(単位：百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
インドネシア	53,906	53,222
アルゼンチン	7	7
エクアドル	0	0
合計	53,914	53,230
(資産の総額に対する割合)	(0.13%)	(0.13%)

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

## 不良債権処理について

### ■与信関連費用の内訳

(単位：百万円)

	平成20年3月期	平成21年3月期
信託勘定不良債権処理額(A)	△104	△385
一般貸倒引当金繰入額(B)	△14,615	△29,557
不良債権処理額(C)	112,113	233,785
貸出金償却	76,579	191,598
個別貸倒引当金繰入額	30,224	38,205
特定海外債権引当勘定繰入額	34	67
その他不良債権処理額	5,275	3,914
与信費用戻入額(D)	△38,914	△22,395
貸倒引当金戻入	—	—
償却債権取立益	△38,914	△22,395
与信関連費用	58,478	181,446
計(A)+(B)+(C)+(D)		

(注) 与信費用関連の表示で△は戻入(利益)を示しています。

### ■リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

	平成20年3月末		平成21年3月末	
	銀行勘定	銀信合算(※)	銀行勘定	銀信合算(※)
破綻先債権	22,057	22,162	84,558	84,597
延滞債権	394,291	414,313	418,639	438,125
3か月以上延滞債権	8,147	8,147	27,373	27,405
貸出条件緩和債権	202,978	206,942	159,454	163,258
合計	627,474	651,564	690,025	713,386

※元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後

### ■貸倒引当金等の状況

(単位：百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
一般貸倒引当金	335,912	304,261
個別貸倒引当金	154,814	136,561
特定海外債権引当勘定	76	144
貸倒引当金 合計	490,803	440,967
債権償却準備金	380	340

### ■貸倒引当金等の状況(3行合算)<sup>(注)</sup>

(単位：百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
一般貸倒引当金	246,043	225,450
個別貸倒引当金	145,111	125,875
特定海外債権引当勘定	324	889
貸倒引当金 合計	391,479	352,215
債権償却準備金	380	340

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

### ■リスク管理債権に対する引当率

(単位：%)

	平成20年3月末	平成21年3月末
部分直接償却実施後	75.38	61.86

引当率=(貸倒引当金合計+債権償却準備金)/リスク管理債権合計

### ■リスク管理債権に対する引当率(3行合算)<sup>(注)</sup>

(単位：%)

	平成20年3月末	平成21年3月末
部分直接償却実施前	77.94	71.90
部分直接償却実施後	66.20	53.85

引当率=(貸倒引当金合計+債権償却準備金)/リスク管理債権合計

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

### ■リスク管理債権の状況(3行合算)<sup>(注)</sup>

(単位：百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
破綻先債権	20,478	82,250
延滞債権	389,157	408,810
3か月以上延滞債権	8,086	27,326
貸出条件緩和債権	174,134	136,197
合計	591,858	654,584
部分直接償却実施額	315,071	420,334

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

※元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後

### ■金融再生法基準開示債権(3行合算)<sup>(注)</sup>

(元本補てん契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後)(単位：百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	74,111	137,063
危険債権	342,807	367,291
要管理債権	182,221	163,523
小計(A)	599,141	667,878
正常債権	26,662,007	26,893,720
合計(B)	27,261,148	27,561,598
(A)/(B)	2.19%	2.42%

(注) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計を表示しております。

■金融再生法上の債権区分の説明

金融再生法による債権区分	各債権区分の説明
正常債権	正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権
要管理債権	要注意先に対する債権のうち「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権
危険債権	破綻懸念先に対する債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権

■自己査定状況(3行合算：りそな銀行+埼玉りそな銀行+近畿大阪銀行)

(単位：億円)

分類債権 債務者区分	金融再生法の 開示基準	自己査定				保全状況	金融再生法に 基づく保全率
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類		
破綻先/ 実質破綻先 (合計1,370)	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 1,370	464	906	引当率 100.00%	直接償却	引当金 (41) 担保/保証 (1,328)	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 100.00%
破綻懸念先 (合計3,672)	危険債権 3,672	1,743	1,654	274 引当率 78.63%		引当金 (1,011) 担保/保証 (2,386)	危険債権 92.51%
要注意先	要管理先 (合計2,235)	要管理債権1,635 小計 6,678	234	2,001		引当金 (367) 担保/保証 (584)	要管理債権 58.19%
	その他の 要注意先 (合計26,462)	正常債権 268,937	7,664	18,798			
正常先 (合計241,874)		241,874					全体の保全率 85.64%
合計 275,615	合計 275,615	非分類 251,980	Ⅱ分類 23,360	Ⅲ分類 274	Ⅳ分類 —		

## 有価証券に関する指標

### 国内・海外別有価証券の残高

(単位：百万円)

	平成20年3月末				平成21年3月末			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
国債	4,151,666	—	—	4,151,666	5,971,992	—	—	5,971,992
地方債	442,263	—	—	442,263	420,654	—	—	420,654
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,164,135	—	—	1,164,135	975,396	—	—	975,396
株式	691,728	—	—	691,728	482,231	—	—	482,231
その他の証券	271,982	3,489	6,615	268,856	162,851	5,201	6,615	161,438
合計	6,721,777	3,489	6,615	6,718,651	8,013,126	5,201	6,615	8,011,712

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。  
 2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。  
 3. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

## 信託業務に関する指標

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。

### 信託財産残高表

(単位：百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
資産 貸出金	126,327	112,856
有価証券	9,059,990	6,366,594
信託受益権	26,115,140	26,519,268
受託有価証券	327	501
金銭債権	374,501	353,466
有形固定資産	632,020	678,554
無形固定資産	4,165	3,570
その他債権	15,022	10,228
銀行勘定貸	367,996	345,877
現金預け金	38,043	29,421
合計	36,733,534	34,420,340

(単位：百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
負債 金銭信託	16,025,426	13,452,937
年金信託	4,761,549	4,173,367
財産形成給付信託	1,272	1,060
投資信託	13,748,252	14,820,506
金銭信託以外の金銭の信託	171,894	117,901
有価証券の信託	523,695	527,750
金銭債権の信託	398,201	373,541
土地及びその定着物の信託	121,327	120,071
土地及びその定着物の賃借権の信託	4,691	4,689
包括信託	977,222	828,512
合計	36,733,534	34,420,340

- (注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。  
 2. 合算対象の連結子会社  
 前連結会計年度末 株式会社りそな銀行及びりそな信託銀行株式会社  
 当連結会計年度末 同上  
 3. 共同信託他社管理財産  
 前連結会計年度末 2,338,486百万円  
 当連結会計年度末 1,907,990百万円

## ■業種別貸出状況

(単位：百万円、%)

	平成20年3月末	平成21年3月末
製造業	598 ( 0.47)	467 ( 0.41)
農業	— ( —)	— ( —)
林業	— ( —)	— ( —)
漁業	— ( —)	— ( —)
鉱業	— ( —)	— ( —)
建設業	469 ( 0.37)	17 ( 0.02)
電気・ガス・熱供給・水道業	— ( —)	— ( —)
情報通信業	— ( —)	— ( —)
運輸業	349 ( 0.28)	261 ( 0.23)
卸売・小売業	680 ( 0.54)	378 ( 0.34)
金融・保険業	26,272 ( 20.80)	26,010 ( 23.05)
不動産業	4,721 ( 3.74)	4,001 ( 3.54)
各種サービス業	776 ( 0.61)	651 ( 0.58)
地方公共団体	— ( —)	— ( —)
その他	92,457 ( 73.19)	81,069 ( 71.83)
合計	126,327 (100.00)	112,856 (100.00)

(注)「その他」には、住宅ローンが含まれております。

## ■有価証券残高の状況

(単位：百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
国債	4,501,095	4,678,495
地方債	348,863	359,110
短期社債	—	—
社債	1,337,644	1,273,911
株式	1,418,715	—
その他の証券	1,453,671	55,076
合計	9,059,990	6,366,594

## ■元本補てん契約のある信託の運用・受入状況

(単位：百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
運用状況		
貸出金	126,144	112,792
有価証券	—	—
その他	308,320	298,467
期末運用残高計	434,464	411,260
受入状況		
元本	433,580	410,635
債権償却準備金	380	340
その他	504	284
期末受託残高計	434,464	411,260

(注) 1. 信託財産の運用のために再信託された信託を含みます。

## 2. リスク管理債権の状況

前連結会計年度末 貸出金126,144百万円のうち、破綻先債権額は104百万円、延滞債権額は20,021百万円、3ヵ月以上延滞債権額は-百万円、貸出条件緩和債権額は3,963百万円であります。  
また、これらの債権額の合計額は24,090百万円であります。

当連結会計年度末 貸出金112,792百万円のうち、破綻先債権額は38百万円、延滞債権額は19,486百万円、3ヵ月以上延滞債権額は32百万円、貸出条件緩和債権額は3,803百万円であります。  
また、これらの債権額の合計額は23,360百万円であります。

## 主要な経営指標等の推移(単体)

### 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

決算年月	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
営業収益	74,594	317,582	395,828	600,477	185,577
経常利益	56,569	302,129	384,444	590,287	179,348
当期純利益	44,519	299,043	419,123	624,674	174,105
資本金	327,201	327,201	327,201	327,201	327,201
発行済株式総数(千株)					
普通株式	11,375,110	11,399	11,399	11,399	1,139,957
優先株式	9,443,923	9,437	8,825	8,964	868,300
純資産額	738,543	1,017,061	897,518	1,940,702	1,804,588
総資産額	1,429,428	1,408,841	1,364,041	2,227,950	2,028,359
1株当たり純資産額(円)	△159.94	△134,655.91	△103,901.93	△53,005.27	△530.04
1株当たり配当額(内1株当たり中間配当額)(円)					
普通株式	—(—)	1,000(—)	1,000(—)	1,000(—)	10.00(—)
甲種第一回優先株式	24.75(—)	/ (—)	/	/	/
乙種第一回優先株式	6.36(—)	6,360(—)	6,360(—)	6,360(—)	/ (—)
丙種第一回優先株式	6.80(—)	6,800(—)	6,800(—)	6,800(—)	68.00(—)
丁種第一回優先株式	10.00(—)	10,000(—)	10,000(—)	/	/
戊種第一回優先株式	14.38(—)	14,380(—)	14,380(—)	14,380(—)	/ (—)
己種第一回優先株式	18.50(—)	18,500(—)	18,500(—)	18,500(—)	185.00(—)
第1種第一回優先株式	1.178(—)	1,188(—)	1,688(—)	2,564(—)	31.90(—)
第2種第一回優先株式	1.178(—)	1,188(—)	1,688(—)	2,564(—)	31.90(—)
第3種第一回優先株式	1.178(—)	1,188(—)	1,688(—)	2,564(—)	31.90(—)
第4種優先株式	/	/	57,918(—)	99,250(—)	992.50(—)
第5種優先株式	/	/	/	54,622(—)	918.75(—)
第9種優先株式	/	/	/	26,769(—)	325.50(—)
1株当たり当期純利益金額(円)	2.15	24,536.53	32,367.71	51,933.83	120.97
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	1.54	13,304.80	20,941.34	34,107.57	76.78
自己資本比率(%)	51.6	72.1	65.8	87.1	89.0
自己資本利益率(%)	—	—	43.7	44.0	9.2
株価収益率(倍)	100.0	16.5	9.7	3.1	10.8
配当性向(%)	—	4.0	3.0	1.9	8.2
従業員数(人)	317	381	427	474	521
(外、平均臨時従業員数)	(—)	(13)	(17)	(21)	(19)

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
 2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。  
 3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成19年3月期から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、財務諸表注記の「1株当たり情報」に記載しております。  
 4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。  
 5. 自己資本利益率は、当期純利益金額を期中平均純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除して算出しております。  
 6. 配当性向は、普通株式に係る1株当たり配当額を1株当たりの当期純利益で除して算出しております。  
 7. 従業員数は、就業人員数を表示しております。  
 8. 当社は、平成17年8月2日に発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てについて1,000株を1株に併合し、平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割しております。  
 (参考)  
 期間比較可能性の観点から平成17年3月期につきましては、一株当たり情報の数値に10を乗じ、平成18年3月期から平成20年3月期につきましては、一株当たり情報の各数値を100で除した場合には以下のとおりとなります。

(単位:円)

決算年月	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
1株当たり当期純資産額	△1,599.40	△1,346.55	△1,039.01	△530.05
1株当たり当期純利益金額	21.55	245.36	323.67	519.33
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	15.43	133.04	209.41	341.07

## ■ 単体財務諸表 ■

### ■ 貸借対照表

(単位：百万円)

	平成20年3月期 (平成20年3月31日)	平成21年3月期 (平成21年3月31日)
<b>&lt;資産の部&gt;</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,383	501
有価証券※1	828,000	745,100
前払費用	1	1
繰延税金資産	32,676	34,743
未収収益	49	35
未収入金※1	32,113	34,747
未収還付法人税等	119,096	36,101
流動資産合計	1,013,320	851,231
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
工具、器具及び備品(純額)※2	12	7
有形固定資産合計	12	7
<b>無形固定資産</b>		
商標権	53	42
ソフトウェア	13	7
無形固定資産合計	66	49
<b>投資その他の資産</b>		
関係会社株式	1,111,267	1,108,147
関係会社長期貸付金※3	70,000	70,000
繰延税金資産	33,277	—
その他	5	5
投資損失引当金	—	△1,082
投資その他の資産合計	1,214,550	1,177,070
固定資産合計	1,214,630	1,177,127
<b>資産合計</b>	<b>2,227,950</b>	<b>2,028,359</b>

(単位：百万円)

	平成20年3月期 (平成20年3月31日)	平成21年3月期 (平成21年3月31日)
<b>&lt;負債の部&gt;</b>		
<b>流動負債</b>		
1年内償還予定の社債	20,000	110,000
未払金	31,071	257
未払費用	558	653
未払法人税等	22	21
未払消費税等	77	45
賞与引当金	404	327
その他	113	2,465
流動負債合計	52,248	113,771
<b>固定負債</b>		
社債	190,000	110,000
長期借入金	45,000	—
固定負債合計	235,000	110,000
<b>負債合計</b>	<b>287,248</b>	<b>223,771</b>
<b>&lt;純資産の部&gt;</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	327,201	327,201
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	327,201	327,201
その他資本剰余金	449,953	269,498
資本剰余金合計	777,155	596,700
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金	837,626	967,482
利益剰余金合計	837,626	967,482
自己株式	△1,280	△86,795
株主資本合計	1,940,702	1,804,588
<b>純資産合計</b>	<b>1,940,702</b>	<b>1,804,588</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,227,950</b>	<b>2,028,359</b>

## ■損益計算書

(単位：百万円)

	平成20年3月期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成21年3月期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
<b>営業収益</b>	600,477	185,577
関係会社受取配当金	593,813	178,463
関係会社受入手数料	4,828	5,665
関係会社貸付金利息	1,286	1,448
その他	549	—
<b>営業費用</b>	10,551	8,455
借入金利息	3,392	935
社債利息	2,284	2,663
社債発行費	—	121
販売費及び一般管理費*1	4,324	4,734
その他	549	—
<b>営業利益</b>	589,926	177,122
<b>営業外収益</b>	1,993	2,259
有価証券利息*2	1,710	1,989
受取手数料	130	133
還付加算金	22	61
その他	130	75
<b>営業外費用</b>	1,632	33
株式交付費	1,632	—
自己株式取得費用	—	33
その他	0	0
<b>経常利益</b>	590,287	179,348
<b>特別損失</b>	1	4,311
関係会社株式評価損	—	3,119
投資損失引当金繰入額	—	1,082
過年度損益修正損	—	108
固定資産除却損	1	0
<b>税引前当期純利益</b>	590,285	175,037
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	△1,024	△34,492
<b>過年度法人税等</b>	—	4,213
<b>法人税等調整額</b>	△33,364	31,210
<b>法人税等合計</b>	△34,388	932
<b>当期純利益</b>	624,674	174,105

## ■株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成20年3月期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成21年3月期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	327,201	327,201
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	327,201	327,201
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	327,201	327,201
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	327,201	327,201
<b>その他資本剰余金</b>		
前期末残高	—	449,953
当期変動額		
新株の発行	450,000	—
自己株式の処分	△46	△19
自己株式の消却	△0	△180,435
当期変動額合計	449,953	△180,455
当期末残高	449,953	269,498
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	327,201	777,155
当期変動額		
新株の発行	450,000	—
自己株式の処分	△46	△19
自己株式の消却	△0	△180,435
当期変動額合計	449,953	△180,455
当期末残高	777,155	596,700
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	244,014	837,626
当期変動額		
剰余金の配当	△31,062	△44,249
当期純利益	624,674	174,105
当期変動額合計	593,612	129,855
当期末残高	837,626	967,482
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	244,014	837,626
当期変動額		
剰余金の配当	△31,062	△44,249
当期純利益	624,674	174,105
当期変動額合計	593,612	129,855
当期末残高	837,626	967,482

(単位：百万円)

	平成20年3月期 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	平成21年3月期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
<b>自己株式</b>		
前期末残高	△898	△1,280
当期変動額		
自己株式の取得	△586	△266,256
自己株式の処分	203	306
自己株式の消却	0	180,435
当期変動額合計	△382	△85,514
当期末残高	△1,280	△86,795
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	897,518	1,940,702
当期変動額		
新株の発行	450,000	—
剰余金の配当	△31,062	△44,249
当期純利益	624,674	174,105
自己株式の取得	△586	△266,256
自己株式の処分	157	287
当期変動額合計	1,043,183	△136,114
当期末残高	1,940,702	1,804,588
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	897,518	1,940,702
当期変動額		
新株の発行	450,000	—
剰余金の配当	△31,062	△44,249
当期純利益	624,674	174,105
自己株式の取得	△586	△266,256
自己株式の処分	157	287
当期変動額合計	1,043,183	△136,114
当期末残高	1,940,702	1,804,588

## ■重要な会計方針

(平成21年3月期)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券  
移動平均法による償却原価法により行っております。
- (2) 子会社株式  
移動平均法による原価法により行っております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産  
有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。  
工具、器具及び備品：2年～20年
- (2) 無形固定資産  
商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。  
ソフトウェア：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

### 3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に一括費用処理しております。

### 4. 引当金の計上基準

- (1) 投資損失引当金  
投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- (2) 賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### 5. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

### 6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 7. 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

## ■会計方針の変更

(平成21年3月期)

### (リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる財務諸表への影響はありません。

## ■注記事項

(平成21年3月期)

### (貸借対照表関係)

- ※1. 関係会社に対する資産が以下のとおり含まれています。
- |      |            |
|------|------------|
| 有価証券 | 745,100百万円 |
| 未収入金 | 34,747百万円  |
- ※2. 有形固定資産の減価償却累計額は41百万円であります。
- ※3. 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸付金であります。

### 4. 配当制限

当社の定款に定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

丙種第一回優先株式	1株につき	68円
己種第一回優先株式	1株につき	185円
第1種第一回優先株式	1株につき	31.90円
第2種第一回優先株式	1株につき	31.90円
第3種第一回優先株式	1株につき	31.90円
第4種優先株式	1株につき	992.50円
第5種優先株式	1株につき	918.75円
第9種優先株式	1株につき	325.50円

### (損益計算書関係)

- ※1. 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。
- |          |          |
|----------|----------|
| 給料・手当    | 2,757百万円 |
| 業務委託料    | 657百万円   |
| 賞与引当金繰入額 | 327百万円   |
| 支払手数料    | 378百万円   |
| 減価償却費    | 20百万円    |
- ※2. 営業外収益のうち関係会社との取引
- |        |          |
|--------|----------|
| 有価証券利息 | 1,989百万円 |
|--------|----------|

## (株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
普通株式	438	63,920	226	64,133	(注2)
種類株式					
乙種第一回優先株式	—	27,220	27,220	—	(注3)
戊種第一回優先株式	—	957	957	—	(注3)
第2種第一回優先株式	—	0	0	—	(注4)
合計	438	92,098	28,404	64,133	

- (注) 1. 当社は平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び優先株式の各1株を100株に分割しております。株式数は前期末に当該株式分割が行われたものと仮定して記載しております。
2. 増加は取締役会決議に基づく取得（63,507千株）及び端株・単元未満株式の買取（413千株）によるものであり、減少は端株・単元未満株式の処分によるものであります。
3. 増加は取締役会決議に基づく取得であり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。
4. 増加は取得請求に基づく取得であり、減少は取得した自己株式の処分によるものであります。

### (リース取引関係)

1. 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
- ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
 

取得価額相当額	
有形固定資産	13百万円
減価償却累計額相当額	
有形固定資産	12百万円
期末残高相当額	
有形固定資産	1百万円
  - ・未経過リース料期末残高相当額
 

1年内	1百万円
1年超	0百万円
合計	1百万円
  - ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
 

支払リース料	2百万円
減価償却費相当額	2百万円
支払利息相当額	0百万円
  - ・減価償却費相当額の算定方法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
  - ・利息相当額の算定方法  
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。  
リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。

### (有価証券関係)

子会社及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式償却否認額	791,865百万円
税務上の繰越欠損金	240,521百万円
その他	141百万円
繰延税金資産小計	1,032,528百万円
評価性引当額	△997,785百万円
繰延税金資産の純額	34,743百万円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.63%
(調整)	
過年度法人税等	2.40%
受取配当金益金不算入	△41.42%
評価性引当額	△0.79%
その他	△0.29%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.53%

## (1株当たり情報)

1株当たり純資産額	△530.04円
1株当たり当期純利益金額	120.97円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	76.78円

(注) 1.1株当たり純資産額の算定上の基礎は次の通りであります。

純資産の部の合計額	1,804,588百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	2,374,822百万円
うち優先株式	2,336,561百万円
うち優先配当額	38,260百万円
普通株式に係る期末の純資産額	△570,234百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	1,075,824千株

## 2.1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次の通りであります。

1株当たり当期純利益金額	
当期純利益	174,105百万円
普通株主に帰属しない金額	38,260百万円
うち優先配当額	38,260百万円
普通株式に係る当期純利益	135,844百万円
普通株式の期中平均株式数	1,122,938千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
当期純利益調整額	32,084百万円
うち優先配当額	32,084百万円
普通株式増加数	1,064,003千株
うち優先株式	1,064,003千株

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要  
該当ありません

## 3.当社は平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び優先株式の各1株を100株に分割いたしました。当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、当期首に当該分割が行われたものとして計算しております。

## 組織

### ■従業員の状況

(平成21年3月末)

#### 連結会社における従業員数

従業員数(人) **16,498**[15,701]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員15,108人を含んでおりません。  
 2. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

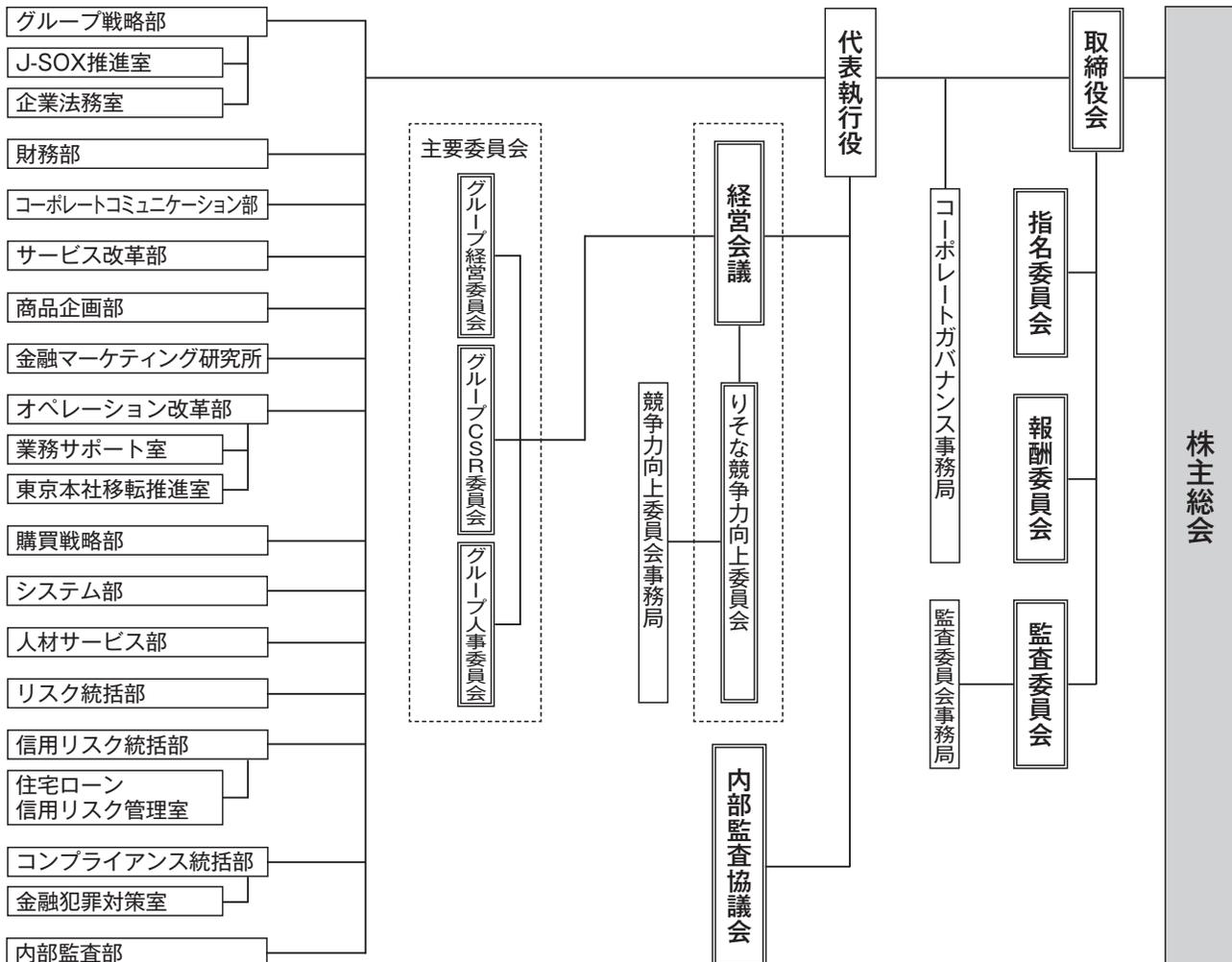
### ■当社の従業員数

(平成21年3月末)

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
521	42.2歳	18.4年	9,578

- (注) 1. 当社従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他2社からの出向者であり、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。  
 なお、嘱託及び臨時従業員は21人であります。  
 2. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。  
 3. 平均年間給与は、平成21年3月末の当社従業員に対して各社で支給された年間の給与(時間外手当を含む)の合計額を基に算出しております。  
 4. 当事業年度の従業員の増加は、組織改正により傘下銀行との兼務者が増加したこと等によるものです。  
 5. 当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

### ■組織図 (平成21年7月1日現在)



## ■取締役

(平成21年7月1日現在)

役職名	氏名	委員会	担当および委嘱等	兼職
取締役 兼代表執行役会長	細谷 英二(※1)	指名委員会委員 報酬委員会委員		株式会社りそな銀行 取締役会長
取締役 兼代表執行役社長	檜垣 誠司(※1)		金融マーケティング 研究所担当 兼競争力向上委員会 事務局担当	株式会社りそな銀行 代表取締役
取締役 兼執行役副社長	東 和浩(※1)		グループ戦略部担当 兼コーポレートガバ ナンス事務局担当	
取締役	磯野 薫	監査委員会委員長		
社外取締役	渡邊 正太郎(※1)	指名委員会委員		株式会社りそな銀行 社外取締役 フジッコ株式会社 社外監査役
社外取締役	小島 邦夫	報酬委員会委員長		社団法人経済同友会 専務理事 株式会社商船三井 社外取締役 株式会社JBISホールディングス 社外取締役
社外取締役	飯田 英男	監査委員会委員		弁護士 株式会社エコス 社外監査役 文化シャッター株式会社 社外監査役
社外取締役	奥田 務	報酬委員会委員		J.フロントリテイリング株式会社 代表取締役社長 兼最高経営責任者 株式会社大丸 代表取締役会長 株式会社大阪証券取引所 社外取締役
社外取締役	川本 裕子	監査委員会委員		早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授 株式会社大阪証券取引所 社外取締役 マネックスグループ株式会社 社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社 社外監査役 ヤマハ発動機株式会社 社外取締役
社外取締役	永井 秀哉(※2)	指名委員会委員長		株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役 東洋学園大学 現代経営学部 教授

(注) 渡邊正太郎、小島邦夫、飯田英男、奥田務、川本裕子および永井秀哉の6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。

(※1) りそな銀行兼務

(※2) 埼玉りそな銀行兼務

## ■執行役

(平成21年7月1日現在)

氏名	担当および委嘱等
岩田 直樹(※1)	グループ戦略部(りそな銀行経営管理)担当
上條 正仁(※2)	グループ戦略部(埼玉りそな銀行経営管理)担当
桔梗 芳人(※3)	グループ戦略部(近畿大阪銀行経営管理)担当
中村 重治(※1)	コーポレートコミュニケーション部担当 兼人材サービス部担当
喜沢 弘幸(※1)	サービス改革部担当 兼コンプライアンス統括部担当
池田 一義(※1)	オペレーション改革部担当 兼購買戦略部担当 兼システム部担当
池田 博之(※1)(※2)	商品企画部担当
松井 浩一(※1)	リスク統括部担当 兼信用リスク統括部担当
野村 眞	財務部長
吉武 一(※3)	内部監査部長

(※1) りそな銀行兼務

(※2) 埼玉りそな銀行兼務

(※3) 近畿大阪銀行兼務

## ■ 子会社等の状況 ■

### ■ 連結子会社

(平成21年3月末現在)

名 称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	設立年月日	当社 議決権比率 (%)	子会社等 議決権比率 (%)
株式会社りそな銀行	大阪市中央区	279,928	銀行 信託	大正7年 5月15日	100.0	—
株式会社埼玉りそな銀行	さいたま市浦和区	70,000	銀行	平成14年 8月27日	100.0	—
株式会社近畿大阪銀行	大阪市中央区	38,971	銀行	昭和25年 11月24日	100.0	—
りそな信託銀行株式会社	東京都千代田区	10,000	銀行 信託	平成13年 12月10日	100.0	—
りそな保証株式会社	さいたま市浦和区	14,000	信用保証	昭和50年 5月8日	50.9	49.0
大和ギャランティ株式会社	大阪市中央区	6,000	信用保証	昭和44年 7月23日	—	100.0
近畿大阪信用保証株式会社	大阪市中央区	6,397	信用保証	平成7年 3月17日	—	100.0
りそな決済サービス株式会社	東京都中央区	1,000	ファクタリング	昭和53年 10月25日	100.0	—
りそな債権回収株式会社	東京都千代田区	500	債権管理回収	平成12年 10月25日	100.0	—
りそなカード株式会社	東京都江東区	1,000	クレジットカード 信用保証	昭和58年 2月12日	49.9	8.3
りそなキャピタル株式会社	東京都中央区	4,500	ベンチャーキャピタル	昭和63年 3月29日	49.6	32.6
りそな総合研究所株式会社	大阪市中央区	100	コンサルティング	昭和61年 10月1日	49.7	42.6
りそなビジネスサービス株式会社	東京都台東区	80	事務等受託	昭和55年 7月25日	100.0	—
りそな人事サポート株式会社	大阪市中央区	60	人材派遣 福利厚生	昭和62年 10月2日	100.0	—

■連結子会社

(平成21年3月末現在)

名称	所在地	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	設立年月日	当社 議決権比率 (%)	子会社等 議決権比率 (%)
P.T. Bank Resona Perdania	インドネシア共和国 ジャカルタ	百万インドネシア ルピア 285,000	銀行	昭和31年 2月15日	—	43.4
P.T. Resona Indonesia Finance	インドネシア共和国 ジャカルタ	百万インドネシア ルピア 25,000	リース	昭和59年 11月7日	—	100.0
TD Consulting Co., Limited	タイ王国 バンコック	千タイバーツ 5,000	投資 コンサルティング	平成7年 1月12日	—	49.0
Asahi Finance (Cayman) Ltd.	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	千米ドル 10	ファイナンス	平成6年 2月25日	—	100.0
Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited	英国領西インド諸島 グランドケイマン島	千米ドル 1,170,500	ファイナンス	平成17年 7月11日	—	100.0

■持分法適用関連会社

(平成21年3月末現在)

名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	設立年月日	当社 議決権比率 (%)	子会社等 議決権比率 (%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区	51,000	信託 銀行	平成12年 6月20日	—	33.3
日本トラスティ情報 システム株式会社	東京都府中市	300	情報処理サービス	昭和63年 11月1日	—	33.3



# りそなホールディングス

## CONTENTS

### 自己資本の充実の状況・ バーゼルⅡ関連データセクション

連結の範囲等	101
自己資本	
自己資本の構成及び充実度評価	102
自己資本調達手段の概要	105
リスク管理	
信用リスク	117
信用リスク削減手法	126
派生商品取引	127
証券化エクスポージャー	128
銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー	134
信用リスク・アセットのみなし計算	134
銀行勘定における金利リスク	135

## || 連結の範囲等 ||

■銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年3月27日金融庁告示第20号。以下「連結自己資本比率告示」という。）第15条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点

Asahi Servicos e Representacoes Ltda.は連結財務諸表規則第5条第2項の適用により連結の範囲に含めておりませんが、自己資本比率計算上は連結自己資本比率告示第15条の定めにより持株会社グループに含めております。

■持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社の数…19社

主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容…以下のとおりとなっております。

名称	主な事業の内容
(株)りそな銀行	銀行 信託
(株)埼玉りそな銀行	銀行
(株)近畿大阪銀行	銀行
りそな信託銀行(株)	銀行 信託
りそな保証(株)	信用保証
大和ギャランティ(株)	信用保証
近畿大阪信用保証(株)	信用保証
りそな決済サービス(株)	代金回収代行 ファクタリング
りそな債権回収(株)	債権管理回収
りそなカード(株)	クレジットカード 信用保証
りそなキャピタル(株)	ベンチャーキャピタル
りそな総合研究所(株)	コンサルティング
りそなビジネスサービス(株)	事務等受託
りそな人事サポート(株)	人材派遣 福利厚生
P. T. Bank Resona Perdanía	銀行
P. T. Resona Indonesia Finance	リース
TD Consulting Co., Limited	投資コンサルティング
Asahi Finance (Cayman) Limited	ファイナンス
Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited	ファイナンス

■連結自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

連結自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数…1社

連結自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容…以下のとおりとなっております。

名称	主な事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)	信託 銀行

■連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びにこれらのうち主要な会社の名称及び主要な業務の内容

該当ありません。

■銀行法第52条の23第1項第10号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの又は同項第11号に掲げる会社であって、持株会社グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容

該当ありません。

■持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ありません。

■連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

## 自己資本

### 〈自己資本の構成及び充実度評価〉

#### ■連結自己資本比率(第二基準)

(単位:百万円)

項目	平成20年3月末	平成21年3月末(注8)	(参考:第一基準) 平成21年3月末(注8)
資本金	327,201	327,201	327,201
うち非累積的永久優先株	(注1) —	—	—
新株式申込証拠金	—	—	—
資本剰余金	673,764	493,309	493,309
利益剰余金	1,190,559	1,287,469	1,287,469
自己株式(△)	1,280	86,795	86,795
自己株式申込証拠金	—	—	—
社外流出予定額(△)	44,249	49,019	49,019
その他有価証券の評価差損(△)	—	—	—
為替換算調整勘定	△2,252	△4,363	△4,363
基本的項目 (Tier1)			
新株予約権	—	—	—
連結子法人等の少数株主持分	136,364	129,885	129,885
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	115,195	112,953	112,953
営業権相当額(△)	—	—	—
のれん相当額(△)	14,453	7,242	7,242
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	12,347	11,614	11,614
期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—	—
繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	2,253,306	2,078,830	2,078,830
繰延税金資産の控除金額(△)	(注2) —	—	—
計	(A) 2,253,306	2,078,830	2,078,830
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	(注3) (B) 115,195	112,953	112,953
補完的項目 (Tier2)			
その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	—	—	4,463
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	45,655	32,583	32,583
一般貸倒引当金	33,782	32,009	38,587
適格引当金額が期待損失額を上回る額	53,436	51,479	102,956
負債性資本調達手段等	777,531	655,332	655,332
うち永久劣後債務	(注4) 457,638	363,677	363,677
うち期限付劣後債務及び期限付優先株	(注5) 319,893	291,655	291,655
計	910,406	771,405	833,923
うち自己資本への算入額	(C) 910,406	771,405	833,923
控除項目	(注6) (D) 47,875	31,637	33,087
自己資本額	(E) 3,115,836	2,818,599	2,879,666
資産(オン・バランス)項目	18,553,929	17,957,679	17,956,934
オフ・バランス取引等項目	1,847,366	1,650,633	1,651,060
信用リスク・アセットの額	(F) 20,401,296	19,608,313	19,607,994
マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%)	(G) —	—	136,563
(参考)マーケット・リスク相当額	(H) —	—	10,925
オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%)	(I) 1,408,060	1,336,586	1,336,586
(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(J) 112,644	106,926	106,926
旧所要自己資本の額に連結自己資本比率告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額	(K) —	—	—
計((F)+(G)+(I)+(K))	(L) 21,809,356	20,944,899	21,081,144
連結自己資本比率(第二基準)=(E)/(L)×100(%)	14.28	13.45	13.65
連結基本的項目比率=(A)/(L)×100(%)	10.33	9.92	9.86
連結基本的項目に占めるステップ・アップ金利条項付優先出資証券の割合=(B)/(A)×100(%)	5.11	5.43	5.43
連結総所要自己資本の額	(注7) 1,744,748	1,675,591	1,686,491

(注) 1. 当社の資本金は株式種類ごとに分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。

2. 平成20年3月末の繰延税金資産の純額に相当する額は371,960百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は450,661百万円です。また、平成21年3月末の繰延税金資産の純額に相当する額は308,947百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は415,766百万円です。

3. 連結自己資本比率告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

4. 連結自己資本比率告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
  - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 連結自己資本比率告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 連結自己資本比率告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
7. 当社は第二基準行ですが、基礎的内部格付手法を採用しているため、連結総所要自己資本の額算出に当たり、8%を使用しております。
8. 平成21年3月末は平成20年金融庁告示第79号第2条第3項（銀行等の自己資本比率規制の一部を弾力化する特例）に則り算出してあります。第一基準に基づく計数は(参考)欄に記載しております。

当社は、日本公認会計士協会業種別委員会報告第30号に基づき、連結自己資本比率の算定に関し、新日本有限責任監査法人による外部監査を受けております。なお、本外部監査は、会社法等に基づく会計監査の一部ではありません。本外部監査は、当社及び監査法人の間で合意された手続に基づき、自己資本比率の算定に係る当社の内部統制について、監査法人が調査の上、当社が評価を受けたもので、自己資本比率そのものについて意見を表明されたものではありません。

(※) 優先出資証券の概要

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行（以下同社とする）は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、当社は、当該優先出資証券を連結自己資本比率（第二基準）における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	平成17年7月25日
配当率	平成27年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、平成28年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある事業年度について、以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいずれにも該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止(制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言(注1)が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	同社優先株式(注2)への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益(注3)不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止(制限)	同社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 監督事由(注4)が発生した場合 (2) 直近に終了した事業年度について同社が同社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	同社優先株式と実質的に同順位

- (注) 1. 清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言  
 清算事由：  
 清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出  
 更生事由：  
 会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合  
 支払不能事由：  
 ① 債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合  
 ② 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合  
 政府による宣言：  
 監督当局が、同社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは同社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合
2. 同社優先株式  
 同社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式
3. 可処分配当可能利益  
 可処分配当可能利益とは、ある事業年度の直前の事業年度に係る同社の分配可能額から、当該事業年度中に同社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該事業年度に同社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したものである。ただし、同社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が同社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び同社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。
4. 監督事由  
 同社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回るようになる場合

■信用リスクに対する所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
信用リスクに対する所要自己資本の額(内部格付手法が適用される株式等エクスポージャー及びみなし計算が適用されるエクスポージャーに関連するものを除く)	2,145,127	2,168,732
標準的手法が適用されるポートフォリオ(注1)	207,131	193,323
内部格付手法が適用されるポートフォリオ(注2)	1,882,084	1,936,337
事業法人向けエクスポージャー(注3)	1,359,700	1,413,028
ソブリン向けエクスポージャー	17,536	13,677
金融機関等向けエクスポージャー	40,197	34,644
居住用不動産向けエクスポージャー	298,241	319,617
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	12,094	11,160
その他リテール向けエクスポージャー	82,885	76,867
その他内部格付手法が適用されるエクスポージャー(注4)	71,429	67,342
証券化エクスポージャー	55,910	39,071
内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	50,304	43,707
マーケット・ベース方式(簡易手法)	8,581	8,168
マーケット・ベース方式(内部モデル手法)(注5)	—	—
PD/LGD方式	2,686	2,241
連結自己資本比率告示附則第13条に定める経過措置を適用するエクスポージャー	39,035	33,297
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関連する信用リスクに対する所要自己資本の額	65,268	16,931
計	2,260,701	2,229,371

- (注) 1.標準的手法が適用されるポートフォリオの所要自己資本の額は、「信用リスク・アセットの額×8%」により算出しております。  
 2.内部格付手法が適用されるポートフォリオの所要自己資本の額は、「スケーリングファクター考慮後(×1.06)の信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額+自己資本控除額」により算出しております。  
 3.「事業法人向けエクスポージャー」には、特定貸付債権、中堅中小企業向けエクスポージャーが含まれております。  
 4.「その他内部格付手法が適用されるエクスポージャー」には、購入債権、その他資産が含まれております。  
 5.当社では、内部モデル手法を採用しておりません。

■マーケット・リスクに対する所要自己資本額

当社はマーケット・リスク相当額は不算入特例を用いて算入しておりません。これに伴い、所要自己資本額はありません。

■オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
粗利益配分手法	112,644	106,926

- (注) 1.オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額に8%を乗じて算出しております。  
 2.当社では基礎的手法・先進的計測手法は採用しておりません。

## 〈自己資本調達手段の概要〉

自己資本調達手段の概要につきましては以下のとおりです。

### ■株式等の状況

#### 1. 株式の総数等

##### (1) 株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,300,000,000
乙種優先株式	27,220,200
丙種優先株式	12,000,000
戊種優先株式	957,600
己種優先株式	8,000,000
第1種優先株式	275,000,000
第2種優先株式	281,780,800
第3種優先株式	275,000,000
第4種優先株式	10,000,000
第5種優先株式	10,000,000
第6種優先株式	10,000,000
第7種優先株式	10,000,000
第8種優先株式	10,000,000
第9種優先株式	10,000,000
計	8,239,958,600(注)

(注) 平成21年6月25日開催の定時株主総会の決議により定款が変更され、当会社の発行可能株式総数は次のとおりとなりました。  
当社が発行することのできる株式の総数は、8,211,780,800株とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりです。

普通株式	7,300,000,000株
丙種優先株式	12,000,000株
己種優先株式	8,000,000株
第1種優先株式	275,000,000株
第2種優先株式	281,780,800株
第3種優先株式	275,000,000株
第4種優先株式	10,000,000株
第5種優先株式	10,000,000株
第6種優先株式	10,000,000株
第7種優先株式	10,000,000株
第8種優先株式	10,000,000株
第9種優先株式	10,000,000株

(2)発行済株式

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成21年3月31日)	上場金融商品取引所名または登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,139,957,691	大阪証券取引所 市場第一部 東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
丙種第一回優先株式	12,000,000	—	単元株式数 100株 (注1,2)
己種第一回優先株式	8,000,000	—	単元株式数 100株 (注1,3)
第1種第一回優先株式	275,000,000	—	単元株式数 100株 議決権あり(注1,4)
第2種第一回優先株式	281,780,786	—	単元株式数 100株 議決権あり(注1,5)
第3種第一回優先株式	275,000,000	—	単元株式数 100株 議決権あり(注1,6)
第4種優先株式	2,520,000	—	単元株式数 100株 (注1,7)
第5種優先株式	4,000,000	—	単元株式数 100株 (注1,8)
第9種優先株式	10,000,000	—	単元株式数 100株 (注1,9)
計	2,008,258,477	—	—

- (注) 1. 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく丙種第一回優先株式および己種第一回優先株式、ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行した第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式については、株主総会における議決権を有していません(ただし、第9種優先株式を除く上記各種優先株式については無配となった場合には議決権を有する)。  
「預金保険法」に基づく第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式および第3種第一回優先株式については、預金保険機構の議決権比率を考慮し、株主総会における議決権を有しております。
2. 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 丙種優先配当金
- ① 丙種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき68円とする。
- ② 非累積条項  
ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 丙種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間  
平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会最終の日までの期間を除く。
- ② 引換価額  
引換価額は1,667円とする。
- ③ 引換価額の修正  
引換価額は、平成27年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が1,667円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額がかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項  
平成27年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をすときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項  
丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。  
3. 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

- (1) 己種優先配当金
  - ① 己種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき185円とする。
  - ② 非累積条項  
ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
  - ③ 非参加条項  
己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
  - ④ 己種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
  - ① 取得を請求し得べき期間  
平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
  - ② 引換価額  
引換価額は3,597円とする。
  - ③ 引換価額の修正  
引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が3,597円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
  - ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項  
平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額（12,500円）を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額（12,500円）を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項  
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされたときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併

合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

- (9) 種類株主総会の決議  
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。  
4. 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

- (1) 第1種優先配当金
  - ① 第1種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第1種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額（2,000円）に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する）を支払う。  
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。  
配当年率 = ユーロ円LIBOR（1年物） + 0.50%  
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。  
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。  
ユーロ円LIBOR（1年物）は、平成16年4月1日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日）において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフワード・レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR（1年物）が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフワード・レート（日本円LIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。営業日はロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
  - ② 非累積条項  
ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
  - ③ 非参加条項  
第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
  - ④ 第1種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき2,000円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
  - ① 取得を請求し得べき期間  
平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
  - ② 引換価額  
引換価額は1,753円とする。
  - ③ 引換価額の修正  
引換価額は、毎年8月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が280円（ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
  - ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 株主との合意による優先株式の取得  
第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項

- 第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株主については株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (8) 種類株主総会の決議  
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていません。
5. 第2種第一回優先株主の内容は次のとおりであります。
- (1) 第2種優先配当金  
① 第2種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第2種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。  
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。  
配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%  
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。  
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。  
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
- ② 非累積条項  
ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第2種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき2,000円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権  
① 取得を請求し得べき期間  
平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。  
② 引換価額  
引換価額は1,226円とする。  
③ 引換価額の修正  
引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が200円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額がかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。  
④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 株主との合意による優先株式の取得
- 第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項  
第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株主については株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (8) 種類株主総会の決議  
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていません。
6. 第3種第一回優先株主の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金  
① 第3種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。  
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。  
配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%  
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。  
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。  
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
- ② 非累積条項  
ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第3種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権  
① 取得を請求し得べき期間  
平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。  
② 引換価額  
当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が170円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額がかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。  
③ 引換価額の修正  
当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額がかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる

30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5)株主との合意による優先株式の取得

第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をすときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6)議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7)新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(8)種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていません。

7.第4種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)第4種優先配当金

①第4種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。  
配当年率は年3.970%（払込金相当額25,000円に対し992円50銭）とする。

②非累積条項

ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④第4種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3)優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4)株主との合意による優先株式の取得

第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をすときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5)取得条項

平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当相当額（第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を金銭にて支払う。

第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6)議決権条項

第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることにする定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の

終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7)種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしてあります。

8.第5種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)第5種優先配当金

①第5種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。  
配当年率は年3.675%（払込金相当額25,000円に対し918円75銭）とする。

②非累積条項

ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④第5種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3)優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4)株主との合意による優先株式の取得

第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をすときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5)取得条項

平成26年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当相当額（第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を金銭にて支払う。

第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6)議決権条項

第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることにする定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7)種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしてあります。

9.第9種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)第9種優先配当金

①第9種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第9種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第9種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第9種優先中間配当金を支払ったときは、当該第9種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第9種優先配当金の額は、第9種優先株式1株につき325円50銭とする。

②非累積条項

ある事業年度において、第9種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第9種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業

業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第9種優先株主に対しては、第9種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④第9種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第9種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第9種優先株式1株につき第9種優先配当金の額の2分の1を上限として、第9種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第9種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第9種優先株式1株につき35,000円を支払う。第9種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

①取得を請求し得べき期間

平成20年6月5日以降の期間とする。

②取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第9種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該第9種優先株主の有する第9種優先株式を取得するのと引換えに、当該第9種優先株主に対して、当会社の普通株式を交付する。第9種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第9種優先株主が取得を請求した第9種優先株式の払込金額相当額総額}}{\text{引換価額}}$$

第9種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

③取得請求権の行使の条件

第9種優先株主は、平成24年6月4日までは、ある四半期（各年の1月1日、4月1日、7月1日および10月1日に始まる各3ヶ月の期間をいう。以下同じ）の初日から最終日までの期間中の日において当該第9種優先株主の有する第9種優先株式の取得請求権を行使しようとするときは、当該四半期の直前の四半期の最終の取引日に終了する連続する30取引日のうちいずれかの20取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）が当該直前の四半期の最終の取引日において適用ある引換価額に1.15を乗じて得た額を超えない限り、取得請求権を行使することができない。第9種優先株主は、平成24年6月5日以降は、いずれかの取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）が当該取引日において適用ある引換価額に0.3を乗じて得た額を超えた場合には、当該取引日以降、第9種優先株式の取得請求権を行使することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、売買高加重平均価格（下記（5）③に定義する）が発表されない日を含まない。以下「取引日」という場合について同じ。

ただし、本③に定める取得請求権の行使の条件は、(a) 当会社が存続会社とならない合併、(b) 当会社の事業の全部もしくは実質上全部の譲渡、もしくは当会社の事業の全部もしくは実質上全部を対象とする当会社の会社分割、または(c) 当会社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転その他の組織再編行為（以下あわせて「非存続的再編」という）が行われる場合、当会社が、当該非存続的再編に関して普通株主に対して法令に基づいて最初に通知を行った日（または普通株主への通知が法令上要求されない場合には当該非存続的再編に関して法令または金融商品取引所の規則に基づいて最初に開示を行った日）から当該非存続的再編の効力発生日の前日までの期間中は適用されない。当会社は、非存続的再編に関して上記のとおり普通株主に対して通知を行い、もしくは開示を行った場合、または当該非存続的再編が当会社の株主総会において可決もしくは否決された場合には、その旨を直ちに第9種優先株主に対して書面により通知するものとする。当該非存続的再編が当会社の株主総会において否決された場合、当会社が第9種優先株主に対しその旨の通知を発送した日の2日以後以降、本③に定める取得請求権の行使の条件が再び適用されるものとする。

また、本③に定める取得請求権の行使の条件は、当会社またはその子会社以外の者（特別の法律に基づいて設立された法人を除く）が、金融商品取引法に基づき、その者の当会社についての株券等保有割合（金融商品取引法に定義される意味を有する）が50%以上である旨を記載した大量保有報告書または大量保有報告書に関する変更報告書を提出した場合には、かかる報告書の提出日以降、適用されない。

(5) 取得条項

①第9種優先株式の全部または一部の取得

当会社は、(a) 当該取得を行った後において当会社が十分な自己資本比率を維持することができると思込まれる場合、または (b) 当該取

得と引換えに第9種優先株主に交付される金銭の額以上の額の資本調達を残余財産の分配について第9種優先株式と同順位以下の証券の発行により行う場合のいずれかに該当するものとして金融庁の事前承認を得たうえで、下記②に定める取得日において、第9種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、第9種優先株式を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、下記③に定める財産を交付する。

当会社が第9種優先株式の一部を取得することとするときは、当会社の代表執行役が抽選によってその取得する第9種優先株式を決定する。

②取得事由

イ. 会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める日（ただし、下記ロ. に取得不能日として定める日を除く日とし、以下「当初取得日」という）が到来することをもって、当会社が第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とする。なお、当会社が当初取得日後のある時点において残存する第9種優先株式の全部または一部を取得する場合には、会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める当初取得日後の日（ただし、下記ロ. に取得不能日として定める日を除く日とし、当初取得日とあわせて以下「取得日」という）が到来することをもって、当会社が当該第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とし、その後も同様とする。

ただし、当会社は、取得日の45取引日以上60取引日以下前日の日に、当該取得日における取得の対象となる第9種優先株式を有する第9種優先株主に対して第9種優先株式を取得する旨の事前通知（以下「取得通知」という）を発送する。

ロ. 上記イ. にいう、取得不能日として定める日は、次により取得日として認められる日以外の日をいう。

当会社は、当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）が、いずれか連続する30取引日の各日において、強制引換価額（下記（6）③により強制引換価額が調整される場合には、下記（6）③に準じて調整する）に1.3を乗じて得た額以上であった場合には、平成24年6月4日以降の日で当該30取引日の期間の末日から30日以内の日に上記イ. に従って取得通知を発送することができるものとし、かかる場合の取得日は当該取得通知において取得日として記載された日とする。

③取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第9種優先株式1株を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、第9種優先株式の払込金額相当額（金銭、および、取得条項発動時株価が取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記（6）③に定める強制引換価額を上回る場合には、強制取得パリティ額から払込金額相当額を差し引いた額を取得条項発動時株価で除して得た数の当会社の普通株式を交付する。

「強制取得パリティ額」とは、取得条項発動時株価を、取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記（6）③に定める強制引換価額で除し、第9種優先株式の払込金額相当額を乗じて得た額をいう。

「取得条項発動時株価」とは、取得通知の発送の日以後5取引日目に始まる連続した30取引日（ただし、株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引が比例配分のみによって行われた日、および当該証券取引所により公表されたある取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式数が当該取引日に先立つ計算除外日でない5取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式数の平均値の4分の1未満である日（これらの日をあわせて以下「計算除外日」という）を除く）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値をいう。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に下記（6）③に規定の事由が生じた場合においては、上記の価格は、下記（6）③に準じて調整される。

「売買高加重平均価格」とは、株式会社東京証券取引所が、関連する取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買代金総額を当該取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式総数で除することにより、当該取引日における当会社の普通株式の売買高加重平均価格として計算し提示する価格をいう。ただし、株式会社東京証券取引所がかかる価格を提示しない場合は、ブルームバーグ・エル・ピー（Bloomberg L.P.）が当該取引日において提示する8308ジェイティ・エクイティ・エークユーアル（8308 JT Equity AQR）の画面（またはそれに代わる画面もしくはサービス）に表示された価格をいい、当該画面（またはそれに代わる画面もしくはサービス）に価格が表示されない場合は、当該取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）をいう。以下「売買高加重平均価格」という場合について同じ。

(6) 引換価額および強制引換価額

①引換価額および強制引換価額

引換価額および強制引換価額（本（6）において、あわせて以下単に「引換価額」という）は3,324円65銭とする。

②引換価額の修正

引換価額は、平成24年6月5日、平成25年6月5日、平成26年6月5日お

よび平成27年6月5日(以下、これらの日を個別に、または総称して「修正日」という)に、当該修正日現在における当会社の普通株式の時価に修正される。ただし、当該時価が修正前の引換価額を上回る場合は、修正前の引換価額をもって修正後の引換価額とし、また、当該時価が当該修正日において有効な下限引換価額を下回る場合は、修正後の引換価額は、かかる下限引換価額とする。  
引換価額の修正に使用する修正日現在における当会社の普通株式の時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日(計算除外日を除く)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に下記③に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、下記③に準じて調整される。「下限引換価額」は867円30銭とする(ただし、下記③により調整する)。

③引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(7)株主との合意による優先株式の取得

第9種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(8)議決権条項

第9種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(9)種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

2. 発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成16年5月24日(注1)	—	20,819,003	—	1,288,473	△502,627	327,201
平成16年7月6日(注2)	30	20,819,034	—	1,288,473	—	327,201
平成16年8月10日(注3)	—	20,819,034	△961,272	327,201	—	327,201
平成17年8月2日(注5)	△20,798,214	20,819	—	327,201	—	327,201
平成17年9月16日(注2)	0	20,819	—	327,201	—	327,201
平成17年12月12日(注2)	0	20,819	—	327,201	—	327,201
平成18年3月27日(注4)	17	20,837	—	327,201	—	327,201
平成18年8月31日(注6)	25	20,862	31,500	358,701	31,500	358,701
平成18年8月31日(注7)	—	20,862	△31,500	327,201	△31,500	327,201
平成19年1月26日(注8)	△638	20,224	—	327,201	—	327,201
平均19年2月16日(注9)	0	20,224	—	327,201	—	327,201
平成19年3月30日(注10)	△0	20,224	—	327,201	—	327,201
平成19年6月5日(注11)	100	20,324	175,000	502,201	175,000	502,201
平成19年6月5日(注12)	—	20,324	△175,000	327,201	△175,000	327,201
平成19年7月31日(注9)	0	20,324	—	327,201	—	327,201
平成19年8月28日(注13)	40	20,364	50,000	377,201	50,000	377,201
平均19年8月28日(注14)	—	20,364	△50,000	327,201	△50,000	327,201
平成19年9月28日(注10)	△0	20,364	—	327,201	—	327,201
平成21年1月4日(注15)	2,016,071	2,036,436	—	327,201	—	327,201
平成21年1月5日(注16)	△0	2,036,436	—	327,201	—	327,201
平成21年3月13日(注17)	△28,177	2,008,258	—	327,201	—	327,201

(注) 1.未処理損失への充当

2.丁種第一回優先株式の普通株式への転換

3.旧商法第375条第1項の規定に基づく資本金取崩しによる、繰越損失の填補及びその他資本準備金への振り替え

4.甲種第一回優先株式の普通株式への転換

5.平成17年6月28日開催の定時株主総会において、株式併合(当会社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1,000株を1株に併合する)及び、1単元の株式の数の定めを廃止し、端株制度(端株の単位は1株の1,000分の1)を採用する定款の一部変更を決議しております。なお、この株式併合の効力発生日は平成17年8月2日であり、株式併合の効力発生時にこの定款変更の効力が生じています。

6.有償 第三者割当(第4種優先株式25千株)発行価格2,500,000円、資本組入額1,250,000円

7.会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づく第4種優先株式発行と同時に資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え

8.自己株式(乙種第一回優先株式407,798株、戊種第一回優先株式230,424株)の消却

9.丁種第一回優先株式にかかる取得請求権の行使による普通株式の発行

10.自己株式(丁種第一回優先株式)の消却

11.有償 第三者割当(第9種優先株式100千株)発行価格3,500,000円、資本組入額1,750,000円

12.会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づく第9種優先株式発行と同時に資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え

13.有償 第三者割当(第5種優先株式40千株)発行価格2,500,000円、資本組入額1,250,000円

14.会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づく第5種優先株式発行と同時に資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え

15.平成20年5月16日開催の取締役会において、株式分割(当会社の発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てにつき、株式1株を100株に分割する)を行う旨決議し、また、平成20年6月26日開催の定時株主総会において、単元株制度を導入し普通株式及び各種の優先株式について単元株式数を100株とする定款の一部変更を決議しております。なお、この株式分割の効力発生日は平成21年1月4日であり、株式分割の効力発生時にこの定款変更の効力が生じています。

16.「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)施行に伴う端数株式(普通株式0.7株、第2種第一回優先株式0.1株)の切捨て

17.自己株式(乙種第一回優先株式27,220,200株、戊種第一回優先株式957,600株)の消却

### 3. 所有者別状況

#### (1) 普通株式

区分	株式の状況(一単元の株式数 100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
株主数(人)	12	129	61	11,207	459	1	266,340	278,209	—
所有株式数(単元)	1,432	1,746,529	114,376	6,189,320	829,426	1	2,507,062	11,388,146	1,143,091
所有株式数の割合(%)	0.01	15.34	1.00	54.35	7.28	0.00	22.02	100.00	—

(注) 1.上記「個人その他」及び「単元未満株式の状況」の中には、自己株式がそれぞれ641,333単元及び30株含まれております。  
 2.上記「その他の法人」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が167単元含まれております。  
 3.単元未満株式のみを有する単元未満株主は、21,547名であります。

#### (2) 丙種第一回優先株式

区分	株式の状況(一単元の株式数 100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	120,000	—	—	—	120,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

#### (3) 己種第一回優先株式

区分	株式の状況(一単元の株式数 100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	80,000	—	—	—	80,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

#### (4) 第1種第一回優先株式

区分	株式の状況(一単元の株式数 100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	2,750,000	—	—	—	2,750,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

#### (5) 第2種第一回優先株式

区分	株式の状況(一単元の株式数 100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	2,817,807	—	—	—	2,817,807	86
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

#### (6) 第3種第一回優先株式

区分	株式の状況(一単元の株式数 100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	2,750,000	—	—	—	2,750,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(7) 第4種優先株式

区分	株式の状況(一単元の株式数 100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	25,200	—	—	—	—	—	25,200	—
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(8) 第5種優先株式

区分	株式の状況(一単元の株式数 100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	40,000	—	—	—	—	—	40,000	—
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(9) 第9種優先株式

区分	株式の状況(一単元の株式数 100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	100,000	—	—	—	100,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

#### 4. 大株主の状況

##### (1) 所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	1,335,043,286	66.47
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	59,241,900	2.94
CACEIS BANK / CREDIT AGRICOLE SA	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE	39,483,700	1.96
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	31,653,700	1.57
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	20,000,000	0.99
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	14,097,600	0.70
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	11,096,900	0.55
メリルリンチ日本ファイナンス 株式会社	東京都中央区日本橋1丁目4番1号	10,000,000	0.49
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	9,100,200	0.45
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	7,904,900	0.39
計	—	1,537,622,186	76.56

(注) 1.上記のほか、当社が保有している自己株式が64,133,330株(3.19%)あります。

2.預金保険機構ほか3名から平成21年3月17日付で提出された大量保有(変更)報告書において、預金保険機構が平成21年3月13日現在で1,342,820,186株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合66.86%)を保有している旨が記載されておりますが、当社としては、平成21年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

##### (2) 所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	13,350,432	70.02
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	552,419	2.89
CACEIS BANK / CREDIT AGRICOLE SA	91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE	394,837	2.07
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	316,537	1.66
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	140,976	0.73
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	110,969	0.58
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	91,002	0.47
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	79,049	0.41
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	55,656	0.29
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	54,881	0.28
計	—	15,146,758	79.44

## 5. 議決権の状況

## (1) 発行済株式

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	丙種第一回優先株式	—	各種類の株式の内容は「1.株式の総数等」に記載しております。
	12,000,000		
	己種第一回優先株式		
	8,000,000		
	第4種優先株式		
	2,520,000		
議決権制限株式(自己株式等)	第5種優先株式	—	—
	4,000,000		
議決権制限株式(その他)	第9種優先株式	—	—
	10,000,000		
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式)	—	—
	普通株式		
完全議決権株式(その他)	64,133,300	—	各種類の株式の内容は「1.株式の総数等」に記載しております。
	普通株式		
	1,074,681,300		
	第1種第一回優先株式		
	275,000,000		
	第2種第一回優先株式		
281,780,700			
単元未満株式	第3種第一回優先株式	—	(注1) (注2)
	275,000,000		
単元未満株式	普通株式	—	(注3)
	1,143,091		
発行済株式総数	第2種第一回優先株式	—	—
	86		
総株主の議決権	2,008,258,477	19,064,620	—
	—		

- (注) 1.上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式16,700株(議決権167個)が含まれております。  
2.株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。  
なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。  
3.上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式30株が含まれております。

## (2) 自己株式等

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそな ホールディングス	大阪市中央区備後町 2丁目2番1号	64,133,300	—	64,133,300	5.62
計	—	64,133,300	—	64,133,300	5.62

- (注) 1.株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。  
2.「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

■優先出資証券の状況

区分	当期末残高(百万円)	返済又は償還期限
優先出資証券	112,953	—
計	112,953	—

■劣後債務の状況

区分	当期末残高(百万円)	返済又は償還期限
永久劣後債務	363,677	—
劣後特約付借入金	—	—
劣後特約付社債	363,677	—
期限付劣後債務	291,655	—
劣後特約付借入金	52,000	平成26年9月～平成33年3月
劣後特約付社債	239,655	平成26年9月～平成30年2月
計	655,332	—

## ■ リスク管理 ■

### 〈信用リスク〉

#### ■標準的手法が適用されるポートフォリオに適用する格付

##### 1. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当グループでは、リスク・ウェイトの判定に当たり、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）及びフィッチレーティングスリミテッド（Fitch）の5社を使用しております。なお、これらの格付機関は平成21年3月31日現在、金融庁が指定している、バーゼルⅡにおける「適格格付機関」であります。

##### 2. エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関等の関係

当グループでは、下記の相手先・エクスポージャーごとに使用する格付機関を次のとおり定めております。

いずれの場合も、適格格付機関の格付が二以上ある場合で、それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときには、最も小さいリスク・ウェイトから数えて二番目に小さいリスク・ウェイト（最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付に対応するものであるときは、当該最も小さいリスク・ウェイト）を用いております。

相手先・エクスポージャーの種類	使用する格付機関
中央政府・中央銀行 国際決済銀行等	株式会社格付投資情報センター（R&I）
本邦地方公共団体 外国の中央政府等以外の公共部門	株式会社日本格付研究所（JCR）
国際開発銀行 地方公営企業等金融機構	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
本邦政府関係機関 地方三公社	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）
金融機関 第一種金融商品取引業者	フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）
ファンド （複数の資産を裏付とする資産）	同上
証券化商品 ストラクチャードファイナンス	同上
上記以外	株式会社格付投資情報センター（R&I） 株式会社日本格付研究所（JCR） ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's） スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）

## 信用リスク関連データ

### ■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高<地域別>・<業種別>うち、三月以上延滞又はデフォルト債権・<残存期間別>

(単位：百万円)

	平成20年3月末					うち、三月以上延滞又はデフォルト
	計	貸出金・ 外国為替等	有価証券	オフ・バランス 取引	派生商品 取引	
<b>地域別</b>						
国内	37,271,432	27,255,597	5,668,254	2,601,113	895,460	925,345
海外	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー	4,974,716	3,376,823	828,020	205,974	698	52,064
<b>計</b>	<b>42,246,149</b>	<b>30,632,420</b>	<b>6,496,275</b>	<b>2,807,088</b>	<b>896,158</b>	<b>977,410</b>
<b>業種別</b>						
製造業	3,104,834	2,302,627	391,350	274,874	133,318	132,558
農業	83,707	82,437	300	920	40	2,626
林業	4,206	4,203	—	2	—	470
漁業	7,627	6,263	758	600	4	—
鉱業	24,599	22,215	2,075	212	95	3,679
建設業	736,525	595,263	61,854	72,729	3,309	75,646
卸売・小売業	2,696,307	2,179,589	169,578	81,114	262,209	168,092
金融・保険業	4,047,212	2,951,788	286,983	356,637	447,732	15,388
不動産業	3,228,706	3,046,583	51,182	118,857	11,748	194,433
運輸業	564,292	460,785	46,628	45,686	10,852	62,755
情報通信業	292,583	241,241	25,767	18,418	6,085	22,507
電気・ガス・熱供給・水道業	109,162	75,032	24,426	9,211	491	0
各種サービス業	2,263,709	2,048,510	84,847	105,412	19,003	124,106
個人	9,879,487	9,759,947	—	119,476	10	122,855
我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等	8,813,348	2,957,374	4,459,727	1,395,687	558	—
外国の中央政府・中央銀行等	24,700	2,131	22,568	—	—	7
その他	1,390,422	519,601	40,202	1,270	—	216
標準的手法を適用するエクスポージャー	4,974,716	3,376,823	828,020	205,974	698	52,064
<b>計</b>	<b>42,246,149</b>	<b>30,632,420</b>	<b>6,496,275</b>	<b>2,807,088</b>	<b>896,158</b>	<b>977,410</b>
<b>残存期間別</b>						
1年以下	9,485,204	5,469,772	3,166,524	783,368	46,924	/
1年超3年以下	2,881,155	2,118,317	436,161	144,701	181,974	/
3年超5年以下	2,642,892	2,186,997	220,668	48,231	186,995	/
5年超7年以下	1,554,462	1,171,663	172,984	27,572	182,242	/
7年超	14,115,263	12,409,767	1,203,769	204,402	297,323	/
期間の定めのないもの等	6,592,454	3,899,078	468,145	1,392,836	—	/
標準的手法を適用するエクスポージャー	4,974,716	3,376,823	828,020	205,974	698	/
<b>計</b>	<b>42,246,149</b>	<b>30,632,420</b>	<b>6,496,275</b>	<b>2,807,088</b>	<b>896,158</b>	<b>/</b>

(単位：百万円)

	平成21年3月末					うち、三月以上延滞又はデフォルト
	計	貸出金・ 外国為替等	有価証券	オフ・バランス取引	派生商品取引	
<b>地域別</b>						
国内	38,272,877	26,204,125	7,214,260	3,331,932	877,911	1,023,023
海外	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー	4,639,974	3,078,299	880,148	136,272	15,979	49,612
<b>計</b>	<b>42,912,852</b>	<b>29,282,425</b>	<b>8,094,409</b>	<b>3,468,204</b>	<b>893,890</b>	<b>1,072,636</b>
<b>業種別</b>						
製造業	3,398,845	2,653,446	339,178	279,048	123,462	141,073
農業	75,189	74,140	100	904	34	1,778
林業	2,784	2,780	—	4	—	457
漁業	8,067	6,775	758	531	1	—
鉱業	20,270	19,232	875	91	70	2,821
建設業	681,676	577,488	46,611	51,725	1,893	70,269
卸売・小売業	2,581,043	2,127,462	132,030	80,315	237,250	143,389
金融・保険業	2,578,340	1,553,542	241,842	307,413	474,331	8,349
不動産業	3,271,025	3,136,645	36,437	78,877	10,740	330,752
運輸業	594,825	495,628	41,630	47,734	9,745	14,699
情報通信業	309,072	264,178	19,671	18,164	5,270	43,678
電気・ガス・熱供給・水道業	156,318	124,728	21,752	9,480	356	36
各種サービス業	2,120,874	1,946,346	54,631	101,303	14,103	132,954
個人	9,860,355	9,730,116	—	129,461	14	132,754
我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等	11,490,317	3,022,526	6,241,409	2,225,745	636	—
外国の中央政府・中央銀行等	3,697	1,736	1,960	—	—	7
その他	1,120,172	467,350	35,369	1,130	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー	4,639,974	3,078,299	880,148	136,272	15,979	49,612
<b>計</b>	<b>42,912,852</b>	<b>29,282,425</b>	<b>8,094,409</b>	<b>3,468,204</b>	<b>893,890</b>	<b>1,072,636</b>
<b>残存期間別</b>						
1年以下	7,511,295	3,796,671	2,868,255	770,319	48,933	/
1年超3年以下	3,491,185	2,115,176	1,048,967	126,449	200,592	/
3年超5年以下	3,998,881	2,229,732	1,539,235	38,286	191,626	/
5年超7年以下	1,542,674	1,192,141	121,188	34,152	195,192	/
7年超	14,376,625	12,754,692	1,230,204	150,161	241,566	/
期間の定めのないもの等	7,352,216	4,115,711	406,408	2,212,563	—	/
標準的手法を適用するエクスポージャー	4,639,974	3,078,299	880,148	136,272	15,979	/
<b>計</b>	<b>42,912,852</b>	<b>29,282,425</b>	<b>8,094,409</b>	<b>3,468,204</b>	<b>893,890</b>	<b>/</b>

- (注) 1.基礎的内部格付手法が適用されるエクスポージャーを掲載しております。(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除いております)。但し、段階的適用を適用する子会社及び適用除外とする事業会社ならびに個々の債権額、その合計額、信用リスク・アセットの総額が極めて小さい資産区分等は内部格付手法の適用除外資産として標準的手法を適用してリスク・アセットを算出しております。(子会社の株式については、内部格付手法を適用して適用除外資産に含まれません。)
- 2.基礎的内部格付手法を適用するエクスポージャーは引当金等控除前、部分直接償却実施前、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高を掲載しております。また、標準的手法を適用するエクスポージャーは引当金等控除後、部分直接償却実施後、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高を掲載しております。
- 3.「貸出金・外国為替等」には以下の取引を含めて表示しております…現金預け金、コールローン、買入手形、買現先勘定、買入金銭債権、特定取引資産/商品有価証券、貸出金、外国為替等
- 4.「オフ・バランス取引」は支払承諾見返、コミットメント、信託勘定貸出金等を与信相当額へ引き直した値 (CCF勘案後) にて表記しております。(CCF=Credit Conversion Factor)
- 5.エクスポージャーの種類に掲げる「計」には、その他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産を含めており、また内部取引相殺後の計数であるため、各項目の額とは一致していません。

## ■一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定

(単位：百万円)

	平成20年3月期			平成21年3月期		
	期首残高	期中増減	期末残高	期首残高	期中増減	期末残高
一般貸倒引当金	350,714	△14,802	335,912	335,912	△31,650	304,261
特定海外債権引当勘定	42	34	76	76	67	144

(注) 一般貸倒引当金は、地域別、業種別の区分は行っておりません。

## ■個別貸倒引当金(地域別)・(業種別)

(単位：百万円)

個別貸倒引当金	平成20年3月期			平成21年3月期		
	期首残高	期中増減	期末残高	期首残高	期中増減	期末残高
<b>地域別</b>						
国内	191,183	△37,829	153,353	153,239	△18,544	134,694
海外	—	—	—	—	—	—
計	191,183	△37,829	153,353	153,239	△18,544	134,694
<b>業種別</b>						
製造業	28,380	△8,544	19,836	19,836	△13,560	6,275
農業	510	△40	470	470	△435	34
林業	—	—	—	—	—	—
漁業	—	22	22	22	△3	18
鉱業	1,407	965	2,372	2,372	△1,809	562
建設業	7,922	1,107	9,029	9,029	△5,120	3,909
卸売・小売業	38,566	△22,227	16,339	16,339	1,027	17,366
金融・保険業	641	7,867	8,508	8,508	△7,398	1,110
不動産業	18,997	7,764	26,761	26,761	9,309	36,071
運輸業	9,173	△7,637	1,536	1,536	△218	1,317
情報通信業	4,066	△602	3,464	3,464	17,291	20,755
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
各種サービス業	36,836	△8,154	28,682	28,682	△13,754	14,927
個人	10,886	△3,254	7,632	7,632	△1,950	5,682
我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等	457	△66	391	391	△60	331
外国の中央政府・中央銀行等	5	△5	—	—	—	—
その他	33,326	△5,018	28,308	28,193	△1,861	26,332
計	191,183	△37,829	153,353	153,239	△18,544	134,694

(注) 1.業種別の分類を行っているのは、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行及びりそな信託銀行が保有するエクスポージャーに関連するものであります。  
2.業種別の「その他」には、上記傘下銀行以外の子会社が保有するエクスポージャーに関連するものが含まれております。

■貸出金償却額(業種別)

(単位:百万円)

	平成20年3月期	平成21年3月期
製造業	10,918	20,331
農業	19	86
林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	12	55
建設業	5,687	21,309
卸売・小売業	22,736	33,358
金融・保険業	743	△232
不動産業	10,644	73,631
運輸業	606	830
情報通信業	5,044	4,101
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
各種サービス業	12,683	29,601
個人	2,586	2,946
我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等	—	—
外国の中央政府・中央銀行等	—	—
その他	4,896	5,577
計	76,579	191,598

(注) 1.業種別の分類を行っているのは、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行及びりそな信託銀行が保有するエクスポージャーに関連するものであります。  
2.業種別の「その他」には、上記傘下銀行以外の子会社が保有するエクスポージャーに関連するものが含まれております。

【標準的手法が適用されるエクスポージャー】

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位:百万円)

	平成20年3月末		平成21年3月末	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	4,411	931,926	3,115	968,078
10%	—	474,714	—	487,310
20%	494,609	3,746	278,061	4,110
35%	—	789,969	—	754,243
50%	83,562	1,790	63,000	4,278
75%	—	421,204	—	424,805
100%	34,242	1,703,142	25,163	1,602,980
150%	—	61,718	—	60,295
350%	—	—	—	—
その他	—	—	—	50
計	616,825	4,388,213	369,341	4,306,154
自己資本控除	—	—	—	—

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限定しております。  
2.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーは、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高で記載しております。  
3.上記「自己資本控除」は、連結自己資本比率告示第20条第1項第3号及び第6号(連結自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る。)の規定により自己資本から控除した額であります。

【内部格付手法が適用されるエクスポージャー】

■スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイト区分ごと残高

(1) プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、事業用不動産向け貸付

(単位:百万円)

スロッシング・ クライテリア	残存期間	リスク・ ウェイト	平成20年 3月末	平成21年 3月末
優	2年半未満	50%	11,289	4,866
	2年半以上	70%	3,868	14,685
良	2年半未満	70%	22,377	36,093
	2年半以上	90%	43,693	52,154
可	期間の別なし	115%	29,943	16,583
弱い	期間の別なし	250%	13,726	18,558
デフォルト	期間の別なし	0%	300	2,695
計			125,198	145,637

(2) ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付

(単位:百万円)

スロッシング・ クライテリア	残存期間	リスク・ ウェイト	平成20年 3月末	平成21年 3月末
優	2年半未満	70%	—	—
	2年半以上	95%	—	2,900
良	2年半未満	95%	11,476	9,213
	2年半以上	120%	3,000	1,979
可	期間の別なし	140%	19,884	15,430
弱い	期間の別なし	250%	1,450	—
デフォルト	期間の別なし	0%	—	1,450
計			35,811	30,972

■マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごと残高

(単位:百万円)

リスク・ウェイト	平成20年3月末	平成21年3月末
300%	36,547	8,871
400%	64,653	17,427
計	101,200	26,298

■事業法人向けエクスポージャー

(単位：百万円)

格付区分	平成20年3月末					平成21年3月末				
	PD推計値 (注1)	LGD推計値 (注1)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD	PD推計値 (注1)	LGD推計値 (注1)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD
SA・A	0.23%	40.72%	36.82%	2,418,374	387,645	0.20%	41.48%	34.57%	2,783,560	378,674
B～E	1.27%	42.02%	78.86%	7,906,549	959,385	1.35%	41.94%	81.63%	7,365,496	818,042
F・G	13.02%	40.73%	175.82%	1,281,643	92,307	12.58%	41.15%	174.88%	1,487,458	108,576
デフォルト	100.00%	43.55%	/	713,328	67,670	100.00%	43.33%	/	817,021	50,304
計	/	/	/	12,319,896	1,507,008	/	/	/	12,453,538	1,355,597

(注) 1. 推計値の加重平均値

2. スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権は含まれておりません。

■ソブリン向けエクスポージャー

(単位：百万円)

格付区分	平成20年3月末					平成21年3月末				
	PD推計値 (注)	LGD推計値 (注)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD	PD推計値 (注)	LGD推計値 (注)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD
SA・A	0.00%	45.00%	1.38%	7,400,518	1,394,678	0.00%	45.00%	0.72%	9,249,232	2,224,401
B～E	3.42%	45.00%	125.18%	28,513	1,201	2.25%	45.00%	127.57%	48,621	2,036
F・G	17.51%	44.83%	221.12%	12,761	464	16.65%	42.77%	235.86%	1,859	422
デフォルト	100.00%	45.00%	/	7	—	100.00%	45.00%	/	7	—
計	/	/	/	7,441,800	1,396,344	/	/	/	9,299,720	2,226,859

(注) 推計値の加重平均値

■金融機関等向けエクスポージャー

(単位：百万円)

格付区分	平成20年3月末					平成21年3月末				
	PD推計値 (注)	LGD推計値 (注)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD	PD推計値 (注)	LGD推計値 (注)	RWの 加重平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD
SA・A	0.11%	45.10%	14.94%	2,400,855	176,798	0.17%	45.07%	26.87%	1,018,204	198,516
B～E	0.74%	41.25%	54.29%	55,181	13,694	0.88%	44.41%	64.41%	39,285	11,177
F・G	17.19%	44.55%	236.67%	1,058	9,318	16.65%	62.44%	294.28%	7,213	1,358
デフォルト	—	—	/	—	—	—	—	/	—	—
計	/	/	/	2,457,094	199,811	/	/	/	1,064,703	211,052

(注) 推計値の加重平均値

■リテール向けエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成20年3月末						
	PD推計値(注)	LGD推計値(注)	RWの加重 平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD	コミットメント の未引出額	未引出額に 乗ずる掛目の 加重平均値
居住用不動産向け エクスポージャー	/	/	/	7,552,539	40,604	—	—
非デフォルト	0.95%	45.74%	37.07%	7,479,046	39,197	—	—
デフォルト	100.00%	46.81%	/	73,493	1,406	—	—
適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー	/	/	/	110,013	37,499	434,576	8.63%
非デフォルト	3.47%	78.70%	60.94%	109,389	37,455	434,352	8.62%
デフォルト	100.00%	78.63%	/	624	44	223	19.77%
その他リテール向け エクスポージャー	/	/	/	1,933,880	48,660	51,068	22.10%
非デフォルト	1.61%	31.84%	28.71%	1,866,746	47,560	50,990	22.09%
デフォルト	100.00%	38.64%	/	67,133	1,099	78	26.40%

(注) 推計値の加重平均値

(単位：百万円)

	平成21年3月末						
	PD推計値(注)	LGD推計値(注)	RWの加重 平均値	オン・バランス EAD	オフ・バランス EAD	コミットメント の未引出額	未引出額に 乗ずる掛目の 加重平均値
居住用不動産向け エクスポージャー	/	/	/	7,574,873	36,002	—	—
非デフォルト	1.04%	45.80%	39.21%	7,491,994	34,827	—	—
デフォルト	100.00%	46.67%	/	82,878	1,174	—	—
適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー	/	/	/	111,475	56,152	430,148	13.05%
非デフォルト	3.56%	64.89%	49.56%	110,853	56,106	429,962	13.05%
デフォルト	100.00%	63.79%	/	621	46	185	25.09%
その他リテール向け エクスポージャー	/	/	/	1,897,743	47,375	47,127	28.78%
非デフォルト	1.53%	31.71%	27.33%	1,831,269	46,458	47,046	28.77%
デフォルト	100.00%	36.49%	/	66,473	917	80	38.49%

(注) 推計値の加重平均値

■PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

格付区分	平成20年3月末			平成21年3月末		
	PD推計値(注)	RWの加重 平均値	残高	PD推計値(注)	RWの加重 平均値	残高
SA・A	0.09%	207.93%	3,683	0.16%	198.96%	3,647
B～E	0.55%	198.92%	4,529	0.81%	223.31%	3,858
F・G	15.27%	497.18%	187	12.70%	476.42%	364
デフォルト	100.00%	/	462	100.00%	/	187
計	/	/	8,862	/	/	8,057

(注) 推計値の加重平均値

## ■長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比 (注3)(注4)

(単位：百万円)

	平成20年3月末(注1)		平成21年3月期
	損失額の推計値	引当控除後(注6)	損失額の実績値(注2)
りそなホールディングス(連結)	/	/	181,446(注7)
りそな銀行(単体)+埼玉りそな銀行(単体)	506,707	△23,923	155,193(注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	455,032	△34,685	105,647
ソブリン向けエクスポージャー	1,628	1,622	52
金融機関等向けエクスポージャー	3,622	3,622	440
居住用不動産向けエクスポージャー	11,039	7,093	△26
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注5)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	31,084	△5,854	9,996
りそな銀行(連結)	/	/	130,148(注7)
りそな銀行(単体)	456,271	△29,763	130,777(注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	411,770	△38,502	90,478
ソブリン向けエクスポージャー	1,433	1,427	52
金融機関等向けエクスポージャー	2,778	2,778	440
居住用不動産向けエクスポージャー	9,930	6,732	△106
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注5)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	26,058	△6,485	8,108
埼玉りそな銀行(単体)	50,436	5,839	24,415(注7)
うち 事業法人向けエクスポージャー	43,262	3,816	15,168
ソブリン向けエクスポージャー	194	194	—
金融機関等向けエクスポージャー	843	843	—
居住用不動産向けエクスポージャー	1,108	360	79
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注5)	—	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	5,026	631	1,888

(注) 1. 損失額の推計値は、平成20年3月末の期待損失額(EL)を用いております。

2. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用—不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益—を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金を含んでおります。また、エクスポージャー区分別の損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。

3. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない(信用リスクに伴うものかの判定が困難である)ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。

4. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。

5. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分別計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。

6. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額(個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定、一般貸倒引当金、部分直接償却額)を控除した金額を表示しております。

7. 損失額の実績値は、適用除外単位ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

## ■直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績対比 (注1)(注2)(注3)

(単位：百万円)

	平成20年3月期	平成21年3月期
りそなホールディングス(連結)	58,478 (注5)	181,446 (注5)
りそな銀行(単体) + 埼玉りそな銀行(単体)	33,168 (注5)	155,193 (注5)
うち 事業法人向けエクスポージャー	24,231	105,647
ソブリン向けエクスポージャー	△121	52
金融機関等向けエクスポージャー	108	440
居住用不動産向けエクスポージャー	808	△26
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注4)	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	11,411	9,996
りそな銀行(連結)	19,238 (注5)	130,148 (注5)
りそな銀行(単体)	21,266 (注5)	130,777 (注5)
うち 事業法人向けエクスポージャー	17,940	90,478
ソブリン向けエクスポージャー	△121	52
金融機関等向けエクスポージャー	108	440
居住用不動産向けエクスポージャー	590	△106
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注4)	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	9,141	8,108
埼玉りそな銀行(単体)	11,901 (注5)	24,415 (注5)
うち 事業法人向けエクスポージャー	6,291	15,168
ソブリン向けエクスポージャー	0	—
金融機関等向けエクスポージャー	0	—
居住用不動産向けエクスポージャー	217	79
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注4)	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	2,269	1,888

- (注) 1. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用—不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益—を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金を含んでおります。また、エクスポージャー区分別の損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。
2. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない(信用リスクに伴うものかの判定が困難である)ことから、損失額の実績値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の実績値には含めておりません。
4. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分別計数においては、損失額の実績値の表示を割愛しております。
5. 適用除外単位ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

## 要因分析

りそなホールディングスの平成21年3月期の与信関連費用は、前年度比1,229億円増加し、1,814億円となっております。

そのうち、りそな銀行(単体)および埼玉りそな銀行(単体)の平成21年3月期の与信関連費用は、前年度比1,220億円増加し、1,551億円となっております。

りそな銀行(単体)および埼玉りそな銀行(単体)における債務者区分の改善に伴う引当金取崩等(△421億円)、破綻懸念先以下の債権回収、オフバランス等に伴う引当金取崩および償却債権取立益等(△569億円)、一般貸倒引当金増減(△223億円)等の減少要因に対し、新規破綻・債務者区分劣化等による損失が、前年度比1,277億円増加し、2,765億円となったことによるものであります。

与信費用新規発生の中心は事業法人向けエクスポージャーにおける一部の特定業種(不動産等)・大口先であり、将来的なダウンサイドリスクへの対応も含んでおります。その他のエクスポージャーについては大きな変動はありません。

## 〈信用リスク削減手法〉

当グループでは、自己資本比率の算出において、連結自己資本比率告示の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しております。信用リスク削減手法とは、当グループが抱える信用リスクを軽減するための手法であり、適格金融資産担保、貸出金と自行預金の相殺（オンバランスシート・ネットティング）、適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る）、保証ならびにクレジット・デリバティブが該当します。

### ■主な担保の種類

主要な担保の種類は以下のとおりであります。

1. 現金及び自行預金
2. 我が国の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等
3. 上記2. 以外の上場株式を発行する会社の株式等
4. 不動産
5. 割引手形勘定の商業手形
6. 債券

### ■担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要

担保目的物については、質権設定または譲渡担保の方法により担保権を維持しており、担保物の保管手続ならびに件数管理方法を定める等、適時の実行に必要な措置を講じております。また、時価が変動する担保については、保全状況を適切に把握するため、定期的に評価額の見直しを実施しております。

### ■貸出金と自行預金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要ならびにこれを用いている取引の種類、範囲等

銀行取引約定書等の相殺適状の特約の条項を有する契約に基づき、相殺契約下にある貸出金と非担保の自行預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額としております。なお、貸出金と自行預金との通貨または期日が異なる場合には、連結自己資本比率告示で定められた方法により相殺額の調整を行っております。

### ■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成20年3月末					平成21年3月末				
	適格金融資産担保	適格資産担保	保証	クレジットデリバティブ	計	適格金融資産担保	適格資産担保	保証	クレジットデリバティブ	計
内部格付手法適用										
エクスポージャー	622,594	2,310,177	1,245,429	—	4,178,201	1,516,905	2,426,436	1,614,929	—	5,558,271
事業法人向け										
エクスポージャー	590,015	2,308,910	496,348	—	3,395,274	745,230	2,425,076	789,665	—	3,959,972
ソブリン向け										
エクスポージャー	50	—	238,153	—	238,203	769,512	283	239,776	—	1,009,572
金融機関等向け										
エクスポージャー	32,528	1,266	33,399	—	67,194	2,162	1,076	30,774	—	34,013
居住用不動産向け										
エクスポージャー	/	/	—	—	—	/	/	—	—	—
適格リボルビング型										
リテール向け										
エクスポージャー	/	/	—	—	—	/	/	—	—	—
その他リテール向け										
エクスポージャー	/	/	477,529	—	477,529	/	/	554,713	—	554,713
標準的手法適用										
エクスポージャー	128,655	/	—	—	128,655	137,380	/	—	—	137,380
計	751,249	2,310,177	1,245,429	—	4,306,856	1,654,286	2,426,436	1,614,929	—	5,695,652

(注) 1. オンバランスシート・ネットティングは、含めておりません。

2. ファンドの構成資産に係る信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額は計上しておりません。

### ■派生商品取引及びレボ形式の取引について法的に有効な相対ネットティング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要ならびにこれを用いている取引の種類、範囲等

派生商品取引及びレボ形式の取引について、相対ネットティング契約である基本契約書（派生商品取引：ISDAマスター契約、レボ形式の取引：日証協離型「債券貸借取引に関する基本契約書」）を用いるに当たっては、その法的有効性を使用開始当初に確認しており、ISDAマスター契約については各国法律の下での一括清算条項（クローズアウト・ネットティング条項）の法的有効性につき随時見直し・確認を実施しております。

また、個別の契約については締結時にその都度必要に応じて弁護士等に確認の上、コンプライアンスチェックを実施して法的有効性を担保しております。

対象となる取引の種類・範囲については、以下のとおりであります。

取引種類：派生商品取引（金利スワップ、通貨スワップ、金利オプション、FRA、為替フォワード、通貨オプション等）、レボ形式の取引

範囲：トレーディング、バンキング勘定

### ■信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中は特にありません。

### ■保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明

主要な保証人は、被保証債権または原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、銀行、第一種金融商品取引業者であります。

なお、クレジット・デリバティブの残高はありません。

## 〈派生商品取引〉

### ■派生商品取引及び長期決済期間取引の実績

(単位：百万円)

	平成20年3月末					平成21年3月末				
	想定元本	時価	グロスの再構築コスト	グロスのアドオン	与信相当額	想定元本	時価	グロスの再構築コスト	グロスのアドオン	与信相当額
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金利関連取引										
金利スワップ	22,894,932	71,983	182,495	131,162	313,658	20,333,049	54,836	201,254	113,325	314,579
金利オプション	88,868	505	514	253	768	168,316	1,228	1,241	587	1,828
小計	22,983,800	72,489	183,010	131,416	314,426	20,501,366	56,065	202,495	113,912	316,408
通貨関連取引										
通貨スワップ	3,819,866	14,715	67,838	227,730	330,837	3,617,579	△41,752	53,179	214,890	268,070
通貨オプション	1,366,821	120,449	120,449	60,232	180,682	1,474,615	136,209	136,209	70,095	206,304
先物為替予約	1,195,392	△8,236	24,825	45,385	70,211	1,600,802	△3,401	31,545	56,111	87,657
小計	6,382,080	126,929	213,114	333,348	581,731	6,692,997	91,055	220,935	341,097	562,032
小計(ネットting勘案前)	29,365,881	199,418	396,124	464,765	896,158	27,194,364	147,120	423,431	455,009	878,441
一括清算ネットting契約による与信相当額削減効果					274,211					325,926
担保による与信相当額削減効果(注3)					△37,800					△65,589
計(ネットting後)					659,748					618,104

- (注) 1. 与信相当額の算出に当たっては、連結自己資本比率告示の規定に従い、下記の取扱いとしております。  
 (1) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出から除いております。  
 (2) 与信相当額は、個々の派生商品取引を時価評価して算出した「グロスの再構築コスト（零を下回らないものに限る）」に、残存期間に応じた相場変動リスク「グロスのアドオン」を加算するカレント・エクスポージャー方式を採用して算出しております。  
 2. クレジット・デリバティブについては平成21年3月末現在、取扱いがありません。  
 3. 担保付デリバティブ取引に係る与信相当額削減効果の内訳は以下のとおりであります。なお、担保の種類は全て現金担保であります。

差入	65,589百万円
受取	—百万円
受取－差入	△65,589百万円

## 〈証券化エクスポージャー〉

### 証券化エクスポージャー

本ディスクロージャー誌においては、連結自己資本比率告示に沿って証券化エクスポージャーの要件を充足するものを開示しております。

連結自己資本比率告示に定める要件とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する取引（ノン・リコースかつ優先劣後構造）を指します。これらの中には住宅ローン債権等、当社保有債権の流動化による劣後持分や集団投資スキーム持分で優先劣後構造を有するものが含まれます。なお、特定貸付債権に該当するものは連結自己資本比率告示に沿って除いております。

### 証券化商品

一方、当社が5月15日に「平成20年度決算説明資料」において、「証券化商品の保有状況」として開示した証券化商品は「金融商品会計に関する実務指針」において有価証券として取り扱われるものに加えて、内部管理ベースとして幅広く、直接保有する証券化商品全てを対象としており、証券化エクスポージャーとは必ずしも同一の概念ではありません。

### ■持株会社グループが保有する証券化商品と証券化エクスポージャー

(単位：百万円)

	商品別	勘定科目別	バーゼルⅡエクスポージャー区分別	
証券化商品の残高 (5月15日開示)	ABS	16,586	買入金銭債権 214,418	証券化エクスポージャー 209,160
	CMBS	17,330	有価証券 37,681	購入債権 32,572
	RMBS	218,182		法人等向け 34
				リテール向け 4,533
				特定貸付債権 5,800
	総計	252,100	総計 252,100	総計 252,100
(上記のほかにABCPプログラムにより発行された短期社債を売買目的有価証券として494億円保有しております。)				
上記以外の残高	ABCP	12,155	買入金銭債権 3,598	証券化エクスポージャー 108,111
	ABL	59,943	特定取引資産 12,155	
	CMBS	3,598	貸出金 92,357	
	RMBS	32,414		
	総計	108,111	総計 108,111	総計 108,111
残高(計)	ABCP	12,155	買入金銭債権 218,017	証券化エクスポージャー 317,271
	ABL	59,943	特定取引資産 12,155	購入債権 32,572
	ABS	16,586	有価証券 37,681	法人等向け 34
	CMBS	20,929	貸出金 92,357	リテール向け 4,533
	RMBS	250,597		特定貸付債権 5,800
	総計	360,211	総計 360,211	総計 360,211

証券化エクスポージャーのEAD	362,719
所要自己資本	9,320
自己資本控除	28,935*

詳細は次頁以降に開示しております。

ABS (Asset Backed Securities、資産担保証券)

CDO (Collateralized Debt Obligation、債務担保証券)

RMBS (Residential Mortgage Backed Securities、住宅ローン担保証券)

CMBS (Commercial Mortgage Backed Securities、商業用不動産ローン担保証券)

ABCP (Asset Backed Commercial Paper、資産担保コマーシャルペーパー)

・証券化商品は全てバンキング勘定で保有しております。

・上記に掲げる証券化商品等残高は約3,602億円、B/S全体に占める割合は0.90%です。

・上記(\*)の他に、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額(11,614百万円)を自己資本より控除しております。

・当社では、米国サブプライムローン、及び証券化商品に係る米国金融保証会社(モノライン)に対するエクスポージャーはありません。

■持株会社グループがオリジネーターである証券化エクスポージャー

1. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(単位：百万円)

	平成20年3月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
	保有する証券化エク スポージャーの額	—	13,016	74,401	—	—	—	—	—	—	3,627	91,044
RW20%以下	—	2,600	—	—	—	—	—	—	—	—	2,600	39
20%超 100%以下	—	5,075	74,401	—	—	—	—	—	—	—	79,476	3,292
100%超 1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己資本控除(注)	—	5,340	—	—	—	—	—	—	—	3,627	8,967	8,967
証券化取引に伴い増加し た自己資本に相当する額	—	6,240	6,106	—	—	—	—	—	—	—	12,347	12,347

(注) 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

(単位：百万円)

	平成21年3月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
	保有する証券化エク スポージャーの額	—	51,627	63,128	—	—	—	—	—	—	3,627	118,383
RW20%以下	—	2,600	—	—	—	—	—	—	—	—	2,600	39
20%超 100%以下	—	43,692	63,128	—	—	—	—	—	—	—	106,821	5,076
100%超 1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己資本控除(注)	—	5,335	—	—	—	—	—	—	—	3,627	8,962	8,962
証券化取引に伴い増加し た自己資本に相当する額	—	5,884	5,729	—	—	—	—	—	—	—	11,614	11,614

(注) 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

2. 原資産に関する情報

(単位：百万円)

	平成20年3月末										計
	一般貸出 債権	住宅ロー ン債権	アパート・ マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	
原資産の額	—	108,411	74,402	—	—	—	—	—	—	11,881	194,695
資産譲渡型証券化取引	—	108,411	74,402	—	—	—	—	—	—	11,881	194,695
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	1,837	127	—	—	—	—	—	—	236	2,201
当期の損失額	—	264	—	—	—	—	—	—	—	—	264
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項											
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算出する所要自己資本額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

	平成21年3月末										計
	一般貸出 債権	住宅ロー ン債権	アパート・ マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	
原資産の額	—	136,876	63,134	—	—	—	—	—	—	10,339	210,349
資産譲渡型証券化取引	—	136,876	63,134	—	—	—	—	—	—	10,339	210,349
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	2,923	—	—	—	—	—	—	—	291	3,215
当期の損失額	—	406	—	—	—	—	—	—	—	—	406
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項											
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算出する所要自己資本額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

■持株会社グループが流動化プログラム（ABCP等）のスポンサーである証券化エクスポージャー

1. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(単位：百万円)

	平成20年3月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・ マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
	保有する証券化エク スポージャーの額	—	—	—	—	20,280	—	—	33,767	653	7,563	62,264
RW20%以下	—	—	—	—	20,280	—	—	—	—	2,866	23,146	392
20%超 100%以下	—	—	—	—	—	—	—	9,691	—	280	9,971	363
100%超 1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己資本控除(注)	—	—	—	—	—	—	—	24,076	653	4,417	29,146	29,146
証券化取引に伴い増加し た自己資本に相当する額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

(単位：百万円)

	平成21年3月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・ マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
	保有する証券化エク スポージャーの額	—	—	—	—	15,264	—	—	51,375	606	4,859	72,105
RW20%以下	—	—	—	—	15,264	—	—	19,913	—	1,211	36,389	617
20%超 100%以下	—	—	—	—	—	—	—	16,074	—	280	16,354	733
100%超 1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	3,232	—	—	3,232	388
自己資本控除(注)	—	—	—	—	—	—	—	12,155	606	3,367	16,129	16,129
証券化取引に伴い増加し た自己資本に相当する額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

2. 原資産に関する情報

(単位：百万円)

	平成20年3月末										計
	一般貸出 債権	住宅ロー ン債権	アパート・クレジ ットマンシ ョンローン 債権	カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	
原資産の額	—	—	—	—	25,688	—	—	47,958	1,328	13,604	88,579
資産譲渡型証券化取引	—	—	—	—	25,688	—	—	47,958	1,328	13,604	88,579
三月以上延滞エクスポ ージャーの額又はデフォルトし たエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	32	32
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	147	344	1,281	1,773
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エクスポ ージャーの額又はデフォルトし たエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエ クスポージャーの額(注)	—	—	—	—	24,332	—	—	71,475	7,512	6,635	109,956
証券化取引に伴い、当期中 に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エク スポージャーに関する事項											
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留 保するエクスポージャー に対する所要自己資本額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算 出する所要自己資本額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)・SPCが、CPを発行して取引先の保有する手形債権、リース料債権、売掛債権やこれらを裏付として発行された信託受益権を購入するABCP方式や、銀行・投資家からの借入により購入資金を賄うABL方式により証券化を行ったものです。

(単位：百万円)

	平成21年3月末										計
	一般貸出 債権	住宅ロー ン債権	アパート・クレジ ットマンシ ョンローン 債権	カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	
原資産の額	—	—	—	—	18,467	—	—	65,171	1,516	8,520	93,676
資産譲渡型証券化取引	—	—	—	—	18,467	—	—	65,171	1,516	8,520	93,676
三月以上延滞エクスポ ージャーの額又はデフォルトし たエクスポージャーの額	—	—	—	—	73	—	—	—	—	34	107
当期の損失額	—	—	—	—	580	—	—	228	547	1,494	2,850
合成型証券化取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞エクスポ ージャーの額又はデフォルトし たエクスポージャーの額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期の損失額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期に証券化を行ったエ クスポージャーの額(注)	—	—	—	—	—	—	—	86,247	—	1,402	87,649
証券化取引に伴い、当期中 に認識した売却損益の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
早期償還条項付証券化エク スポージャーに関する事項											
実行済みの信用供与の額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オリジネーターとして留 保するエクスポージャー に対する所要自己資本額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
投資家の持分に対して算 出する所要自己資本額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)・SPCが、CPを発行して取引先の保有する手形債権、リース料債権、売掛債権やこれらを裏付として発行された信託受益権を購入するABCP方式や、銀行・投資家からの借入により購入資金を賄うABL方式により証券化を行ったものです。なお、平成21年3月末より計数の基準を一部変更しております。

■持株会社グループが投資家である証券化エクスポージャー

(単位：百万円)

	平成20年3月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	19,420	231,929	19,225	10,575	3,445	11,194	4,030	1,745	—	17,859	319,426	11,089
RW20%以下	8,982	183,059	19,225	9,371	3,445	9,124	4,030	1,097	—	10,202	248,539	2,865
20%超 100%以下	10,437	48,870	—	1,203	—	2,070	—	—	—	1,570	64,151	1,489
100%超 1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己資本控除(注)	—	—	—	—	—	—	—	647	—	6,086	6,734	6,734

(注) 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

22,764

(単位：百万円)

	平成21年3月末										計	
	一般貸出 債権	住宅ローン 債権	アパート・マンション ローン債権	クレジット カード 債権	リース料 債権	消費者 ローン 債権	オート ローン 債権	手形債権	診療報酬 債権	その他	残高	所要自己 資本の額
保有する証券化エク スポージャーの額	11,386	156,295	16,753	4,484	747	1,406	1,070	996	—	8,025	201,166	6,308
RW20%以下	4,118	154,208	16,753	4,385	747	537	1,070	996	—	3,525	186,343	2,117
20%超 100%以下	7,023	2,086	—	99	—	868	—	—	—	901	10,979	347
100%超 1250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己資本控除(注)	244	—	—	—	—	—	—	—	—	3,598	3,843	3,843

(注) 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

■証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当グループでは、証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に当たり、連結自己資本比率告示における「外部格付準拠方式」及び「指定関数方式」を用いてその額を算出しております。但し、段階的適用の近畿大阪銀行については、「標準的手法」を用いて信用リスク・アセットの額を算出しております。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当グループは、「外部格付準拠方式」を用いて証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、以下に掲載する格付機関を「適格格付機関」として使用しております。なお、これらの適格格付機関は、平成21年3月31日現在で金融庁が指定しているパーゼルIIにおける「適格格付機関」と同一であります。

- ・株式会社 格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社 日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P)
- ・フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

なお、段階的適用の近畿大阪銀行についても上記に掲載する格付機関を「適格格付機関」として使用しております。

■証券化取引に関する会計方針

当グループの証券化取引に関する会計処理は、「金融商品に関する会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」等に従っております。このうち当グループが投資家となる証券化取引については、当該金融資産の時価評価により資産計上する一方、当グループがオリジネーターとなる証券化取引については、次の通り会計処理を行っております。当該金融資産を構成する、将来のキャッシュの流入、回収コスト、信用リスク、期限前償還リスク等の各々の財務構成要素について、以下の要件がすべて満たされることをもって、支配の移転を認め消滅を認識し、留保する財務構成要素は存続を認識しております。

- 要件
1. 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が、譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
  2. 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を、直接または、間接に通常の方法で享受できること
  3. 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

消滅の認識要件を満たした場合には、消滅部分の帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理し、消滅部分の帳簿価額は、当該金融資産の帳簿価額を按分して計算しております。また、金融資産の消滅に伴って新たな金融資産または金融負債が発生した場合には、当該金融資産または金融負債は時価により計上しております。

なお、信託または組合等の特別目的会社を用いた証券化取引において、譲渡人である当グループが特別目的会社の発行する証券等の全部または、一部を保有する場合は、当該部分を残存部分として取扱い、金融資産の消滅の認識をしておりません。

## 〈銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー〉

### ■連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成20年3月末		平成21年3月末	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式その他これに類する出資・株式等エクスポージャー	609,832	609,832	405,755	405,755
上記以外の出資・株式等エクスポージャー	129,494	129,494	104,336	104,336
計	739,326	739,326	510,091	510,091

### ■出資・株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成20年3月期	平成21年3月期
売却益	24,421	13,630
売却損(△)	39,980	25,566
償却(△)	28,271	30,272
計	△ 43,830	△ 42,209

(注) 連結損益計算書における、株式関連損益について記載しております。

### ■連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
評価損益	193,576	23,035

### ■連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

### ■株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

(単位：百万円)

	平成20年 3月末	平成21年 3月末
マーケット・ベース方式(簡易手法)	28,345	26,298
マーケット・ベース方式 (内部モデル手法)	—	—
PD/LGD方式	8,862	8,057
連結自己資本比率告示附則第13条に 定める経過措置を適用する エクスポージャー	442,915	383,602
標準的手法において債権の リスク・ウェイトがゼロ%とされる 事業体に対するエクスポージャー	1	1
計	480,125	417,959

## 〈信用リスク・アセットのみなし計算〉

### ■信用リスク・アセットのみなし計算

(単位：百万円)

	平成20年3月末	平成21年3月末
信用リスク・アセットのみなし計算が 適用されるエクスポージャーの額	640,459	130,540

## 〈銀行勘定における金利リスク〉

### ■アウトライヤー基準

バーゼルⅡでは、銀行勘定の金利リスクについて、一定のストレス的な金利シナリオの下で発生する経済価値の減少額が広義の自己資本（Tier1+Tier2）の20%を超えるものを「アウトライヤー基準」とし、これに該当する場合には、リスク量の削減等の対応を求められる場合があります。

当グループのりそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行及びりそな信託銀行の各銀行における経済価値の減少額は、以下のとおりであり、アウトライヤー基準に抵触しない結果となっております。

### アウトライヤー基準算出結果

(単位：億円)

	平成20年3月末基準		平成21年3月末基準	
	経済価値の減少額	自己資本に対する割合	経済価値の減少額	自己資本に対する割合
りそな銀行	1,904	12.1%	1,195	8.0%
埼玉りそな銀行	485	12.3%	725	17.9%
近畿大阪銀行	94	5.4%	41	2.5%
りそな信託銀行	0	0.2%	0	0.2%

(注) アウトライヤー基準における経済価値の減少額算出方法  
 ・金利シナリオは、観測期間5年、保有期間1年で観測される金利変動の99パーセンタイル値（金利の上昇）を使用しております。



### りそなホールディングス ディスクロージャー誌 2009

本誌は銀行法第52条等の法令に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

発行 平成21年7月

株式会社りそなホールディングス コーポレートコミュニケーション部  
(大阪本社)

〒540-8608 大阪市中央区備後町2丁目2番1号 電話 (06) 6268-7400

(東京本社)

〒100-8107 東京都千代田区大手町1丁目1番2号 電話 (03) 3287-2131

ホームページアドレス <http://www.resona-gr.co.jp>

# CONTENTS

## 決算公告・開示項目等

決算公告【株式会社りそなホールディングス】 …	383
決算公告【株式会社りそな銀行】 ……………	389
決算公告【株式会社埼玉りそな銀行】 ……………	397
決算公告【株式会社近畿大阪銀行】 ……………	399
決算公告【旧りそな信託銀行株式会社】 ……………	404
銀行法施行規則等による開示項目……………	406
金融庁告示第15号に基づく開示事項(バーゼルⅡ) …	411
りそなグループの情報開示及び財務報告に関する基本方針 …	427

# 決算公告【株式会社りそなホールディングス】

銀行法第52条の28に基づき、決算公告を下記ホームページアドレスに掲載しました。

http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/koukoku/hd/index.html

なお、同法第52条の29第1項の規定により、本決算公告を本誌に掲載しています。

## 第8期 決算公告

平成21年6月26日

大阪市中央区備後町二丁目2番1号  
株式会社りそなホールディングス  
代表執行役社長 榎垣 誠司

### 連結貸借対照表(平成21年3月31日現在)

科 目		科 目	
金額		金額	
(資産の部)			
現金預け金	1,404,333	預 金	32,107,797
コールローン及び買入手形	658,619	譲渡性預金	582,040
債券貸借取引支払保証金	245,111	コールマネー及び売渡手形	336,790
買入金銭債権	403,411	売現先勘定	790,455
特定取引資産	519,567	債券貸借取引受入担保金	179,613
有価証券	8,011,712	特定取引負債	122,205
貸出金	26,509,254	借入金	647,508
外国為替	78,588	外国為替	2,548
その他資産	906,688	社債	825,258
有形固定資産	326,503	信託勘定債	345,877
建物	105,082	その他負債	898,915
土地	198,579	賞与引当金	12,403
リース資産	436	退職給付引当金	6,707
建設仮勘定	2,281	その他の引当金	25,901
その他の有形固定資産	20,123	繰延税金負債	22
無形固定資産	61,107	再評価に係る繰延税金負債	30,695
ソフトウェア	17,797	支払承諾	870,318
のれん	7,242	負債の部合計	37,685,059
リース資産	30,609	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	5,458	資本金	327,201
繰延税金資産	308,893	資本剰余金	493,309
支払承諾見返	870,318	利益剰余金	1,287,467
貸倒引当金	△ 440,967	自己株式	△ 86,795
		株主資本合計	2,021,182
		その他有価証券評価差額金	△ 32,345
		繰延ヘッジ損益	21,976
		土地再評価差額金	41,712
		為替換算調整勘定	△ 4,363
		評価・換算差額等合計	26,980
		少数株主持分	129,921
		純資産の部合計	2,178,084
資産の部合計	39,863,143	負債及び純資産の部合計	39,863,143

## 連結損益計算書

平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで

科 目		金額	
経常収益		677,567	979,276
資金運用収益	565,879		
貸出金利	63,564		
有価証券利息配当金	10,222		
コールローン利息及び買入手形利息	632		
債券貸借取引受入利息	10,290		
預け金利息	26,977		
その他の受入利息	35,414		
信託報酬	166,611		
役員取引等収益	21,277		
特定取引収益	42,467		
その他業務収益	35,936		
その他経常収益			
経常費用	130,492	864,873	
資金調達費用	80,347		
預金利息	7,480		
譲渡性預金利息	2,271		
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,360		
売現先利息	601		
債券貸借取引支払利息	5,351		
借入金利息	28,518		
社債利息	4,559		
その他の支払利息	48,804		
役員取引等費用	251		
特定取引費用	24,209		
その他業務費用	384,465		
営業経費	276,651		
その他経常費用	8,715		
貸倒引当金繰入額	267,936		
その他の経常費用			
経常利益	114,402	127,579	
特別利益	105,183	127,579	
固定資産処分益	22,395		
償却債権取立益	0		
その他の特別利益	0		
特別損失	7,784	7,784	
固定資産処分損失	1,869		
減損損失	3,370		
その他の特別損失	2,545		
税金等調整前当期純利益	234,196	234,196	
法人税、住民税及び事業税	9,563		
法人税等調整額	97,471		
法人税等合計	107,035	107,035	
少数株主利益	3,250	3,250	
当期純利益	123,910	123,910	

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(連結財務諸表の作成方針)

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 19社  
 主要な会社名  
 株式会社りそな銀行  
 株式会社埼玉りそな銀行  
 株式会社近畿大阪銀行  
 りそな信託銀行株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名  
 Asahi Services e Representacoes Ltda.  
 非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。

② 持分法適用の関連法人等 2社

主要な会社名  
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

主要な会社名  
 Asahi Services e Representacoes Ltda.

④ 持分法非適用の関連法人等

主要な会社名  
 アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社  
 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

⑤ 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該の会社等を関連法人等としなかった場合の当該会社等  
 会社名  
 ミニター株式会社  
 連結される子法人等であるベンチャーキャピタルが営業取引として投資育成目的で株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないため、当社の関連法人等としておりません。

会社名  
 畿内総合信用保証株式会社

近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され、出資全員の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連法人等としておりません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日 4社  
 3月末日 15社

② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

なお、連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、株式会社りそな銀行は住宅ローン債権を特別目的の会社に譲渡し、特別目的会社は譲渡した債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として同社に引渡しております。

当該連結会計年度末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は4,960百万円、負債総額は4,979百万円です。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当該連結会計年度における特別目的会社との取引金額等は以下の通りです。

	当連結会計年度末残高
譲渡資産(住宅ローン債権)	3,460百万円
譲渡資産に係る劣後債権	2,251百万円

(注) 信託報酬、分配益及び事務委託手数料などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。

(5) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面評価法を採用しております。

(6) のれん及び負のれんの償却に関する事項

原則5年間の定額法により償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を中心とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については主として連結決算日前 1 ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法による計上しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

過去勤務債務 発生年度一括して損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により放分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理

(8) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりです。

信託引当損失引当金	10,906百万円
一部の銀行業を営む国内の連結される子会社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、計上しております。	
預金払戻損失引当金	6,928百万円
負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。	
信用保証協会負担引当金	4,749百万円
信用保証協会の責任共有制度導入に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。	
ポイント引当金	2,665百万円
「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。	
利息返還損失引当金	550百万円
将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。	

(9) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第 48 条の 3 第 1 項及び金融商品取引等に関する内閣府令第 189 条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(11) リース取引の処理方法

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の貸借取引に準じた会計処理によるおります。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(i) 金利リスク・ヘッジ

一部の銀行業を営む国内の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによる計上しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・

(5) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている借倒・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を立見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 494,193 百万円です。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(追加情報)

主要な連結される子会社の貸倒引当金については、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債権に係る債権について、従来、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上してまいりましたが、当連結会計年度において当該債権に対する引当額と貸倒実績の乖離が判明し、その要因分析等の結果、貸倒実績率に基づく貸倒引当金の計上より合理的と判断されたため、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方による場合に比べ 24,890 百万円増加しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関係数の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 16 号）を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成 15 年度から最長 10 年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は 399 百万円（税効果控除前）、繰延ヘッジ利益は 1,651 百万円（同前）であります。

(8) 為替変動リスク・ヘッジ

一部の銀行業を営む国内の連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。）に規定する繰延ヘッジによる計上しております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(9) 連結社間取引等

一部の銀行業を営む国内の連結される子会社のデリバティブ取引のうち連結社間取引及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第 24 号及び同第 25 号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(10) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による計上しております。

(11) 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結される子会社は当社を連結納税会社として、連結納税制度を適用しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる影響はありません。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる影響は軽微であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

- 関係会社の株式及び出資総額 (連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資を除く)
 

	25,381百万円
--	-----------
- 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は245,077百万円で、すべて(再)担保に差し入れております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は84,558百万円、延滞債権額は418,639百万円です。
 

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は27,373百万円です。
 

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は159,454百万円です。
 

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は690,025百万円です。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は230,260百万円です。
- 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	
特定取引資産	170,791 百万円
有価証券	5,203,489
貸出金	238,036
その他資産	3,978
担保資産に対応する債務	
預金	173,982 百万円
売現先勘定	790,455
債券貸借取引受入担保金	79,613
借入金	569,800
その他負債	39

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、現金預け金80百万円、有価証券964,143百万円及びその他資産122,682百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,486百万円、敷金保証金は23,337百万円です。

- 当座貸越契約及び貸付金に係るコメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、8,182,364百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,943,019百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内の連結される子会社及び子法人等の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された地価(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、面地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 25,131百万円

- 有形固定資産の減価償却累計額 206,129百万円
- 有形固定資産の圧縮総額 54,815百万円
- 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金52,000百万円が含まれております。
- 社債には、劣後特約付社債603,332百万円が含まれております。
- 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 410,635百万円です。
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は381,585百万円です。
- 1株当たりの純資産額 △303円 63銭
- 連結貸借対照表に計上したリース資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 取得価額相当額	有形固定資産	9,105 百万円
	無形固定資産	498 百万円
	合計	9,604 百万円
2. 減価償却累計額相当額	有形固定資産	5,945 百万円
	無形固定資産	197 百万円
	合計	6,143 百万円
3. 期末残高相当額	有形固定資産	3,160 百万円
	無形固定資産	300 百万円
	合計	3,460 百万円
4. 未経過リース料	1年内	1,742 百万円
期末残高相当額	1年超	2,155 百万円
	合計	3,898 百万円

5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	2,509 百万円
減価償却費相当額	2,399 百万円
支払利息相当額	136 百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 利息相当額の算定方法  
主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役員提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、19,359百万円です。

- 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりです。

退職給付債務	△351,043 百万円
年金資産(時価)	449,914
未精立退職給付債務	98,871
未認識数理計算上の差異	41,414
連結貸借対照表計上額の純額	140,286
前払年金費用	146,993
退職給付引当金	△6,707

- 銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率(第二基準)は、13.45%であります。

(連結損益計算書関係)

- 「その他経常収益」には、株式等売却益13,630百万円を含んでおります。
- 「その他の経常費用」には、貸出金償却191,598百万円、株式等償却30,272百万円、株式等売却損25,566百万円を含んでおります。
- 「その他の特別損失」は、一部の銀行業を営む国内連結子会社における事務システム更改に伴う損失であります。
- 1株当たり当期純利益金額 76円 27銭
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 53円 83銭

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券 (平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	369,606	339

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成21年3月31日現在)

	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	375,290	377,848	2,557	3,346	789
地方債	223,811	228,595	4,784	4,842	58
合計	599,101	606,443	7,342	8,189	847

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。  
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	356,788	393,976	37,188	68,445	31,256
債券	6,431,166	6,374,615	△56,551	4,217	60,769
国債	5,653,432	5,596,702	△56,730	2,102	58,832
地方債	196,053	196,843	790	1,310	520
社債	581,680	581,069	△611	804	1,416
その他	308,732	295,500	△13,232	2,489	15,721
合計	7,096,686	7,064,091	△32,594	75,153	107,747

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づき時価により、それぞれ計上したものであります。  
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。  
3. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表額とするものと、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。  
当連結会計年度における減損処理額は、22,007百万円であります。  
また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、債却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債券区分に依り、次のとおりとしております。  
正常先: 原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落  
要注意先、未格付け先: 時価が取得原価に比べて30%以上下落  
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先: 時価が取得原価に比べて下落

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	28,224,898	48,374	44,272

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額 (平成21年3月31日現在)

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債	26,360
その他有価証券	
非上場内国債	367,967
非上場株式	69,145

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成21年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	3,146,533	2,715,207	1,003,001	569,301
国債	2,809,859	1,953,215	745,277	461,649
地方債	12,938	168,252	239,464	—
社債	323,744	591,739	18,259	41,652
その他	20,277	69,083	30,911	179,478
合計	3,166,810	2,784,291	1,033,912	682,779

(重要な後発事象)

平成20年12月19日に当社、及び当社の子会社である株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が締結した合弁契約に基づき、株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で合併いたしました。

1. 合併の目的  
両社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。

2. 合併の方法、合併後の会社の名称  
株式会社りそな銀行を吸収合併存続会社、りそな信託銀行株式会社を吸収合併消滅会社とし、合併後の会社の名称は株式会社りそな銀行であります。

3. 実施した会計処理の概要  
「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)に定める共通支配下の取引として会計処理いたします。

信託財産残高表  
平成21年3月31日現在 (単位: 百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出証券	112,856	金銭信託	13,452,937
信託受益権	6,366,594	年金信託	4,173,367
受託有価証券	26,519,268	財産形成給付信託	1,060
金銭債権	501	投資信託	14,820,506
有形固定資産	353,466	金銭信託以外の金銭の信託	117,901
無形固定資産	678,554	有価証券の信託	527,750
その他債権	3,570	金銭債権の信託	373,541
銀行勘定貸	10,228	土地及びその定着物の信託	120,071
現金預け金	345,877	土地及びその定着物の後償債の信託	4,689
合計	29,421	包括信託	828,512
	34,420,340	合計	34,420,340

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。  
2. 信託財産の運用のため再信託された信託を控除して計上しております。  
3. 共同信託他社管理財産 1,907,990百万円  
4. 元本補てん契約のある信託の貸出金 112,792百万円のうち、破綻先債権額は 38百万円、延滞債権額は 19,486百万円、3ヵ月以上延滞債権額は 32百万円、貸出条件緩和債権額は 3,803百万円であります。また、これらの債権額の合計額は 23,360百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)の内訳は次のとおりであります。

金銭信託 (単位: 百万円)

資産	金額	負債	金額
貸出金	112,792	元債権準備金	410,635
その他	298,467	その他	340
計	411,260	計	411,260

第8期 決算公告

平成21年6月26日

大阪市中央区備後町二丁目2番1号  
株式会社りそなホールディングス  
代表執行役社長 楢垣 誠司

貸借対照表 (平成21年3月31日現在) (単位: 百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>851,231</b>	<b>流動負債</b>	<b>113,771</b>
現金及び預金	501	1年内償還予定の社債	110,000
有価証券	745,101	未払金	257
前払費用	1	未払費用	653
繰延税金資産	34,743	未払法人税等	21
未収収益	35	未払消費税等	45
未収入金	34,747	賞与引当金	327
未収還付法人税等	36,101	その他	2,465
<b>固定資産</b>	<b>1,177,127</b>	<b>固定負債</b>	<b>110,000</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>7</b>	社債	110,000
工具、器具及び備品(純額)	7	<b>負債合計</b>	<b>223,771</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>49</b>	<b>(純資産の部)</b>	
商標権	42	<b>株主資本</b>	<b>1,804,588</b>
ソフトウェア	7	<b>資本金</b>	<b>327,201</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,177,070</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>598,700</b>
関係会社株式	1,108,147	資本準備金	327,201
関係会社長期貸付金	70,000	その他資本剰余金	269,498
その他	5	<b>利益剰余金</b>	<b>967,482</b>
投資損失引当金	△1,082	その他利益剰余金	967,482
		繰越利益剰余金	967,482
		<b>自己株式</b>	<b>△ 88,795</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>1,804,588</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,028,359</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>2,028,359</b>

損益計算書

平成20年4月1日から  
平成21年3月31日まで

(単位:百万円)

科目	金額
<b>営業収益</b>	<b>185,577</b>
関係会社受取配当金	178,463
関係会社受入手数料	5,665
関係会社貸付金利息	1,448
<b>営業費用</b>	<b>8,455</b>
借入金利息	935
社債利息	2,663
社債発行費	121
販売費及び一般管理費	4,734
<b>営業利益</b>	<b>177,122</b>
<b>営業外収益</b>	<b>2,259</b>
有価証券利息	1,989
受取手数料	133
その他	137
<b>営業外費用</b>	<b>33</b>
自己株式取得費用	33
その他	0
<b>経常利益</b>	<b>179,348</b>
<b>特別損失</b>	<b>4,311</b>
関係会社株式評価損	3,119
投資損失引当金繰入額	1,082
過年度損益修正損	108
固定資産除却損	0
<b>税引前当期純利益</b>	<b>175,037</b>
法人税、住民税及び事業税	△ 34,492
過年度法人税等	4,213
法人税等調整額	31,210
<b>法人税等合計</b>	<b>932</b>
<b>当期純利益</b>	<b>174,105</b>

<重要な会計方針>

- 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 満期保有目的の債券：移動平均法による償却原価法により行っております。
  - 子会社株式：移動平均法による原価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産
 

定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品：2年～20年
  - 無形固定資産
 

商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。

ソフトウェア：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- 引当金の計上基準
  - 投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
  - 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 繰延資産の処理方法
 

社債発行費は支出時に一括費用処理しております。
- リース取引の会計処理
 

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 消費税等の会計処理
 

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 連結納税制度の適用
 

当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

<会計処理の変更>

- リース取引に関する会計基準
 

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる財務諸表への影響はありません。

<貸借対照表に関する注記>

- 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 41 百万円
- 関係会社に対する短期金銭債権 780,385 百万円  
関係会社に対する長期金銭債権 70,000 百万円  
関係会社に対する短期金銭債務 257 百万円

- 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の約が付された劣後特約付貸付金であります。

<損益計算書に関する注記>

- 記載金額は、各科目ごとにそれぞれ百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 関係会社との取引高
 

営業収益	185,577 百万円
営業費用	202 百万円
営業取引以外の取引高	1,990 百万円

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式償却否認額	791,865 百万円
税務上の繰越欠損金	240,521 百万円
その他	141 百万円
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>1,032,528 百万円</b>
<b>評価性引当額</b>	<b>△997,785 百万円</b>
繰延税金資産の純額	34,743 百万円

<リースにより使用する固定資産に関する注記>

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	13 百万円	12 百万円	1 百万円

2. 未経過リース料年度末残高相当額

1年内	1 百万円
1年超	0 百万円
合計	1 百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	2 百万円
減価償却費相当額	2 百万円
支払利息相当額	0 百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

<関連当事者との取引に関する注記>

1. 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社りそな銀行	100.0%	経営管理関係	譲渡性預金の預入	869,861	有価証券	745,100
				有価証券利息	1,989	未収収益	30
子会社	株式会社埼玉りそな銀行	100.0%	経営管理関係	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	45,000
				貸付金利息	939	未収収益	4
子会社	株式会社近畿大阪銀行	100.0%	経営管理関係	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金	25,000
				貸付金利息	509	未収収益	1

- 譲渡性預金の預入の取引金額は当事業年度中の平均残高を記載しております。
- 譲渡性預金については、主として期間1ヶ月の取引であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。
- 貸付金は、劣後特約付貸付金であり、利率は、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

## 2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主の子会社	株式会社 整理回収機構	—	金銭貸借関係	借入金の返済	45,000	長期借入金	—
				借入金利息	935	未払費用	—
				自己株式の取得	180,435	—	—

(注) 1. 借入金は、劣後特約付借入金であり、利率は、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

2. 自己株式の取得金額は、当事者間の合意によるものであります。

## &lt; 1株当たり情報に関する注記 &gt;

1株当たり純資産額 △530円 04銭

1株当たり当期純利益金額 120円 97銭

# 決算公告【株式会社りそな銀行】

銀行法第20条に基づき、決算公告を下記ホームページアドレスに掲載しました。  
<http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/koukoku/rb/index.html>  
 なお、同法第21条の規定により、本決算公告を本誌に掲載しています。

## 第7期 決算公告

平成21年6月26日

大阪市中央区備後町二丁目2番1号  
 株式会社りそな銀行  
 代表取締役社長 岩田 直樹

### 連結貸借対照表(平成21年3月31日現在)

科 目		金 額	科 目		金 額
(単位:百万円)					
（資産の部）			（負債の部）		
現金預け金	1,066,904	預 金	19,488,172		
コールローン及び買入手形	412,198	譲 渡 性 預 金	1,400,690		
買入金銭債権	39,936	コールマネー及び売渡手形	288,154		
特定取引資産	506,056	売 現 先 勘 定	779,457		
有 価 証 券	4,603,527	特 定 取 引 負 債	123,270		
貸 出 金	17,456,269	借 用 金	544,569		
外 国 為 替	72,403	外 国 為 替	7,394		
そ の 他 資 産	800,628	社 債	510,258		
有 形 固 定 資 産	233,712	信 託 勘 定 借	345,877		
建 設 仮 勘 定	74,945	そ の 他 負 債	575,354		
土 地	142,881	賞 与 引 当 金	6,347		
リ ー ス 資 産	370	退 職 給 付 引 当 金	0		
建 設 仮 勘 定	1,933	そ の 他 の 引 当 金	15,399		
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	13,581	繰 延 税 金 負 債	0		
無 形 固 定 資 産	39,476	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	30,914		
ソ フ ト ウ ェ ア	6,507	支 払 承 諾	465,031		
リ ー ス 資 産	30,579	負 債 の 部 合 計	24,580,892		
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2,389				
繰 延 税 金 資 産	221,588	（純資産の部）			
支 払 承 諾 見 返	465,031	資 本	279,928		
貸 倒 引 当 金	△ 285,607	資 本 剰 余 金	404,408		
		利 益 剰 余 金	195,263		
		株 主 資 本 合 計	879,601		
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 11,176		
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	22,313		
		土 地 再 評 価 差 額 金	41,992		
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 4,363		
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	48,766		
		少 数 株 主 持 分	122,865		
		純 資 産 の 部 合 計	1,051,233		
資 産 の 部 合 計	25,632,126	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	25,632,126		

## 連結損益計算書

平成20年4月1日から  
 平成21年3月31日まで

科 目		金 額	科 目		金 額
(単位:百万円)					
経 常 取 引 等 収 益	437,845	経 常 取 引 等 収 益	437,845		
資 金 運 用 利 息	361,632	資 金 運 用 利 息	361,632		
貸 出 金 利 息	35,303	貸 出 金 利 息	35,303		
有 価 証 券 利 息 配 当 金	8,748	有 価 証 券 利 息 配 当 金	8,748		
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	90	コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	90		
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	10,272	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	10,272		
預 け 金 利 息	21,796	預 け 金 利 息	21,796		
そ の 他 の 受 入 利 息	7,181	そ の 他 の 受 入 利 息	7,181		
信 託 報 酬	93,511	信 託 報 酬	93,511		
役 務 取 引 等 収 益	20,299	役 務 取 引 等 収 益	20,299		
特 定 取 引 等 収 益	32,369	特 定 取 引 等 収 益	32,369		
そ の 他 業 務 収 益	29,951	そ の 他 業 務 収 益	29,951		
そ の 他 経 常 収 益	97,805	そ の 他 経 常 収 益	97,805		
経 常 費 用	50,651	経 常 費 用	50,651		
資 金 調 達 費 用	9,553	資 金 調 達 費 用	9,553		
預 金 利 息	4,686	預 金 利 息	4,686		
譲 渡 性 預 金 利 息	1,349	譲 渡 性 預 金 利 息	1,349		
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	283	コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	283		
売 現 先 勘 定 利 息	2,739	売 現 先 勘 定 利 息	2,739		
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	24,192	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	24,192		
借 用 金 利 息	4,349	借 用 金 利 息	4,349		
社 債 利 息	43,629	社 債 利 息	43,629		
そ の 他 の 支 払 利 息	251	そ の 他 の 支 払 利 息	251		
役 務 取 引 等 費 用	8,398	役 務 取 引 等 費 用	8,398		
特 定 取 引 等 費 用	222,411	特 定 取 引 等 費 用	222,411		
そ の 他 業 務 費 用	215,007	そ の 他 業 務 費 用	215,007		
當 業 業 務 経 常 費 用	215,007	當 業 業 務 経 常 費 用	215,007		
そ の 他 の 経 常 費 用	34,015	そ の 他 の 経 常 費 用	34,015		
経 常 利 益	137,818	経 常 利 益	137,818		
特 別 利 益	0	特 別 利 益	0		
固 定 資 産 処 分 益	105,099	固 定 資 産 処 分 益	105,099		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	15,197	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	15,197		
債 却 債 権 取 立 益	17,521	債 却 債 権 取 立 益	17,521		
そ の 他 の 特 別 利 益	0	そ の 他 の 特 別 利 益	0		
特 別 損 失	4,588	特 別 損 失	4,588		
固 定 資 産 処 分 損	1,253	固 定 資 産 処 分 損	1,253		
減 損 損 失	3,334	減 損 損 失	3,334		
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	167,246	税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	167,246		
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	12,125	法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	12,125		
過 年 度 法 人 税	△ 4,295	過 年 度 法 人 税	△ 4,295		
法 人 税 等 調 整 額	66,376	法 人 税 等 調 整 額	66,376		
法 人 税 等 合 計	74,206	法 人 税 等 合 計	74,206		
少 数 株 主 利 益	5,208	少 数 株 主 利 益	5,208		
当 期 純 利 益	87,830	当 期 純 利 益	87,830		

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(連結財務諸表の作成方針)

- 連結の範囲に関する事項
  - ① 連結される子会社及び子法人等 5社  
 主要な会社名  
 P.T.Bank Resona Perdanía
  - ② 非連結の子会社及び子法人等  
 主要な会社名  
 Asahi Servicios e Representaciones Ltda.  
 非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
- 持分法の適用に関する事項
  - ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等はありません。
  - ② 持分法適用の関連法人等 4社  
 主要な会社名  
 りそな保証株式会社  
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
  - ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
 主要な会社名  
 Asahi Servicios e Representaciones Ltda.
  - ④ 持分法非適用の関連法人等はありません。  
 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。
- 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
  - ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。  
 12月末日 4社  
 3月末日 1社
  - ② 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。  
 なお、連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。
- 開示対象特別目的会社に関する事項  
 当社は、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該

流動化において、当社は住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲渡した債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として当社に引渡しております。

当連結会計年度末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は4,900百万円、負債総額は4,979百万円です。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等は以下の通りです。

	当連結会計年度末残高
譲渡資産(住宅ローン債権)	3,460百万円
譲渡資産に係る劣後債権	2,251百万円

(注) 信託報酬及び分配金などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。

- ⑤ 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項  
 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全時価評価法を採用しております。

会計処理基準に関する事項

- ① 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準  
 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。  
 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。  
 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
- ② 有価証券の評価基準及び評価方法  
 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
 なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
- ④ 固定資産の減価償却の方法  
 ①有形固定資産(リース資産を除く)  
 当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。ま

た、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によりしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを総合的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は384,581百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(追加情報)

当社の貸倒引当金については、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権に

ついて、従来、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しておりますが、当連結会計年度において当該債権に対する引当額と貸倒実績の乖離が判明し、その要因分析等の結果、貸倒実績率に基づく貸倒引当金の計上より合理的と判断されたため、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。この変更により、税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ19,751百万円増加しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給付の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給付の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した連結会計年度から損益処理

(8) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりです。

信託取引損失引当金	10,906百万円
当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	
預金払戻損失引当金	2,510百万円
負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。	
信用保証協会負担引当金	1,200百万円
信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積り計上しております。	

(9) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引法等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(11) リース取引の処理方法

当社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する

連結会計年度に属するものについては、通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(i) 金利リスク・ヘッジ

当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の期間間隔の検証により有効性の評価をしております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間におわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は399百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は1,051百万円（同前）であります。

(ii) 為替変動リスク・ヘッジ

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等が為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(iii) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

(13) 消費税等の会計処理

当社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(14) 連結納税制度の適用

当社は株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号平成18年5月17日）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる影響はありません。

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる影響は軽微であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資を除く）  
41,879百万円
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び優先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は70,408百万円、延滞債権額は268,648百万円です。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払が遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は19,740百万円です。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は102,280百万円です。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支

払済み、元金の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は461,077百万円であります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は151,256百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	159,804 百万円
有価証券	2,898,507
貸出金	100,481
その他資産	3,952
担保資産に対応する債務	
預金	125,586 百万円
売戻先勘定	779,457
借入金	530,400

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券752,461百万円及びその他資産122,654百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,194百万円、敷金保証金は17,988百万円であります。

9. 当座貸渡契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,214,132百万円であります。このうち原契約期間が1年以上のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,997,800百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高のものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も定期的に予め定められている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 25,131百万円

1. 有形固定資産の減価償却累計額 134,128百万円
2. 有形固定資産の圧縮記載額 37,381百万円
3. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。
4. 社債には、劣後特約付社債 508,332百万円が含まれております。
5. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 410,635百万円であります。
6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は299,034百万円であります。
7. 1株当たりの純資産額 △50円 61銭
8. 連結貸借対照表に計上したリース資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 取得価額相当額	有形固定資産	7,747 百万円
2. 減価償却累計額相当額	有形固定資産	5,069 百万円
3. 期末残高相当額	有形固定資産	2,678 百万円
4. 未経過リース料	1年内	1,397 百万円
	1年超	1,682 百万円
	合計	3,079 百万円

5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
 

支払リース料	1,744 百万円
減価償却費相当額	1,675 百万円
支払利息相当額	104 百万円
6. 減価償却費相当額の算定方法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
7. 利息相当額の算定方法  
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役員提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、19,359百万円であります。

19. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△278,792 百万円
年金資産(時価)	396,064
未積立退職給付債務	117,272
未認識数理計算上の差異	23,173
連結貸借対照表計上額の純額	140,446
前払年金費用	140,446
退職給付引当金	△0

20. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は9.99%であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益12,161百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却182,537百万円、株式等売却損24,219百万円、株式等償却21,846百万円を含んでおります。
3. 1株当たり当期純利益金額 1円 68銭
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 1円 13銭

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「買入金債債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	353,437	265

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

国債	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
	80,439	81,570	1,130	1,130	-

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	270,874	294,713	23,839	50,496	26,656
債券	3,777,510	3,738,173	△39,337	277	39,615
国債	3,493,957	3,464,712	△29,245	3	39,248
地方債	106,215	106,119	△95	128	223
社債	177,338	177,341	2	146	143
その他	40,397	37,485	△2,912	2,221	5,133
合計	4,088,782	4,070,372	△18,410	82,995	71,405

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、15,612百万円であります。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に依り、次のとおりとしております。

正常先: 原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先: 時価が取得原価に比べて30%以上下落



記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については決算前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によるおります。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年の翌期から損益処理

(4) その他の引当金

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりです。

信託取引損失引当金	10,906 百万円
当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	
預金払戻損失引当金	2,510 百万円
負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、計上しております。	
信用保証協会負担引当金	1,200 百万円
信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積り計上しております。	

(5) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引法等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによるおります。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当分の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に及び平成15年度から最長10年間におわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は399百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は1,051百万円（同前）であります。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で信用額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は384,581百万円であります。

(追加情報)

破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権について、従来、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上していましたが、当事業年度において当該債権に対する引当額と貸倒実績の乖離が判明し、その要因分析の結果、貸倒実績率に基づく貸倒引当金の計上より合理的と判断されたため、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。この変更により、税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ19,751百万円増加しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	発生年度一括して損益処理
--------	--------------

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによるおります。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずには損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

10. 連結納税制度の適用

株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によりおりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる影響は軽微であります。

注記事項  
(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額  
29,421百万円

2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び優先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は70,115百万円、延滞債権額は266,737百万円です。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶子した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は19,740百万円です。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は102,248百万円です。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の减免、利息の支払猶子、元本の返済猶子、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は458,841百万円です。  
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は150,654百万円です。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
特定取引資産 159,804 百万円  
有価証券 2,898,507  
貸出金 100,481  
その他資産 3,952  
担保資産に対応する債務  
預金 125,586 百万円  
売現先勘定 779,457  
借入金 530,400  
上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券752,337百万円及びその他資産122,654百万円を差し入れております。  
また、その他の資産のうち敷金保証金は17,984百万円です。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコメントメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

す。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,200,511百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,981,282百万円です。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用土地については、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布令第119号）第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格（平成10年1月1日基準日）に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出してあります。  
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 25,131百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 133,830百万円  
12. 有形固定資産の圧縮記録額 37,381百万円  
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金 15,000百万円が含まれております。  
14. 社債は全額劣後特約付社債であります。  
15. 元本建てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託 410,635百万円です。  
16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第3条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は299,034百万円です。  
17. 1株当たりの純資産額 △51円 25銭  
18. 貸借対照表に計上したリース資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。  
1. 取得価額相当額 有形固定資産 7,747 百万円  
2. 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,069 百万円  
3. 期末残高相当額 有形固定資産 2,678 百万円  
4. 未経過リース料 1年内 1,397 百万円  
期末残高相当額 1年超 1,682 百万円  
合計 3,079 百万円

5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額  
支払リース料 1,744 百万円  
減価償却費相当額 1,675 百万円  
支払利息相当額 104 百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 利息相当額の算定方法  
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。  
なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役員提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、19,359百万円です。

19. 関係会社に対する金銭債権総額 159,966百万円  
20. 関係会社に対する金銭債務総額 1,257,588百万円

21. 当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。  
乙種第一回優先株式 1株につき 6円36銭  
皮種第一回優先株式 1株につき 14円38銭  
己種第一回優先株式 1株につき 18円50銭  
第1種第一回優先株式 1株につき 70銭2厘  
第2種第一回優先株式 1株につき 70銭2厘  
第3種第一回優先株式 1株につき 70銭2厘

22. 当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりです。  
退職給付債務 △278,792 百万円  
年金資産（時価） 396,064  
未積立退職給付債務 117,272  
未認識数理計算上の差異 23,173  
貸借対照表計上額の純額 140,446  
前払年金費用 140,446  
退職給付引当金 -

23. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、9.87%です。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益  
資金運用取引に係る収益総額 2,156百万円  
役員取引等に係る収益総額 144百万円  
その他業務・その他経常取引に係る収益総額 190百万円  
関係会社との取引による費用  
資金調達取引に係る費用総額 11,633百万円  
役員取引等に係る費用総額 11,883百万円  
その他業務・その他経常取引に係る費用総額 3,638百万円  
関係会社とのその他の取引  
代位弁済額 27,629 百万円

2. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりです。  
(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有者）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社	株式会社りそなホールディングス	被所有 100.0%	経営管理 預金取引関係	譲渡性預金	869,861	譲渡性預金	745,100
				譲渡性預金 利息	1,989	未払利息	30

(注) 1. 譲渡性預金の取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。  
2. 譲渡性預金については、主として期間1ヶ月の取引であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有者）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の 子会社	株式会社埼玉りそな銀行	-	提携関係	コールマネー	371,783	コールマネー	864
				コールマネー 利息	2,582	未払費用	0
親会社の 子会社	りそな保証株式会社	直接 37.2%	保証委託契約 預金取引関係	住宅ローン等に 係る被保証 保証料	5,167,430	-	-
				保証料	10,263	未払費用	856
親会社の 子会社	大和キャランティ株式会社	-	保証委託契約 預金取引関係	代位弁済	22,676	-	-
				住宅ローン等に 係る被保証 保証料	726,226	-	-
親会社の 子会社	大和キャランティ株式会社	-	保証委託契約 預金取引関係	保証料	920	未払費用	72
				代位弁済	4,953	-	-

(注) 1. 取引金額は、コールマネーについては当事業年度中の平均残高を、住宅ローン等に係る被保証については当事業年度末の被保証残高を、それぞれ記載しております。  
2. コールマネーについては、主として期間1ヶ月の取引であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。  
3. 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、信用リスク等を勘案し、毎期交渉の上決定しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 または氏名	議決権等の 所有(被 所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	備考
親会社の 役員等の 近親者	内川 洋行	-	親会社の執行役員 野口 正毅の義兄	資金の貸付	-	証書貸付	13	注1
役員等の 近親者	中村 美奈子 中村 隆	-	当社代表取締役 中村 重治の母 当社代表取締役 中村 重治の弟	資金の貸付	-	証書貸付	16	注2
役員等の 近親者	保持 啓太郎	-	当社取締役 藤原 健以の義兄	資金の貸付	-	証書貸付	22	注3

- (注) 1. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間 14 年、1 ヶ月毎元利均等返済の大和平ヤランティ株式会社保証付住宅ローンであります。  
2. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間 30 年、1 ヶ月毎元利均等返済のりそな保証株式会社保証付貸付マンションローンであります。  
3. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期間 18 年、1 ヶ月毎元利均等返済のりそな保証株式会社保証付住宅ローンであります。  
3. 1株当たり当期純利益金額 1円 49銭  
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 1円 05銭

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の短期社債、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含ま れた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	353,437	265

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	80,439	81,570	1,130	1,130	-

- (注) 1. 時価は、当事業年度末日における市場価格等に基づいております。  
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	270,874	294,713	23,839	50,496	26,656
債券	3,777,510	3,738,173	△39,337	277	39,615
国債	3,493,957	3,454,712	△39,245	3	39,248
地方債	106,215	106,119	△95	138	223
社債	177,338	177,341	2	146	143
その他	40,397	37,485	△2,912	2,221	5,133
合 計	4,088,782	4,070,372	△18,410	52,995	71,405

1. 貸借対照表計上額は、株式については当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づいて時価により、それぞれ計上したものであります。  
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。  
3. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。  
当事業年度における減損処理額は、15,612百万円であります。  
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、債却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に依り、次のとおりとしております。  
正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落  
要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落  
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	25,862,908	39,020	32,617

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	6,638
関連法人等株式	22,782
その他有価証券	
非上場株式	50,355
非上場内国債券	322,134

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	1,512,818	1,057,176	864,620	226,132
国債	1,425,260	1,444,385	439,373	226,132
地方債	-	90,653	15,466	-
社債	87,557	402,138	9,780	-
その他	4,576	11,632	11,339	16,131
合 計	1,517,395	1,948,809	475,959	242,263

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	729,940百万円
貸倒引当金算入限度超過額及び貸出金償却否認額	202,835
有価証券償却否認額	127,819
退職給付引当金	35,045
その他有価証券評価額差額金	7,225
その他	62,426
繰延税金資産小計	1,165,293
評価性引当額	△900,634
繰延税金資産合計	264,658
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	△19,126
繰延ヘッジ利益	△15,370
その他	△8,927
繰延税金負債合計	△43,424
繰延税金資産の純額	221,234百万円

(重要な後発事象)

平成20年12月19日に当社の親会社である株式会社りそなホールディングス、当社及びりそな信託銀行株式会社(ともに株式会社りそなホールディングスの100%子会社)が締結した合併契約に基づき、当社とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で合併いたしました。

1. 合併の目的

当社とりそな信託銀行株式会社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。

2. 合併の方法、合併後の会社の名称

当社を吸収合併存続会社、りそな信託銀行株式会社を吸収合併消滅会社とし、合併後の会社の名称は株式会社りそな銀行であります。

3. りそな信託銀行株式会社の主な事業の内容、規模等

事業の内容 銀行・信託業務  
 経常収益 35,933百万円(平成21年3月期)  
 当期純利益 9,163百万円(同上)  
 総資産 61,455百万円(平成21年3月31日現在)  
 総負債 25,584百万円(同上)  
 資本金 10,000百万円(同上)  
 純資産 35,871百万円(同上)

4. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)に定める共通支配下の取引として会計処理いたします。

## 信託財産残高表

平成21年3月31日現在

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	112,856	金 銭 信 託	434,462
有 価 証 券	0	財 産 形 成 給 付 信 託	1,060
受 託 有 価 証 券	501	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	0
金 銭 債 権	353,466	有 価 証 券 の 信 託	501
有 形 固 定 資 産	678,554	金 銭 債 権 の 信 託	373,541
無 形 固 定 資 産	3,570	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託	120,071
そ の 他 債 権	9,677	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 質 借 権 の 信 託	4,689
銀 行 勘 定 貸	345,877	包 括 信 託	594,525
現 金 預 け 金	24,349		
合 計	1,528,854	合 計	1,528,854

- (注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。  
 2. 共同信託他社管理財産 17,290百万円  
 3. 元本補てん契約のある信託の貸出金 112,792百万円のうち、破綻先債権額は 38百万円、延滞債権額は 19,486百万円、3ヶ月以上延滞債権額は 32百万円、貸出条件緩和債権額は 3,803百万円であります。また、これらの債権額の合計額は 23,360百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の内訳は次のとおりであります。

金銭信託		(単位：百万円)	
資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	112,792	元 本 補 て ん 債 権 本	410,635
そ の 他	298,467	債 権 償 却 準 備 金	340
		そ の 他	284
計	411,260	計	411,260



(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益  
 その他業務・その他経費取引に係る収益総額 10百万円  
 関係会社との取引による費用  
 資金調達取引に係る費用総額 939百万円  
 その他業務・その他経費取引に係る費用総額 1,113百万円

2. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

(1) 関連会社等

属性	会社等の名称	関係の種類(所有権) (被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)	備考
親会社の子会社	株式会社りそな銀行	-	提 携 関 係	コールローン	371,283	コールローン	864	(注)2
				コールローン	2,582	未収収益	0	
親会社の子会社	りそな保証株式会社	11.7%	直接	住宅ローン等に 係る保証	3,041,462	-	-	(注)3
				保証取引関係	5,346	本社費用	448	
				代位返済	9,526	-	-	

(注) 1. 取引金額は、コールローンについては当事業年度中の平均残高を、住宅ローン等に係る保証については当事業年度末の保証残高を、それぞれ記載しております。  
 2. コールローンは、主として期間1ヶ月の取引であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。  
 3. 住宅ローン等に係る保証の保証条件は、信用リスク等を勘案し、毎期交渉の上決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	関係の種類(所有権) (被所有割合)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	備考
役員及びその近親者	荒井 隆男	-	当 社 監 査 役	預金取引	-	預金	15	(注)1
役員及びその近親者	荒井 隆男	-	当 社 監 査 役	預金取引	-	預金	81	(注)1
役員及びその近親者	荒井 隆男の父	-	荒井 隆男の父	資金の貸付	-	貸出金	472	(注)2
役員及びその近親者	荒井 隆男の兄弟	-	荒井 隆男の兄弟	貸付マージン	-	-	472	(注)3
役員及びその近親者	荒井 隆男の兄弟	-	荒井 隆男の兄弟	貸付マージンに係る保証	-	-	-	(注)3

(注) 1. 自由金利定期預金であり、利率は、取引期間に応じ、市場の実勢相場に基づき合理的に決定しております。  
 2. 自動車保有権として利率を合理的に決定しており、期間28年、1ヶ月毎元利均等返済の貸付マージンローンであり、不動産担保の提供も受けております。  
 3. 1株当たり当期利益金額 7,635円94銭  
 4. 潜在株式調整後1株当たり当期利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」「商品地方債」その他の商品有価証券中の短期債(買入金融債)中の信用受託債が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

属性	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち債 (百万円)	うち株 (百万円)
国債	186,893	188,473	△ 1,580	84	504
地方債	225,311	228,595	△ 3,284	4,842	58
合 計	392,704	397,069	△ 4,364	4,927	562

(注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいて算定しております。  
 2. 「うち債」「うち株」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

属性	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち債 (百万円)	うち株 (百万円)
株式	79,176	91,897	△ 12,652	16,649	4,017
債券	2,239,084	2,222,254	△ 16,750	3,214	16,964
国債	1,986,795	1,965,355	△ 21,459	1,830	19,270
地方債	78,289	79,172	883	1,146	263
社債	125,920	122,226	△ 3,693	257	439
その他の	85,171	89,156	△ 3,985	84	3,370
合 計	2,401,652	2,394,218	△ 7,433	19,919	27,352

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式については当事業年度末前1か月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。  
 2. 「うち債」「うち株」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。  
 3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするのと共に、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度における減損処理額は、△ 659百万円であり、全て株式であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己決定による有価証券発行会社の業務区分に従い、次のとおりとしております。  
 正常先: 原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落  
 要注意先: 未務付先: 時価が取得原価に比べて30%以上下落  
 破綻先: 実質破綻先: 破綻懸念先: 時価が取得原価に比べて下落

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	2,096,330	6,902	8,828

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

その他有価証券	内容	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場国債		45,669
非上場株式		4,972

6. その他有価証券のうち満期が6ヵ月以内及び満期が6ヵ月以上の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	1,394,617	614,337	884,577	128,316
国債	1,256,338	472,214	261,681	148,015
地方債	8,694	73,112	221,176	-
社債	89,444	99,239	1,720	28,461
その他の	8,203	15,221	3,845	62,922
合 計	1,362,921	659,879	488,423	229,759

(税引後会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	繰延税金負債
貸借引当金引当金繰入限度超過額	21,996 百万円
株式等譲却否認	11,584
退職給付関係	8,288
土地取得差額	8,866
その他有価証券評価差額金	5,022
その他	6,414
繰延税金資産小計	66,933
評価引当額	△ 18,986
繰延税金資産合計	37,946
繰延税金負債	△ 18,185
土地評価差額	△ 7,011
その他	△ 5,165
繰延税金負債合計	△ 18,186
繰延税金資産の純額	25,760 百万円

# 決算公告【株式会社近畿大阪銀行】

銀行法第20条に基づき、決算公告を下記ホームページアドレスに掲載しました。

http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/koukoku/ko/index.html

なお、同法第21条の規定により、本決算公告を本誌に掲載しています。

**第 9 期 決 算 公 告**

平成21年6月26日

大阪市中央区城見一丁目4番27号  
株式会社 近 畿 大 阪 銀 行  
代表取締役社長 桔 梗 芳 人

連 結 貸 借 対 照 表 (平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )			
現 金 預 け 金	64,697	預 金	3,279,723
コールローン及び買入手形	20,000	債券貸借取引受人担保金	79,613
買 入 金 銭 債 権	110,867	借 用 金	65,011
商 品 有 価 証 券	153	外 国 為 替	69
有 価 証 券	627,897	そ の 他 の 負 債	33,168
貸 出 金	2,707,381	賞 与 引 当 金	1,829
外 国 為 替	3,808	退 職 給 付 引 当 金	4,009
そ の 他 の 資 産	18,243	そ の 他 の 引 当 金	4,144
有 形 固 定 資 産	31,557	支 払 承 諾	24,329
建 物	7,130	負 債 の 部 合 計	3,491,898
土 地	23,168	( 純 資 産 の 部 )	
リ ー ス 資 産	25	資 本 金	38,971
その他の有形固定資産	1,233	資 本 剰 余 金	55,439
無 形 固 定 資 産	1,341	利 益 剰 余 金	8,038
ソ フ ト ウ ェ ア	1,046	株 主 資 本 合 計	102,448
その他の無形固定資産	295	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 6,926
繰 延 税 金 資 産	10,279	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 6,926
支 払 承 諾 見 返	24,329	純 資 産 の 部 合 計	95,522
貸 倒 引 当 金	△ 33,137		
資 産 の 部 合 計	3,587,421	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,587,421

連 結 損 益 計 算 書 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経 常 収 益		88,230
資 金 運 用 収 益	67,144	
貸 出 金 利 息	58,858	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	6,235	
コールローン利息及び買入手形利息	312	
債券貸借取引受人利息	29	
預 け 金 利 息	49	
そ の 他 の 受 入 利 息	1,657	
役 務 取 引 等 収 益	14,324	
そ の 他 業 務 収 益	1,520	
そ の 他 経 常 収 益	5,241	
経 常 費 用		87,359
資 金 調 達 費 用	11,516	
預 金 利 息	9,521	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1	
債券貸借取引支払利息	138	
借 用 金 利 息	1,851	
そ の 他 の 支 払 利 息	3	
役 務 取 引 等 費 用	5,251	
そ の 他 業 務 費 用	3,715	
當 業 業 経 費	46,726	
そ の 他 経 常 費 用	20,149	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,646	
そ の 他 の 経 常 費 用	18,503	
経 常 利 益		870
特 別 利 益		3,946
債 却 債 権 取 立 益	3,946	
特 別 損 失		2,866
固 定 資 産 処 分 損	320	
そ の 他 の 特 別 損 失	2,545	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,950
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	1,487	
法 人 税 等 調 整 額	△ 160	
法 人 税 等 合 計		1,327
当 期 純 利 益		623

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
子会社、子法人及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(連結財務諸表の作成方針)

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 1 社  
会社名  
近畿大阪信用保証株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等  
該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等  
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項  
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。  
3 月末日 1 社

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項  
連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

**1. 会計処理基準に関する事項**

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券で時価のあるものうち株式については連結決算日前1か月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)  
当社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 6年～50年  
その他 3年～20年  
連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社の利用のソフトウェアについては、当社及び連結される子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価値については、リース契約上に残存価値の取決めがあるものは当該残存価値額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準  
当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。))に係る債権については、下記直接支払後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。  
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。))及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができると認められる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和と実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、33,227百万円であり

(追加情報)

当社の貸倒引当金については、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権について、従来、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しておりましたが、当連結会計年度において当該債権に対する引当額と貸倒実績の乖離が判明し、その要因分析の結果、貸倒実績率に基づく貸倒引当金の計上より合理的と判断されたため、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ 712百万円増加しております。

(6) 貸与引当金の計上基準

貸与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均現存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により分配した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理

(8) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。主な内容は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金	2,155百万円
負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。	
信用保証協会負担引当金	1,882百万円
信用保証協会の責任共有制度導入に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。	

(9) 外貨建資産・負債の換算基準

当社の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(10) リース取引の処理方法

当社及び連結される子会社のリース物件の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(11) 消費税等の会計処理

当社及び連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(12) 連結納税制度の適用

当社及び連結される子会社は株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として連結納税制度を適用しております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、リース取引に関する会計基準(企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日)及びリース取引に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針 16 号同前)が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は 25 百万円、「その他負債」中のリース債務は 26 百万円増加しております。なお、損益に与える影響は軽微であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は6,329百万円、延滞債権額は44,429百万円でありました。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のいからよまに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は33,658百万円でありました。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,185百万円でありました。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は30,602百万円でありました。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除後の金額であります。

5. 有形割引債は、「銀行法における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は48,484百万円でありました。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	92,377百万円
貸出金	100,000百万円
担保資産に対応する債務	
預金	9,149百万円
借入金	79,613百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保として、現金預け金8,000百万円、有価証券51,335百万円及びその他資産28百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち敷金保証金は1,617百万円でありました。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、455,634百万円でありました。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが453,305百万円でありました。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約制度の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 19,577百万円

9. 有形固定資産の圧縮総額 10,167百万円

10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金65,000百万円が含まれております。

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私惠(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は26,360百万円でありました。

12. 1株当たりの純資産額 26円6銭

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	153	1

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表	時 価	差 額	う ち 益	う ち 損
計 上 額 (百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
国 債	125,956	127,804	1,847	2,132
				284

注1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

取得原価	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株 式	5,991	6,523	531	1,114
債 券	399,682	399,202	△479	709
国 債	157,710	157,650	△60	253
地方債	11,548	11,551	2	36
社 債	230,422	230,001	△421	420
その他	184,707	177,728	△6,978	213
合 計	590,380	583,453	△6,926	2,038

注1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算出された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表債権とする

とともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、1,151百万円でありました。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、債権・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりであります。

正常系:原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落  
要注意系:未付けた時:時価が取得原価に比べて30%以上下落  
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先:時価が取得原価に比べて下落

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	256,971	2,101	2,441

13. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 取得価額相当額	有形固定資産	1,101 百万円
	無形固定資産	20 百万円
	合計	1,121 百万円
2. 減価償却累計額相当額	有形固定資産	738 百万円
	無形固定資産	10 百万円
	合計	748 百万円
3. 期末残高相当額	有形固定資産	362 百万円
	無形固定資産	10 百万円
	合計	372 百万円
4. 未経過リース料	1年内	205 百万円
期末残高相当額	1年超	189 百万円
	合計	394 百万円
5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		
	支払リース料	559 百万円
	減価償却費相当額	531 百万円
	支払利息相当額	21 百万円
6. 減価償却費相当額の算定方法		
	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
7. 利息相当額の算定方法		
	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。	

14. 当連結会計年度末の退職給付債務等は次のとおりであります。

退職給付債務	△ 31,032 百万円
年金資産(時価)	18,236
未積立退職給付債務	△ 12,796
未認識数理計算上の差異	8,787
連結貸借対照表計上額の純額	△ 4,009
退職給付引当金	△ 4,009

15. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号に規定する連結自己資本比率(国内基準)は、9.67%であります。

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常費用には、貸出金償却12,107百万円を含んでおります。
2. その他の特別損失は、事務システム更改に伴う損失であります。
3. 1株当たり当期純損失金額 14銭
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	26,360
その他有価証券	
非上場株式	2,243
投資事業有限責任組合に類するもの出資持分	458

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	264,049	133,313	53,803	100,352
国債	113,267	38,615	44,222	87,501
地方債	4,243	4,486	2,821	—
社債	146,538	90,211	6,759	12,851
その他	1,957	41,367	13,727	110,373
合計	266,006	174,681	67,531	210,726

第9期決算公告

平成21年6月26日

大阪市中央区城見一丁目4番2号  
株式会社近畿大阪銀行  
代表取締役社長 梶 芳人

貸借対照表 (平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	64,690	当座預金	3,298,725
預け金	40,290	普通預金	208,356
預入金	24,399	貯蓄預金	1,310,363
商品有価証券	20,000	通知預金	28,036
商品国債	110,867	定期預金	10,253
有価証券	153	その他の預金	1,700,349
国債	630,114	債券借取引受入担保金	41,365
地方債	283,606	借入金	79,613
社債	11,551	借入金	65,011
その他の証券	256,361	外債	69
貸出金	10,983	売却外国為替	61
割引手形	67,611	未払外国為替	8
手形貸付	159,303	その他の負債	23,473
証書貸付	2,319,004	未決済為替借	0
当座貸越	179,000	未払法人税等	219
外国為替	3,808	未払費用	6,549
外国他店預け	1,580	前受収益	2,036
買入外国為替	563	金融派生商品	195
取立外国為替	1,665	リース債務	26
その他の資産	17,981	その他の負債	14,446
前払費用	376	賞与引当金	1,817
未取収益	3,918	退職給付引当金	3,993
金融派生商品	227	その他の引当金	4,144
その他の資産	13,459	支払承諾	21,403
有形固定資産	31,524	負債の部合計	3,498,252
建物	7,121	(純資産の部)	
土地	23,168	資本金	38,971
リース資産	25	資本剰余金	55,439
その他の有形固定資産	1,208	資本準備金	38,971
無形固定資産	1,256	その他資本剰余金	16,467
ソフトウェア	965	利益剰余金	2,045
その他の無形固定資産	290	その他利益剰余金	2,045
繰延税金資産	9,829	繰上資本合計	96,456
支払承諾見返	21,403	その他有価証券評価差額金	△ 6,926
貸倒引当金	△ 28,537	評価・換算差額等合計	△ 6,926
資産の部合計	3,587,781	純資産の部合計	89,529
		負債及び純資産の部合計	3,587,781

損益計算書 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
経常収益		86,890
資金運用収益	67,103	
貸出金利	58,817	
有価証券利息	6,235	
コールローン利息	307	
債券借取引受入利息	29	
買入手形利息	4	
預け金利息	49	
その他の受入利息	1,657	
役員取引等収益	13,031	
受入為替手数料	3,772	
その他の役員収益	9,258	
その他業務収益	1,520	
外国為替売却益	860	
国債等債券売却益	659	
その他経常収益	5,235	
株式等売却益	1,441	
その他の経常収益	3,793	
経常費用		86,056
資金調達費用	11,566	
預金金利	9,570	
コールマネー利息	1	
債券借取引支払利息	138	
借入金利息	1,851	
その他の支払利息	3	
役員取引等費用	6,119	
支払為替手数料	730	
その他の役員費用	5,389	
その他業務費用	3,715	
商品有価証券売却損	1	
国債等債券売却損	2,248	
国債等債券償還損	600	
国債等債券償還損	864	
営業経常費用	46,258	
その他経常費用	18,397	
貸倒引当金繰入	370	
貸出金償却損	12,107	
株式等償却損	189	
株式等償却損	297	
その他の経常費用	5,432	
経常利益		833
特別利益		3,939
償却債権取立益	3,939	
特別損失		2,866
固定資産処分損失	320	
その他の特別損失	2,545	
税引前当期純利益		1,906
法人税、住民税及び事業税	1,520	
法人税等調整額	△ 182	
当期純利益		1,338
		568

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定期法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～50年

その他 3年～20年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により行っております。なお、残存価値については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものはその当該残価保証額として、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建資産及び負債の為替相場への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付けております。

6. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」とい。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」とい。))に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」とい。))及び貸出条件緩和等をする債務者で与信額が一定以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に依存するキャッシュ・フローを合理的に見積ることができると認められる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた債権と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を審査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保(保証付債権等)については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 30,331百万円です。

(追加情報)

破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権について、従来、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上してまいりましたが、当事業年度において当該債権に対する引当額と貸倒実績の乖離が顕著となり、その要因分析の結果、貸倒実績率に基づく貸倒引当金の計上より合理的

的と判断されたため、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方に基づいた場合に比べ 712百万円増加しております。

(2)賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払に備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3)退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)(この定額法により接分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理)

(4)その他の引当金  
その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積れることができる金額を計上しております。主な内容は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金	2,155百万円
負債計上中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。	
信用保証協会負担金引当金	1,882百万円
信用保証協会の責任共有制度導入に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。	

7.リース取引の処理方法  
所有権移転外ファイナンスリース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8.消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

9.連結納税制度の適用  
株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

(リース取引に関する会計基準)  
所有権移転外ファイナンスリース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、リース取引に関する会計基準(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及びリース取引に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。  
これにより、従来の方に基づき、「有形固定資産」中のリース資産は 25百万円、「その他負債」中のリース債務は 26百万円増加しております。なお、損益に与える影響は軽微であります。

14. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部については、所有権移転外ファイナンスリース契約により使用しております。

1. 取得価額相当額	有形固定資産	1,088	百万円
	無形固定資産	1	百万円
	合計	1,089	百万円
2. 減価償却累計額相当額	有形固定資産	732	百万円
	無形固定資産	1	百万円
	合計	733	百万円
3. 期末残高相当額	有形固定資産	355	百万円
	無形固定資産	0	百万円
	合計	355	百万円
4. 未経過リース料	1年内	198	百万円
期末残高相当額	1年超	177	百万円
	合計	375	百万円
5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	支払リース料	551	百万円
	減価償却費相当額	523	百万円
	支払利息相当額	20	百万円
6. 減価償却費相当額の算定方法	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		
7. 利息相当額の算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		

15. 関係会社に対する金融債務総額 45,543百万円  
16. 当社の定義の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。  
第一回優先株式 1株につき 6円80銭  
17. 当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△31,016	百万円
年金資産(時価)	18,236	
未積立退職給付債務	△12,780	
未認識数理計算上の差異	8,787	
貸借対照表計上額の純額	△3,993	
退職給付引当金	△3,993	

18. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号⑩に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、9.40%であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 2,216百万円  
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 6,011百万円、延滞債権額は 52,056百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸借償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第07号)第96条第1項第3号のいからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。  
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 3,658百万円であります。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。  
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 10,721百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的とし、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。  
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 72,447百万円であります。  
なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸借引当金控除前の金額であります。  
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 48,484百万円であります。  
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	92,377百万円
貸出金	100,000百万円
担保資産に対応する債務	
預金	9,149百万円
債券貸借取引受入担保金	79,613百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保として、現金預り金 8,000百万円、有価証券 51,335百万円及びその他資産 28百万円を差し入れております。  
また、その他の資産のうち敷金保証金は 1,594百万円であります。  
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、455,634百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 453,205百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了したものであるため、融資未実行残高のものが必要とする当社の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約相対額額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。  
9. 有形固定資産の減価償却累計額 19,536百万円  
10. 有形固定資産の圧縮総額 10,167百万円  
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金 65,000百万円が含まれております。  
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は 26,360百万円であります。  
13. 1株当たりの純資産額 21円61銭

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

役員取引等に係る収益総額	1百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	558百万円
役員取引等に係る費用総額	868百万円
その他の取引に係る費用総額	645百万円
関係会社とのその他の取引	
代位弁済額	5,189百万円

2. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。  
子会社及び関連会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	近畿大阪信用保証株式会社	直接 100%	保証委託関係 預金取引関係	住宅ローン等に係る被保証	942,913	—	—
				保証料等	868	未払費用	80
				代位弁済	5,189	—	—

(注)1. 取引金額は、当事業年度末の帳簿保証残高を記載しております。  
2. 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、信用リスク等を勘案し、毎期交渉の上決定しております。  
3. その他の特別損失は、事務システム更改に伴う損失であります。  
4. 1株当たり当期純損失金額 18銭  
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	153	1

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)	うち 益 (百万円)	うち 損 (百万円)
国 債	125,956	127,804	1,847	2,132	284

注1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。  
注2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評 価 差 額 (百万円)	う ち 益 (百万円)	う ち 損 (百万円)
株 式	5,991	6,523	531	1,114	583
債 券	399,682	399,202	△479	709	1,189
国 債	157,710	157,650	△60	253	313
地方債	11,548	11,551	2	36	33
社 債	230,422	230,001	△421	420	841
その他	184,707	177,728	△6,978	213	7,192
合 計	590,380	583,453	△6,926	2,038	8,964

注1. 貸借対照表計上額は、株式については当事業年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算出された額により、また、それ以外については、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、1,151百万円であります。

また時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に依り、次のとおりとしております。

正常先:原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先:時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先:時価が取得原価に比べて下落

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	256,971	2,101	2,441

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社 債	26,360
子会社株式	2,216
その他有価証券	
非上場株式	2,243
投資事業有限責任組合に類するもの出資持分	458

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債 券	264,049	133,313	53,803	100,352
国 債	113,267	38,615	44,222	87,501
地方債	4,243	4,486	2,821	—
社 債	146,538	90,211	6,759	12,851
その他	1,957	41,367	13,727	110,373
合 計	266,006	174,681	67,531	210,726

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	129,592	百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	18,551	
有価証券償却否認額	6,114	
その他有価証券評価差額金	2,814	
退職給付引当金	1,638	
その他	8,502	

繰延税金資産小計

167,214

評価性引当額

△157,240

繰延税金資産合計

9,973

繰延税金負債

未取配当金

△43

その他

△100

繰延税金負債合計

△144

繰延税金資産の純額

9,829 百万円

# 決算公告【旧りそな信託銀行株式会社】

銀行法第20条に基づき、決算公告を下記ホームページアドレスに掲載しました。  
[http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/koukoku/rt/pdf/200903\\_rt.pdf](http://www.resona-gr.co.jp/holdings/ir/koukoku/rt/pdf/200903_rt.pdf)  
 なお、同法第21条の規定により、本決算公告を本誌に掲載しています。

## 第 8 期 決 算 公 告

平成 21 年 6 月 26 日

大阪市中央区備後町二丁目 2 番 1 号  
 株 式 会 社 りそな 銀 行  
 代表取締役社長 岩田 直樹  
 (旧りそな信託銀行株式会社)

りそな信託銀行株式会社

### 貸 借 対 照 表 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
現金預け	22,946	預 金	14,417
有価証券	14,984	その他の預金	14,417
国債	14,984	その 他 の 負 債	10,676
その他の資産	14,266	未払法人税等	700
前払費用	42	未払法人税等	4,123
未収利息	14,180	前払費用	68
その他の資産	44	リース負債	7
有形固定資産	137	未払利息	4,343
建物	83	預り	1,432
リース資産	7	賞与引当金	490
その他の有形固定資産	46	負債の部合計	25,584
無形固定資産	8,596	(純資産の部)	
ソフトウェア	3,442	資本	10,000
ソフトウェア仮勘定	5,151	資本剰余金	14,969
その他の無形固定資産	2	資本準備金	14,969
繰延税金資産	522	利益剰余金	10,891
		その他利益剰余金	10,891
		繰越利益剰余金	10,891
		株主資本合計	35,861
		その他有価証券評価差額金	9
		評価・換算差額等合計	9
		純資産の部合計	35,871
資産の部合計	61,455	負債及び純資産の部合計	61,455

## 損 益 計 算 書 [平成20年4月1日から平成21年3月31日まで]

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 収 益			35,933
信託報酬	28,232		
資金運用収益	155		
有価証券利息配当金	104		
預け金利息	13		
その他の受入利息	37		
役員取引等収益	7,506		
受入為替手数料	1		
その他の役員収益	7,505		
その他経常収益	38		
その他の経常収益	38		
経 常 費 用			20,436
資金調達費用	35		
預金利息	2		
コルマナー利息	31		
その他の支払利息	1		
役員取引等費用	8,417		
支払為替手数料	93		
その他の役員費用	8,323		
営業経費	11,915		
その他経常費用	69		
その他の経常費用	69		
経 常 利 益			15,496
特 別 損 失			9
固定資産処分損	9		
税引前当期純利益			15,487
法人税、住民税及び事業税	6,028		
法人税等調整額	295		
法人税等合計			6,323
当期純利益			9,163

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

- 有価証券の評価基準及び評価方法  
 有価証券の評価は、その他有価証券(債券)については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。  
 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 固定資産の減価償却の方法  
 (1)有形固定資産(リース資産を除く)  
 有形固定資産は、建物については定額法、その他については定率法を採用しております。  
 また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
 建物 8年～39年  
 その他 2年～15年  
 (2)無形固定資産(リース資産を除く)  
 無形固定資産は、定額法により償却しております。  
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。  
 (3)リース資産  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により行っております。  
 なお、残存価額については、零としております。
- 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 賞与引当金の計上基準  
 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- リース取引の処理方法  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。
- 消費税等の会計処理  
 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という)の会計処理は、税抜方式により行っております。
- 連結納税制度の適用  
 当社は、株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税会社として、連結納税制度を適用しております。

### 会計方針の変更

- (リース取引に関する会計基準)  
 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理により行っておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日)及びリース取引に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第 16 号同前)が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことにより、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。  
 なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

### 注記事項

- (貸借対照表関係)
- 為替決済の担保として 14,984 百万円の有価証券(国債)を差し入れております。  
 また、その他の資産のうち敷金保証金は 17 百万円、信託法に基づき営業保証金の供託は 25 百万円、手形交換差戻保証金は 1 百万円あります。
  - 有形固定資産の減価償却累計額 156 百万円
  - 1 期当たりの純資産額 11,742 百万円
  - 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
  - 関係会社に対する金銭債権総額 4,137 百万円
  - 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、46.23%であります。

### (損益計算書関係)

- 関係会社との取引による収益  
 役員取引等に係る収益総額 4 百万円  
 関係会社との取引による費用  
 資金調達取引・役員取引等以外の経常取引に係る費用総額 153 百万円
- 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。  
 兄弟会社等

属性	名称	議決権等の所有(取得者)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	株式会社りそな銀行	-	当社:主要信託契約代理店	信託契約代理店手数料支払	1,903	未払費用	1,266
			役員兼任	コルマナー利息	2,991	-	-
					20	-	-

- 注(1)信託契約代理店手数料支払のうち、取引金額には消費税等が含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。  
 (2)コルマナーの取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。  
 (3)信託契約代理店手数料支払における取引条件については、一般的な信託契約代理店取引における取引条件を参考に決定しております。  
 (4)コルマナーの取引条件については、一般のコルマナー取引と同様に決定しております。
- 1株当たり当期純利益金額 18,326 円 47 銭

### (有価証券関係)

- 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
- その他有価証券の時価のあるもの(平成 21 年 3 月 31 日現在)
- | 取得原簿 | 貸借対照表      | 評価差額       | うち益    | うち損    |
|------|------------|------------|--------|--------|
| 国債   | 14,988 百万円 | 14,984 百万円 | 15 百万円 | 15 百万円 |
| 合計   | 14,988 百万円 | 14,984 百万円 | 15 百万円 | 15 百万円 |
- 注(1)貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づき時価により計上したものであります。  
 (2)「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成 21 年 3 月 31 日現在)
- |    | 1 年以内      | 1 年超 5 年以内 | 5 年超 10 年以内 | 10 年超 |
|----|------------|------------|-------------|-------|
| 国債 | 14,984 百万円 | 1 百万円      | 1 百万円       | 1 百万円 |
| 合計 | 14,984 百万円 | 1 百万円      | 1 百万円       | 1 百万円 |

### (税務会計関係)

- 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。
- |           |         |
|-----------|---------|
| 繰延税金資産    | 162 百万円 |
| 未払事業税     | 199 百万円 |
| 賞与引当金     | 106 百万円 |
| その他       | 329 百万円 |
| 繰延税金資産合計  | 6 百万円   |
| 繰延税金負債    | 322 百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 322 百万円 |

### (重要な偶発事項)

- 平成 20 年 12 月 19 日に当社の親会社である株式会社りそなホールディングス、当社及び株式会社りそな銀行(ともに株式会社りそなホールディングスの 100% 子会社)が締結した合併契約に基づき、当社と株式会社りそな銀行は、平成 21 年 4 月 1 日付で合併いたしました。
- 合併の目的  
 株式会社りそな銀行と当社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。
  - 合併の方法、合併後の会社の名称  
 株式会社りそな銀行を吸収合併親会社とし、当社を吸収合併子会社とし、合併後の会社の名称は株式会社りそな銀行であります。
  - 株式会社りそな銀行の主要事業の内容、規模等
- | 事業の内容 | 銀行・信託業務        |                      |
|-------|----------------|----------------------|
| 経常収益  | 612,459 百万円    | (平成 21 年 3 月期)       |
| 当期純利益 | 82,050 百万円     | (同上)                 |
| 総資産   | 25,583,615 百万円 | (平成 21 年 3 月 31 日現在) |
| 総負債   | 24,675,255 百万円 | (同上)                 |
| 資本金   | 279,928 百万円    | (同上)                 |
| 純資産   | 908,379 百万円    | (同上)                 |

信託財産残高表  
(平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

資	産	金	額	負	債	金	額			
有	価	証	券	6,366,593	金	銭	信	託	13,018,474	
国	債	債	値	4,678,495	年	金	信	託	4,173,367	
地	方	債	債	359,110	投	資	信	託	14,820,506	
社	債	債	債	1,273,911	金	銭	信	託	以外の	
外	国	証	券	55,075	有	価	証	券	の	
信	託	受	益	権	26,519,268	包	括	信	託	117,901
そ	の	他	債	権	550					527,249
現	金	預	け	金	5,072					233,986
預	け	金	金	5,072						
合	計			32,891,486	合	計				32,891,486

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額26,519,268百万円が含まれております。  
 3. 共同信託総社管理財産 1,890,699百万円  
 4. 元本補てん契約のある信託の取扱残高はありません。



	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行	旧りそな信託銀行
12.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減 .....	167	279	341	248
13.直近の2事業年度における次に掲げる事項				
（1）総資産経常利益率及び資本経常利益率 .....	154	265	328	243
（2）総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 .....	154	265	328	243
14.直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金・定期性預金・譲渡性預金その他の預金の平均残高 .....	169	281	343	249
15.直近の2事業年度における固定金利定期預金・変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高 .....	169	281	343	249
16.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 .....	171	282	344	249
17.直近の2事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高 .....	171	282	344	249
18.直近の2事業年度における担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び支払承諾見返額 .....	172	283	345	249
19.直近の2事業年度における用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高 .....	172	283	345	249
20.直近の2事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 .....	171	283	345	249
21.直近の2事業年度における中小企業等（注1）に対する貸出金（注2）残高及び貸出金の総額に占める割合 .....	172	283	345	249
22.直近の2事業年度における特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残高の5%以上を占める国別の残高 .....	172	283	345	249
23.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値 .....	170	282	344	249
24.直近の2事業年度における商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高（銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。） .....	—	287	348	250
25.直近の2事業年度における有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高 .....	175	287	348	250
26.直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高 .....	175	287	348	250
27.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値 .....	170	282	344	249
28.直近の2事業年度における金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第8号の7の信託財産残高表（注記事項を含む） .....	176	—	—	251
29.直近の2事業年度における金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高 .....	177	—	—	252
30.直近の2事業年度における元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高 .....	176	—	—	251
31.直近の2事業年度における信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高 .....	177	—	—	252
32.直近の2事業年度における金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高 .....	177	—	—	252
33.直近の2事業年度における金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高 .....	177	—	—	251

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行	旧りそな信託銀行
34.直近の2事業年度における金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高 .....	177	—	—	251
35.直近の2事業年度における担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高 .....	178	—	—	251
36.直近の2事業年度における用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高 .....	178	—	—	251
37.直近の2事業年度における業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 .....	178	—	—	251
38.直近の2事業年度における中小企業等（注1）に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 .....	178	—	—	251
39.直近の2事業年度における金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高 .....	178	—	—	252
<b>銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項</b>				
40.リスク管理の体制 .....	31～53	31～53	31～53	31～53
41.法令遵守の体制 .....	26～30	26～30	26～30	26～30
<b>直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</b>				
42.貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 .....	156～161	267～272	330～334	244～247
43.貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額				
（1）破綻先債権に該当する貸出金 .....	173	284	346	250
（2）延滞債権に該当する貸出金 .....	173	284	346	250
（3）3か月以上延滞債権に該当する貸出金 .....	173	284	346	250
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金 .....	173	284	346	250
44.元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額 .....	176	—	—	251
45.自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 .....	31～55,223～240	31～55,296～314	31～55,372～379	31～55,254～262
46.有価証券に関する次に掲げる事項				
（1）取得価額又は契約価額 .....	162	273,274	336	248
（2）時価 .....	162	273,274	336	248
（3）評価損益 .....	162	273,274	336	248
47.金銭の信託に関する次に掲げる事項				
（1）取得価額又は契約価額 .....	163	274	337	248
（2）時価 .....	163	274	337	248
（3）評価損益 .....	163	274	337	248
48.第13条の3第1項第5号に掲げる取引に関する次に掲げる事項				
（1）取得価額又は契約価額 .....	164	275,276	338	248
（2）時価 .....	164	275,276	338	248
（3）評価損益 .....	164	275,276	338	248
49.貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 .....	173	284	346	250
50.貸出金償却の額 .....	173	284	346	250
51.法第20条第1項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 .....				
52.貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 .....	156	—	—	—
53.単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨 .....	224	—	—	—

(注1) 資本金3億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が300人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあっては資本金1億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が100人以下の会社又は個人を、サービス業にあっては資本金5千万円以下若しくは常時使用する従業員が100人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食店にあっては資本金5千万円以下若しくは常時使用する従業員が50人以下の会社又は個人をいう。

(注2) 外国に所在する営業所の貸出金及び特別国際金融取引勘定に係る貸出金を除く。

**銀行法施行規則第19条の3（連結ベース）**

**銀行及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項**

1. 銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 .....
2. 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項
  - (1) 名称 .....
  - (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 .....
  - (3) 資本金又は出資金 .....
  - (4) 事業の内容 .....
  - (5) 設立年月日 .....
  - (6) 銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合 .....
  - (7) 銀行の1の子会社等以外の子会社等が保有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 .....

**銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの**

3. 直近の事業年度における事業の概況 .....
4. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
  - (1) 経常収益 .....
  - (2) 経常利益又は経常損失 .....
  - (3) 当期純利益若しくは当期純損失 .....
  - (4) 純資産額 .....
  - (5) 総資産額 .....
  - (6) 連結自己資本比率 .....

**銀行及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項**

5. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書 .....
6. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
  - (1) 破綻先債権に該当する貸出金 .....
  - (2) 延滞債権に該当する貸出金 .....
  - (3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 .....
  - (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 .....
7. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 .....
8. 銀行及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの .....
9. 法第20条第2項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 .....
10. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 .....
11. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨 .....

	りそな銀行	近畿大阪銀行
	185	353
	186	353
	186	353
	186	353
	186	353
	186	353
	186	353
	186	353
	186	353
	140	317
	139	317
	139	317
	139	317
	139	317
	139	317
	141～148	318～323
	153	327
	153	327
	153	327
	153	327
	31～55,195～222	31～55,357～371
	152	326
	141	—
	141	—
	197	—

**金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条**

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 .....
2. 危険債権 .....
3. 要管理債権 .....
4. 正常債権 .....

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行	旧りそな信託銀行
	153,173	284	327,346	250
	153,173	284	327,346	250
	153,173	284	327,346	250
	153,173	284	327,346	250

## 銀行法施行規則第34条の26

りそな  
ホールディングス

## 銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 経営の組織（銀行持株会社の子会社等（法第52条の25に規定する子会社等（法第52条の13第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この頁において同じ。）の経営管理に係る体制を含む）.....	3,22~25,95
2. 資本金及び発行済株式の総数 .....	102,106
3. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
（1）氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）.....	114
（2）各株主の持株数.....	114
（3）発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合 .....	114
4. 取締役及び執行役の氏名及び役職名.....	96

## 銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

5. 銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成.....	3,95
6. 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
（1）名称.....	97,98
（2）主たる営業所又は事務所の所在地.....	97,98
（3）資本金又は出資金.....	97,98
（4）事業の内容.....	97,98
（5）設立年月日.....	97,98
（6）銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合 .....	97,98
（7）銀行持株会社の1の子会社等以外の子会社等が保有する当該1の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合 .....	97,98

## 銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

7. 直近の事業年度における事業の概況.....	67
8. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
（1）経常収益.....	65
（2）経常利益又は経常損失.....	65
（3）当期純利益若しくは当期純損失.....	65
（4）純資産額.....	65
（5）総資産額.....	65
（6）連結自己資本比率.....	65

## 銀行持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

9. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書.....	68~77
10. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
（1）破綻先債権に該当する貸出金.....	85
（2）延滞債権に該当する貸出金.....	85
（3）3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金.....	85
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金.....	85
11. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 .....	31~55,100~135
12. 銀行持株会社及びその子法人等（令第4条の2第2項に規定する子法人等をいう。）が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この項目において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）.....	81
13. 法第52条の28第1項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨.....	68
14. 銀行持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨.....	68
15. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨.....	103

## 金融庁告示第15号に基づく開示事項（バーゼルⅡ）

【銀行法施行規則第34条の26第1項第4号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日付金融庁告示第15号）】

	りそな ホールディングス
<b>定性的な開示事項</b>	
1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項	
（1）連結自己資本比率告示第15条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点.....	101
（2）持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容.....	101
（3）連結自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容.....	101
（4）連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容.....	101
（5）法第52条の23第1項第10号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの又は同項第11号に掲げる会社であって、持株会社グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容.....	101
（6）持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要.....	101
2. 自己資本調達手段の概要.....	105～116
3. 持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要.....	55
4. 信用リスクに関する次に掲げる事項	
（1）リスク管理の方針及び手続の概要.....	36～42
（2）標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）.....	117
②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称.....	117
（3）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
①使用する内部格付手法の種類.....	54
②内部格付制度の概要.....	38,39
③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）	
（i）事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）.....	38,39
（ii）ソブリン向けエクスポージャー.....	38,39
（iii）金融機関等向けエクスポージャー.....	38,39
（iv）株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）.....	39
（v）居住用不動産向けエクスポージャー.....	39
（vi）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー.....	39
（vii）その他リテール向けエクスポージャー.....	39
5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要.....	43,126
6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要.....	43
7. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
（1）リスク管理の方針及び手続の概要.....	42
（2）証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称.....	133
（3）証券化取引に関する会計方針.....	133
（4）証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称.....	133
8. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
（1）リスク管理の方針及び手続の概要.....	49
（2）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称.....	54
9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要.....	47,72
10. 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項	
（1）リスク管理の方針及び手続の概要.....	47
（2）持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要.....	47

	りそな ホールディングス
<b>定量的な開示事項</b>	
11. 連結自己資本比率告示第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	101
12. 自己資本の構成に関する次に掲げる事項	
（1）連結における基本的項目の額及び次に掲げる項目の額	102
① 資本金及び資本剰余金	102
② 利益剰余金	102
③ 連結子法人等の少数株主持分の合計額	102
④ 連結自己資本比率告示第17条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び連結における基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	102
⑤ 基本的項目の額のうち(1)から(4)までに該当しないもの	102
⑥ 連結自己資本比率告示は第17条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	102
⑦ 連結自己資本比率第17条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	102
⑧ 連結自己資本比率告示第17条第6項の規定により基本的項目から控除した額	102
（2）連結自己資本比率告示第18条に定める補完的項目の額及び連結自己資本比率告示第19条に定める準補完的項目の額の合計額	102
（3）連結自己資本比率告示第20条に定める控除項目の額	102
（4）連結における自己資本の額	102
13. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
（1）信用リスクに対する所要自己資本の額（（2）及び（3）の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	
① 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	104
② 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）	
(i) 事業法人向けエクスポージャー	104
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	104
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	104
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	104
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	104
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	104
③ 証券化エクスポージャー	104
（2）内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	
① マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	104
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	104
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	104
② PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	104
（3）信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	104
（4）マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	104
① 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）	—
② 内部モデル方式	—
（5）オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	
① 粗利益配分手法	104
（6）連結自己資本比率及び連結基本的項目比率	102
（7）連結総所要自己資本額	102

14.信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項	
（1）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	118,119
（2）信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
①地域別	118,119
②業種別又は取引相手の別	118,119
③残存期間別	118,119
（3）三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	118,119
①地域別	118,119
②業種別又は取引相手の別	118,119
（4）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）	120
①地域別	120
②業種別又は取引相手の別	120
（5）業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	121
（6）標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに連結自己資本比率告示第20条第1項第3号及び第6号（連結自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額	121
（7）内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、連結自己資本比率告示第131条第3項及び第5項並びに第144条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	121
（8）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）	
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値	122
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	123
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	123
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	—
（9）内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	125
（10）内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	124

	りそな ホールディングス
15. 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	
(1) 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調整を行っている場合は、当該上調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）.....	126
①適格金融資産担保.....	126
(2) 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）.....	126
16. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項	
(1) 与信相当額の算出に用いる方式.....	127
(2) グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額.....	127
(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）.....	127
(4) (2) に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から (3) に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）.....	127
(5) 担保の種類別の額.....	127
(6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額.....	127
(7) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額.....	127
(8) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額.....	127
17. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1) 持株会社グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）.....	130,132
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）.....	130,132
③保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....	129,131
④保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額.....	129,131
⑤証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳.....	129,131
⑥連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....	129,131
⑦早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額.....	130,132
(ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....	130,132
(iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....	130,132
⑧当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）.....	130,132
⑨証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳.....	130,132
⑩連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額.....	129,131

(2) 持株会社グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 .....	133
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額.....	133
③連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....	133
④連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額 .....	133
18. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
(1) 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額.....	134
①上場株式等エクスポージャー.....	134
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー.....	134
(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額.....	134
(3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額.....	134
(4) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額.....	134
(5) 連結自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額.....	134
19. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額.....	134
20. 銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額.....	135

【銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日付金融庁告示第15号）（単体ベース）】

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行	旧りそな信託銀行
<b>定性的な開示事項</b>				
1.自己資本調達手段の概要 .....	199～206	299,300	361～363	258,259
2.銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 .....	55	55	55	55
3.信用リスクに関する次に掲げる事項				
（1）リスク管理の方針及び手続の概要 .....	36～42	36～42	36～42	36～42
（2）標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項				
①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 .....	207	301	364	259
②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 .....	207	301	364	259
（3）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項				
①使用する内部格付手法の種類 .....	54	54	—	—
②内部格付制度の概要 .....	38,39	38,39	—	—
③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要 .....	—	—	—	—
（i）事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。） .....	38,39	38,39	—	—
（ii）ソブリン向けエクスポージャー .....	38,39	38,39	—	—
（iii）金融機関等向けエクスポージャー .....	38,39	38,39	—	—
（iv）株式等エクスポージャー .....	39	39	—	—
（v）居住用不動産向けエクスポージャー .....	39	39	—	—
（vi）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー .....	39	39	—	—
（vii）その他リテール向けエクスポージャー .....	39	39	—	—
4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 .....	43,215	43,309	43,368	43,261
5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 .....	43	43	43	43
6.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項				
（1）リスク管理の方針及び手続の概要 .....	42	42	42	42
（2）証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称 .....	221	313	370	262
（3）証券化取引に関する会計方針 .....	221	313	370	262
（4）証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 .....	221	313	370	262
7.オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項				
（1）リスク管理の方針及び手続の概要 .....	49	49	49	49
（2）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 .....	54	54	54	54
8.銀行勘定における銀行法施行令第4条第4項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 .....	47,159	47,270	47,332	47,246
9.銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項				
（1）リスク管理の方針及び手続の概要 .....	47	47	47	47
（2）銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要 .....	47	47	47	—
<b>定量的な開示事項</b>				
10.自己資本の構成に関する次に掲げる事項				
（1）基本的項目の額及び次に掲げる事項の額 .....	223	297	372	255
①資本金及び資本剰余金 .....	223	297	372	255
②利益剰余金 .....	223	297	372	255
③自己資本比率告示第40条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合 .....	223	297	372	255
④基本的項目の額のうち①から③までに該当しないもの .....	223	297	372	255
⑤自己資本比率告示第40条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額 .....	223	297	372	255

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行	旧りそな信託銀行
⑥自己資本比率告示第40条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額.....	223	297	—	—
⑦自己資本比率告示第40条第7項の規定により基本的項目から控除した額.....	223	—	—	—
(2) 自己資本比率告示第41条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第42条に定める準補完的項目の額の合計額.....	223	297	372	255
(3) 自己資本比率告示第43条に定める控除項目の額.....	223	297	372	255
(4) 自己資本の額.....	223	297	372	255
11.自己資本の充実度に関する次に掲げる事項				
(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額（(2)及び(3)の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額.....	225	298	373	256
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳.....	225	298	373,374	256,257
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）				
(i) 事業法人向けエクスポージャー.....	225	298	—	—
(ii) ソブリン向けエクスポージャー.....	225	298	—	—
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー.....	225	298	—	—
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー.....	225	298	—	—
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー.....	225	298	—	—
(vi) その他リテール向けエクスポージャー.....	225	298	—	—
③証券化エクスポージャー.....	225	298	373,374	256,257
(2) 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額.....	225	298	—	—
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳.....	225	298	—	—
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー.....	225	298	—	—
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー.....	225	298	—	—
②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー.....	225	298	—	—
(3) 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額.....	225	298	—	—
(4) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式との額.....	225	298	373	256
①標準的方式.....	—	—	—	—
②内部モデル方式.....	—	—	—	—
(5) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額.....	225	298	373	256
①粗利益配分手法.....	225	298	373	256
(6) 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率.....	223	297	372	255
(7) 単体総所要自己資本額.....	223	297	372	255
12.信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項				

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行	旧りそな信託銀行
(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳.....	226,227	302,303	375	260
(2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳				
①地域別.....	226,227	302,303	375	260
②業種別又は取引相手の別.....	226,227	302,303	375	260
③残存期間別.....	226,227	302,303	375	260
(3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳				
①地域別.....	226,227	302,303	375	260
②業種別又は取引相手の別.....	226,227	302,303	375	260
(4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）.....	228	304	376	260
①地域別.....	228	304	376	260
②業種別又は取引相手の別.....	228	304	376	260
(5) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額.....	229	305	376	260
(6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第43条第1項第2号及び第5号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額.....	229	305	376	261
(7) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高.....	229	305	—	—
(8) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）				
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値.....	230	306	—	—
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高.....	231	307	—	—
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー次のいずれかの事項				

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行	旧りそな信託銀行
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値.....	231	306	—	—
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析.....	—	—	—	—
(9) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析.....	232	308	—	—
(10) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比.....	232	308	—	—
13.信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項				
(1) 標準的手法又は基礎的內部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的內部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）.....	233	309	377	261
①適格金融資産担保.....	233	309	377	261
②適格資産担保（基礎的內部格付手法採用行に限る。）.....	233	309	—	—
(2) 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）.....	233	309	377	261
14.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項				
(1) 与信相当額の算出に用いる方式.....	234	310	377	262
(2) グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額.....	234	310	377	262
(3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）.....	234	310	377	262

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行	旧りそな信託銀行
(4) (2) に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から (3) に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）.....	234	310	377	262
(5) 担保の種類別の額.....	234	310	377	262
(6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額 ...	234	310	377	262
(7) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額.....	234	310	377	262
(8) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額.....	234	310	377	262
15.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項				
(1) 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項				
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）.....	236,238	312	378	262
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）....	236,238	312	378	262
③保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....	235,237	311	378	262
④保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額.....	235,237	311	378	262
⑤証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳.....	235,237	311	378	262
⑥自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳....	235,237	311	378	262
⑦早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）				
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額.....	236,238	312	378	262
(ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....	236,238	312	378	262
(iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....	236,238	312	378	262
⑧当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）.....	236,238	312	378	262
⑨証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳.....	236,238	312	378	262

	りそな銀行	埼玉りそな銀行	近畿大阪銀行	旧りそな信託銀行
⑩自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額.....	235,237	311	378	262
(2) 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項				
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....	239	313	378	262
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額.....	239	313	378	262
③自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳....	239	313	378	262
④自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額.....	239	313	378	262
16. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項				
(1) 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額.....	240	314	379	262
①上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という。）.....	240	314	379	262
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー.....	240	314	379	262
(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	240	314	379	262
(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額.....	240	314	379	262
(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額.....	240	314	379	262
(5) 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額.....	240	314	—	—
17. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額.....	240	314	—	—
18. 銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額.....	240	314	379	262

【銀行法施行規則第19条の3第1項第3号ハに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日付金融庁告示第15号）（連結ベース）】

	りそな銀行	近畿大阪銀行
<b>定性的な開示事項</b>		
1. 連結の範囲に関する次に掲げる事項		
(1) 自己資本比率告示第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点.....	195	357
(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容.....	195	357
(3) 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容.....	195	357
(4) 自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容.....	195	357
(5) 銀行法第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容.....	195	357
(6) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要.....	195	357
2. 自己資本調達手段の概要.....	199~206	361~363
3. 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要.....	55	55
4. 信用リスクに関する次に掲げる事項		
(1) リスク管理の方針及び手続の概要.....	36~42	36~42
(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項		
①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称.....	207	364
②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称.....	207	364
(3) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項		
①使用する内部格付手法の種類.....	54	—
②内部格付制度の概要.....	38,39	—
③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）		
(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）.....	38,39	—
(ii) ソブリン向けエクスポージャー.....	38,39	—
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー.....	38,39	—
(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）.....	39	—
(v) 居住用不動産向けエクスポージャー.....	39	—
(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー.....	39	—
(vii) その他リテール向けエクスポージャー.....	39	—
5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要.....	43,215	43,368
6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要.....	43	43
7. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
(1) リスク管理の方針及び手続の概要.....	42	42
(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称.....	221	370
(3) 証券化取引に関する会計方針.....	221	370
(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称.....	221	370
8. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項		
(1) リスク管理の方針及び手続の概要.....	49	49
(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称.....	54	54
9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要.....	47,144	47,321
10. 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項		
(1) リスク管理の方針及び手続の概要.....	47	47
(2) 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要.....	47	47

	りそな銀行	近畿大阪銀行
<b>定量的な開示事項</b>		
11. 自己資本比率告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額.....	195	357
12. 自己資本の構成に関する次に掲げる事項		
（1）基本的項目の額及び次に掲げる事項の額.....	196	358
①資本金及び資本剰余金.....	196	358
②利益剰余金.....	196	358
③連結子法人等の少数株主持分の合計額.....	196	358
④自己資本比率告示第28条第2項に規定するステップ・アップ金利等の上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合.....	196	358
⑤基本的項目の額のうち(1)から(4)までに該当しないもの.....	196	358
⑥自己資本比率告示第28条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額.....	196	358
⑦自己資本比率告示第28条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額.....	196	—
⑧自己資本比率告示第28条第6項の規定により基本的項目から控除した額.....	196	—
（2）自己資本比率告示第29条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第30条に定める準補完的項目の額の合計額.....	196	358
（3）自己資本比率告示第31条に定める控除項目の額.....	196	358
（4）自己資本の額.....	196	358
13. 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項		
（1）信用リスクに対する所要自己資本の額（（2）及び（3）の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額.....	198	359
①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳.....	198	359,360
②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）		
（i）事業法人向けエクスポージャー.....	198	—
（ii）ソブリン向けエクスポージャー.....	198	—
（iii）金融機関等向けエクスポージャー.....	198	—
（iv）居住用不動産向けエクスポージャー.....	198	—
（v）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー.....	198	—
（vi）その他リテール向けエクスポージャー.....	198	—
③証券化エクスポージャー.....	198	359,360
（2）内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額.....	198	—
①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳...	198	—
（i）簡易手法が適用される株式等エクスポージャー.....	198	—
（ii）内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー.....	198	—
②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー.....	198	—
（3）信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額.....	198	—
（4）マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額.....	198	359
①標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）.....	—	—
②内部モデル方式.....	—	—
（5）オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額.....	198	359
①粗利益配分手法.....	198	359

	りそな銀行	近畿大阪銀行
(6) 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率.....	196	358
(7) 連結総所要自己資本額.....	196	358
14. 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項		
(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳.....	208,209	365
(2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳		
①地域別.....	208,209	365
②業種別又は取引相手の別.....	208,209	365
③残存期間別.....	208,209	365
(3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳		
①地域別.....	208,209	365
②業種別又は取引相手の別.....	208,209	365
(4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）	210	366
①地域別.....	210	366
②業種別又は取引相手の別.....	210	366
(5) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額.....	211	367
(6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第31条第1項第3号及び第6号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額.....	211	367
(7) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高.....	211	—
(8) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）		
①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値.....	212	—
②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高.....	213	—
③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項		
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値.....	213	—
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析.....	—	—
(9) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析.....	214	—
(10) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比.....	214	—

	りそな銀行	近畿大阪銀行
15. 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項		
（1）標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調調整を行っている場合は、当該上調調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）.....	215	368
①適格金融資産担保.....	215	368
②適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）.....	215	—
（2）標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）.....	215	368
16. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項		
（1）与信相当額の算出に用いる方式.....	216	369
（2）グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額.....	216	369
（3）担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）.....	216	369
（4）（2）に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から（3）に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）.....	216	369
（5）担保の種類別の額.....	216	369
（6）担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額.....	216	369
（7）与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額.....	216	369
（8）信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額.....	216	369
17. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
（1）連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）.....	218,220	370
②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）.....	218,220	370
③保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....	217,219	370
④保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額.....	217,219	370
⑤証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳.....	217,219	370
⑥自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....	217,219	370
⑦早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）		
（i）早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額.....	218,220	370
（ii）連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....	218,220	370
（iii）連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....	218,220	370

	りそな銀行	近畿大阪銀行
⑧当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）.....	218,220	370
⑨証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳.....	218,220	370
⑩自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額.....	217,219	370
(2) 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....	221	370
②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額.....	221	370
③自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....	221	370
④自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額.....	221	370
18. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項		
(1) 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額.....	222	371
①上場株式等エクスポージャー.....	222	371
②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー.....	222	371
(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額.....	222	371
(3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額.....	222	371
(4) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額.....	222	371
(5) 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額.....	222	—
19. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額.....	222	—
20. 銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額.....	222	371

## ■ 情報開示及び財務報告に関する基本方針 ■

りそなグループは、公平かつ適時・適切な情報開示及び信頼性ある財務報告の実施、並びに情報開示統制の有効性確保を目的として、情報開示及び財務報告に関する基本方針を定めています。同方針の主な内容は以下の通りです。

### 基本姿勢

1. 国内外のお客さま・株主・投資家等が当グループの状況を正確に認識し判断できるよう、より広く、継続して、分かり易い情報開示及び財務報告に努める。
2. 金融商品取引法及び当社の有価証券を上場している金融商品取引所の規則、並びに会社法及び銀行法その他の関係諸法令・規則等を遵守する。
3. 内容、時間、手法等の適時・適切性を確保すべく、金融商品取引所の情報システム、当グループのウェブサイト、各種印刷物など様々なツールを積極的に活用する。
4. 情報開示統制の整備・運用に努め、不断の改善を実施する。

### 情報開示及び財務報告のための体制と役割

取締役会は、本基本方針の制定、見直しを行うとともに、代表執行役及び執行役等が行う情報開示及び財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を適切に監督する。

監査委員会は、執行役の職務の執行に対する監査の一貫として、独立した立場から、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視する。

代表執行役は、情報開示の適切性及び財務報告の信頼性に関する責任を有し、内部統制の有効性を確保すべく最適な整備・運用を行う。

以上

平成17年6月制定

平成17年7月改定

平成18年5月改定

平成20年2月改定

上記「情報開示及び財務報告に関する基本方針」は、りそなグループにおける情報開示及び財務報告に関する基本方針を対外的に表明するものであり、プライバシーを侵害する情報等、開示が不適切と判断された情報の取り扱いについてはこの指針の対象ではありません。

また、りそなグループが開示する情報の中には、将来に関する記述（将来情報）が含まれることがありますが、こうした将来情報は、

次のような要因により重要な変動を受ける可能性があります。

すなわち、本邦における株価水準の変動、政府の方針、法令、実務慣行及び解釈に係る展開及び変更、新たな企業倒産の発生、日本及び海外の経済環境の変動、並びにりそなグループのコントロールの及ばない要因等が考えられます。こうした将来情報は、将来の業績その他の動向について保証するものではなく、また実際の結果に比べて違いが生じる可能性があることにご留意ください。

## りそなホールディングスの概要

商号	株式会社りそなホールディングス	従業員数	16,498人（連結）
代表者	会長 細谷英二 社長 檜垣誠司		521人（単体）
本店所在地	大阪府中央区備後町2丁目2番1号	事業内容	グループの経営戦略、 営業戦略等の策定、グループ内の経営 資源の配分および子会社各社の経営管理等
設立	平成13年12月	ホームページ	<a href="http://www.resona-gr.co.jp/">http://www.resona-gr.co.jp/</a>
資本金	3,272億円		

## りそな銀行の概要

商号	株式会社りそな銀行	有人店舗数	321店
代表者	社長 岩田直樹	従業員数	8,377人（連結） 8,152人（単体）
本店所在地	大阪府中央区備後町2丁目2番1号	預金残高	19兆4,602億円
設立	大正7年5月	貸出金残高	17兆4,214億円(銀行勘定)
資本金	2,799億円	ホームページ	<a href="http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/">http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/</a>
株主(持株比率)	株式会社りそなホールディングス（100%）		

## 埼玉りそな銀行の概要

商号	株式会社埼玉りそな銀行	有人店舗数	128店（うち埼玉県内126店）
代表者	社長 上條正仁	従業員数	2,871人
本店所在地	埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号	預金残高	9兆3,890億円
設立	平成14年8月	貸出金残高	6兆3,699億円
資本金	700億円	ホームページ	<a href="http://www.resona-gr.co.jp/saitamaresona/">http://www.resona-gr.co.jp/saitamaresona/</a>
株主(持株比率)	株式会社りそなホールディングス（100%）		

## 近畿大阪銀行の概要

商号	株式会社近畿大阪銀行	有人店舗数	136店
代表者	社長 桔梗芳人	従業員数	2,446人（連結） 2,417人（単体）
本店所在地	大阪府中央区城見1丁目4番27号	預金残高	3兆2,987億円
設立	昭和25年11月	貸出金残高	2兆7,046億円
資本金	389億71百万円	ホームページ	<a href="http://www.kinkiosakabank.co.jp/">http://www.kinkiosakabank.co.jp/</a>
株主(持株比率)	株式会社りそなホールディングス（100%）		